



毎月2回10日・25日発行  
 発行所  
 川崎市役所  
 (総務企画局総務部法制課)  
 川崎市川崎区宮本町1  
 電 話 044-200-2062  
 F A X 044-200-3748

目 次

条 例

◇川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例(第1号) ……………	1150	一部を改正する条例(第16号) ……………	1160
◇川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例(第2号) ……………	1150	◇川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(第17号) ……………	1161
◇川崎市職員定数条例等の一部を改正する条例(第3号) ……………	1150	◇川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(第18号) ……………	1161
◇川崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(第4号) ……………	1150	◇都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(第19号) ……………	1161
◇川崎市基金条例の一部を改正する条例(第5号) ……………	1152	◇川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例の一部を改正する条例(第20号) ……………	1162
◇川崎市生産緑地地区の区域の規模に関する条例(第6号) ……………	1152	◇川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例(第21号) ……………	1162
◇川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例(第7号) ……………	1152	◇川崎市都市公園条例の一部を改正する条例(第22号) ……………	1162
◇川崎市難病の患者に対する医療等に関する法律施行条例(第8号) ……………	1152	◇川崎市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例(第23号) ……………	1162
◇川崎市病院等における人員及び施設の基準に関する条例の一部を改正する条例(第9号) ……………	1153	◇川崎市手数料条例の一部を改正する条例(第24号) ……………	1163
◇川崎市身体障害者福祉会館条例の一部を改正する条例(第10号) ……………	1153	◇川崎市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例(第25号) ……………	1164
◇川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例(第11号) ……………	1153	◇川崎市旅館業法施行条例の一部を改正する条例(第26号) ……………	1178
◇川崎市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例(第12号) ……………	1155	◇川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例(第27号) ……………	1179
◇川崎市介護保険条例の一部を改正する条例(第13号) ……………	1155	◇川崎市障害者就労支援施設条例の一部を改正する条例(第28号) ……………	1180
◇川崎市認定こども園の認定の要件を定める条例(第14号) ……………	1155	◇川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例(第29号) ……………	1180
◇川崎市児童福祉審議会条例の一部を改正する条例(第15号) ……………	1160	◇川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する	
◇川崎市子どもを虐待から守る条例の			

条例の一部を改正する条例(第30号) ……………	1186	ビスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例(第44号) ……………	1215
◇川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(第31号) ……………	1186	◇川崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例(第45号) ……………	1215
◇川崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(第32号) ……………	1186	◇川崎市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(第46号) ……………	1216
◇川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例(第33号) ……………	1186	◇川崎市消防手数料条例の一部を改正する条例(第47号) ……………	1216
◇川崎市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例(第34号) ……………	1199	◇職員の懲戒の方法及び効果に関する条例の一部を改正する条例(第48号) ……………	1228
◇川崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(第35号) ……………	1199	<b>規 則</b>	
◇川崎市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(第36号) ……………	1199	◇川崎市旅館業法施行細則の一部を改正する規則(第5号) ……………	1228
◇川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例(第37号) ……………	1200	◇川崎市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則(第6号) ……………	1232
◇川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例(第38号) ……………	1205	◇川崎市事務分掌規則等の一部を改正する規則(第7号) ……………	1232
◇川崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例(第39号) ……………	1209	◇川崎市副市長事務分担規則及び川崎市市長職務代理順序に関する規則の一部を改正する規則(第8号) ……………	1238
◇川崎市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(第40号) ……………	1210	◇川崎市公印規則の一部を改正する規則(第9号) ……………	1238
◇川崎市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(第41号) ……………	1211	◇川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(第10号) ……………	1240
◇川崎市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(第42号) ……………	1211	◇川崎市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(第11号) ……………	1244
◇川崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例(第43号) ……………	1212	◇川崎市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則(第12号) ……………	1244
◇川崎市指定地域密着型介護予防サー		◇川崎市基金条例施行規則の一部を改正する規則(第13号) ……………	1244
		◇川崎市予算及び決算規則の一部を改正する規則(第14号) ……………	1244
		◇川崎市契約規則の一部を改正する規則(第15号) ……………	1244
		◇川崎市市税条例施行規則の一部を改正する規則(第16号) ……………	1245
		◇川崎市平和館条例施行規則の一部を改正する規則(第17号) ……………	1249

◇川崎市自転車競走実施規則の一部を改正する規則(第18号) ……………	1249	を改正する規則(第37号) ……………	1299
◇川崎市自転車競走電話投票実施規則の一部を改正する規則(第19号) ……………	1250	◇川崎市金銭会計規則の一部を改正する規則(第38号) ……………	1299
◇都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則(第20号) ……………	1253	◇川崎市消防手数料条例施行規則の一部を改正する規則(第39号) ……………	1300
◇川崎市難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則(第21号) ……………	1253	◇川崎市消防団の消防団員の定員を定める規則の一部を改正する規則(第40号) ……………	1300
◇川崎市立看護短期大学学則の一部を改正する規則(第22号) ……………	1279	◇川崎市消防立入検査証規則の一部を改正する規則(第41号) ……………	1301
◇川崎市高齢者外出支援乗車事業に関する条例施行規則の一部を改正する規則(第23号) ……………	1279	<b>告 示</b>	
◇川崎市障害者外出支援乗車事業に関する規則の一部を改正する規則(第24号) ……………	1279	◇川崎市緑の基本計画の公表(第149号) ……………	1301
◇川崎市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則(第25号) ……………	1279	◇指定障害児通所支援事業者の指定(第150号) ……………	1301
◇川崎市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則(第26号) ……………	1286	◇指定障害福祉サービスの事業の廃止(第151号) ……………	1301
◇川崎市生活保護法施行細則の一部を改正する規則(第27号) ……………	1286	◇指定障害福祉サービスの事業の廃止(第152号) ……………	1302
◇川崎市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則(第28号) ……………	1287	◇指定障害児通所支援の事業の廃止(第153号) ……………	1302
◇川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例施行規則の一部を改正する規則(第29号) ……………	1292	◇道路区域の変更(第154号) ……………	1302
◇川崎市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則(第30号) ……………	1292	◇道路の供用開始(第155号) ……………	1302
◇川崎市基準該当居宅サービス事業者等及び基準該当居宅介護支援事業者の登録等に関する規則の一部を改正する規則(第31号) ……………	1295	◇電線共同溝を整備すべき道路の指定(第156号) ……………	1303
◇川崎市介護サービス事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則(第32号) ……………	1296	◇道路区域の変更(第157号) ……………	1303
◇川崎市青少年問題協議会条例施行規則の一部を改正する規則(第33号) ……………	1298	◇道路区域の変更(第158号) ……………	1303
◇川崎市児童相談所長委任規則の一部を改正する規則(第34号) ……………	1298	◇道路区域の変更(第159号) ……………	1303
◇川崎市保育園条例施行規則の一部を改正する規則(第35号) ……………	1298	◇道路の供用開始(第160号) ……………	1303
◇川崎市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則(第36号) ……………	1298	◇自転車等の撤去と保管(第161号) ……………	1304
◇川崎市港湾施設条例施行規則の一部		◇議決された予算の公表(第162号) ……………	1304
		◇地縁団体の告示事項の変更(第163号) ……………	1335
		◇地縁による団体の認可(第164号) ……………	1335
		◇指定障害福祉サービス事業者の指定(第165号) ……………	1335
		◇指定障害児通所支援事業者の指定(第166号) ……………	1336
		◇指定障害福祉サービス事業者の指定(第167号) ……………	1336
		◇指定障害児通所支援事業者の指定(第168号) ……………	1336
		◇指定障害福祉サービス事業者の指定(第169号) ……………	1337
		◇指定障害福祉サービス事業者の指定(第170号) ……………	1337
		◇道路区域の変更(第171号) ……………	1337
		◇市道路線の認定(第172号) ……………	1338

◇道路区域の決定 (第173号).....	1338	◇自転車等の撤去と保管 (第208号).....	1358
◇道路の供用開始 (第174号).....	1339	◇指定障害福祉サービスの事業の指定 の全部の効力停止処分 (第209号).....	1359
◇市道路線の廃止 (第175号).....	1339	◇道路区域の変更 (第210号).....	1359
◇川崎港コンテナターミナルの指定管 理者の指定 (第176号).....	1340	◇道路の供用開始 (第211号).....	1359
◇道路区域の変更 (第177号).....	1340	◇道路区域の変更 (第212号).....	1359
◇指定緊急避難場所の指定 (第178号).....	1340	◇道路区域の変更 (第213号).....	1359
◇道路区域の変更 (第179号).....	1342	◇道路の供用開始 (第214号).....	1360
◇道路区域の変更 (第180号).....	1342	◇港湾施設の名称、位置、規模等 (第 215号).....	1360
◇道路の供用開始 (第181号).....	1342	◇自転車等放置禁止区域の指定 (第216 号).....	1361
◇道路区域の変更 (第182号).....	1342	◇公印の新調 (第217号).....	1363
◇道路の供用開始 (第183号).....	1342	◇公印の改刻 (第218号).....	1364
◇道路区域の変更 (第184号).....	1343	◇平成30年度川崎市一般廃棄物処理実 施計画 (第219号).....	1364
◇道路の供用開始 (第185号).....	1343	◇道路区域の変更 (第220号).....	1373
◇指定障害児通所支援の事業の廃止 (第186号).....	1343	◇道路の供用開始 (第221号).....	1373
◇指定障害福祉サービス事業者の指定 (第187号).....	1343	◇個人情報保護条例の規定による目的 外利用等の届出 (第222号).....	1373
◇指定障害児通所支援事業者の指定 (第188号).....	1344	◇河川の区間、河川工事及び河川の維 持の期間の変更 (第223号).....	1373
◇定期予防接種の実施 (第189号).....	1344	◇特定非営利活動促進法の規定による 認定有効期間の更新 (第224号).....	1375
◇定期予防接種の実施 (第190号).....	1344	◇地縁団体の告示事項の変更 (第225 号).....	1375
◇定期予防接種の実施 (第191号).....	1345	<b>公 告</b>	
◇定期予防接種の実施 (第192号).....	1345	◇一般競争入札の執行 (第195号).....	1375
◇定期予防接種の実施 (第193号).....	1345	◇一般競争入札の執行 (第196号).....	1376
◇定期予防接種の実施 (第194号).....	1346	◇都市公園の供用開始 (第197号).....	1377
◇定期予防接種の実施 (第195号).....	1346	◇都市公園の名称の変更 (第198号).....	1377
◇定期予防接種の実施 (第196号).....	1346	◇都市公園の供用開始 (第199号).....	1378
◇定期予防接種の実施 (第197号).....	1346	◇開発行為に関する工事の完了 (第200 号).....	1378
◇定期予防接種の実施 (第198号).....	1347	◇一般競争入札の執行 (第201号).....	1378
◇予防接種の業務を行う医師 (第199 号).....	1347	◇開発行為に関する工事の完了 (第202 号).....	1383
◇生活保護法等による指定医療機関の 指定 (第200号).....	1357	◇川崎都市計画地区計画の案の縦覧 (第203号).....	1383
◇生活保護法等による指定施術機関の 指定 (第201号).....	1357	◇一般競争入札の執行 (第204号).....	1384
◇生活保護法等による指定医療機関の 廃止 (第202号).....	1357	◇公募型プロポーザルの実施 (第205 号).....	1386
◇生活保護法等による指定施術機関の 廃止 (第203号).....	1357	◇一般競争入札の執行 (第206号).....	1388
◇生活保護法等による指定医療機関の 辞退による廃止 (第204号).....	1358	◇開発行為に関する工事の完了 (第207 号).....	1389
◇生活保護法等による指定介護機関の 指定 (第205号).....	1358	◇開発行為に関する工事の完了 (第208 号).....	1389
◇生活保護法等による指定介護機関の 変更 (第206号).....	1358	◇農業振興地域整備計画書の縦覧 (第 209号).....	1389
◇生活保護法等による指定介護機関の 廃止 (第207号).....	1358		

209号)……………	1390	79号)……………	1413
◇特定非営利活動法人の設立の認証申請(第210号)……………	1390	◇差押調書(謄本)の公示送達(第80号)……………	1413
◇特定非営利活動法人の定款の変更認証申請(第211号)……………	1390	◇配当計算書(謄本)の公示送達(第81号)……………	1413
◇開発行為に関する工事の完了(第212号)……………	1391	◇督促状の公示送達(第82号)……………	1413
◇川崎市森林整備計画の策定(第213号)……………	1391	<b>訓 令</b>	
<b>公告(調達)</b>		◇川崎市事務分掌規則等の一部を改正する規則の制定に伴う職員の勤務について(第1号)……………	1414
◇落札者等の公示(第238号)……………	1391	◇川崎市危機管理推進会議規程等の一部を改正する訓令(第2号)……………	1415
◇公募型プロポーザルの実施(第239号)……………	1391	◇川崎市職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令(第3号)……………	1415
◇一般競争入札の執行(第240号)……………	1393	◇川崎市職員服務規程の一部を改正する訓令(第4号)……………	1416
◇一般競争入札の執行(第241号)……………	1395	<b>上下水道局規程</b>	
◇一般競争入札の執行(第242号)……………	1396	◇川崎市上下水道局事務分掌規程の一部を改正する規程(第2号)……………	1416
◇一般競争入札の執行(第243号)……………	1398	◇川崎市上下水道局事務決裁規程の一部を改正する規程(第3号)……………	1425
◇落札者等の公示(第244号)……………	1399	◇川崎市上下水道局企業職員の特殊勤務手当支給規程の一部を改正する規程(第4号)……………	1426
◇落札者等の公示(第245号)……………	1399	◇川崎市上下水道局公印規程の一部を改正する規程(第5号)……………	1427
◇落札者等の公示(第246号)……………	1400	◇川崎市上下水道局企業職員出勤記録整理規程の一部を改正する規程(第6号)……………	1427
◇一般競争入札の執行(第247号)……………	1400	◇川崎市上下水道局請負工事検査規程の一部を改正する規程(第7号)……………	1427
◇一般競争入札の執行(第248号)……………	1402	◇川崎市上下水道局契約審査委員会規程の一部を改正する規程(第8号)……………	1427
◇一般競争入札の執行(第249号)……………	1403	◇川崎市上下水道局安全衛生管理規程の一部を改正する規程(第9号)……………	1427
◇落札者等の公示(第250号)……………	1405	◇川崎市上下水道局財務規程の一部を改正する規程(第10号)……………	1428
◇一般競争入札の執行(第251号)……………	1405	◇川崎市水道条例施行規程の一部を改正する規程(第11号)……………	1429
◇公募型プロポーザルの実施(第252号)……………	1407	◇川崎市下水道条例施行規程の一部を改正する規程(第12号)……………	1437
◇公募型プロポーザルの実施(第253号)……………	1408	◇川崎市上下水道局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程の一部を改正する規程(第13号)……………	1440
◇落札者等の公示(第254号)……………	1409	◇川崎市上下水道局企業職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規程の一部を改正する規程(第14号)……………	1442
◇落札者等の公示(第255号)……………	1410	◇川崎市上下水道局企業職員被服貸与	
◇一般競争入札の公告(第256号)……………	1410		
<b>税公告</b>			
◇納税通知書の公示送達(第71号)……………	1412		
◇納税通知書(課税額変更(取消)通知書)の公示送達(第72号)……………	1412		
◇差押調書(謄本)の公示送達(第73号)……………	1412		
◇差押解除通知書の公示送達(第74号)……………	1412		
◇配当計算書(謄本)の公示送達(第75号)……………	1413		
◇差押調書(謄本)の公示送達(第76号)……………	1413		
◇配当計算書(謄本)の公示送達(第77号)……………	1413		
◇差押調書(謄本)の公示送達(第78号)……………	1413		
◇配当計算書(謄本)の公示送達(第			

規程の一部を改正する規程(第15号)……………	1442	を改正する規程(第2号)……………	1463
◇川崎市上下水道局企業職員服務規程 の一部を改正する規程(第16号)……………	1444	◇川崎市病院局企業職員服務規程の一 部を改正する規程(第3号)……………	1465
◇川崎市上下水道局契約規程の一部を 改正する規程(第17号)……………	1444	◇川崎市病院局企業職員給与支給規程 の一部を改正する規程(第4号)……………	1465
<b>上下水道局告示</b>		<b>病院局公告</b>	
◇川崎市排水設備指定工事店の指定 (第18号)……………	1447	◇一般競争入札の執行(第19号)……………	1467
◇川崎市上下水道局指定給水装置工事 事業者の指定(第19号)……………	1447	<b>病院局公告(調達)</b>	
◇川崎市上下水道局指定給水装置工事 事業者の指定事項の変更(第20号)……………	1448	◇落札者等の公示(第5号)……………	1468
◇川崎市上下水道局指定給水装置工事 事業者の廃止(第21号)……………	1448	<b>消防局訓令</b>	
<b>上下水道局公告</b>		◇消防職員及び主要機械の配置基準 (第2号)……………	1469
◇一般競争入札の執行(第21号)……………	1449	◇川崎市火災予防査察規程の一部を改 正する訓令(第3号)……………	1482
◇一般競争入札の執行(第22号)……………	1450	◇川崎市高圧ガス保安法事務処理要綱 (第4号)……………	1515
◇一般競争入札の執行(第23号)……………	1451	◇川崎市婦人消防育成検討委員会及び 地区婦人消防隊委員会の設置等に關 する規程の一部を改正する訓令(第 5号)……………	1554
<b>交通局規程</b>		◇川崎市消防局警防規程及び川崎市救 急業務実施規程の一部を改正する訓 令(第6号)……………	1554
◇川崎市乗合自動車乗車料条例施行規 程の一部を改正する規程(第2号)……………	1453	◇川崎市消防通信規程の一部を改正す る訓令(第7号)……………	1557
◇川崎市交通局企業職員の給料等の額 及び支給方法等に関する規程の一部 を改正する規程(第3号)……………	1453	◇川崎市消防職員服務規程の一部を改 正する訓令(第8号)……………	1558
◇川崎市交通局企業職員の期末手当及 び勤勉手当の支給に関する規程の一 部を改正する規程(第4号)……………	1455	<b>教育委員会規則</b>	
◇川崎市乗合自動車乗車料条例施行規 程の一部を改正する規程(第5号)……………	1456	◇川崎市教育委員会事務局事務分掌規 則の一部を改正する規則(第2号)……………	1559
◇川崎市交通局ICカード取扱規程の 一部を改正する規程(第6号)……………	1457	◇川崎市教育文化会館使用規則の一部 を改正する規則(第3号)……………	1559
<b>交通局告示</b>		◇川崎市教育長の職務に専念する義務 の免除に関する規則の一部を改正す る規則(第4号)……………	1559
◇公金徴収業務の委託(第1号)……………	1457	<b>教育委員会告示</b>	
◇公金徴収業務の委託(第2号)……………	1457	◇教育委員会臨時会の招集(第7号)……………	1560
◇公金徴収業務の委託(第3号)……………	1458	◇教育委員会臨時会の招集(第8号)……………	1560
◇公金徴収業務の委託(第4号)……………	1458	◇教育委員会臨時会の議事事項の追加 (第9号)……………	1560
◇公金徴収業務の委託(第5号)……………	1458	<b>教育委員会訓令</b>	
◇公金徴収業務の委託(第6号)……………	1458	◇川崎市教育委員会職員の人事評価等 に関する規程及び川崎市立学校教職 員の人事評価に関する規程の一部を 改正する訓令(第1号)……………	1560
<b>交通局公告</b>		◇教員特殊業務手当の支給に関する規 程の一部を改正する訓令(第2号)……………	1561
◇一般競争入札の執行(第42号)……………	1459	◇川崎市教育委員会職員服務規程の一	
<b>交通局公告(調達)</b>			
◇落札者等の公示(第3号)……………	1461		
◇落札者等の公示(第4号)……………	1462		
<b>交通局訓令</b>			
◇川崎市交通局企業職員服務規程の一 部を改正する訓令(第1号)……………	1462		
<b>病院局規程</b>			
◇川崎市病院局事務分掌規程等の一部			

部を改正する訓令(第3号)……………	1561	<b>区公告</b>	
<b>監査告示</b>		◇国民健康保険料に係る督促状の公示 送達(川崎区第32号)……………	1590
◇川崎市監査専門委員設置規程(第1号)……………	1562	◇国民健康保険料に係る督促状の公示 送達(川崎区第33号)……………	1590
◇川崎市監査委員会議規程の一部を改正する告示(第2号)……………	1562	◇国民健康保険料に係る督促状の公示 送達(川崎区第34号)……………	1591
<b>人事委員会規則</b>		◇国民健康保険料に係る差押調書(謄本)の公示送達(川崎区第35号)……………	1591
◇管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則(第1号)……………	1562	◇介護保険料に係る督促状の公示送達(川崎区第36号)……………	1591
◇川崎市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則(第2号)……………	1562	◇後期高齢者医療保険料に係る督促状の公示送達(川崎区第37号)……………	1591
◇川崎市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則(第3号)……………	1563	◇住民票の職権消除(川崎区第38号)……………	1591
◇川崎市職員の職務に専念する義務の免除に関する規則の一部を改正する規則(第4号)……………	1563	◇印鑑登録の抹消(川崎区第39号)……………	1592
◇川崎市職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則(第5号)……………	1563	◇国民健康保険料に係る差押調書(謄本)の公示送達(川崎区第40号)……………	1592
◇川崎市職員の職務の級に係る分類の基準に関する規則の一部を改正する規則(第6号)……………	1564	◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達(幸区第13号)……………	1592
◇川崎市職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則(第7号)……………	1565	◇介護保険料に係る督促状の公示送達(幸区第14号)……………	1592
◇川崎市職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則(第8号)……………	1565	◇後期高齢者医療保険料に係る督促状の公示送達(幸区第15号)……………	1593
<b>職員共済組合告示</b>		◇国民健康保険料に係る過誤納金還付通知書の公示送達(幸区第16号)……………	1593
◇川崎市職員共済組合定款の一部変更(第1号)……………	1565	◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達(中原区第13号)……………	1593
<b>職員共済組合公告</b>		◇後期高齢者医療保険料に係る督促状の公示送達(中原区第14号)……………	1593
◇任意継続掛金の標準となる額の算定の基礎となる組合員の平均標準報酬月額(第2号)……………	1566	◇介護保険料に係る督促状の公示送達(中原区第15号)……………	1594
◇平成30年度事業計画及び予算(第3号)……………	1566	◇印鑑登録の抹消(中原区第16号)……………	1594
<b>区告示</b>		◇住民票の職権消除(中原区第17号)……………	1594
◇自動車臨時運行許可番号標の無効(川崎区第1号)……………	1590	◇後期高齢者医療保険料に係る督促状の公示送達(高津区第17号)……………	1594
◇自動車臨時運行許可番号標の無効(幸区第1号)……………	1590	◇介護保険料に係る督促状の公示送達(高津区第18号)……………	1594
◇自動車臨時運行許可番号標の無効(幸区第2号)……………	1590	◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達(高津区第19号)……………	1595
◇自動車臨時運行許可番号標の無効(幸区第3号)……………	1590	◇印鑑登録の抹消(高津区第20号)……………	1595
◇自動車臨時運行許可番号標の無効(幸区第4号)……………	1590	◇住民票の職権消除(高津区第21号)……………	1595
		◇国民健康保険料に係る還付通知書の公示送達(宮前区第20号)……………	1595
		◇介護保険料に係る督促状の公示送達(宮前区第21号)……………	1595
		◇後期高齢者医療保険料に係る督促状の公示送達(宮前区第22号)……………	1596
		◇国民健康保険料に係る督促状の公示	

送達(宮前区第23号) ..... 1596

◇住民票の職権消除(宮前区第24号) ..... 1596

◇印鑑登録の抹消(宮前区第25号) ..... 1596

◇国民健康保険料に係る配当計算書  
(謄本)の公示送達(多摩区第24号) ..... 1597

◇国民健康保険料に係る督促状の公示  
送達(多摩区第25号) ..... 1597

◇介護保険料に係る督促状の公示送達  
(多摩区第26号) ..... 1597

◇介護保険料に係る督促状の公示送達  
(麻生区第17号) ..... 1597

◇国民健康保険被保険者証返還請求書  
の公示送達(麻生区第18号) ..... 1598

◇国民健康保険料に係る督促状の公示  
送達(麻生区第19号) ..... 1598

**条 例**

川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 3月20日

川崎市長 福田 紀彦

**川崎市条例第1号**

川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例

川崎市附属機関設置条例(平成27年川崎市条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表第1 かわさき産業デザインコンペ審査委員会の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 3月20日

川崎市長 福田 紀彦

**川崎市条例第2号**

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年川崎市条例第67号)の一部を次のように改正する。

別表第2の35の項中「障害者自立支援給付関係情報」の次に「、難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報」を加え、同項を同表

の36の項とし、同表の30の項から34の項までを1項ずつ繰り下げ、同表の29の項の次に次の1項を加える。

30 市長	難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)による特定医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉給付関係情報、医療保険の給付に関する情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
-------	--	---

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

川崎市職員定数条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 3月20日

川崎市長 福田 紀彦

**川崎市条例第3号**

川崎市職員定数条例等の一部を改正する条例

(川崎市職員定数条例の一部改正)

第1条 川崎市職員定数条例(昭和26年川崎市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「7,262人」を「7,251人」に改め、同条第5号ア中「386人」を「390人」に改め、同号イ中「7,064人」を「7,051人」に改め、同条第8号中「1,407人」を「1,417人」に改める。

第4条第1項中「育児休業をしている職員」の次に「、大学院修学休業をしている職員」を加え、「及び」を「並びに」に改め、「消防吏員」の次に「及び救急救命士の養成に係る研修中の消防吏員」を加える。

(川崎市上下水道局企業職員定数条例の一部改正)

第2条 川崎市上下水道局企業職員定数条例(昭和42年川崎市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条中「1,066人」を「1,051人」に改める。

(川崎市交通局企業職員定数条例の一部改正)

第3条 川崎市交通局企業職員定数条例(昭和42年川崎市条例第14号)の

一部を次のように改正する。

第2条中「557人」を「526人」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

川崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 3月20日

川崎市長 福田 紀彦

**川崎市条例第4号**

川崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

川崎市職員の給与に関する条例(昭和32年川崎市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第6条第3項を次のように改める。

3 扶養手当の月額、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき7,000円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族としての子」という。)については1人につき10,000円とする。

第6条の2第1項中「一に該当する」を「いずれかに掲げる」に改め、同項第2号中「前条第2項第2号又は第4号」を「扶養親族としての子又は前条第2項第3号若しくは第5号」に改め、同項第3号及び第4号を削り、同条第3項中「、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合」を削り、同項後段中「第1項第1号」を「同号」に改め、「(配偶者以外の扶養親族で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族としての配偶者を有するに至った場合における当該配偶者以外の扶養親族に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)及び扶養手当を受けている職員のうち配偶者以外の扶養親族で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該配偶者以外の扶養親族に係る扶養手当の支給額の改定」を削る。

第7条第1項中「24,750円」を「37,800円」に改める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成30年4月1日から施行する。  
(平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)
- 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間における改正後の条例第6条第3項及び第6条の2の規定の適用については、同項中「及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき7,000円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族としての子」という。)については1人につき10,000円」とあるのは「に該当する扶養親族(以下「扶養親族としての配偶者」という。)については12,600円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族としての子」という。)については1人につき7,900円(職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については11,300円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族としての父母等」という。)については1人につき

7,000円(職員に配偶者及び扶養親族としての子がない場合にあつては、そのうち1人については10,400円)」と、同条第1項中「(2)扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族としての子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。)」とあるのは

- (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族としての子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。)
- (3) 扶養親族としての子又は扶養親族としての父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)
- (4) 扶養親族としての子又は扶養親族としての父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)

と、同条第3項中「至った場合」とあるのは「至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合」と、同項後段中「同号」とあるのは「第1項第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定(扶養親族としての子で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族としての配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族としての子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族としての父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族としての子で同項の規定による届出に係るものないものが扶養親族としての配偶者又は扶養親族としての子を有するに至った場合における当該扶養親族としての父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族としての子で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族としての子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族としての父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族としての子で同項の規定による届出に係るものないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族としての父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

- 前項の規定は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間における改正後の条例第6条第3項及び第6条の2の規定の適用について準用する。この場合において、前項中「12,600円」とあるのは「9,800円」

と、「7,900円」とあるのは「9,000円」と、「11,300円」とあるのは「10,700円」と、「10,400円」とあるのは「8,700円」とそれぞれ読み替えるものとする。

(人事委員会規則への委任)

4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

川崎市基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月20日

川崎市長 福田紀彦

**川崎市条例第5号**

川崎市基金条例の一部を改正する条例

川崎市基金条例(昭和46年川崎市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号の表に次のように加える。

子ども・若者応援基金	頑張る子ども・若者を応援する事業の資金に充てる。
------------	--------------------------

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

川崎市生産緑地地区の区域の規模に関する条例をここに公布する。

平成30年3月20日

川崎市長 福田紀彦

**川崎市条例第6号**

川崎市生産緑地地区の区域の規模に関する条例

生産緑地法(昭和49年法律第68号)第3条第2項に規定する条例で定める区域の規模に関する条件は、300平方メートル以上であることとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月20日

川崎市長 福田紀彦

**川崎市条例第7号**

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例(平成11年川崎市条例第50号)の一部を次のように改正する。第67条の4第1項中「第2条第12項」を「第2条第11項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

川崎市難病の患者に対する医療等に関する法律施行条例をここに公布する。

平成30年3月20日

川崎市長 福田紀彦

**川崎市条例第8号**

川崎市難病の患者に対する医療等に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(審査会の名称)

第2条 法第8条第1項に規定する指定難病審査会の名称は、川崎市指定難病審査会(以下「審査会」という。)とする。

(委員の定数)

第3条 審査会の委員の定数は、16人以内とする。

(会議)

第4条 審査会は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 審査会は、必要に応じ部会を設置することができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が会議に諮って指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

6 部会の会議については、前条の規定を準用する。

(委員でない者の出席)

第6条 審査会において必要があると認めるときは、専門的事項に関し学識経験を有する者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委任)

第7条 法令及びこの条例に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(過料)

第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、100,000円以下の過料に処する。

(1) 法第11条第2項の規定による医療受給者証の返還

を求められてこれに応じない者

- (2) 正当な理由がなく、法第35条第1項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

川崎市病院等における人員及び施設の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月20日

川崎市長 福 田 紀 彦

**川崎市条例第9号**

川崎市病院等における人員及び施設の基準に関する条例の一部を改正する条例

川崎市病院等における人員及び施設の基準に関する条例(平成24年川崎市条例第67号)の一部を次のように改正する。

第1条中「並びに第21条第1項第1号及び第12号」を「、第21条第1項第1号及び第12号並びに同条第2項第1号及び第3号」に、「病院における」を「病院及び療養病床を有する診療所における」に改める。

本則に次の2条を加える。

(療養病床を有する診療所の人員に関する基準)

第6条 法第21条第2項第1号に規定する条例で定める従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 看護師及び准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数が4人又はその端数を増すごとに1人を加えた員数
- (2) 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が4人又はその端数を増すごとに1人を加えた員数
- (3) 事務員その他の従業者 療養病床を有する診療所の実情に応じた適当な員数

2 前項の入院患者の数は、前年度の平均値を用いるものとする。ただし、新たに開設し、又は再開する場合は、推定数によるものとする。

(療養病床を有する診療所の施設に関する基準)

第7条 法第21条第2項第3号に規定する条例で定める施設は、談話室、食堂及び浴室とする。

2 第5条第2項第2号から第4号までの規定は、前項に規定する施設について準用する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の2項を加える。

(療養病床を有する診療所の人員に関する基準に係る経過措置)

2 療養病床を有する診療所に置くべき従業者及びその員数は、当分の間、第6条第1項の規定にかかわらず、

次のとおりとする。

- (1) 看護師、准看護師及び看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が2人又はその端数を増すごとに1人を加えた員数。ただし、そのうちの1人については、看護師又は准看護師とする。
  - (2) 事務員その他の従業者 療養病床を有する診療所の実情に応じた適当な員数
- 3 第6条第2項の規定は、前項第1号に規定する入院患者の数について準用する。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

川崎市身体障害者福祉会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月20日

川崎市長 福 田 紀 彦

**川崎市条例第10号**

川崎市身体障害者福祉会館条例の一部を改正する条例

川崎市身体障害者福祉会館条例(昭和57年川崎市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第3条第5号中「第5条第16項」を「第5条第18項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月20日

川崎市長 福 田 紀 彦

**川崎市条例第11号**

川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例

川崎市国民健康保険条例(昭和33年川崎市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第1条中「行なう国民健康保険」を「行う国民健康保険の事務」に改める。

第2条中「国民健康保険事業」を「国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)第11条第2項及び第3項に規定する国民健康保険事業」に改める。

第3条第1号から第3号までの規定中「7人」を「3人」に改め、同条第4号中「国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)附則第10条第1項」を「高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)第7条第3項」に改める。

第7条第2項中「高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」とい

う。)を「高齢者医療確保法」に改める。

第12条を次のように改める。

(保険料の賦課額)

第12条 保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。

(1) 納付義務者の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額(国民健康保険事業に要する費用(法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち神奈川県が国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。)並びに介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。次条第1号カ及び第2号エにおいて同じ。)に充てるための賦課額をいう。以下同じ。)

(2) 納付義務者の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額(法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(神奈川県が国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための賦課額をいう。以下同じ。)

(3) 納付義務者の世帯に属する被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者(以下「介護納付金賦課被保険者」という。)につき算定した介護納付金賦課額(法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(神奈川県が国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための賦課額をいう。以下同じ。)

第13条各号を次のように改める。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 療養の給付に要する費用(一般被保険者に係るものに限る。)の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用(一般被保険者に係るものに限る。)の額の合算額

イ 国民健康保険事業費納付金(法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下同じ。)の納付に

要する費用(神奈川県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。、神奈川県が国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額

ウ 法第81条の2第4項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額

エ 法第81条の2第9項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額

オ 保健事業に要する費用の額

カ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額(退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに神奈川県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(神奈川県が国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。))及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法第74条の規定による補助金の額

イ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(神奈川県が国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。)に係るものを除く。))及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額

ウ 国民健康保険保険給付費等交付金(法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金をいう。エにおいて同じ。)(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用(法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。エにおいて同じ。)に係るものを除く。)の額

エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入

金及び国民健康保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除く。）の額

第17条中「第29条の7第2項第10号」を「第29条の7第2項第9号」に改める。

第19条各号を次のように改める。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（神奈川県国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に充てる部分であって、神奈川県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。次号において同じ。）の額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

第23条中「第29条の7第3項第9号」を「第29条の7第3項第8号」に改める。

第25条各号を次のように改める。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（神奈川県国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）の額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

第28条中「第29条の7第4項第9号」を「第29条の7第4項第8号」に改める。

第32条の2第1項中「被保険者である納付義務者又はその」を「納付義務者の」に、「若しくは」を「又は」

に改め、同条第3項中「届出は」を「届出に当たり」に、「を提示して行わなければ」を「の提示を求められた場合においては、これを提示しなければ」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第3条第1号から第3号までの改正規定は、平成31年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の条例第12条、第13条、第19条及び第25条の規定は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。

川崎市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月20日

川崎市長 福田 紀彦

#### 川崎市条例第12号

川崎市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

川崎市後期高齢者医療に関する条例（平成20年川崎市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第55条第1項」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「であって、同項」を「であって、法第55条第1項」に改め、同条第3号中「第55条第2項第1号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第4号中「第55条第2項第2号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「行った同号」を「行った法第55条第2項第2号」に改め、同条に次の1号を加える。

(5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により本市の区域内に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であったもの

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

川崎市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月20日

川崎市長 福田 紀彦

#### 川崎市条例第13号

川崎市介護保険条例の一部を改正する条例

川崎市介護保険条例（平成12年川崎市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同項第1号及び第2号中「33,244円」を「34,950円」に改め、同項第3号中「43,217円」を「45,435円」に改め、同項第4号中「49,866円」を「52,425円」に改め、同項第5号中「59,839円」を「62,910円」に改め、同項第6号中「66,487円」を「69,900円」に改め、同項第7号中「76,460円」を「80,385円」に改め、同号ア中「合計所得金額をいい」を「合計所得金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額を控除して得た額とする。以下同じ。)」をいいに改め、同項第8号中「83,109円」を「87,375円」に改め、同号ア中「1,900,000円」を「2,000,000円」に改め、同項第9号中「99,731円」を「104,850円」に改め、同号ア中「1,900,000円」を「2,000,000円」に、「2,900,000円」を「3,000,000円」に改め、同項第10号中「106,380円」を「111,840円」に改め、同号ア中「2,900,000円」を「3,000,000円」に改め、同項第11号中「113,028円」を「118,830円」に改め、同項第12号中「126,326円」を「132,810円」に改め、同項第13号中「139,623円」を「146,790円」に改め、同項第14号中「152,921円」を「160,770円」に改め、同条第2項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「29,920円」を「31,455円」に改める。

附則第33項中「(昭和32年法律第26号)」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の条例第8条第1項及び第2項の規定は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。

3 平成30年度における普通徴収の方法によって徴収する平成30年度分の保険料について、川崎市介護保険条例第9条の規定により算定を行う場合の合計所得金額は、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

川崎市認定こども園の認定の要件を定める条例をここに公布する。

平成30年3月20日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第14号

川崎市認定こども園の認定の要件を定める

条例

(趣旨)

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「法」という。)第3条第1項及び第3項の規定に基づき、認定こども園(幼保連携型認定こども園を除く。以下同じ。)の認定の要件を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、次に掲げるもののほか、法で使用する用語の例による。

(1) 幼稚園型認定こども園 次のいずれかに該当する施設をいう。

ア 法第3条第1項の認定を受けた幼稚園

イ 幼稚園及び保育機能施設により構成される施設(以下「連携施設」という。)であって、法第3条第3項の認定を受けたもの

(2) 保育所型認定こども園 法第3条第1項の認定を受けた保育所をいう。

(3) 地方裁量型認定こども園 法第3条第1項の認定を受けた保育機能施設をいう。

(法第3条第1項の条例で定める要件)

第3条 法第3条第1項の条例で定める要件は、次のとおりとする。

(1) 当該施設が幼稚園である場合にあつては、幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条の規定に基づき幼稚園に関して文部科学大臣が定める事項をいう。以下同じ。)に従って編成された教育課程(第3条第7号アを除き、以下「教育課程」という。)に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍している子どもうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行うこと。

(2) 当該施設が保育所等である場合にあつては、保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子ども(当該施設が保育所である場合にあつては、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第4項に規定する保育の利用に対する需要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。)を保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うこと。

(3) 子育て支援事業のうち、当該施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。

(4) 職員の配置について、次に掲げる基準に適合すること。

ア 次に掲げる基準に適合する数の教育及び保育に

従事する職員が置かれ、かつ、当該職員の総数が常時2人以上であること。

(ア) 満1歳未満の子どもおおむね3人につき1人以上

(イ) 満1歳以上満3歳未満の子どもおおむね6人につき1人以上

(ウ) 満3歳以上満4歳未満の子どもおおむね20人につき1人以上

(エ) 満4歳以上の子どもおおむね30人につき1人以上

イ 幼稚園と同様に1日に4時間程度利用する満3歳以上の子ども及び保育所と同様に1日に8時間程度利用する満3歳以上の子ども（以下「教育及び保育時間相当利用児」という。）に共通する4時間程度の利用時間においては、満3歳以上の子どもにつき1学級当たり35人以下の学級が編制され、かつ、各学級に少なくとも1人の職員（以下「学級担任」という。）が置かれていること。

(5) 前号に掲げる基準に適合するために必要となる職員の資格について、次に掲げる基準に適合すること。

ア 満3歳未満の子どもの保育に従事する職員にあっては、児童福祉法第18条の18第1項（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第8項において準用する場合を含む。）の規定による保育士又は国家戦略特別区域限定保育士の登録（以下「保育士登録」という。）を受けていること。

イ 満3歳以上の子どもの教育及び保育に従事する職員にあっては、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状のうち幼稚園の教諭の免許状（以下「幼稚園教諭免許状」という。）を有しているか、又は保育士登録を受けていること。ただし、学級担任にあっては原則として幼稚園教諭免許状を有していることとし、教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する職員にあっては原則として保育士登録を受けていることとする。

(6) 施設設備について、次に掲げる基準に適合すること。

ア 建物の面積（満3歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては、満2歳以上満3歳未満の子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満2歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。）は、次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積以上であること。ただし、設置後相当の期間を経過した施設（以下「既存施設」という。）について保育所型

認定こども園又は地方裁量型認定こども園として認定を受けようとする場合であって、イ本文（満2歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては、イ本文及びカ）に掲げる基準に適合するときは、この限りでない。

学 級 数	面積（平方メートル）
1学級	180
2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$

イ 保育室又は遊戯室が設けられており、かつ、その面積が満2歳以上の子ども1人につき1.98平方メートル以上であること。ただし、満3歳以上の子どもに係る面積については、既存施設について幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園として認定を受けようとする場合であって、その建物の面積（満3歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては、満2歳以上満3歳未満の子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満2歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。）がア本文に掲げる基準に適合するときは、当該子ども1人につき1.98平方メートル以上であることを要しない。

ウ 屋外遊戯場が設けられており、かつ、その面積が次に掲げる基準に適合すること。ただし、既存施設について、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園として認定を受けようとする場合であって、かつ、(ア)の基準に適合するときは(イ)の基準に適合することを要せず、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園として認定を受けようとする場合であって、かつ、(イ)の基準に適合するときは(ア)の基準に適合することを要しない。

(ア) 満2歳以上の子ども1人につき3.3平方メートル以上であること。

(イ) 次の表の左欄に掲げる学級数に応じそれぞれ同表の右欄に定める面積に、満2歳以上満3歳未満の子どもについて(ア)により算定した面積を加えた面積以上であること。

学 級 数	面積（平方メートル）
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$

エ 屋外遊戯場が、建物及びその附属設備（以下「建物等」という。）と同一の又は隣接する敷地内にあること。ただし、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園として認定を受けよう

とする場合にあっては、当該施設の付近にある次に掲げる基準に適合する場所を屋外遊戯場に代えることができる。

(ア) 子どもが安全に利用することができること。

(イ) 利用時間を日常的に確保できること。

(ウ) 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能であること。

(エ) ウに掲げる基準に適合すること。

オ 調理室が設けられていること。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(ア) 幼稚園型認定こども園において20人未満の子どもに対して当該施設内で調理する方法により食事の提供を行う場合であって、必要な調理設備を備えているとき。

(イ) 満3歳以上の子どもに対してのみ教育及び保育を提供する認定こども園として認定を受けようとする場合であって、次に掲げる基準に適合し、かつ、当該施設以外の場所で調理したものを搬入する方法（以下「外部搬入」という。）により適切に食事の提供を行うことができることと認められるとき。

a 子どもに対する食事の提供について、衛生管理の方法その他の食品衛生に関する事項につき必要な注意をすることができる体制が確保されていること。

b 献立等について、栄養士から必要な栄養の指導を受けることができる体制が確保されていること。

c 調理業務を適切に遂行することができる者と委託契約を締結することができ、かつ、当該契約の内容が子どもの健康を確保することができることと認められること。

d 子どもの年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じて、食事の内容、回数等について必要な配慮をすることができる体制が確保されていること。

e 必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えていること。

カ 満2歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては、乳児室又はほふく室が設けられており、かつ、その面積が満2歳未満の子ども1人につき3.3平方メートル以上であること。

(7) 教育及び保育の内容等について、次に掲げる基準に適合すること。

ア 認定こども園における教育及び保育の内容は、法第6条の規定に基づき、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教

育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。）を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針をいう。）に基づいたものであること。

イ 教育及び保育の対象となる全ての子どもを対象とするものであること。

ウ 満3歳以上の子どもに対する学校教育法第23条各号に掲げる目標の達成に向けた教育の提供と、保育を必要とする子どもに対する保育の提供とを一体的に実施するものであること。

エ 集団生活の経験年数が異なる子どもを対象とすること等の認定こども園に固有の事情に配慮したものであること。

オ 教育課程及び保育所における保育課程の双方の性格を併せ持つ教育及び保育の内容に関する全体的な計画並びに指導計画を作成し、教育及び保育を適切に実施することができること。

カ 施設設備、教材等の環境の構成について、子どもの年齢、発達の状況、利用時間等の固有の事情に配慮したものであること。

キ 小学校及び義務教育学校における教育との連携を図るものであること。

(8) 教育及び保育の質の確保及び向上を図り、かつ、子ども及びその保護者を支援する事業を適切に実施するために必要な知識及び技術の習得の促進その他の職員（当該認定こども園の長を含む。）の資質の向上を図るための措置が講じられていること。

(9) 子育て支援事業について、次に掲げる基準に適合すること。

ア 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号。以下「省令」という。）第2条第1号から第3号まで及び第5号に掲げる事業のうち少なくとも1以上の事業（同条第1号から第3号までに掲げる事業にあっては、次に掲げる基準に適合する事業）を実施すること。

(ア) 省令第2条第1号に掲げる事業にあっては、1週間につき3日以上実施すること。

(イ) 省令第2条第2号及び第3号に掲げる事業にあっては、全ての開園日において実施すること。

イ 省令第2条第1号又は第2号に掲げる事業を実施する場合にあっては、原則として、同条第4号に掲げる事業を併せて実施すること。

ウ 保護者が利用を希望するときに利用することができる体制が確保されていること。

(10) 管理及び運営について、次に掲げる基準に適合すること。

ア 1の認定こども園につき1人の長を置き、一体的な管理運営を行うことができると認められること。

イ 開園日及び開園時間並びに教育及び保育の時間について、次に掲げる基準に適合すること。

(ア) 開園日は、次に掲げる日を除いた日を原則とすること。

a 日曜日

b 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

c 12月29日から翌年の1月3日までの日（bに掲げる日を除く。）

(イ) 開園時間は、1日につき11時間を原則とすること。

(ウ) 保育を必要とする子どもに対する教育及び保育の時間は、1日につき8時間を原則とし、当該子どもの保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、認定こども園の長が定めること。

ウ 法第4条第1項各号に掲げる事項、法第28条に規定する教育保育概要その他当該施設において提供されるサービスに関する情報を開示するために必要な体制が確保されていること。

エ 入園する子どもの選考に係る客観的かつ公正な基準が定められていること。

オ 児童虐待（児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待をいう。）を受けた子ども、母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。）の子ども、障害児（児童福祉法第4条第2項に規定する障害児をいう。）その他特別の配慮を必要とする子どもの受入れに関し必要な措置が講じられていること。

カ 子どもの健康及び安全を確保するために必要な措置が講じられていること。

キ 子どもに食事を提供するときは、当該施設内で調理する方法により行うこと。ただし、満3歳以上の子どもに対する食事の提供については、第6号オ（イ）aからeまでに掲げる基準に適合する場合に限り、外部搬入により行うことができる。

ク 事故等が発生した場合の補償を円滑に行うことができると認められること。

ケ その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当

該施設が認定こども園である旨の表示がされていること。

（法第3条第3項の条例で定める要件）

第4条 法第3条第3項の条例で定める要件は、次のとおりとする。

(1) 次のいずれかに該当する施設であること。

ア 当該連携施設を構成する保育機能施設において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該連携施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。

イ 当該連携施設を構成する保育機能施設に入所していた子どもを引き続き当該連携施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。

(2) 子育て支援事業のうち、当該連携施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。

(3) 当該連携施設を構成する幼稚園及び保育機能施設のそれぞれの用に供される建物等が同一の又は隣接する敷地内にあること。ただし、次に掲げる基準に適合する場合は、この限りでない。

ア 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能であること。

イ 子どもの移動時の安全が確保されていること。

(4) 前条第4号から第10号までに掲げる要件に適合すること。

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成25年4月1日前から存する保育所の設備を用いて保育所型認定こども園の認定を受ける場合における当該保育所型認定こども園の建物（同日以後に増築され、又は改築されたものを除く。）に対する第3条第6号カの規定の適用については、当分の間、同号カ中「3.3平方メートル以上」とあるのは、「乳児室は1.65平方メートル以上、ほふく室は3.3平方メートル以上」と読み替えるものとする。

（認定こども園の職員資格に関する特例）

3 子どもの登園又は降園の時間帯その他の子どもが少数である時間帯において、第3条第4号ア（ア）から

(エ) までの基準により置かなければならない職員の数が1人となる場合には、当分の間、同条第5号の規定にかかわらず、同条第4号アの規定により置かなければならない職員のうち1人は、市長が幼稚園教諭免許状を有する者又は保育士登録を受けている者と同等の知識及び経験を有すると認める者とすることができる。

4 第3条第5号アの規定により置かなければならない保育士登録を受けている者及び同号イただし書の規定により原則として置かなければならない保育士登録を受けている者は、当分の間、幼稚園教諭免許状を有する者又は教育職員免許法第4条第2項に規定する普通免許状のうち小学校の教諭の免許状若しくは養護教諭の免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもって代えることができる。

5 第3条第5号イ本文の規定により置かなければならない幼稚園教諭免許状を有し、又は保育士登録を受けている者は、当分の間、小学校教諭等免許状所持者をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

6 1日につき8時間を超えて開所する認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における第3条第5号アの規定により置かなければならない保育士登録を受けている者、同号イ本文の規定により置かなければならない幼稚園教諭免許状を有し、又は保育士登録を受けている者及び同号イただし書の規定により原則として置かなければならない保育士登録を受けている者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、市長が幼稚園教諭免許状を有する者又は保育士登録を受けている者と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

7 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の右欄に掲げる者の総数は、第3条第4号アの規定により認定こども園に置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。

附則第4項	第3条第5号アの規定により置かなければならない保育士登録を受けている者及び同号イただし書の規定により原則として置かなければならない保育士登録を受けている者	幼稚園教諭免許状を有する者又は小学校教諭等免許状所持者
附則第5項	第3条第5号イ本文の規定により置かなければならない幼稚園教諭免許状を有し、又は保育士登録を受けている者	小学校教諭等免許状所持者
附則第6項	第3条第5号アの規定により置かなければならない保育士登録を受けている者、同号イ本文の規定により置かなければならない幼稚園教諭免許状を有し、又は保育士登録を受けている者及び同号イただし書の規定により原則として置かなければならない保育士登録を受けている者	市長が幼稚園教諭免許状を有する者又は保育士登録を受けている者と同等の知識及び経験を有すると認める者

川崎市児童福祉審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月20日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第15号

川崎市児童福祉審議会条例の一部を改正する条例

川崎市児童福祉審議会条例（平成12年川崎市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表第3部会の項を次のように改める。

第3部会	1 法第27条第6項に規定する措置に関する事 2 法第33条の15第3項に規定する報告に係る事項に関する事
------	--

附 則

この条例は、平成30年4月2日から施行する。

川崎市子どもを虐待から守る条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月20日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第16号

川崎市子どもを虐待から守る条例の一部を改正する条例

川崎市子どもを虐待から守る条例（平成24年川崎市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「保健師」を「歯科医師、保健師、助産師、看護師」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月2日から施行する。

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 3月20日

川崎市長 福田 紀彦

#### 川崎市条例第17号

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

(川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第1条 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年川崎市条例第56号)の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の7」を「第6条の2第1項」に改める。

(川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第2条 川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例(平成26年川崎市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項の表第12条の項中「第33条の7」を「第6条の2第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月2日から施行する。

川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 3月20日

川崎市長 福田 紀彦

#### 川崎市条例第18号

川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例(平成26年川崎市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第9項」を「同条第11項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成30年 3月20日

川崎市長 福田 紀彦

#### 川崎市条例第19号

都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部改正)

第1条 川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例(平成4年川崎市条例第54号)の一部を次のように改正する。

第3条中「及び第二種低層住居専用地域」を「、第二種低層住居専用地域及び田園住居地域」に改める。(川崎市建築基準条例の一部改正)

第2条 川崎市建築基準条例(昭和35年川崎市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第6条の2第1項中「準住居地域」の次に「、田園住居地域」を加える。

第7条の表中「又は第二種低層住居専用地域」を「、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域」に改める。

第57条第1号中「同号に掲げる基準」を「1時間準耐火基準」に改める。

(川崎市特別工業地区建築条例の一部改正)

第3条 川崎市特別工業地区建築条例(昭和62年川崎市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第8条第1号ア中「別表第2(ぬ)項第1号」を「別表第2(る)項第1号」に改め、同号イ中「別表第2(を)項第2号」を「別表第2(わ)項第2号」に改める。

別表第1中「別表第2(ぬ)項第1号(1)」を「別表第2(る)項第1号(1)」に、「別表第2(ぬ)項第2号」を「別表第2(る)項第2号」に改める。

別表第2中「別表第2(ぬ)項第1号(1)」を「別表第2(る)項第1号(1)」に、「別表第2(ぬ)項第2号」を「別表第2(る)項第2号」に、「別表第2(を)項第2号」を「別表第2(わ)項第2号」に改める。

(川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例の一部改正)

第4条 川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例(平成15年川崎市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第2条第8号イ中「準住居地域」の次に「、田園住居地域」を加える。

(川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例の一部改正)

第5条 川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例(平成7年川崎市条例第48号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「準住居地域」の次に「、田園住居地域」を加える。

第9条第2項中「第18条第5項」を「第18条第16項」に改める。

附則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月20日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第20号

川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例の一部を改正する条例

川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例（平成21年川崎市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表5の項を次のように改める。

5	登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区地区計画において地区整備計画が定められた区域	向ヶ丘遊園駅前地区界限商業地区界限共存地区登戸駅・向ヶ丘遊園駅連携地区
---	---------------------	--	-------------------------------------

附則

この条例は、公布の日から施行する。

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月20日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第21号

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例（昭和62年川崎市条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表第2の20中丸子地区整備計画区域の表B-3地区の区域の部建築物の用途の制限の項第3号中「別表第2（ぬ）項第1号(1)」を「別表第2（る）項第1号(1)」に改め、同項第4号中「別表第2（ぬ）項第2号」を「別表第2（る）項第2号」に改め、同表C-1地区の区域の部建築物の用途の制限の項第5号中「別表第2（り）項」を「別表第2（ぬ）項」に改め、同表C-2地区の区域の部建築物の用途の制限の項第4号中「別表第2（ぬ）項第1号(1)」を「別表第2（る）項第1号（1）」に改め、同項第5号中「別表第2（ぬ）項第2号」を「別表第2（る）項第2号」に改める。

別表第2の30小田栄西地区整備計画区域の表D地区の

区域の部建築物の用途の制限の項第2号中「別表第2（ぬ）項第1号」を「別表第2（る）項第1号」に改める。

別表第2の33登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区整備計画区域の表に次のように加える。

登戸駅・向ヶ丘遊園駅連携地区の区域	建築物の用途の制限	マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するものは、建築してはならない。
-------------------	-----------	--

別表第2の36港町地区整備計画区域の表B地区の区域の部建築物の用途の制限の項第4号中「別表第2（ぬ）項第1号(1)」を「別表第2（る）項第1号(1)」に改め、同項第5号中「別表第2（ぬ）項第2号」を「別表第2（る）項第2号」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の改正規定（同表33登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区整備計画区域の表に係る部分を除く。）は、平成30年4月1日から施行する。

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月20日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第22号

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例

川崎市都市公園条例（昭和32年川崎市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条の4各号中「この条の本文」を「この項本文」に改め、同条に次の1項を加える。

2 1の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の50を超えてはならないものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

川崎市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月20日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第23号

川崎市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例

川崎市立学校の設置に関する条例（昭和39年川崎市条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

川崎市立中原小学校	川崎市中原区小杉御殿町 1丁目950番地
-----------	-------------------------

」

を

「

川崎市立中原小学校	川崎市中原区小杉御殿町1丁目 950番地
川崎市立小杉小学校	川崎市中原区小杉町2丁目295 番地1

」

に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

川崎市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月20日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第24号

川崎市手数料条例の一部を改正する条例

川崎市手数料条例(昭和25年川崎市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条ただし書中「第269号」を「第274号」に改め、同条第35号中「75,000円」を「67,000円」に改め、同条中第285号を第290号とし、第265号から第284号までを5号ずつ繰り下げ、同条第264号中「第257号」を「第262号」に改め、同号を同条第269号とし、同条第263号ア中「第259号ア」を「第264号ア」に改め、同号イ中「第259号イ」を「第264号イ」に改め、同号ウ(ア) a中「第259号ウ(ア)」を「第264号ウ(ア)」に改め、同号ウ(イ) a(a)中「第259号ウ(イ) a」を「第264号ウ(イ) a」に改め、同号ウ(イ) b中「第259号ウ(イ) b」を「第264号ウ(イ) b」に改め、同号ウ(イ) c中「第259号ウ(イ) c」を「第264号ウ(イ) c」に改め、同号を同条第268号とし、同条第262号中「第189号」を「第194号」に、「第194号」を「第199号」に改め、同号を同条第267号とし、同条第261号ア(イ)中「第259号ア(イ)」を「第264号ア(イ)」に改め、同号イ(イ)中「第259号イ(イ)」を「第264号イ(イ)」に改め、同号ウ(イ)中「第259号ウ(イ)」を「第264号ウ(イ)」に改め、同号を同条第266号とし、同条第260号中「第189号」を「第194号」に、「第194号」を「第199号」に、「第262号」を「第267号」に改め、同号を同条第265号とし、同条第259号ア(イ) a中「第261号及び第263号」を「第266号及び第268号」に改め、同号ア(イ) b及びc中「第263号」を「第268号」に改め、同号を同条第264号とし、同条中

第258号を第263号とし、同条第257号中「第192号」を「第197号」に改め、同号を同条第262号とし、同条第256号中「第189号」を「第194号」に、「第194号」を「第199号」に改め、同号を同条第261号とし、同条第255号ア(イ)中「第253号ア(イ)」を「第258号ア(イ)」に改め、同号イ(イ)中「第253号イ(イ)」を「第258号イ(イ)」に改め、同号ウ(イ)中「第253号ウ(イ)」を「第258号ウ(イ)」に改め、同号を同条第260号とし、同条第254号中「第189号」を「第194号」に、「第194号」を「第199号」に、「第256号」を「第261号」に改め、同号を同条第259号とし、同条第253号ア中「第255号、第259号、第261号及び第263号」を「第260号、第264号、第266号及び第268号」に改め、同号イ中「第255号、第259号及び第261号」を「第260号、第264号及び第266号」に改め、同号を同条第258号とし、同条中第252号を第257号とし、第251号を第256号とし、同条第250号中「第189号」を「第194号」に改め、同号を同条第255号とし、同条第249号中「第251号」を「第256号」に改め、同号ア中「第247号ア(ア)又は(イ)」を「第252号ア(ア)又は(イ)」に改め、同号イ中「第247号イ(ア)から(ケ)まで」を「第252号イ(ア)から(ケ)まで」に改め、同号ウ中「第247号ウ(ア)又は(イ)」を「第252号ウ(ア)又は(イ)」に改め、同号を同条第254号とし、同条第248号中「第189号」を「第194号」に、「第194号」を「第199号」に、「第250号」を「第255号」に改め、同号を同条第253号とし、同条第247号イ中「第249号」を「第254号」に改め、同号を同条第252号とし、同条中第246号を第251号とし、第206号から第245号までを5号ずつ繰り下げ、同条第205号中「又は第12項ただし書」を「第12項ただし書又は第13項ただし書」に改め、同号を同条第210号とし、同条中第204号を第209号とし、第197号から第203号までを5号ずつ繰り下げ、同条第196号中「第189号」を「第194号」に、「第194号」を「第199号」に改め、同号を同条第201号とし、同条中第195号を第200号とし、第194号を第199号とし、第193号を第198号とし、同条第192号イ(ア)中「第257号及び第259号」を「第262号及び第264号」に改め、同号を同条第197号とし、同条中第191号を第196号とし、第134号から第190号までを5号ずつ繰り下げ、同条第133号中「第98号から第131号まで」を「第103号から第136号まで」に改め、同号を同条第138号とし、同条第132号中「第98号」を「第103号」に改め、同号を同条第137号とし、同条中第131号を第136号とし、第76号から第130号までを5号ずつ繰り下げ、第75号を第77号とし、同号の次に次の3号を加える。

(78) 土壤汚染対策法第27条の2第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の譲渡及び譲受の承認の申請に対する審査 1件につき 120,000円

(79) 土壤汚染対策法第27条の3第1項の規定に基

づく汚染土壌処理業者である法人の合併又は分割の承認の申請に対する審査

1件につき 120,000円

(80) 土壌汚染対策法第27条の4第1項の規定に基づく汚染土壌処理業に係る相続の承認の申請に対する審査 1件につき 120,000円

第2条中第74号を第76号とし、第52号から第73号までを2号ずつ繰り下げ、第51号の次に次の2号を加える。

(52) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の7第1項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の申請に対する審査 1件につき 147,000円

(53) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の7第7項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の認定の申請に対する審査

1件につき 134,000円

第5条中「第2条第283号」を「第2条第288号」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

川崎市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例をここに公布する。

平成30年3月20日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第25号

川崎市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条～第3条）
- 第2章 人員に関する基準（第4条）
- 第3章 施設及び設備に関する基準（第5条・第6条）
- 第4章 運営に関する基準（第7条～第42条）
- 第5章 ユニット型介護医療院の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準
  - 第1節 この章の趣旨及び基本方針（第43条・第44条）
  - 第2節 施設及び設備に関する基準（第45条）
  - 第3節 運営に関する基準（第46条～第54条）

附則

第1章 総則  
(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第111条第1項から第3項までの規定に基づき、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものとする。

(用語の意義及び字句の意味)

第2条 この条例で使用する用語の意義及び字句の意味

は、次に掲げるもののほか、法で使用する用語の意義及び字句の意味によるものとする。

(1) 療養床 療養室のうち、入所者1人当たりの寝台又はこれに代わる設備の部分をいう。

(2) I型療養床 療養床のうち、主として長期にわたり療養が必要である者であつて、重篤な身体疾患を有する者、身体合併症を有する認知症高齢者等を入所させるためのものをいう。

(3) II型療養床 療養床のうち、I型療養床以外のものをいう。

(基本方針)

第3条 介護医療院は、長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、その者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

2 介護医療院の開設者は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護医療院サービスの提供に努めなければならない。

3 介護医療院の開設者は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、関係する市町村（特別区を含む。以下同じ。）、居宅介護支援事業者（居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。）、居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。第44条第2項において同じ。）、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携の確保に努めなければならない。

第2章 人員に関する基準

第4条 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号。以下「基準省令」という。）で定める員数の医師及び看護師のほか、法第111条第2項の規定による介護医療院に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 薬剤師 常勤換算方法で、介護医療院の入所者のうちI型療養床の利用者（第3号において「I型入所者」という。）の数を150で除して得た数に、介護医療院の入所者のうちII型療養床の利用者（同号において「II型入所者」という。）の数を300で除して得た数を加えて得た員数以上

(2) 看護師又は准看護師（第12条及び第52条において「看護職員」という。） 常勤換算方法で、介護医療院の入所者の数を6で除して得た員数以上

(3) 介護職員 常勤換算方法で、I型入所者の数を5で除して得た数に、II型入所者の数を6で除して得

た数を加えて得た員数以上

- (4) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 介護医療院の実情に応じた適当な員数
- (5) 栄養士 入所定員100人以上の介護医療院にあっては、1人以上
- (6) 介護支援専門員 1人以上とし、入所者の数が100人を超える場合にあっては、入所者の数が100人又はその端数を増すごとに1人を加えた員数を標準とする。
- (7) 診療放射線技師 介護医療院の実情に応じた適当な員数
- (8) 調理員、事務員その他の従業者 介護医療院の実情に応じた適当な員数
- 2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に許可を受ける場合は、推定数とする。
- 3 第1項の「常勤換算方法」とは、当該従業者のそれぞれの勤務延べ時間数の総数を当該介護医療院において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。
- 4 介護医療院の従業者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する者でなければならない。ただし、介護医療院（ユニット型介護医療院（第43条に規定するユニット型介護医療院をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）にユニット型介護医療院を併設する場合の介護医療院及びユニット型介護医療院の介護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。
- 5 第1項第6号の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、当該介護医療院の他の職務に従事することができ、介護支援専門員が次項に規定する医療機関併設型介護医療院の職務に従事する場合であって、当該医療機関併設型介護医療院の入所者の処遇に支障がないときは、当該医療機関併設型介護医療院に併設される病院又は診療所の職務に従事することができる。
- 6 第1項第1号、第3号、第4号及び第6号の規定にかかわらず、併設型小規模介護医療院（医療機関併設型介護医療院（病院又は診療所に併設され、入所者の療養生活の支援を目的とする介護医療院をいう。）のうち、入所定員が19人以下のものをいう。以下この項において同じ。）の薬剤師、介護職員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員の員数の基準は、次のとおりとする。
- (1) 薬剤師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士 併設される病院の薬剤師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士により当該併設型小規模介護医療院の入所者の処遇が適切に行われると

認められるときは、置かないことができる。

- (2) 介護職員 常勤換算方法で、当該併設型小規模介護医療院の入所者の数を6で除して得た員数以上
- (3) 介護支援専門員 当該併設型小規模介護医療院の実情に応じた適当な員数

### 第3章 施設及び設備に関する基準 (施設の基準)

第5条 介護医療院は、基準省令で定めるところにより療養室、診察室、処置室及び機能訓練室を有するほか、次に掲げる施設を有しなければならない。

- (1) 談話室
- (2) 食堂
- (3) 浴室
- (4) レクリエーションルーム
- (5) 洗面所
- (6) 便所
- (7) サービスステーション
- (8) 調理室
- (9) 洗濯室又は洗濯場
- (10) 汚物処理室

2 前項各号に掲げる施設のうち、次の各号に掲げる施設の基準は、それぞれ当該各号に定めるところとする。

- (1) 談話室 入所者同士や入所者とその家族が談話を楽しむ広さを有すること。
- (2) 食堂 内法による測定で、入所者1人につき1平方メートル以上の広さを有すること。
- (3) 浴室
  - ア 身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。
  - イ 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。
- (4) レクリエーションルーム レクリエーションを行うために十分な広さを有し、必要な設備を備えること。
- (5) 洗面所 身体の不自由な者の利用に適したものとすること。
- (6) 便所 身体の不自由な者の利用に適したものとすること。

3 第1項各号に掲げる施設は、専ら当該介護医療院の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

### (構造設備の基準)

第6条 介護医療院の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 介護医療院の建物（入所者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。以下同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下こ

の条及び第45条において同じ。)とすること。ただし、次に掲げる要件のいずれかを満たす2階建て又は平屋建ての介護医療院の建物にあっては、準耐火建築物(同法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下この条及び第45条において同じ。)とすることができる。

ア 療養室その他の入所者の療養生活に充てられる施設(以下この項及び第45条第4項において「療養室等」という。)を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。

イ 療養室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(ア) 消防長又は当該介護医療院の所在地を管轄する消防署長と相談の上、第32条に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

(イ) 第32条に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

(ウ) 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

(2) 療養室等が2階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること。

(3) 療養室等が3階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を2以上設けること。ただし、屋内の直通階段が建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項に規定する避難階段としての構造を有する場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。

(4) 診察の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備については、危害防止上必要な方法を講ずることとし、放射線に関する構造設備については、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50条)第30条、第30条の4、第30条の13、第30条の14、第30条の16、第30条の17、第30条の18(第1項第4号から第6号までを除く。)、第30条の19、第30条の20第2項、第30条の21、第30条の22、第30条の23第1項、第30条の25、第30条の26第3項から第5項まで及び第30条の27の規定を準用する。この場合において、同規則第30条の18第1項中「いずれか及び第4号から第6号までに掲げる措置」とあるのは「いずれか」と読み替えるものとする。

(5) 階段には、手すりを設けること。

(6) 廊下の構造は、次のとおりとすること。

ア 幅は、1.8メートル(中廊下にあつては、2.7メートル)以上とすること。ただし、廊下の一部の

幅を拡張すること等により、入所者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる中廊下の場合は、1.8メートル以上とすることができる。

イ 手すりを設けること。

ウ 常夜灯を設けること。

(7) 入所者に対する介護医療院サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。

(8) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

2 前項第1号の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての介護医療院の建物であつて、火災時における入所者の安全が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

#### 第4章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 介護医療院の開設者は、介護医療院サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、第29条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について当該入所申込者の同意を得なければならない。

2 介護医療院の開設者は、入所申込者又はその家族からの申出があつた場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該介護医療院の開設者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイ

に掲げるもの

ア 介護医療院の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この号及び第4項において同じ。）と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて前項に規定する重要事項を送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 介護医療院の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて入所申込者又はその家族の閲覧に供し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、介護医療院の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、入所申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、介護医療院の使用に係る電子計算機と、入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 介護医療院の開設者は、電磁的方法により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入所申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に掲げる方法のうち介護医療院が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た介護医療院の開設者は、当該入所申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該入所申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該入所申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（提供拒否の禁止）

第8条 介護医療院の開設者は、正当な理由なく介護医療院サービスの提供を拒んではならない。

（サービス提供困難時の対応）

第9条 介護医療院の開設者は、入所申込者の病状等を

勘案し、入所申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認める場合は、適切な病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

（受給資格等の確認）

第10条 介護医療院の開設者は、介護医療院サービスの提供を求められた場合には、その者から提示された被保険者証（法第12条第3項の被保険者証をいう。以下同じ。）によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認しなければならない。

2 介護医療院の開設者は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、介護医療院サービスを提供するよう努めなければならない。

（要介護認定の申請に係る援助）

第11条 介護医療院の開設者は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、当該申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 介護医療院の開設者は、入所者が受けている要介護認定の更新の申請が遅くとも当該要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに行われるよう必要な援助を行わなければならない。

（入退所）

第12条 介護医療院の開設者は、その心身の状況、病状、置かれている環境等に照らし、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等が必要であると認められる者を対象に、介護医療院サービスを提供するものとする。

2 介護医療院の開設者は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超過している場合には、長期にわたる療養及び医学的管理の下における介護の必要性を勘案し、介護医療院サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。

3 介護医療院の開設者は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めなければならない。

4 介護医療院の開設者は、入所者の心身の状況、病状、置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容等を記録しなければならない。

5 前項の検討に当たっては、医師、薬剤師、看護職員、介護職員、介護支援専門員等の従業者の間で協議しな

ければならない。

- 6 介護医療院の開設者は、入所者の退所に際しては、入所者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、退所後の主治の医師に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携の確保に努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

第13条 介護医療院の開設者は、入所に際しては入所の年月日並びに入所する介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、入所者又は退所者の被保険者証に記載しなければならない。

- 2 介護医療院の開設者は、介護医療院サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

(利用料等の受領)

第14条 介護医療院の開設者は、法定代理受領サービス(法第48条第4項の規定により施設介護サービス費が入所者に代わり当該介護医療院に支払われる場合の当該施設介護サービス費に係る介護医療院サービスをいう。以下同じ。)に該当する介護医療院サービスを提供した際には、入所者から利用料(施設介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。)の一部として、当該介護医療院サービスについて同条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該介護医療院サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に介護医療院サービスに要した費用の額とする。次項及び第46条において「施設サービス費用基準額」という。)から当該介護医療院に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 介護医療院の開設者は、法定代理受領サービスに該当しない介護医療院サービスを提供した際に入所者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

- 3 介護医療院の開設者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

- (1) 食事の提供に要する費用(法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該介護医療院に支払われた場合は、同号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)

- (2) 居住に要する費用(法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該介護医療院に支払われた場合は、同号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。)

- (3) 基準省令第14条第3項第3号に規定する厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

- (4) 基準省令第14条第3項第4号に規定する厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

- (5) 理美容代

- (6) 前各号に掲げるもののほか、介護医療院サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所者に負担させることが適当と認められるもの

- 4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、基準省令第14条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

- 5 介護医療院の開設者は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、当該入所者の同意を得なければならない。この場合において、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第15条 介護医療院の開設者は、法定代理受領サービスに該当しない介護医療院サービスに係る費用の支払を受けた場合は、提供した介護医療院サービスの内容、費用の額その他保険給付の請求のために必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付しなければならない。

(介護医療院サービスの取扱方針)

第16条 介護医療院の開設者は、施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を踏まえて、その者の療養を適切に行わなければならない。

- 2 介護医療院サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。

- 3 介護医療院の従業者は、介護医療院サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならない。

- 4 介護医療院の開設者は、介護医療院サービスの提供

に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

5 介護医療院の開設者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

6 介護医療院の開設者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

7 介護医療院の開設者は、自らその提供する介護医療院サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(施設サービス計画の作成)

第17条 介護医療院の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下この条及び第28条において「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該介護医療院の所在する地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。

3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

4 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握（次項及び第9項において「アセスメント」という。）に当たっては、入所者及びその家族と面接を行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

5 計画担当介護支援専門員は、入所者の希望、入所者についてのアセスメントの結果及び医師の治療の方針に基づき、入所者の家族の希望を勘案して、入所者及

びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、介護医療院サービスの目標及びその達成時期、介護医療院サービスの内容、介護医療院サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。

6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する介護医療院サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。第11項において同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者に対し、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

7 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に対して説明し、文書により当該入所者の同意を得なければならない。

8 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入所者に交付しなければならない。

9 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握（入所者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。

10 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握（第2号において「モニタリング」という。）に当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

(1) 定期的に入所者に面接すること。

(2) 定期的モニタリングの結果を記録すること。

11 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者に対し、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

(1) 入所者が要介護更新認定を受けた場合

(2) 入所者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

12 第2項から第8項までの規定は、第9項の規定による施設サービス計画の変更について準用する。

(診療の方針)

第18条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 診療は、一般に医師として必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上適切に行う。

(2) 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、

入所者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行う。

(3) 常に入所者の心身の状況、病状、置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、適切な指導を行う。

(4) 検査、投薬、注射、処置等は、入所者の病状に照らして適切に行う。

(5) 特殊な療法、新しい療法等については、基準省令第18条第5号に規定する厚生労働大臣が定めるもののほか行ってはならない。

(6) 基準省令第18条第6号に規定する厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を入所者に施用し、又は処方してはならない。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第17項に規定する治験に係る診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合においては、この限りではない。

(必要な医療の提供が困難な場合等の措置等)

第19条 介護医療院の医師は、入所者の病状からみて当該介護医療院において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、協力病院その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。

2 介護医療院の医師は、不必要に入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させてはならない。

3 介護医療院の医師は、入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させる場合には、当該病院又は診療所の医師又は歯科医師に対し、当該入所者の診療状況に関する情報の提供を行わなければならない。

4 介護医療院の医師は、入所者が往診を受けた医師若しくは歯科医師又は入所者が通院した病院若しくは診療所の医師若しくは歯科医師から当該入所者の療養上必要な情報の提供を受けるものとし、その情報により適切な診療を行わなければならない。

(機能訓練)

第20条 介護医療院の開設者は、入所者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他適切なりハビリテーションを計画的に行わなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第21条 看護及び医学的管理の下における介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

2 介護医療院の開設者は、1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきしなければならない。

3 介護医療院の開設者は、入所者の心身の状況、病状、置かれている環境等に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

4 介護医療院の開設者は、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。

5 介護医療院の開設者は、入所者に褥(じょく)瘡(そう)が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

6 介護医療院の開設者は、入所者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。

7 介護医療院の開設者は、入所者に対し、入所者の負担により、当該介護医療院の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事の提供)

第22条 介護医療院の開設者は、栄養並びに入所者の身体状況、病状及び嗜好(し)好を考慮した食事を適切な時間に提供しなければならない。

2 介護医療院の開設者は、入所者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で食事が行われるよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第23条 介護医療院の開設者は、常に入所者の心身の状況、病状、置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(その他のサービスの提供)

第24条 介護医療院の開設者は、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行うよう努めなければならない。

2 介護医療院の開設者は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(入所者に関する市町村への通知)

第25条 介護医療院の開設者は、介護医療院サービスを受けている入所者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を関係する市町村に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なく介護医療院サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

(2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者による管理)

第26条 介護医療院の管理者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護医療院の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所若しくは施設等又はサテライト型特定施設（川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第82号）第131条第4項に規定するサテライト型特定施設をいう。）若しくはサテライト型居住施設（同条例第152条第4項に規定するサテライト型居住施設をいう。）の職務に従事することができる。

（管理者の責務）

第27条 介護医療院の管理者は、当該介護医療院の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 介護医療院の管理者は、従業者がこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行わなければならない。

3 介護医療院の管理者は、介護医療院に医師を宿直させなければならない。ただし、当該介護医療院の入所者に対するサービスの提供に支障がない場合にあっては、この限りではない。

（計画担当介護支援専門員の責務）

第28条 計画担当介護支援専門員は、第17条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行わなければならない。

(1) 入所申込者の入所に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。

(2) 入所者の心身の状況、病状、置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容等を記録すること。

(3) 入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。

(4) 第38条第2項の規定により苦情の内容等を記録すること。

(5) 第40条第3項の規定により事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。

（運営規程）

第29条 介護医療院の開設者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第35条において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

(1) 施設の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 入所定員（Ⅰ型療養床に係る入所定員の数、Ⅱ型療養床に係る入所定員の数及びその合計数をいう。）

(4) 入所者に対する介護医療院サービスの内容及び利用料その他の費用の額

(5) 施設の利用に当たっての留意事項

(6) 非常災害対策

(7) 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続

(8) 個人情報の管理の方法

(9) 苦情への対応方法

(10) 事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法

(11) その他施設の運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第30条 介護医療院の開設者は、入所者に対し、適切な介護医療院サービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 介護医療院の開設者は、当該介護医療院の従業者によって介護医療院サービスを提供しなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 介護医療院の開設者は、従業者に対し、その資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（定員の遵守）

第31条 介護医療院には、入所定員及び療養室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（非常災害対策）

第32条 介護医療院の開設者は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

（衛生管理等）

第33条 介護医療院の開設者は、入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 介護医療院の開設者は、当該介護医療院において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該介護医療院における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該介護医療院における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

- (3) 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、基準省令第33条第2項第4号に規定する厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。
- 3 介護医療院の管理者は、次に掲げる業務を委託する場合は、医療法施行規則第9条の8、第9条の9、第9条の12、第9条の13、別表第1の2及び別表第1の3の規定を準用する。この場合において、同規則第9条の8第1項中「法第15条の2の規定による人体から排出され」とあるのは「人体から排出され」と、同条第2項中「法第15条の2の規定による検体検査」とあるのは「検体検査」と、第9条の9第1項中「法第15条の2の規定による医療機器又は医学的処置若しくは手術」とあるのは「医療機器又は医学的処置」と、第9条の12中「法第15条の2の規定による第9条の7に定める医療機器」とあるのは「医薬品医療機器等法第2条第8項に規定する特定保守管理医療機器」と、第9条の13中「法第15条の2の規定による医療」とあるのは「医療」と読み替えるものとする。
- (1) 基準省令第5条第2項第2号ロ及び第45条第2項第2号ロに規定する検体検査の業務
- (2) 医療機器又は医学的処置の用に供する衣類その他の繊維製品の滅菌又は消毒の業務
- (3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第8項に規定する特定保守管理医療機器の保守点検の業務
- (4) 医療の用に供するガスの供給設備の保守点検の業務（高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）の規定により高圧ガスを製造又は消費する者が自ら行わなければならないものを除く。）
- （協力病院）
- 第34条 介護医療院の開設者は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。
- 2 介護医療院の開設者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。
- （掲示）
- 第35条 介護医療院の開設者は、当該介護医療院の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
- （秘密保持等）
- 第36条 介護医療院の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 介護医療院の開設者は、従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 介護医療院の開設者は、居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該入所者の同意を得ておかなければならない。
- （居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止）
- 第37条 介護医療院の開設者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該介護医療院を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。
- 2 介護医療院の開設者は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該介護医療院からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を受受してはならない。
- （苦情への対応等）
- 第38条 介護医療院の開設者は、提供した介護医療院サービスに関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。
- 2 介護医療院の開設者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 介護医療院の開設者は、提供した介護医療院サービスに関し、法第23条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、入所者からの苦情に関して当該市町村が行う調査に協力するとともに、当該市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 介護医療院の開設者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を当該市町村に報告しなければならない。
- 5 介護医療院の開設者は、提供した介護医療院サービスに関する入所者からの苦情に関して、連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下この項及び次項において同じ。）が行う法第176条第1項第3号の規定による調査に協力するとともに、連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 6 介護医療院の開設者は、連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を連合会に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第39条 介護医療院の開設者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動団体等との連携及び協力を行うこと等により地域との交流に努めなければならない。

2 介護医療院の開設者は、その運営に当たっては、提供した介護医療院サービスに関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村等が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第40条 介護医療院の開設者は、事故の発生及びその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会を定期的に開催するとともに、従業者に対する研修を定期的に行うこと。

2 介護医療院の開設者は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに入所者の家族、関係する市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 介護医療院の開設者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 介護医療院の開設者は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第41条 介護医療院においては、介護医療院サービスの事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第42条 介護医療院の開設者は、従業者、施設及び構造設備並びに会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 介護医療院の開設者は、入所者に対する介護医療院サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 施設サービス計画

(2) 第12条第4項の規定による居宅において日常生活を営むことができるかどうかについての検討の内容等の記録

(3) 第13条第2項の規定による提供した具体的なサー

ビスの内容等の記録

(4) 第16条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 第25条の規定による市町村への通知に係る記録

(6) 第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(7) 第40条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第5章 ユニット型介護医療院の基本方針

並びに施設、設備及び運営に関する基準

第1節 この章の趣旨及び基本方針

(この章の趣旨)

第43条 第3条及び前2章の規定にかかわらず、ユニット型介護医療院（施設の全部において少数の療養室及び当該療養室に近接して設けられる共同生活室（当該療養室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。第45条及び第49条において同じ。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる介護医療院をいう。以下同じ。）の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

(ユニット型介護医療院の基本方針)

第44条 ユニット型介護医療院の開設者は、長期にわたり療養が必要である入居者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

2 ユニット型介護医療院の開設者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、関係する市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携の確保に努めなければならない。

第2節 施設及び設備に関する基準

第45条 ユニット型介護医療院は、基準省令で定めるところにより療養室、診察室、処置室及び機能訓練室を有するほか、次に掲げる施設を有しなければならない。

(1) ユニット

(2) 浴室

(3) サービスステーション

(4) 調理室

(5) 洗濯室又は洗濯場

(6) 汚物処理室

2 前項各号に掲げる施設のうち、次の各号に掲げる施設の基準は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) ユニット（療養室を除く。）

ア 共同生活室

(ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(イ) 1の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(ウ) 必要な設備及び備品を備えること。

イ 洗面設備

(ア) 療養室ごと又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(イ) 身体の不自由な者の使用に適したものとすること。

ウ 便所

療養室ごと又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(2) 浴室

ア 身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。

イ 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。

3 前項第2号の浴室は、専ら当該ユニット型介護医療院の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に対する介護医療院サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前3項に規定するもののほか、ユニット型介護医療院の設備構造の基準は、次に定めるところによる。

(1) ユニット型介護医療院の建物（入居者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この号及び次項において同じ。）は、耐火建築物とすること。ただし、次に掲げる要件のいずれかを満たす2階建て又は平屋建てのユニット型介護医療院の建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。

ア 療養室等を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。

イ 療養室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(ア) 消防長又は当該介護医療院の所在地を管轄する消防署長と相談の上、第54条において準用する第32条に規定する計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

(イ) 第54条において準用する第32条に規定する

訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

(ウ) 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

(2) 療養室等が2階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること。

(3) 療養室等が3階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を2以上設けること。ただし、屋内の直通階段が建築基準法施行令第123条第1項に規定する避難階段としての構造を有する場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。

(4) 診察の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備については、危害防止上必要な方法を講ずることとし、放射線に関する構造設備については、医療法施行規則第30条、第30条の4、第30条の13、第30条の14、第30条の16、第30条の17、第30条の18（第1項第4号から第6号までを除く。）、第30条の19、第30条の20第2項、第30条の21、第30条の22、第30条の23第1項、第30条の25、第30条の26第3項から第5項まで及び第30条の27の規定を準用する。この場合において、同規則第30条の18第1項中「いずれか及び第4号から第6号までに掲げる措置」とあるのは「いずれか」と読み替えるものとする。

(5) 階段には、手すりを設けること。

(6) 廊下の構造は、次のとおりとすること。

ア 幅は、1.8メートル（中廊下にあつては、2.7メートル）以上とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5メートル（中廊下にあつては、1.8メートル）以上とすることができる。

イ 手すりを設けること。

ウ 常夜灯を設けること。

(7) 入居者に対する介護医療院サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。

(8) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

5 前項第1号の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建てのユニット型介護医療院の建物であつて、火災時における入居者の安全が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

### 第3節 運営に関する基準

#### (利用料等の受領)

第46条 ユニット型介護医療院の開設者は、法定代理受領サービスに該当する介護医療院サービスを提供した際には、入居者から利用料の一部として、施設サービス費用基準額から当該ユニット型介護医療院に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 ユニット型介護医療院の開設者は、法定代理受領サービスに該当しない介護医療院サービスを提供した際に入居者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 ユニット型介護医療院の開設者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。
  - (1) 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型介護医療院に支払われた場合は、同号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）
  - (2) 居住に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型介護医療院に支払われた場合は、同号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）
  - (3) 基準省令第46条第3項第3号に規定する厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
  - (4) 基準省令第46条第3項第4号に規定する厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(5) 理美容代

(6) 前各号に掲げるもののほか、介護医療院サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入居者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、基準省令第46条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 ユニット型介護医療院の開設者は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、当該入居者の同意を得なければならない。この場合において、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

(介護医療院サービスの取扱方針)

第47条 介護医療院サービスは、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

- 2 介護医療院サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。
- 3 介護医療院サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。
- 4 介護医療院サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。
- 5 ユニット型介護医療院の従業者は、介護医療院サービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 6 ユニット型介護医療院の開設者は、介護医療院サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- 7 ユニット型介護医療院の開設者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 8 ユニット型介護医療院の開設者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
  - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委

員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

9 ユニット型介護医療院の開設者は、自らその提供する介護医療院サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第48条 看護及び医学的管理の下における介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況、病状、置かれている環境等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

2 ユニット型介護医療院の開設者は、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況、病状、置かれている環境等に応じて、それぞれの役割を持つて行うよう適切に支援しなければならない。

3 ユニット型介護医療院の開設者は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

4 ユニット型介護医療院の開設者は、入居者の心身の状況、病状、置かれている環境等に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。

5 ユニット型介護医療院の開設者は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。

6 ユニット型介護医療院の開設者は、入居者に褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

7 ユニット型介護医療院の開設者は、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。

8 ユニット型介護医療院の開設者は、入居者に対し、入居者の負担により、当該ユニット型介護医療院の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事)

第49条 ユニット型介護医療院の開設者は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

2 ユニット型介護医療院の開設者は、入居者の心身の

状況、症状、置かれている環境等に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。

3 ユニット型介護医療院の開設者は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を行うことができるよう必要な時間を確保しなければならない。

4 ユニット型介護医療院の開設者は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を行うことを支援しなければならない。

(その他のサービスの提供)

第50条 ユニット型介護医療院の開設者は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

2 ユニット型介護医療院の開設者は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(運営規程)

第51条 ユニット型介護医療院の開設者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

(1) 施設の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 入居定員（Ⅰ型療養床に係る入居定員の数、Ⅱ型療養床に係る入居定員の数及びその合計数をいう。）

(4) ユニットの数及びユニットごとの入居定員

(5) 入居者に対する介護医療院サービス内容及び利用料その他の費用の額

(6) 施設の利用に当たっての留意事項

(7) 非常災害対策

(8) 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続

(9) 個人情報管理の方法

(10) 苦情への対応方法

(11) 事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法

(12) その他施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第52条 ユニット型介護医療院の開設者は、入居者に対し、適切な介護医療院サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次に定める職員配置を行わなければならない。

- (1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
  - (2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。
  - (3) ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置すること。
- 3 ユニット型介護医療院の開設者は、当該ユニット型介護医療院の従業者によって介護医療院サービスを提供しなければならない。ただし、入居者に対する介護医療院サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 4 ユニット型介護医療院の開設者は、従業者に対し、その資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第53条 ユニット型介護医療院には、ユニットごとの入居定員及び療養室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(準用)

第54条 第7条から第13条まで、第15条、第17条から第20条まで、第23条、第25条から第28条まで及び第32条から第42条までの規定は、ユニット型介護医療院について準用する。この場合において、第7条第1項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「第51条に規定する規程」と、第27条第2項中「この章」とあるのは「第5章第3節」と、第42条第2項第4号中「第16条第5項」とあるのは「第47条第7項」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換(当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。)を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の建物については、第6条第1項第1号及び第45条第4項第1号の規定は、適用しない。
- 3 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の

開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の屋内の直通階段及びエレベーターについての第6条第1項及び第45条第4項第2号の規定の適用については、第6条第1項第2号及び第45条第4項第2号中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること」とあるのは「屋内の直通階段を2以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル(主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料(建築基準法第2条第9号の規定による不燃材料をいう。))で造られている建築物にあつては100平方メートル)以下のものについては、屋内の直通階段を1とすることができる」とする。

4 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の療養室に隣接する廊下については、第6条第1項第6号ア及び第45条第4項第6号アの規定にかかわらず、幅は、1.2メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、1.6メートル以上とする。

5 平成18年7月1日から平成30年3月31日までの間に、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行って介護老人保健施設(以下「介護療養型老人保健施設」という。)を開設した場合であつて、平成36年3月31日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の建物については、第6条第1項第1号及び第45条第4項第1号の規定は、適用しない。

6 介護療養型老人保健施設を開設した場合であつて、平成36年3月31日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の屋内の直通階段及びエレベーターについての第6条第1項及び第45条第4項第2号の規定の適用については、第6条第1項第2号及び第45条第4項第2号中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること」とあるのは「屋内の直通階段を2以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル(主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料(建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。))で造られている建築物にあつては、100平方メートル)以下のものについては、屋内の直通階段を

1とすることができる」とする。

7 介護療養型老人保健施設を開設した場合であつて、平成36年3月31日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の療養室に隣接する廊下については、第6条第1項第6号ア及び第45条第4項第6号アの規定にかかわらず、幅は、1.2メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、1.6メートル以上とする。

川崎市旅館業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月20日

川崎市長 福田紀彦

### 川崎市条例第26号

川崎市旅館業法施行条例の一部を改正する  
条例

川崎市旅館業法施行条例（平成15年川崎市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第1条第1項第11号、第2項第10号、第3項第7号及び第4項第5号」を「第1条第1項第8号、第2項第7号及び第3項第5号」に改める。

第5条第1号中「宿泊者」の次に「(他の宿泊者がいない場合にあつては、営業者。次号において同じ。)」を加える。

第6条を削る。

第7条の見出し中「旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、同条中「第1条第2項第10号」を「第1条第1項第8号」に、「旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に、「別表第3」を「別表第2」に改め、同条を第6条とする。

第8条中「第1条第3項第7号」を「第1条第2項第7号」に、「別表第4」を「別表第3」に改め、同条を第7条とする。

第9条中「第1条第4項第5号」を「第1条第3項第5号」に、「別表第5」を「別表第4」に改め、同条を第8条とする。

第10条第1項第1号中「別表第2第7項及び第8項、別表第3第4項及び第5項並びに別表第4第4項」を「別表第2第4項及び第5項並びに別表第3第4項」に改め、同項第2号中「別表第4第7項第4号」を「別表第3第7項第4号」に改め、同条第2項中「別表第2第10項、別表第3第7項及び別表第4第9項」を「別表第2第7項及び別表第3第9項」に改め、同条を第9条とする。

第11条を第10条とする。

別表第1第1項中「営業施設」を「旅館業の施設」に改め、同表第2項第1号を次のように改める。

(1) 旅館・ホテル営業の施設にあつては、3.3平方メ

ートルにつき1人（寝台を置く客室にあつては、4平方メートルにつき1人）とすること。ただし、省令第5条第1項に掲げる施設にあつては、1.65平方メートルにつき1人とすること。

別表第1第7項中「営業施設」を「旅館業の施設」に改め、同表第8項第17号中「遊離残留塩素の検査記録は、検査」を「遊離残留塩素濃度の測定記録は、検査及び測定」に改める。

別表第2を削る。

別表第3中「(第7条関係)」を「(第6条関係)」に改め、同表第4項中「から玄関帳場」を「(自動車の駐車のために供するための建築物又は区画をいう。以下同じ。)」から玄関帳場等（宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場（以下「玄関帳場」という。）その他当該者の確認を適切に行うための設備として省令第4条の3に定める基準に適合するものをいう。以下同じ。）」に改め、同表第5項中「玄関帳場」を「玄関帳場等」に改め、同項第2号中「受付台」を「玄関帳場に設ける受付台」に改め、同表第6項中第4号を削り、第5号を第4号とし、同項第6号中「和室は、」を削り、同号を同項第5号とし、同表第7項中「別表第2第10項各号に掲げる基準に適合する」を「次の要件を満たすものである」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 入浴設備の外部から見透かすことができない構造であり、共同用の入浴設備にあつては、男女を区別していること。
- (2) 浴室の床及び腰張りは、コンクリート、タイルその他これらに類する不浸透性の耐水材料を用い、浴用に供した汚水を適正に排水できる構造であること。
- (3) 共同用の入浴設備にあつては、流し場に適当な数の湯栓及び水栓を設けること。
- (4) 換気上有効な窓又は機械換気設備を有すること。
- (5) 適当な広さの脱衣所を有し、共同用の入浴設備にあつては、衣類その他の携帯品を入浴者ごとに保管できる設備を有すること。
- (6) 貯湯槽を設置する場合にあつては、貯湯槽内の湯水の温度を、湯の補給口、底部等全ての箇所において、通常の使用状態において60度以上に保ち、かつ、最大使用時においても55度以上に保つ能力を有する加温装置を設置すること。ただし、これにより難しい場合にあつては、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯水の消毒設備が備えられていること。
- (7) ろ過器を設置する場合にあつては、ろ過器は、1時間当たりのろ過能力が浴槽の容量以上であり、ろ材が逆洗浄その他の適切な洗浄方法で汚れを排出できるものであるとともに、ろ過器に毛髪等が混入しないよう浴槽水がろ過器に入る前の位置に集毛器を設けること。

(8) ろ過器等により浴槽水を循環させる構造の浴槽にあっては、循環している浴槽水の補給口及び吸込口は、浴槽の底部に近い部分に設けるとともに、浴槽水が支障なく循環するよう補給口と吸込口を十分に離して配置すること。

(9) 浴槽水の消毒に使用する塩素系薬剤等の注入口又は投入口は、浴槽水がろ過器に入る直前の部分に設けること。

(10) 浴槽からあふれた湯水を浴用に供する構造になっていないこと。

(11) 湯栓、水栓、打たせ湯及びシャワーは、浴用に供した湯水を使用する構造でないこと。

(12) 浴槽に気泡発生装置等を設置する場合にあっては、気泡発生装置等の空気取入口から土ぼこり等が入らない構造であること。

(13) 屋外に浴槽を設ける場合にあっては、その浴槽水が配管等を通じて屋内の浴槽水に混合しない構造であること。

別表第3第9項中「別表第2第11項各号に掲げる基準に適合する」を「次の要件を満たすものである」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 調理場に接続して設けられていないこと。
- (2) 窓その他の開口部には、ねずみ、昆虫等の侵入を防ぐ構造設備を有すること。
- (3) 流水式手洗設備を有すること。
- (4) 換気上有効な窓又は機械換気設備を有すること。
- (5) 便所が設けられていない客室を有する階には、適当な数の共同用の便所を有すること。
- (6) 共同用の便所の便器の数は、便所が設けられていない客室の宿泊定員数に応じたものであること。

別表第3を別表第2とする。

別表第4中「(第8条関係)」を「(第7条関係)」に改め、同表第4項中「宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他これに類する設備」を「玄関帳場等」に改め、同表第5項中「玄関帳場」を「玄関帳場等」に改め、同表第6項中「玄関帳場」を「玄関帳場等」に改め、同項第2号中「受付台」を「玄関帳場に設ける受付台」に改め、同表第9項中「別表第2第10項各号」を「別表第2第7項各号」に改め、同表第11項第2号中「昆虫等」の次に「の侵入」を加え、同表を別表第3とする。

別表第5中「(第9条関係)」を「(第8条関係)」に改め、同表第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げ、同項第6号中「客室は、」を削り、同号を同項第5号とし、同表第3項中「別表第2第10項各号」を「別表第2第7項各号」に改め、同表第5項中「別表第4第11項各号」を「別表第3第11項各号」に改め、同表を別表第4とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年6月15日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 旅館業法の一部を改正する法律（平成29年法律第84号）附則第5条第1項の規定による許可の申請があった場合には、この条例の施行の日前においても、改正後の条例第6条、第9条第1項第1号及び第2項（別表第2に係る部分に限る。）、別表第1並びに別表第2の規定の例により、その許可を与えることができる。

川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月20日

川崎市長 福田 紀彦

#### 川崎市条例第27号

川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例

川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例（昭和46年川崎市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第6条第5号及び第6号中「第5条第16項」を「第5条第18項」に改める。

第6条の4第2号中「第5条第21項」を「第5条第23項」に改める。

第10条中第13号を第14号とし、第6号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、同条第5号中「第13条第6号」を「第13条第7号」に、「第13条第5号」を「第13条第6号」に、「第15条の4第1項」を「第15条の2第1項」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号中「第6条の2の2第6項」を「第6条の2の2第7項」に、「第13条第4号」を「第13条第5号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号中「第6条の2の2第5項」を「第6条の2の2第6項」に、「第13条第3号」を「第13条第4号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 児童福祉法第6条の2の2第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援（第13条第3号において「居宅訪問型児童発達支援」という。）に関すること。

第12条の3第1号中「第3号」を「第4号」に改め、同条第3号中「第10条第8号」を「第10条第9号」に改め、同条第4号中「第10条第9号」を「第10条第10号」に改め、同条第5号中「第10条第11号及び第12号」を「第10条第12号及び第13号」に改める。

第12条の4第1項中「及び第15条の4第1項」を削り、「第21条の5の28第1項」を「第21条の5の29第1項」に改める。

第13条中第8号を第9号とし、第3号から第7号まで

を1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 居宅訪問型児童発達支援に関すること。

第15条第1号中「第3号」を「第4号」に改める。

第17条中「第5条第26項」を「第5条第28項」に改める。

第22条の16第1号中「第5条第15項」を「第5条第17項」に改める。

第26条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 法第5条第15項に規定する就労定着支援（以下「就労定着支援」という。）に関すること。

第37条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 就労定着支援に関すること。

第46条第3号中「第5条第25項」を「第5条第27項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

川崎市障害者就労支援施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月20日

川崎市長 福田 紀 彦

川崎市条例第28号

川崎市障害者就労支援施設条例の一部を改正する条例

川崎市障害者就労支援施設条例（昭和36年川崎市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条中第4号を第5号とし、同条第3号中「第5条第16項」を「第5条第18項」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 法第5条第15項に規定する就労定着支援に関すること（わーくす大島及びわーくす高津を除く。）。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月20日

川崎市長 福田 紀 彦

川崎市条例第29号

川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第54号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第5節 基準該当通所支援に関する基準（第57条～第62条の2）」

を

「第5節 共生型障害児通所支援に関する基準（第56条の2～第56条の5）」

第6節 基準該当通所支援に関する基準（第57条～第62条の2）」

に、

「第5節 基準該当通所支援に関する基準（第80条～第82条）」

第5章 保育所等訪問支援

を

「第5節 共生型障害児通所支援に関する基準（第79条の2）」

第6節 基準該当通所支援に関する基準（第80条～第82条）」

第5章 居宅訪問型児童発達支援

第1節 基本方針（第82条の2）」

第2節 人員に関する基準（第82条の3・第82条の4）」

第3節 設備に関する基準（第82条の5）」

第4節 運営に関する基準（第82条の6～第82条の9）」

第6章 保育所等訪問支援

に、「第6章」を「第7章」に改める。

第1条中「第21条の5の15第2項第1号並びに第21条の5の18第1項」を「第21条の5の15第3項第1号、第21条の5の17第1項各号並びに第21条の5の19第1項」に改める。

第2条第3号中「第21条の5の28第3項」を「第21条の5の29第3項」に改め、同条第4号中「指定放課後等デイサービスの事業」の次に「、第82条の2に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業」を加え、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 共生型通所支援 法第21条の5の17第1項の申請に係る法第21条の5の3第1項の指定を受けた者による指定通所支援をいう。

第3条中「第21条の5の15第2項第1号」を「第21条の5の15第3項第1号」に改める。

第4条第3項中「第21条、第50条及び第74条において」を「以下」に改める。

第6条第1項第1号中「指導員又は保育士（）」を「児童指導員（川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年川崎市条例第56号）第29条第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）、保育士（）」に改め、「以下同じ。」の次に「又は学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大

学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。）を加え、「指導員又は保育士の」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の」に改め、同条第2項中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条第3項第2号中「看護師」を「看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）」に改め、同項第3号中「（児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。）」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第4号の機能訓練担当職員を置かないことができる。

第6条第5項中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第7条第4項第1号中「看護師」を「看護職員」に改める。

第27条に次の2項を加える。

4 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。

- (1) 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況
- (2) 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況
- (3) 指定児童発達支援の事業の用に供する設備及び備品等の状況
- (4) 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況
- (5) 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況
- (6) 緊急時等における対応方法及び非常災害対策
- (7) 指定児童発達支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況

5 指定児童発達支援事業者は、おおむね1年に1回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第49条第1項中「行うよう努めなければ」を「行わなければならない」に改める。

第50条第1項中「第5条第16項」を「第5条第18項」に改める。

第51条第3項中「第21条の5の21第1項」を「第21条の5の22第1項」に改める。

第52条第2項中「(昭和22年法律第26号)」を削る。

第57条第1項第1号中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第60条中「前節」を「第4節」に改める。

第61条中「(指定障害福祉サービス基準条例第80条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）」及び「(同項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。）」を削る。

第62条各号列記以外の部分を次のように改める。

次に掲げる要件を満たした指定通所介護事業者等が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定通所介護等を提供する場合には、当該指定通所介護等を基準該当児童発達支援と、当該指定通所介護等を行う指定通所介護事業所等を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（第60条（第24条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定通所介護事業所等については適用しない。

第62条の2各号列記以外の部分を次のように改める。

次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービス（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第46条第1項に規定する通いサービスを除く。以下この条において同じ。）を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当児童発達支援と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条において同じ。）を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（第60条（第24条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用

しない。

第62条の2第1号中「(指定地域密着型サービス基準条例第83条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)」を「又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第2号中「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」の次に「又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を加える。

第2章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型障害児通所支援に関する基準

(共生型児童発達支援の事業を行う指定生活介護事業者の基準)

第56条の2 児童発達支援に係る共生型通所支援(以下「共生型児童発達支援」という。)の事業を行う指定生活介護事業者(指定障害福祉サービス基準条例第80条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。第61条において同じ。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定生活介護事業所(指定障害福祉サービス基準条例第80条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。)の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護の利用者の数を指定生活介護の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。

(2) 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第56条の3 共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者(川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年川崎市条例第81号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。)第100条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。)又は指定地域密着型通所介護事業者(川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年川崎市条例第82号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。)第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。)(第62条において「指定通所介護事業者等」という。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。)又は指定地域密着型通所介護事業所(指定

地域密着型サービス基準条例第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。)(以下「指定通所介護事業者等」という。)の食堂及び機能訓練室(指定居宅サービス等基準条例第102条第2項第1号又は指定地域密着型サービス基準条例第60条の5第2項第1号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。第62条第1号において同じ。)の面積を、指定通所介護(指定居宅サービス等基準条例第99条に規定する指定通所介護をいう。)又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準条例第60条の2に規定する指定地域密着型通所介護をいう。)(以下「指定通所介護等」という。)の利用者の数と共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

(2) 指定通所介護事業者等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業者等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業者等として必要とされる数以上であること。

(3) 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第56条の4 共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第193条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)(第62条の2において「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者(川崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例(平成24年川崎市条例第84号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。)第46条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第193条第1項に規定する指定看護

小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第46条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第62条の2において同じ。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者(指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項若しくは第193条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第46条第1項に規定する登録者をいう。)の数と共生型生活介護(指定障害福祉サービス基準条例第95条の2に規定する共生型生活介護をいう。)、共生型自立訓練(機能訓練)(指定障害福祉サービス基準条例第149条の2に規定する共生型自立訓練(機能訓練)をいう。)若しくは共生型自立訓練(生活訓練)(指定障害福祉サービス基準条例第159条の2に規定する共生型自立訓練(生活訓練)をいう。)又は共生型児童発達支援若しくは共生型放課後等デイサービス(第79条の2に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。)

(以下「共生型通いサービス」という。)を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。)を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第83条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第62条の2において同じ。)、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第193条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第62条の2において同じ。))又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第46条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)(以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)にあつては、18人)以下とすること。

- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準条例第82条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準条例第192条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。)(第62条の2において「指定小規模多機能型居宅介護等」という。))又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条に規定する指定介護予防小規模多機能型居

宅介護をいう。)のうち通いサービス(指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項若しくは第193条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第46条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。)の利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。)を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める通いサービスの利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、12人)までの範囲内とすること。

登録定員	通いサービスの利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂(指定地域密着型サービス基準条例第87条第2項第1号若しくは第197条第2項第1号又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第50条第2項第1号に規定する居間及び食堂をいう。)は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第83条若しくは第193条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第46条に規定する基準を満たしていること。
- (5) 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。(準用)

第56条の5 第5条、第8条、第9条及び前節(第12条を除く。)の規定は、共生型児童発達支援の事業について準用する。

第64条第1項第4号中「看護師」を「看護職員」に改める。

第71条の次に次の1条を加える。

(情報の提供等)

第71条の2 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定医療型児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定医療型児童発達支援事業者は、当該指定医療型児童発達支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

第72条中「第27条」の次に「(第4項及び第5項を除く。)」を加え、「、第49条第1項」を削る。

第74条第1項第1号中「学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの(以下「障害福祉サービス経験者」という。))」を「障害福祉サービス経験者」に改め、同条第3項第2号中「看護師」を「看護職員」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第4号の機能訓練担当職員を置かないことができる。

第78条の2を削る。

第79条中「、第50条、第51条」を「から第51条まで」に改める。

第82条中「、第50条、第51条」を「から第51条まで」に、「、第78条(第1項を除く。)」及び第78条の2」を「及び第78条(第1項を除く。)」に改め、「、第78条の2第3項中「第79条」とあるのは「第82条」と」を削る。

第4章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

#### 第5節 共生型障害児通所支援に関する基準 (準用)

第79条の2 第8条、第9条、第13条から第23条まで、第25条から第31条まで、第33条、第35条から第46条まで、第48条から第51条まで、第52条第1項、第53条から第56条の4まで、第73条及び第78条の規定は、共生型放課後等デイサービス(放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。)の事業について準用する。

第91条第1項中「第4項並びに」を「第4項、第82条の3第1項並びに」に、「、第84条第1項」を「、第82条の3第1項中「事業所(以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。))とあるのは「多機能型事業所」と、第84条第1項」に改める。

第6章を第7章とする。

第86条に見出しとして「(準用)」を付し、同条を次のように改める。

第86条 第82条の5の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。

第87条から第89条までを次のように改める。

第87条から第89条まで 削除

第90条中「第25条」の次に「、第26条、第27条(第4項及び第5項を除く。)、第28条」を加え、「から第51条まで、第52条第1項及び第53条から第56条」を「、第50条、第51条、第52条第1項、第54条から第56条まで、第71条の2及び第82条の6から第82条の8」に、「第89条」を「第90条において準用する第82条の8」に、「次条第1項から第3項まで」を「次条」に、「第88条第1項から第3項まで」を「第90条において準用する第82条の7」に、「第88条第2項」を「第90条において準用する第82条の7第2項」に改める。

第5章を第6章とし、第4章の次に次の1章を加える。

#### 第5章 居宅訪問型児童発達支援

##### 第1節 基本方針

第82条の2 居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援(以下「指定居宅訪問型児童発達支援」という。)の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに生活能力の向上を図ることができるよう、当該障害児の心身の状況及びその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。

##### 第2節 人員に関する基準

(従業者及びその員数)

第82条の3 指定居宅訪問型児童発達支援の事業を行う者(以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数

(2) 児童発達支援管理責任者 1人以上

2 前項第1号に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理指導担当職員(学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援(以下「訓練等」という。)を行い、及び当該障害児の訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る

業務に3年以上従事した者でなければならない。

- 3 第1項第2号に掲げる児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。

(準用)

第82条の4 第8条の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、同条中「ただし、」とあるのは「ただし、第82条の3第1項第1号に掲げる訪問支援員及び同項第2号に掲げる児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き、」と読み替えるものとする。

### 第3節 設備に関する基準

(設備)

第82条の5 指定居宅訪問型児童発達支援事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 前項に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

### 第4節 運営に関する基準

(証明書の携帯)

第82条の6 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、従業者に身分を示す証明書を携帯させ、初回訪問時及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(通所利用者負担額の受領)

第82条の7 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。
- 3 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、通所給付決定保護者の選定により通常の事業の実施地域（当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所が通常時に指定居宅訪問型児童発達支援を提供する地域をいう。次条第5号において同じ。）以外の地域において指定居宅訪問型児童発達支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

- 4 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、前3項の費

用の額の支払を受けたときは、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

- 5 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、第3項の交通費については、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、その額について説明を行い、当該通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(運営規程)

第82条の8 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定居宅訪問型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) サービスの利用に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) 虐待等の防止のための措置に関する事項
- (9) その他事業の運営に関する重要事項

(準用)

第82条の9 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条（第4項及び第5項を除く。）、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第42条から第46条まで、第48条、第50条、第51条、第52条第1項、第54条から第56条まで及び第71条の2の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第82条の8」と、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第82条の7」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第82条の7第2項」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に指定を受けている改正前の条例（次項において「旧条例」という。）第6条（第3項を除く。）に規定する指定児童発達支援事業者については、改正後の条例（次項において「新条例」という。）第6条（第3項を除く。）の規定にかかわらず、平成31年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例第57条に規定する基準該当児童発達支援に関する基準を満たしている基準該当児童発達支援事業者については、新条例第57条の

規定にかかわらず、平成31年3月31日までの間は、なお従前の例による。

川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月20日

川崎市長 福田 紀彦

**川崎市条例第30号**

川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第2号中「看護師」を「看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。）」に改め、同条第4項を削る。

第6条第6項を削る。

第47条第1項中「第5条第16項」を「第5条第18項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この条例の施行の際現に指定を受けている改正前の条例第5条第4項及び第6条第6項に規定する指定福祉型障害児入所施設については、改正後の条例第5条及び第6条の規定にかかわらず、平成33年3月31日までの間は、なお従前の例による。

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月20日

川崎市長 福田 紀彦

**川崎市条例第31号**

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年川崎市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第67条第4項第3号中「看護師」を「看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下この条及び第79条において同じ。）」に改め、同条第8項及び第12項第2号中「看護師」を「看護職員」に改める。

第79条第7項第2号及び第9項中「看護師」を「看護職員」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

川崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月20日

川崎市長 福田 紀彦

**川崎市条例第32号**

川崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

川崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年川崎市条例第68号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「及び保育所等訪問支援（同条第5項）」を「、居宅訪問型児童発達支援（同条第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援をいう。）の事業及び保育所等訪問支援（同条第6項）」に改める。

第44条の次に次の1条を加える。

（職場への定着のための支援の実施）

第44条の2 生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

第51条中「、省令第6条の7第1号に規定する者に対して」を削る。

第55条中「第45条」を「第44条の2」に改める。

第56条中「、省令第6条の7第2号に規定する者に対して」を削る。

第60条中「第45条」を「第44条の2」に改める。

第64条の次に次の1条を加える。

（通勤のための訓練の実施）

第64条の2 就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しなければならない。

第69条中「第43条」の次に「、第44条、第45条」を加える。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月20日

川崎市長 福田 紀彦

**川崎市条例第33号**

川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の

一部を改正する条例

川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第69号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第45条～第49条）」

を

「第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第44条の2～第44条の4）」

第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第45条～第49条）」

に、

「第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第96条～第98条）」

を

「第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第95条の2～第95条の5）」

第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第96条～第98条）」

に、

「第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第111条・第112条）」

を

「第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第110条の2～第110条の4）」

第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第111条・第112条）」

に、

「第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第150条～第151条）」

を

「第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第149条の2～第149条の4）」

第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第150条～第151条）」

に、

「第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第160条～第161条）」

を

「第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第159条の2～第159条の4）」

「第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第160条～第161条）」

に、「第167条」を「第166条の2」に、

「第13章 共同生活援助

第1節 基本方針（第194条）

第2節 人員に関する基準（第195条・第196条）

第3節 設備に関する基準（第197条）

第4節 運営に関する基準（第198条～第200条）

第5節 外部サービス利用型指定共同生活援助に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針（第200条の2・第200条の3）

第2款 人員に関する基準（第200条の4・第200条の5）

第3款 設備に関する基準（第200条の6）

第4款 運営に関する基準（第200条の7～第200条の12）

第14章 多機能型に関する特例（第201条・第202条）」

を

「第13章 就労定着支援

第1節 基本方針（第193条の2）

第2節 人員に関する基準（第193条の3・第193条の4）

第3節 設備に関する基準（第193条の5）

第4節 運営に関する基準（第193条の6～第193条の12）

第14章 自立生活援助

第1節 基本方針（第193条の13）

第2節 人員に関する基準（第193条の14・第193条の15）

第3節 設備に関する基準（第193条の16）

第4節 運営に関する基準（第193条の17～第193条の20）

第15章 共同生活援助

第1節 基本方針（第194条）

第2節 人員に関する基準（第195条・第196条）

第3節 設備に関する基準（第197条）

第4節 運営に関する基準（第198条～第200条）

第5節 日中サービス支援型指定共同生活援助に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針（第200条の2・第200条の3）

第2款 人員に関する基準（第200条の4・第200条の5）

第3款 設備に関する基準（第200条の6）

第4款 運営に関する基準（第200条の7～第200条の11）

第6節 外部サービス利用型指定共同生活援助に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針（第200条の12・第200条の13）

第2款 人員に関する基準（第200条の14・第200条の15）

第3款 設備に関する基準（第200条の16）

第4款 運営に関する基準(第200条の17～第200条の22)

第16章 多機能型に関する特例(第201条・第202条)

に改める。

第1条中「第36条第3項第1号」の次に「、第41条の2第1項各号」を加える。

第2条第6号中「指定放課後等デイサービスの事業」の次に「、指定通所支援基準条例第82条の2に規定する指定居宅訪問児童発達支援の事業」を加え、同号を同条第7号とし、同条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 共生型障害福祉サービス 法第41条の2第1項の申請に係る法第29条第1項の指定を受けた者による指定障害福祉サービスをいう。

第4条第1項中「第13章」を「第15章」に改める。

第5条第1項中「第200条の10第3項」を「第200条の20第3項」に改める。

第6条第1項中「第200条の2」を「第200条の12」に、「第200条の10第2項」を「第200条の20第2項」に改める。

第49条中「前節」を「第4節」に改める。

第2章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準

(共生型居宅介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準)

第44条の2 居宅介護に係る共生型障害福祉サービス(以下「共生型居宅介護」という。)の事業を行う指定訪問介護事業者(川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年川崎市条例第81号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。)第6条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定訪問介護事業所(指定居宅サービス等基準条例第6条第1項に規定する指定訪問介護事業所をいう。以下同じ。)の従業者の員数が、当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護(指定居宅サービス等基準条例第5条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。)の利用者の数を指定訪問介護の利用者の数及び共生型居宅介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数以上であること。

(2) 共生型居宅介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定居宅介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型重度訪問介護の事業を行う指定訪問介護事

業者の基準)

第44条の3 重度訪問介護に係る共生型障害福祉サービス(以下「共生型重度訪問介護」という。)の事業を行う指定訪問介護事業者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定訪問介護事業所の従業者の員数が、当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護の利用者の数を指定訪問介護の利用者の数及び共生型重度訪問介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数以上であること。

(2) 共生型重度訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定重度訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第44条の4 第5条(第3項及び第4項を除く。)、第6条第2項及び第3項、第7条並びに前節(第44条を除く。)の規定は、共生型居宅介護及び共生型重度訪問介護の事業について準用する。

第87条の次に次の1条を加える。

(職場への定着のための支援の実施)

第87条の2 指定生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

第96条第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 指定通所介護事業者等であって、地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等を提供するものであること。

(2) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

第97条各号列記以外の部分を次のように改める。

次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者を除く。第111条、第150条の2及び第160条の2において同じ。)が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護等(指定介護予防小規模多機能型居宅介護を除く。第111条、第150条の2及び第160条の2において同じ。)のうち通いサービス(指定地域密着型介護予防サービス基準

条例第46条第1項に規定する通いサービスを除く。以下この条、第111条、第150条の2及び第160条の2において同じ。)を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条、第111条、第150条の2及び第160条の2において同じ。)を基準該当生活介護事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

第97条第1号中「指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項又は第193条第1項に規定する登録者をいう。以下」を「指定地域密着型介護予防サービス基準条例第46条第1項に規定する登録者を除く。第150条の2及び第160条の2において」に、「当該指定小規模多機能型居宅介護支援事業所等」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に、「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第63条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下)」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等(サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条、第111条、第150条の2及び第160条の2において)」に改め、同条第2号中「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条第3号中「指定地域密着型サービス基準条例第87条第2項第1号又は第197条第2項第1号」を「指定地域密着型介護予防サービス基準条例第50条第2項第1号」に、「いう。以下」を「除く。第150条の2及び第160条の2において」に改める。

第4章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

#### 第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準

(共生型生活介護の事業を行う指定児童発達支援事業者等の基準)

#### 第95条の2 生活介護に係る共生型障害福祉サービス

(以下「共生型生活介護」という。)の事業を行う指定児童発達支援事業者(指定通所支援基準条例第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいう。)又は指定放課後等デイサービス事業者(指定通所支援基準条例第74条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいう。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定児童発達支援事業所(指定通所支援基準条例第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。第201条において同じ。)又は指定放課後等デ

イサービス事業所(指定通所支援基準条例第74条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。第201条において同じ。)(以下「指定児童発達支援事業所等」という。)の従業者の員数が、当該指定児童発達支援事業所等が提供する指定児童発達支援(指定通所支援基準条例第5条に規定する指定児童発達支援をいう。)又は指定放課後等デイサービス(指定通所支援基準条例第73条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。)(以下「指定児童発達支援等」という。)を受ける障害児の数を指定児童発達支援等を受ける障害児の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定児童発達支援事業所等として必要とされる数以上であること。

(2) 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第95条の3 共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。)又は指定地域密着型通所介護事業者(川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年川崎市条例第82号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。)第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。)(以下「指定通所介護事業者等」という。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。)又は指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。)(以下「指定通所介護事業所等」という。)の食堂及び機能訓練室(指定居宅サービス等基準条例第102条第2項第1号又は指定地域密着型サービス基準条例第60条の5第2項第1号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。以下同じ。)の面積を、指定通所介護(指定居宅サービス等基準条例第99条に規定する指定通所介護をいう。)又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準条例第60条の2に規定する指定地域密着型通所介護をいう。)(以下「指定通所介護等」という。)の利用者の数と共生型生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

(2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利

用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

- (3) 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第95条の4 共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第193条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）、又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（川崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第84号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第46条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第193条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）、又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第46条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。）の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業者等の登録者（指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項若しくは第193条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第46条第1項に規定する登録者をいう。以下同じ。）の数と共生型生活介護、共生型自立訓練（機能訓練）（第149条の2に規定する共生型自立訓練（機能訓練）をいう。）、若しくは共生型自立訓練（生活訓練）（第159条の2に規定する共生型自立訓練（生活訓練）をいう。）、又は共生型児童発達支援（指定通所支援基準条例第56条の2に規定する共生型児童発達支援をいう。）、若しくは共生型放課後等

デイサービス（指定通所支援基準条例第79条の2に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。）（以下「共生型通いサービス」という。）を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業者等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条、第149条の3及び第159条の3において同じ。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第83条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第193条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）、又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第46条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第97条において同じ。）（以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。）にあつては、18人）以下とすること。

- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業者等が提供する指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準条例第82条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準条例第192条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）、又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護等」という。）のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項若しくは第193条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第46条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。）の利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業者等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この条、第149条の3及び第159条の3において同じ。）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業者等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める通いサービスの利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業者等にあつては、12人）までの範囲内とすること。

登録定員	通いサービスの利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂（指定地域密着型サービス基準条例第87条第2項第1号若しくは第197条第2項第1号又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第50条第2項第1号に規定する居間及び食堂をいう。以下同じ。）は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第83条若しくは第193条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第46条に規定する基準を満たしていること。
- (5) 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第95条の5 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条から第77条まで、第79条、第81条及び前節（第95条を除く。）の規定は、共生型生活介護の事業について準用する。

第100条第1項第2号中「又は第200条の4第1項」を「、第200条の2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業者又は第200条の14第1項」に改め、同号ア中「又は第200条の2」を「、第200条の2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助又は第200条の12」に改め、「規定する指定共同生活援助事業所をいう。」の次に「、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所（第200条の4第1項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所をいう。以下この章において同じ。）」を加え、「第200条の4第1項」を「第200条の14第1項」に改め、同条第2項第2号中「指定自立訓練（生活訓練）事業者等」の次に「（第200条の2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業者を除く。）」を加え、同号ア中「指定自立訓練（生活訓練）等」の次に「（第200条の2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助を除く。）」を加え、「の利用者の数及び」を「（日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を除く。以下このアにおいて同じ。）の利用者の数及び」に

改め、同条第3項第1号中「規定する指定共同生活援助事業所」の次に「、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」を加え、「第200条の4第1項」を「第200条の14第1項」に改め、同号ア中「第200条の2」を「第200条の2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助、第200条の12」に改める。

第109条第2号中「第200条の4第1項」を「第200条の14第1項」に改める。

第111条第1号中「指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」に、「指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護」を「指定小規模多機能型居宅介護等」に改め、同条第2号中「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業者等」に改める。

第5章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

#### 第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準

（共生型短期入所の事業を行う指定短期入所生活介護事業者等の基準）

第110条の2 短期入所に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型短期入所」という。）の事業を行う指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第148条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。）又は指定介護予防短期入所生活介護事業者（川崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第83号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第132条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第148条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。）又は指定介護予防短期入所生活介護事業所（指定介護予防サービス等基準条例第132条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所をいう。）（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）の居室の面積を、指定短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準条例第147条に規定する指定短期入所生活介護をいう。）又は指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス等基準条例第131条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。）（以下「指定短期入所生活介護等」という。）の利用者の数と共生型短期入所の利用者の数の合計数で除して得た面積が10.65

平方メートル以上であること。

(2) 指定短期入所生活介護事業所等の従業者の員数が、当該指定短期入所生活介護事業所等が提供する指定短期入所生活介護等の利用者の数を指定短期入所生活介護等の利用者の数及び共生型短期入所の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(3) 共生型短期入所の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第110条の3 共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に個室(指定地域密着型サービス基準条例第87条第2項第2号ウ若しくは第197条第2項第2号ウ又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第50条第2項第2号ウに規定する個室をいう。以下この号において同じ。)以外の宿泊室を設ける場合は、当該個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービス(指定地域密着型サービス基準条例第83条第5項若しくは第193条第6項又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第46条第5項に規定する宿泊サービスをいう。次号において同じ。)の利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね7.43平方メートル以上であること。

(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する宿泊サービスの利用者の数を宿泊サービスの利用者の数及び共生型短期入所の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(3) 共生型短期入所の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第110条の4 第10条、第12条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第30条、第37条から第43条まで、第52条、第62条、第68条、第70条から第72条まで、第75条、第76条、第89条、第92条から第94条まで、第99条及び前節(第109条及び第110条を除く。)の規定は、共生型短期入所の事業について準用する。

第114条第4項中「専任かつ」を削る。

第120条第1項中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改める。

第121条の見出しを「(重度障害者等包括支援計画の作成)」に改め、同条第1項中「重度障害者等包括支援サービス利用計画(以下この章において「サービス利用計画」という。)」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「、サービス利用計画」を「、重度障害者等包括支援計画」に、「当該サービス利用計画」を「当該重度障害者等包括支援計画」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「、サービス利用計画」を「、重度障害者等包括支援計画」に、「当該サービス利用計画」を「当該重度障害者等包括支援計画」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「から第3項まで」を「及び第2項」に、「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同項を同条第4項とする。

第142条中「、省令第6条の7第1号に規定する者に対して」を削る。

第149条中「第88条」を「第87条の2」に改める。

第150条の2中「指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」を「指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護」を「指定小規模多機能型居宅介護等」に改め、同条第1号及び第2号中「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改める。

第8章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

#### 第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準

(共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第149条の2 自立訓練(機能訓練)に係る共生型障害福祉サービス(以下「共生型自立訓練(機能訓練)」という。)の事業を行う指定通所介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と共生型自立訓練(機能訓練)の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

(2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型自立訓練(機能訓練)の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(3) 共生型自立訓練(機能訓練)の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(機能

訓練) 事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第149条の3 共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、18人)以下とすること。
- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスの利用定員を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める通いサービスの利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、12人)までの範囲内とすること。

登録定員	通いサービスの利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第83条若しくは第193条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第46条に規定する基準を満たしていること。
- (5) 共生型自立訓練(機能訓練)の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(機能訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第149条の4 第10条から第21条まで、第23条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条から第77条まで、第81条、第87条の2から第94条まで、第142条及び前節(第149条を除く。)の規定は、共生型自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。

第152条中「、省令第6条の7第2号に規定する者に対して」を削る。

第159条中「第88条」を「第87条の2」に改める。

第160条の2中「指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」に、「指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護」を「指定小規模多機能型居宅介護等」に改め、同条第1号及び第2号中「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改める。

第9章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準

(共生型自立訓練(生活訓練)の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第159条の2 自立訓練(生活訓練)に係る共生型障害福祉サービス(以下「共生型自立訓練(生活訓練)」という。)の事業を行う指定通所介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と共生型自立訓練(生活訓練)の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型自立訓練(生活訓練)の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型自立訓練(生活訓練)の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(生活訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型自立訓練(生活訓練)の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第159条の3 共生型自立訓練(生活訓練)の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、18人)以下とすること。
- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスの利用定員を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める通いサービスの利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、12人)までの範囲内とすること。

登録定員	通いサービスの利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第83条若しくは第193条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第46条に規定する基準を満たしていること。
- (5) 共生型自立訓練（生活訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第159条の4 第10条から第19条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条、第76条、第81条、第87条の2から第94条まで、第147条、第148条、第152条及び前節（第159条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。

第10章第4節中第167条の前に次の1条を加える。

(通勤のための訓練の実施)

第166条の2 指定就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しなければならない。

第171条中「第86条」の次に「、第87条、第88条」を加える。

第201条第1項中「(指定通所支援基準条例第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。)」及び「(指定通所支援基準条例第74条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。)」を削る。

第14章を第16章とする。

第197条第1項中「施設」の次に「(以下「入所施設」という。)」を加える。

第198条の6第3項中「家事等」の次に「(指定共同生活援助として提供される介護又は家事等を除く。)」を加える。

第200条の12中「第200条の12」を「第200条の22」に改め、第13章第5節第4款中同条を第200条の22とする。

第200条の11を第200条の21とし、第200条の8から第

200条の10までを10条ずつ繰り下げる。

第200条の7第1項中「第200条の9」を「第200条の19」に改め、同条を第200条の17とする。

第13章第5節第3款中第200条の6を第200条の16とする。

第13章第5節第2款中第200条の5を第200条の15とし、第200条の4を第200条の14とする。

第13章第5節第1款中第200条の3を第200条の13とする。

第200条の2中「前節」を「第4節」に、「第200条の12」を「第200条の22」に、「第200条の4第1項」を「第200条の14第1項」に改め、同条を第200条の12とする。

第13章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 日中サービス支援型指定共同生活援助に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第200条の2 第1節から前節までの規定にかかわらず、日中サービス支援型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により、常時介護を要する者に対して、常時の支援体制を確保した上で行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業者」という。）の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第200条の3 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の心身の状況及びその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第200条の4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が当該事業を行う事業所（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 世話人 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる世話人の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を5で除して得た数以上

- (2) 生活支援員 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる生活支援員の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のアからエまでに掲げる数の合計数以上
- ア 区分省令第1条第4号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除して得た数
- イ 区分省令第1条第5号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除して得た数
- ウ 区分省令第1条第6号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除して得た数
- エ 区分省令第1条第7号に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5で除して得た数
- (3) サービス管理責任者 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数
- ア 利用者の数が30人以下 1人以上
- イ 利用者の数が31人以上 1人に、利用者の数が30人を超えて30又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上
- 2 前項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者のほか、共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯を通じて1人以上の夜間支援従事者(夜間及び深夜の時間帯に勤務(宿直勤務を除く。)を行う世話人又は生活支援員をいう。)を置くものとする。
- 3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。
- 4 第1項及び第2項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者は、専ら日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 5 第1項及び第2項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- (準用)
- 第200条の5 第196条の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。
- 第3款 設備に関する基準  
(設備)
- 第200条の6 日中サービス支援型指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所施設又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。
- 2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所は、1以上の共同生活住居を有するものとし、当該共同生活住居の入居定員の合計は4人以上とする。

- 3 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。
- 4 共同生活住居は、その入居定員を2人以上10人以下とする。ただし、構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保されており、利用者の支援に支障がない場合は、1の建物に複数の共同生活住居を設けることができるものとする。この場合において、1の建物の入居定員の合計は20人以下とする。
- 5 既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員を2人以上20人(市長が特に必要があると認めるときは30人)以下とすることができる。
- 6 既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であって、市長が特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員を2人以上30人以下(ただし、当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と同数を上限とする。)とすることができる。
- 7 共同生活住居は、1以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。
- 8 ユニットの入居定員は、2人以上10人以下とする。
- 9 ユニットの基準は、次のとおりとする。

- (1) 1の居室の定員は、1人とすること。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。
- (2) 1の居室の面積は、収納設備等に係る面積を除き、7.43平方メートル以上とすること。

#### 第4款 運営に関する基準

##### (実施主体)

第200条の7 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、当該日中サービス支援型指定共同生活援助と同時に第99条に規定する指定短期入所(第100条第1項に規定する併設事業所又は同条第3項に規定する単独型事業所に係るものに限る。)を行うものとする。  
(介護及び家事等)

第200条の8 介護は、利用者の心身の状況に応じ、当該利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

- 2 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うように努めなければならない。
- 3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常時1人以上の従業者を介護又は家事等に従事させなければならない。
- 4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、その利用者に対して、当該利用者の負担により、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護又は家事等(日中サービス支援型指

定共同生活援助として提供される介護又は家事等を除く。)を受けさせてはならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第200条の9 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者の心身の状況又はその置かれている環境等に応じて、利用者の意向に基づき、社会生活上必要な支援を適切に行わなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者について、特定相談支援事業を行う者又は他の障害福祉サービスの事業を行う者等との連絡調整に努めなければならない。

3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等をその者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得てその者又はその家族に代わって当該手続等を行わなければならない。

4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(協議の場の設置等)

第200条の10 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、法第89条の3第1項に規定する協議会その他市長がこれに準ずるものとして特に認めるもの(以下「協議会等」という。)に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。

(準用)

第200条の11 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、第75条から第77条まで、第90条、第92条、第94条、第157条の2、第198条から第198条の5まで及び第198条の8から第199条の4までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第200条の11において準用する第198条の8」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第200条の11において準用する第198条の3第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第200条の11において準用する第198条の3第2項」と、第77条第2項第1号中「第55条第1項」とあるのは「第200

条の11において準用する第55条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第200条の11において準用する第90条」と、同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第200条の11において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第200条の11」と、第94条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第200条の11において準用する第199条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

第13章を第15章とし、第12章の次に次の2章を加える。

第13章 就労定着支援

第1節 基本方針

第193条の2 就労定着支援に係る指定障害福祉サービス(以下「指定就労定着支援」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労に向けた支援として省令第6条の10の2に規定するものを受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者に対して、省令第6条の10の3に規定する期間にわたり、当該通常の事業所での就労の継続を図るために必要な当該通常の事業所の事業主、障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の者との連絡調整その他の支援を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第193条の3 指定就労定着支援の事業を行う者(以下「指定就労定着支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定就労定着支援事業所」という。)に置くべき就労定着支援員の員数は、指定就労定着支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を40で除して得た数以上とする。

2 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所ごとに、当該指定就労定着支援の事業の利用者の数(当該指定就労定着支援事業者が、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型(以下「生活介護等」という。))に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定就労定着支援の事

業と生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所において一体的に運営している指定就労定着支援の事業及び生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業の利用者の合計数。以下この条において同じ。)に応じて、次に掲げる員数を、サービス管理責任者として置くこととする。

- (1) 利用者の数が60人以下 1人以上
- (2) 利用者の数が61人以上 1人に、利用者の数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上

3 前2項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。

4 第1項に規定する就労定着支援員及び第2項に規定するサービス管理責任者は、専ら当該指定就労定着支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

5 第2項に規定するサービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。

(準用)

第193条の4 第52条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第193条の5 指定就労定着支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定就労定着支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

第4節 運営に関する基準

(サービス管理責任者の責務)

第193条の6 サービス管理責任者は、第193条の12において準用する第60条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定就労定着支援事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- (2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を継続して営むことができるよう必要な支援を行うこと。
- (3) 他の従業者に対して技術指導及び助言を行うこと。  
(実施主体)

第193条の7 指定就労定着支援事業者は、過去3年間において平均1人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させている生活介護等に係る指定障害福祉サー

ビス事業者でなければならない。

(職場への定着のための支援の実施)

第193条の8 指定就労定着支援事業者は、利用者の職場への定着及び就労の継続を図るため、新たに障害者を雇用した通常の事業所の事業主、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整及び連携を行うとともに、利用者やその家族等に対して、当該雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を提供しなければならない。

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対して前項の支援を提供するに当たっては、1月に1回以上、当該利用者との対面により行うとともに、1月に1回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めなければならない。

(サービス利用中に離職する者への支援)

第193条の9 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援の提供期間中に雇用された通常の事業所を離職する利用者であつて、当該離職後も他の通常の事業所への就職等を希望するものに対し、指定特定相談支援事業者その他の関係者と連携し、他の指定障害福祉サービス事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(運営規程)

第193条の10 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定就労定着支援の提供方法及び内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) その他運営に関する重要事項

(記録の整備)

第193条の11 指定就労定着支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 指定就労定着支援事業者は、次に掲げる利用者に対する指定就労定着支援の提供に関する記録を整備し、当該指定就労定着支援を提供した日から5年間保存しなければならない。

- (1) 次条において準用する第20条第1項の規定による

- 提供した指定就労定着支援に係る必要な記録事項
- (2) 次条において準用する第60条第1項の規定による就労定着支援計画
- (3) 次条において準用する第30条の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 次条において準用する第40条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (5) 次条において準用する第41条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録  
(準用)

第193条の12 第10条から第24条まで、第30条、第34条から第42条まで、第59条、第60条、第62条及び第68条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第193条の10」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第193条の12において準用する次条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第193条の12において準用する第22条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第193条の12において準用する次条第1項」と読み替えるものとする。

第14章 自立生活援助

第1節 基本方針

第193条の13 自立生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立生活援助」という。）の事業は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時の通報を受けて行う訪問、当該利用者からの相談対応等により、当該利用者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に行われるものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第193条の14 指定自立生活援助の事業を行う者（以下「指定自立生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定自立生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 地域生活支援員 指定自立生活援助事業所ごとに、1人以上
- (2) サービス管理責任者 指定自立生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数  
ア 利用者の数が30人以下 1人以上

イ 利用者の数が31人以上 1人に、利用者の数が30人を超えて30又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上

- 2 前項第1号に規定する地域生活支援員の員数の標準は、利用者の数が25又はその端数を増すごとに1人とする。
- 3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。
- 4 第1項に規定する指定自立生活援助の従業者は、専ら当該指定自立生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(準用)

第193条の15 第52条の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

(準用)

第193条の16 第193条の5の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。

第4節 運営に関する基準

(実施主体)

第193条の17 指定自立生活援助事業者は、指定障害福祉サービス事業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練又は共同生活援助の事業を行う者に限る。）、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者（法第51条の22第1項に規定する指定相談支援事業者をいう。）でなければならない。

(定期的な訪問による支援)

第193条の18 指定自立生活援助事業者は、おおむね週に1回以上、利用者の居宅を訪問することにより、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行わなければならない。

(随時の通報による支援等)

第193条の19 指定自立生活援助事業者は、利用者からの通報があった場合には、速やかに当該利用者の居宅への訪問等による状況把握を行わなければならない。

- 2 指定自立生活援助事業者は、前項の状況把握を踏まえ、当該利用者の家族、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関等との連絡調整その他の必要な措置を適切に講じなければならない。
- 3 指定自立生活援助事業者は、利用者の心身の状況及び障害の特性に応じ、適切な方法により、当該利用者との常時の連絡体制を確保しなければならない。

(準用)

第193条の20 第10条から第24条まで、第30条、第34条から第42条まで、第59条、第60条、第62条、第68条、第193条の6、第193条の10及び第193条の11の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第193条の20において準用する第193条の10」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第193条の20において準用する次条第1項」と、第60条第8項中「6月」とあるのは「3月」と読み替えるものとする。

附則第2項中「第200条の6」を「第200条の16」に改める。

附則第3項の前の見出し中「指定共同生活援助事業所」の次に「又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」を加え、同項中「第198条の6第3項」の次に「及び第200条の8第4項」を、「指定共同生活援助事業所」の次に「又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」を加え、「当該指定共同生活援助事業所」の次に「又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」を加え、「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

附則第4項中「第198条の6第3項」の次に「及び第200条の8第4項」を、「指定共同生活援助事業所」の次に「又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」を、「当該指定共同生活援助事業所」の次に「又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」を加え、「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

附則第5項中「まで」の次に「及び第200条の4第1項第2号イからエまで」を加える。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

川崎市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月20日

川崎市長 福田紀彦

**川崎市条例第34号**

川崎市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第71号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

第6条 削除

第10条を次のように改める。

第10条 削除

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- この条例の施行の際現に指定を受けている改正前の条例第6条及び第10条に規定する指定障害者支援施設については、川崎市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第5条及び第9条の規定にかかわらず、平成33年3月31日までの間は、なお従前の例による。

川崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月20日

川崎市長 福田紀彦

**川崎市条例第35号**

川崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

川崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年川崎市条例第76号）の一部を次のように改正する。

第13条第6項中「以下同じ。）」の次に「、介護医療院（同条第29項に規定する介護医療院をいう。以下同じ。）」を加え、同条第12項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 介護医療院 栄養士又は調理員、事務員その他の従業者

第17条に次の1項を加える。

6 養護老人ホームの設置者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 支援員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

川崎市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月20日

川崎市長 福田紀彦

**川崎市条例第36号**

川崎市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

川崎市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年川崎市条例第75号)の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

(職員の専従)

第7条 特別養護老人ホームの職員は、専ら当該特別養護老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、特別養護老人ホーム(ユニット型特別養護老人ホーム(第33条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。))を除く。以下この条において同じ。)にユニット型特別養護老人ホームを併設する場合の特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームの介護職員及び看護師又は准看護師(以下「看護職員」といい、第41条第2項(第53条において準用する場合を含む。))の規定に基づき配置される看護職員に限る。以下この条において同じ。)、特別養護老人ホームにユニット型地域密着型特別養護老人ホーム(第50条に規定するユニット型地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。))を併設する場合の特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員、地域密着型特別養護老人ホーム(第12条第7項に規定する地域密着型特別養護老人ホームをいい、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームを除く。以下この条において同じ。))にユニット型特別養護老人ホームを併設する場合の地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員又は地域密着型特別養護老人ホームにユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合の地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第8条中第11号を第12号とし、第6号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 緊急時等における対応方法

第12条第7項中「又は病院」を「若しくは介護医療院(同条第29項に規定する介護医療院をいう。以下同じ。))又は病院」に改める。

第13条中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

第16条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 特別養護老人ホームの設置者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果

について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第23条の次に次の1条を加える。

(緊急時等の対応)

第23条の2 特別養護老人ホームの設置者は、現に処遇を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第12条第1項第2号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかななければならない。

第35条中第12号を第13号とし、第7号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 緊急時等における対応方法

第37条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第46条第9項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 介護医療院 栄養士又は調理員、事務員その他の従業者

附則第6項から第8項までの規定中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月20日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第37号

川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運

営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第81号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第5節 基準該当居宅サービスに関する基準（第43条～第47条）」

を

「第5節 共生型居宅サービスに関する基準（第42条の2・第42条の3）」

第6節 基準該当居宅サービスに関する基準（第43条～第47条）」

に、

「第5節 削除」

を

「第5節 共生型居宅サービスに関する基準（第114条～第131条）」

に、

「第6節 基準該当居宅サービスに関する基準（第182条～第188条）」

を

「第6節 共生型居宅サービスに関する基準（第181条の2・第181条の3）」

第7節 基準該当居宅サービスに関する基準（第182条～第188条）」

に改める。

第1条中「第70条第2項第1号」の次に「、第72条の2第1項各号」を加える。

第2条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 共生型居宅サービス 法第72条の2第1項の申請に係る法第41条第1項本文の指定を受けた者による指定居宅サービスをいう。

第15条第1項中「提供する者」の次に「(以下「居宅介護支援事業者等」という。）」を加える。

第29条第3項中第8号を第9号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 居宅介護支援事業者等に対し、指定訪問介護の提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔(くう)機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。

第36条の次に次の1条を加える。

(不当な働きかけの禁止)

第36条の2 指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等基準条例第5条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。第165条第2項において同じ。）の介護支援専門員又は居宅要介護被保険者に対して、利用者に必要のないサービスを位置付ける

よう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

第2章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型居宅サービスに関する基準  
(共生型訪問介護の基準)

第42条の2 訪問介護に係る共生型居宅サービス（以下この条及び次条において「共生型訪問介護」という。）の事業を行う指定居宅介護事業者（川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第69号。以下「指定障害福祉サービス等基準条例」という。）第6条第1項に規定する指定居宅介護事業者をいう。）及び重度訪問介護（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第3項に規定する重度訪問介護をいう。第1号において同じ。）に係る指定障害福祉サービス（障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスをいう。第1号において同じ。）の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定居宅介護事業所（指定障害福祉サービス等基準条例第6条第1項に規定する指定居宅介護事業所をいう。）又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所（以下この号において「指定居宅介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定居宅介護事業所等が提供する指定居宅介護（指定障害福祉サービス等基準条例第5条第1項に規定する指定居宅介護をいう。）又は重度訪問介護（以下この号において「指定居宅介護等」という。）の利用者の数を指定居宅介護等の利用者及び共生型訪問介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定居宅介護事業所等として必要とされる員数以上であること。
  - (2) 共生型訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。
- (準用)

第42条の3 第5条、第6条（第1項を除く。）及び第7条並びに前節の規定は、共生型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第6条第2項中「利用者（）」とあるのは「利用者（共生型訪問介護の利用者及び指定居宅介護又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの利用者をいい、）」と、「指定訪問介護及び」とあるのは「共生型訪問介護及び指定居宅介護若しくは重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス及び」と読み替えるものとする。

第59条中「及び第32条」を「、第32条から第36条まで

及び第37条」に改める。

第63条中「第37条まで」を「第36条まで、第37条」に改める。

第65条第5項中「第193条第10項」を「第193条第14項」に改める。

第69条第1項中「居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者」を「居宅介護支援事業者等」に改める。

第79条中「第32条」の次に「から第36条まで、第37条」を加える。

第81条第1項中「という。）は、」を「という。）が」に、「指定訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この章において「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」という。）を1人以上置かなければならない。」を「置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 医師 指定訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な1人以上の員数
- (2) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1人以上

第81条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項第1号の医師は、常勤でなければならない。

第82条第1項中「又は介護老人保健施設」を「介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

第90条中「看護職員（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。）」を削る。

第91条第1項第1号イ中「看護職員」を削り、同項第3号を削る。

第92条第1項中「薬局又は指定訪問看護ステーション」を「又は薬局」に改める。

第95条第1項第1号中「居宅介護支援事業者等」を「居宅介護支援事業者」に改め、同条第3項を削る。

第96条中第8号を第9号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 通常の事業の実施地域

第105条第6号中「第5条の2」を「第5条の2第1項」に改める。

第113条中「第34条から」の次に「第36条まで、第37条から」を加える。

第7章第5節を次のように改める。

第5節 共生型居宅サービスに関する基準  
(共生型通所介護の基準)

第114条 通所介護に係る共生型居宅サービス（以下この条及び次条において「共生型通所介護」という。）

の事業を行う指定生活介護事業者（指定障害福祉サービス等基準条例第80条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準条例第143条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準条例第153条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定児童発達支援事業者（川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第54号。以下この条において「指定通所支援基準条例」という。）第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準条例第5条に規定する指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。）を提供する事業者を除く。）及び指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準条例第74条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準条例第73条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。第1号において同じ。）を提供する事業者を除く。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス等基準条例第80条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準条例第143条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準条例第153条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準条例第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準条例第74条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下この号において「指定生活介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護（指定障害福祉サービス等基準条例第79条に規定する指定生活介護をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス等基準条例第142条に規定する指定自立訓練（機能訓練）をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス等基準条例第152条に規定する指定自立訓練（生活訓練）をいう。）、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサ

ービス（以下この号において「指定生活介護等」という。）の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる員数以上であること。

(2) 共生型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第115条 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第28条、第34条から第36条まで、第37条から第39条まで、第41条、第56条、第99条、第101条及び第102条第4項並びに前節（第113条を除く。）の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第107条に規定する規程をいう。第34条において同じ。）」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型通所介護従業者」という。）」と、第28条及び第34条中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第102条第4項中「前項ただし書の場合（指定通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型通所介護事業者が共生型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第105条第2号、第106条第5項及び第108条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第116条から第131条まで 削除

第135条中「第37条まで」を「第36条まで、第37条」に改める。

第138条第1項中「介護老人保健施設」の次に「又は介護医療院」を加える。

第142条第1項中「作業療法士」の次に「若しくは言語聴覚士」を加える。

第148条第4項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第153条第2項中「居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者」を「居宅介護支援事業者等」に改める。

第165条第2項中「（指定居宅介護支援等基準条例第5条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。）」を削る。

第168条中「第34条から」の次に「第36条まで、第37条から」を加える。

第188条中「第37条まで」を「第36条まで、第37条」に改める。

第9章中第6節を第7節とし、第5節の次に次の1節を加える。

第6節 共生型居宅サービスに関する基準

（共生型短期入所生活介護の基準）

第181条の2 短期入所生活介護に係る共生型居宅サービス（以下この条及び次条において「共生型短期入所生活介護」という。）の事業を行う指定短期入所事業者（指定障害福祉サービス等基準条例第103条第1項に規定する指定短期入所事業者をいい、指定障害者支援施設（障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下この条において同じ。）が指定短期入所（指定障害福祉サービス等基準条例第99条に規定する指定短期入所をいう。以下この条において同じ。）の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所（以下この条において「指定短期入所事業所」という。）において指定短期入所を提供する事業者に限る。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定短期入所事業所の居室の面積を、指定短期入所の利用者の数と共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が9.9平方メートル以上であること。
- (2) 指定短期入所事業所の従業者の員数が、当該指定短期入所事業所が提供する指定短期入所の利用者の数を指定短期入所の利用者及び共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所事業所として必要とされる員数以上であること。
- (3) 共生型短期入所生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第181条の3 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第27条、第34条から第36条まで、第37条から第41条まで、第56条、第108条、第110条、第111条、第147条及び第149条並びに第4節（第168条を除く。）の規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「運営規程」とあるのは「運営規程（第164条に規定する規程をいう。）」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。）」と、第108条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第152条第1項中「第164

条に規定する規程」とあるのは「運営規程」と、同項、第155条第3項、第156条第1項及び第163条中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

第190条第1項に次の1号を加える。

(5) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における介護医療院として必要とされる員数が確保されるために必要な員数以上とする。

第191条第1項第4号イ中「食堂及び」を削り、同項に次の1号を加える。

(5) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院（川崎市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成30年川崎市条例第 号）第43条に規定するユニット型介護医療院をいう。第207条及び第215条において同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。

第192条中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

第202条に次の1号を加える。

(4) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者の数

第207条第1項に次の1号を加える。

(5) 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することとする。

第215条に次の1号を加える。

(3) ユニット型介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者の数

第218条第8項中「のうち1人以上及び介護職員のうち」を「及び介護職員のうちそれぞれ」に改める。

第226条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委

員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第237条中「第34条から」の次に「第36条まで、第37条から」を加える。

第238条中「をいう。」の次に「以下同じ。」を加える。

第248条中「第34条から」の次に「第36条まで、第37条から」を加える。

第255条第1号中「利用料等」を「利用料、全国平均貸与価格等」に改め、同条に次の1号を加える。

(6) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供するものとする。

第256条第4項中「利用者」の次に「及び当該利用者に係る介護支援専門員」を加える。

第263条中「第35条」の次に「、第36条、第37条」を加える。

第265条中「から第37条まで」を「、第36条、第37条」に改める。

第276条中「第35条」の次に「、第36条、第37条」を、「利用者」と、「」の次に「第33条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「」を加える。

附則中第13項を第16項とし、第12項の次に次の3項を加える。

13 第218条の規定にかかわらず、基準省令附則第14条の規定に該当する病院又は診療所の開設者が、平成36年3月31日までの間に同条に規定するところにより当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行って指定特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）の事業を行う医療機関併設型指定特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定特定施設をいう。以下同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

(1) 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができる。

(2) 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当な員数

14 第240条の規定にかかわらず、基準省令附則第15条の規定に該当する病院又は診療所の開設者が、平成36

年3月31日までの間に同条に規定するところにより当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行って外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当な員数とする。

- 15 第220条及び第242条の規定にかかわらず、基準省令附則第16条の規定に該当する病院又は診療所の開設者が、平成36年3月31日までの間に同条に規定するところにより当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行って指定特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定特定施設に浴室、便所及び食堂を置かないことができる。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第255条第1号の改正規定は、同年10月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービスを行っている事業所において行われる改正前の条例第90条に規定する指定居宅療養管理指導のうち、看護職員（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。）が行うものについては、同条例第90条から第92条まで及び第95条第3項の規定は、平成30年9月30日までの間、なおその効力を有する。

川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月20日

川崎市長 福田紀彦

#### 川崎市条例第38号

川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第82号）の一部を次のように改正する。

#### 目次中

「第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人

員、設備及び運営に関する基準」

を

「第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準（第60条の20の2・第60条の20の3）

第6節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準」

に改める。

第1条中「第4項第1号」の次に「、第78条の2の2第1項各号」を加える。

第2条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 共生型地域密着型サービス 法第78条の2の2第1項の申請に係る法第42条の2第1項本文の指定を受けた者による指定地域密着型サービスをいう。

第7条第2項中「3年以上」を「1年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として基準省令第3条の4第2項に規定する厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上）」に改め、同条第5項中「の各号」及び「、午後6時から午前8時までの間において」を削り、同項に次の1号を加える。

(12) 介護医療院

第7条第7項中「午後6時から午前8時までの間は、」を削り、同条第8項中「、午後6時から午前8時までの間は」を削り、同条第12項中「第193条第10項」を「第193条第14項」に改める。

第33条第3項中「午後6時から午前8時までの間に行われる」を削る。

第40条第1項中「3月」を「6月」に改め、同条第4項中「場合には」の次に「、正当な理由がある場合を除き」を加え、「行うよう努めなければ」を「行わなければ」に改める。

第48条第2項中「3年以上」を「1年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として基準省令第6条第2項に規定する厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上）」に改める。

第60条の9第8号中「認知症」の次に「（法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。以下同じ。）」を加える。

第60条の25中「9人」を「18人」に改める。

第60条の27第1項中「規程」を「重要事項に関する規程」に改める。

第60条の38中「第35条中」の次に「「運営規程」とあるのは「第60条の34に規定する重要事項に関する規程」と、」を加える。

第3章の2中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準（共生型地域密着型通所介護の基準）

第60条の20の2 地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービス（以下この条及び次条において「共生型地域密着型通所介護」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第69号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準条例」という。）第80条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準条例第143条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準条例第153条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定児童発達支援事業者（川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第54号。以下この条において「指定通所支援基準条例」という。）第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準条例第5条に規定する指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。）を提供する事業者を除く。）及び指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準条例第74条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準条例第73条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。第1号において同じ。）を提供する事業者を除く。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス等基準条例第80条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準条例第143条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準条例第153条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準条例第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準条例第74条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下この号において「指定生活介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護（指定障害福祉サービス等基準条例第79条に規定する指定生活介護をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）

（指定障害福祉サービス等基準条例第142条に規定する指定自立訓練（機能訓練）をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス等基準条例第152条に規定する指定自立訓練（生活訓練）をいう。）、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス（以下この号において「指定生活介護等」という。）の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型地域密着型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる員数以上であること。

- (2) 共生型地域密着型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定地域密着型通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第60条の20の3 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第42条、第54条、第60条の2、第60条の4及び第60条の5第4項並びに前節（第60条の20を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第60条の12に規定する規程をいう。第35条において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第60条の5第4項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に規定する設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第60条の9第4号、第60条の10第5項及び第60条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第62条第1項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第66条第1項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第180条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）」を、「3人以下」の次に「とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居

者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数」を加え、同条第2項中「第83条第7項」の次に「及び第193条第8項」を加える。

第83条第1項中「本体事業所及び」を「本体事業所並びに」に改め、「他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」の次に「及び第193条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を加え、同条第6項の表中「又は指定介護療養型医療施設」を「、指定介護療養型医療施設」に改め、「限る。）」の次に「又は介護医療院」を加え、同条第7項中「以下「」を「以下この章において「」に改める。

第84条第3項、第85条、第104条第3項、第112条第2項及び第113条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第118条中第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第126条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第131条第4項中「のうち1人以上、及び介護職員のうち」を「及び介護職員のうちそれぞれ」に改め、「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同条第7項第1号中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 介護医療院 介護支援専門員

第139条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備するこ

と。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第152条第3項中「この条において同じ。）」及び「この項において同じ。）」に改め、「平成24年川崎市条例第78号」の次に「。以下「指定介護老人福祉施設基準条例」という。」を加え、「」を併設する場合又は指定地域密着型介護老人福祉施設及び」を「以下この項において同じ。）」を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（指定介護老人福祉施設基準条例第53条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）又は指定地域密着型介護老人福祉施設に」に改め、「併設する場合の」の次に「指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の」を加え、同条第4項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同条第8項第2号中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員

第155条中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

第159条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定地域密着型介護老人福祉施設の開設者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第167条の次に次の1条を加える。

(緊急時等の対応)

第167条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設の開設者は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第152条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

第170条中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 緊急時等における対応方法

第184条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1

項を加える。

8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の開設者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第188条中第12号を第13号とし、第8号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 緊急時等における対応方法

第192条中「第17条の10」を「第17条の12」に改める。

第193条第1項中「指定看護小規模多機能型居宅介護」の次に「第83条第7項に規定する」を加え、「当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」を「、当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所及び指定地域密着型介護予防サービス基準条例第46条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（第6項において「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」という。）の登録者、第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者並びに同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所、当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所及び当該本体事業所に係る第83条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第6項中「指定看護小規模多機能型居宅介護」の次に「第83条第7項に規定する」を、「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」の次に「の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護及び第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指

定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を加え、同条第7項に次の1号を加える。

(5) 介護医療院

第193条中第10項を第14項とし、同条第9項中「第171条第9項」を「第171条第12項」に改め、同項を同条第12項とし、同項の次に次の1項を加える。

13 第11項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の厚生労働大臣が定める研修を修了している者（第201条において「研修修了者」という。）を置くことができる。

第193条第8項中「前項各号」を「第7項各号」に改め、同項を同条第11項とし、同条第7項の次に次の3項を加える。

8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にある指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であつて、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であつて、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営され、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にあるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、2人以上とすることができる。

9 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

10 第4項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護

小規模多機能型居宅介護事業所については、看護職員の員数は常勤換算方法で1人以上とする。

第194条第2項中「前項」を「第1項」に改め、「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、「第172条第2項」を「第172条第3項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。

第195条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第196条第1項中「29人」の次に「(サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人)」を加え、同条第2項第1号中「、登録定員」を「登録定員」に改め、「定める利用定員」の次に「、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人」を加え、同項第2号中「9人」の次に「(サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、6人)」を加える。

第197条第2項第2号に次のように加える。

オ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合であつて、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の利用者へのサービスの提供に支障がないときは、当該診療所が有する病床については、宿泊室を兼用することができる。

第201条第1項中「介護支援専門員」の次に「(第193条第13項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、研修修了者。以下この条において同じ。)」を加える。

第204条中「の活動状況」との次に「、第88条中「第83条第12項」とあるのは「第193条第13項」と」を加える。

附則第5項から第7項までの規定中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

附則中第8項を第10項とし、第7項の次に次の2項を加える。

8 第131条の規定にかかわらず、基準省令附則第17条の規定に該当する病院又は診療所の開設者が、平成36年3月31日までの間に同条に規定するところにより当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行つて指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設(介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定地域密着型特定施設をいう。以下この項及び次項において同じ。)の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおり

とする。

(1) 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができる。

(2) 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の実情に応じた適当な員数

9 第133条の規定にかかわらず、基準省令附則第18条の規定に該当する病院又は診療所の開設者が、平成36年3月31日までの間に同条に規定するところにより当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行つて指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定地域密着型特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

川崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月20日

川崎市長 福田 紀 彦

#### 川崎市条例第39号

川崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例(平成25年川崎市条例第60号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「居宅サービス事業者若しくは地域密着型サービス事業者(以下「居宅サービス事業者等」という。)」を「指定居宅サービス事業者等」に改め、同条第4項中「介護保険施設等」を「介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等」に改める。

第5条第1項中「(以下次条第2項を除き、単に「介護支援専門員」という。)」を削る。

第6条第2項中「介護支援専門員」を「介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の6第1号

イ(3)に規定する主任介護支援専門員」に改める。

第7条第2項中「である」を「であり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができる」に改め、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項第1号中「第3項各号」を「第4項各号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「第3項第1号」を「第4項第1号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「第6項」を「第7項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

第16条第9号ただし書中「ただし、」の次に「利用者(末期の悪性腫瘍の患者に限る。)の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師(以下この条において「主治の医師等」という。)の意見を勧告して必要と認める場合その他の」を加え、同条第13号の次に次の1号を加える。

(13)の2 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、当該利用者の服薬状況、口腔機能その他の当該利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、当該利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

第16条第14号中「前号」を「第13号」に改め、同条第18号の次に次の1号を加える。

(18)の2 介護支援専門員は、居宅サービス計画に指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)第13条第18号の2に規定する厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護(同号に規定する厚生労働大臣が定めるものに限る。以下この号において同じ。)を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市長に届け出なければならない。

第16条第19号中「主治の医師又は歯科医師(以下「主治の医師等」という。)」を「主治の医師等」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(19)の2 前号の場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第16条第18号の次に1号を加える改正規定は、同年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成33年3月31日までの間は、改正後の条例第6条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。)を川崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例第6条第1項に規定する管理者とすることができる。

川崎市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月20日

川崎市長 福田紀彦

#### 川崎市条例第40号

川崎市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

川崎市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年川崎市条例第78号)の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「及びユニット型指定介護老人福祉施設を併設する場合」を「にユニット型指定介護老人福祉施設を併設する場合の指定介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員(第53条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。)」に、「指定介護老人福祉施設及び」を「指定介護老人福祉施設に」に、「」を併設する場合の介護職員及び看護職員(第53条第2項)を「以下この項において同じ。)を併設する場合の指定介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員(指定地域密着型サービス基準条例第189条第2項)に改める。

第9条中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

第16条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定介護老人福祉施設の開設者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第25条の次に次の1号を加える。

(緊急時等の対応)

第25条の2 指定介護老人福祉施設の開設者は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第4条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

第29条中第11号を第12号とし、第6号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 緊急時等における対応方法

第48条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第52条中第12号を第13号とし、第7号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 緊急時等における対応方法

附則第6項から第8項までの規定中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

川崎市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月20日

川崎市長 福田紀彦

#### 川崎市条例第41号

川崎市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

川崎市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成24年川崎市条例第79号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「」及びユニット型介護老人保健施設を併設する場合」を「以下この項において同じ。）にユニット型介護老人保健施設を併設する場合の介護老人保健施設及びユニット型介護老人保健施設」に改め、同条第6項中「又は病院」を「若しくは介護医療院又は病院」に改め、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員

第4条第7項及び第5条第1項中「病院又は」を「介護医療院又は病院若しくは」に改める。

第16条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 介護老人保健施設の開設者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第45条第1項中「病院又は」を「介護医療院又は病院若しくは」に改める。

第47条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型介護老人保健施設の開設者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

附則第4項から第8項までの規定中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

川崎市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月20日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第42号

川崎市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

川崎市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年川崎市条例第80号）の一部を次のように改正する。

第4条第7項中「）及び」を「以下この項において同じ。）に」に改め、「場合の」の次に「指定介護療養型医療施設及びユニット型指定介護療養型医療施設の」を加える。

第17条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定介護療養型医療施設の開設者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第48条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型指定介護療養型医療施設の開設者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

附則第9項から第12項までの規定中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

川崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月20日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第43号

川崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第83号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第7節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第168条～第174条）」

を

「第7節 共生型介護予防サービスに関する基準（第167条の2・第167条の3）」

第8節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第168条～第174条）」

に改める。

第1条中「第115条の2第2項第1号」の次に「、第115条の2の2第1項各号」を加える。

第2条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 共生型介護予防サービス 法第115条の2の2第1項の申請に係る法第53条第1項本文の指定を受けた者による指定介護予防サービスをいう。

第80条第1項中「という。）は、」を「という。）が」に、「指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この章において「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」という。）1人以上を置かなければならない。」を「置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 医師 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な1人以上の員数
- (2) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1人以上

第80条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項第1号の医師は、常勤でなければならない。

第81条第1項中「又は介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

第88条中「、看護職員（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。）」を削る。

第89条第1項第1号イ中「、看護職員」を削り、同項第3号を削る。

第90条第1項中「、薬局又は指定訪問看護ステーション等」を「又は薬局」に改める。

第92条中第8号を第9号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 通常の事業の実施地域

第96条第3項を削る。

第120条第1項中「介護老人保健施設」の次に「又は介護医療院」を加える。

第132条第4項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を、「もの(以下)」の次に「この節及び次節において」を加える。

第9章中第7節を第8節とし、第6節の次に次の1節を加える。

#### 第7節 共生型介護予防サービスに関する基準

(共生型介護予防短期入所生活介護の基準)

第167条の2 介護予防短期入所生活介護に係る共生型介護予防サービス(以下この条及び次条において「共生型介護予防短期入所生活介護」という。)の事業を行う指定短期入所事業者(川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年川崎市条例第69号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準条例」という。))第103条第1項に規定する指定短期入所事業者をいい、指定障害者支援施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下この条において同じ。))が指定短期入所(指定障害福祉サービス等基準条例第99条に規定する指定短期入所をいう。以下この条において同じ。)の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所(以下この条において「指定短期入所事業所」という。)において指定短期入所を提供する事業者に限る。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定短期入所事業所の居室の面積を、指定短期入所の利用者の数と共生型介護予防短期入所生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が9.9平方メートル以上であること。
- (2) 指定短期入所事業所の従業者の員数が、当該指定短期入所事業所が提供する指定短期入所の利用者の数を指定短期入所の利用者及び共生型介護予防短期入所生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所事業所として必要とされる員数以上であること。

- (3) 共生型介護予防短期入所生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定介護予防短期入所生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第167条の3 第51条の3から第51条の7まで、第51条の9、第51条の10、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の4から第55条の11まで、第123条の2、第123条の4、第131条及び第133条並びに第4節(第145条を除く。)及び第5節の規定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第55条の4中「第55条」とあるのは「第141条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。))」と、第123条の2第3項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第136条第1項及び第140条中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

第176条第1項に次の1号を加える。

- (5) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における介護医療院として必要とされる員数が確保されるために必要な員数以上とする。

第177条第1項第4号イ中「食堂及び」を削り、同項に次の1号を加える。

- (5) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院(川崎市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例(平成30年川崎市条例第 号)第43条に規定するユニット型介護医療院をいう。第194条及び第198条において同じ。))に関するものを除く。)を有することとする。

第178条中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

第182条に次の1号を加える。

- (4) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者の数

第194条第1項に次の1号を加える。

- (5) 介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入

所療養介護事業所にあつては、介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することとする。

第198条に次の1号を加える。

(3) ユニット型介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者の数

第206条第8項中「のうち1人以上及び介護職員のうち」を「及び介護職員のうちそれぞれ」に改める。

第214条に次の1項を加える。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第228条中「をいう。」の次に「以下同じ。」を加える。

第253条第1号中「利用料等」を「利用料、全国平均貸与価格等」に改め、同条に次の1号を加える。

(7) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供するものとする。

第254条第4項中「利用者」の次に「及び当該利用者に係る介護支援専門員」を加える。

附則中第13項を第16項とし、第12項の次に次の3項を加える。

13 第206条の規定にかかわらず、基準省令附則第19条の規定に該当する病院又は診療所の開設者が、平成36年3月31日までの間に同条に規定するところにより当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定介護予防特定施設をいう。以下同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

(1) 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行

われると認められるときは、置かないことができる。

(2) 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適当な員数

14 第230条の規定にかかわらず、基準省令附則第20条の規定に該当する病院又は診療所の開設者が、平成36年3月31日までの間に同条に規定するところにより当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行って外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適当な員数とする。

15 第208条及び第232条の規定にかかわらず、基準省令附則第21条の規定に該当する病院又は診療所の開設者が、平成36年3月31日までの間に同条に規定するところにより当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定介護予防特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第253条第1号の改正規定は、同年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項に規定する指定介護予防サービスを行っている事業所において行われる改正前の条例第88条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導のうち、看護職員（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。）が行うものについては、同条例第88条から第90条まで及び第96条第3項の規定は、平成30年9月30日までの間、なおその効力を有する。

川崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月20日

川崎市長 福田紀彦

**川崎市条例第44号**

川崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第84号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第5条の2」を「第5条の2第1項」に改める。

第6条第1項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第10条第1項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(指定地域密着型サービス基準条例第180条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。)を除く。)」を、「3人以下」の次に「とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数」を加える。

第46条第6項の表中「又は指定介護療養型医療施設」を「、指定介護療養型医療施設」に改め、「限る。）」の次に「又は介護医療院」を加える。

第47条第3項、第48条、第62条第3項、第74条第2項及び第75条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第80条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第85条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

川崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月20日

川崎市長 福田 紀彦

**川崎市条例第45号**

川崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成25年川崎市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「介護保険施設」の次に「、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者」を加える。

第7条第2項中「である」を「であり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができる」に改め、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項第1号中「第3項各号」を「第4項各号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「第3項第1号」を「第4項第1号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「第6項」を「第7項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

第33条第14号の次に次の1号を加える。

(14)の2 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、当該利用者の服薬状況、口腔（く）機能その他の当該利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、当該利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

第33条第21号中「以下」を「次号及び第22号において」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(21)の2 前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

川崎市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月20日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第46号

川崎市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

川崎市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年川崎市条例第77号)の一部を次のように改正する。

第12条第12項中「以下同じ。)」の次に「若しくは介護医療院(同条第29項に規定する介護医療院をいう。以下同じ。)」を加え、同項第1号中「介護老人保健施設」の次に「又は介護医療院」を加える。

第18条に次の1項を加える。

5 軽費老人ホームの設置者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

川崎市消防手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月20日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第47号

川崎市消防手数料条例の一部を改正する条例

川崎市消防手数料条例(平成12年川崎市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第2条中「(昭和25年通商産業省令第88号)」の次に「、高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)、高圧ガス保安法施行令(平成9年政令第20号)」を加える。

別表2の項中「530,000円」を「570,000円」に、「830,000円」を「880,000円」に、「1,010,000円」を「1,070,000円」に、「1,120,000円」を「1,200,000円」に、「1,420,000円」を「1,520,000円」に、「1,660,000円」を「1,780,000円」に、「3,880,000円」を「4,070,000円」

に、「5,100,000円」を「5,340,000円」に、「6,290,000円」を「6,490,000円」に、「1,130,000円」を「1,180,000円」に、「1,340,000円」を「1,410,000円」に、「1,500,000円」を「1,580,000円」に、「1,830,000円」を「1,940,000円」に、「2,140,000円」を「2,260,000円」に、「4,350,000円」を「4,550,000円」に、「5,570,000円」を「5,820,000円」に、「6,770,000円」を「7,070,000円」に、「5,750,000円」を「5,930,000円」に、「7,250,000円」を「7,470,000円」に、「10,700,000円」を「10,900,000円」に改め、同表7の項中「410,000円」を「420,000円」に、「540,000円」を「560,000円」に、「700,000円」を「730,000円」に、「920,000円」を「960,000円」に、「1,040,000円」を「1,090,000円」に、「1,600,000円」を「1,660,000円」に、「1,820,000円」を「1,900,000円」に、「2,030,000円」を「2,120,000円」に、「490,000円」を「530,000円」に、「630,000円」を「680,000円」に、「990,000円」を「1,030,000円」に、「1,310,000円」を「1,410,000円」に、「1,720,000円」を「1,780,000円」に、「3,320,000円」を「3,430,000円」に、「4,060,000円」を「4,190,000円」に、「4,650,000円」を「4,800,000円」に、「9,100,000円」を「9,320,000円」に、「12,400,000円」を「12,600,000円」に、「17,000,000円」を「17,300,000円」に改め、同表9の項中「310,000円」を「320,000円」に、「430,000円」を「460,000円」に、「720,000円」を「750,000円」に、「960,000円」を「1,020,000円」に、「1,210,000円」を「1,300,000円」に、「2,950,000円」を「3,150,000円」に、「3,620,000円」を「3,870,000円」に、「4,170,000円」を「4,460,000円」に、「2,660,000円」を「2,690,000円」に、「3,190,000円」を「3,230,000円」に、「4,790,000円」を「4,830,000円」に改め、同表中24の項を36の項とし、21の項から23の項までを12項ずつ繰り下げ、20の項の次に次のように加える。

21 高圧ガス保安法第5条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造の許可の申請に対する審査

高圧ガス保安法第5条第1項第1号に該当する者（移動式製造設備（高圧ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。以下同じ。）のみを使用して高圧ガスの製造をする者を除く。）

処理容積（圧縮、液化その他の方法で1日に処理することができるガスの容積をいう。以下同じ。）が100立方メートル以上200立方メートル未満の設備	1件につき	31,000円
処理容積が200立方メートル以上1,000立方メートル未満の設備	1件につき	54,000円
処理容積が1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満の設備	1件につき	68,000円
処理容積が5,000立方メートル以上25,000立方メートル未満の設備	1件につき	86,000円
処理容積が25,000立方メートル以上100,000立方メートル未満の設備	1件につき	110,000円
処理容積が100,000立方メートル以上500,000立方メートル未満の設備	1件につき	140,000円
処理容積が500,000立方メートル以上1,000,000立方メートル未満の設備	1件につき	220,000円
処理容積が1,000,000立方メートル以上10,000,000立方メートル未満の設備	1件につき	340,000円
処理容積が10,000,000立方メートル以上の設備	1件につき	560,000円

高圧ガス保安法第5条第1項第1号に該当する者であって移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもの

処理容積が100立方メートル以上200立方メートル未満の設備	1件につき	7,400円
処理容積が200立方メートル以上1,000立方メートル未満の設備	1件につき	11,000円
処理容積が1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満の設備	1件につき	13,000円
処理容積が5,000立方メートル以上25,000立方メートル未満の設備	1件につき	16,000円
処理容積が25,000立方メートル以上100,000立方メートル未満の設備	1件につき	21,000円
処理容積が100,000立方メートル以上500,000立方メートル未満の設備	1件につき	27,000円
処理容積が500,000立方メートル以上1,000,000立方メートル未満の設備	1件につき	44,000円
処理容積が1,000,000立方メートル以上5,000,000立方メートル未満の設備	1件につき	60,000円
処理容積が5,000,000立方メートル以上10,000,000立方メートル未満の設備	1件につき	75,000円
処理容積が10,000,000立方メートル以上の設備	1件につき	91,000円

高圧ガス保安法第5条第1項第2号に該当する者

冷凍能力が20トン以上100トン未満の設備	1件につき	36,000円
冷凍能力が100トン以上300トン未満の設備	1件につき	54,000円
冷凍能力が300トン以上1,000トン未満の設備	1件につき	68,000円
冷凍能力が1,000トン以上3,000トン未満の設備	1件につき	87,000円
冷凍能力が3,000トン以上の設備	1件につき	110,000円

22 高圧ガス保安法第14条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事又は製造をする高圧ガスの種類若しくは製造の方法の変更の許可の申請に対する審査

高圧ガス保安法第5条第1項第1号に該当する同項の許可を受けた者（移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をする者を除く。）

変更後の処理容積が変更前の処理容積（当該変更が設備の全部又は一部を撤去し、当該撤去する設備に代えて新たに設備を設置するものである場合にあっては、変更前の処理容積から当該撤去する設備に係る処理容積を控除した容積。以下同じ。）に比して200立方メートル未満増加する場合	1件につき	26,000円
変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して200立方メートル以上1,000立方メートル未満増加する場合	1件につき	39,000円
変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満増加する場合	1件につき	57,000円
変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して5,000立方メートル以上25,000立方メートル未満増加する場合	1件につき	61,000円
変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して25,000立方メートル以上100,000立方メートル未満増加する場合	1件につき	69,000円
変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して100,000立方メートル以上500,000立方メートル未満増加する場合	1件につき	93,000円
変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して50		

0,000立方メートル以上1,000,000立方メートル未満増加する場合	1件につき	150,000円
変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して1,000,000立方メートル以上10,000,000立方メートル未満増加する場合	1件につき	220,000円
変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して10,000,000立方メートル以上増加する場合	1件につき	370,000円
その他の場合	1件につき	16,000円

高圧ガス保安法第5条第1項第1号に該当する同項の許可を受けた者であって移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもの

変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して200立方メートル未満増加する場合	1件につき	5,100円
変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して200立方メートル以上1,000立方メートル未満増加する場合	1件につき	8,200円
変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満増加する場合	1件につき	9,200円
変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して5,000立方メートル以上25,000立方メートル未満増加する場合	1件につき	12,000円
変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して25,000立方メートル以上100,000立方メートル未満増加する場合	1件につき	14,000円
変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して100,000立方メートル以上500,000立方メートル未満増加する場合	1件につき	18,000円

変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して50,000立方メートル以上1,000,000立方メートル未満増加する場合	1件につき	31,000円
変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して1,000,000立方メートル以上5,000,000立方メートル未満増加する場合	1件につき	44,000円
変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して5,000,000立方メートル以上10,000,000立方メートル未満増加する場合	1件につき	53,000円
変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して10,000,000立方メートル以上増加する場合	1件につき	65,000円
その他の場合	1件につき	3,200円

## 高圧ガス保安法第5条第1項第2号に該当する同項の許可を受けた者

変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力（当該変更が設備の全部又は一部を撤去し、当該撤去する設備に代えて新たに設備を設置するものである場合にあっては、変更前の冷凍能力から当該撤去する設備に係る冷凍能力を控除した能力。以下同じ。）に比して100トン未満増加する場合	1件につき	30,000円
変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して100トン以上300トン未満増加する場合	1件につき	38,000円
変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して300トン以上1,000トン未満増加する場合	1件につき	55,000円
変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して1,000トン以上3,000トン未満増加する場合	1件につき	62,000円
変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して3,000トン以上増加する場合	1件につき	69,000円

	その他の場合	1 件につき	16,000円
23	高圧ガス保安法第16条第1項の規定に基づく高圧ガスの貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	1 件につき	25,000円
24	高圧ガス保安法第19条第1項の規定に基づく第1種貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の工事の許可の申請に対する審査		
	変更後の貯蔵容積が変更前の貯蔵容積に比して増加する場合	1 件につき	14,000円
	その他の場合	1 件につき	11,000円
25	高圧ガス保安法第20条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設又は第1種貯蔵所の完成検査		
	高圧ガスの製造のための施設	1 件につき	21の項に定める区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の3に相当する金額（高圧ガス保安法第5条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第37条の3第1項の完成検査を受け、同法第37条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあつては、6,100円）
	第1種貯蔵所	1 件につき	18,750円
26	高圧ガス保安法第20条第3項の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設又は		

## 第1種貯蔵所の完成検査

高圧ガスの製造のための施設	1件につき 22の項に定める区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の3に相当する金額（高圧ガス保安法第14条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の3第1項の完成検査を受け、同法第37条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあつては、6,100円）
第1種貯蔵所	1件につき 24の項に定める区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の3に相当する金額

## 27 高圧ガス保安法第22条第1項の規定に基づく輸入をした高圧ガス及びその容器の検査

容積300立方メートル未満（液化ガスにあつては、質量3トン未満）の高圧ガス	1件につき 13,000円
容積300立方メートル以上1,000立方メートル未満（液化ガスにあつては、質量3トン以上10トン未満）の高圧ガス	1件につき 21,000円
容積1,000立方メートル以上（液化ガスにあつては、	

質量10トン以上)の高圧ガス	1件につき	27,000円
28 高圧ガス保安法第35条第1項の規定に基づく特定施設の保安検査		
高圧ガス保安法第5条第1項第1号に該当する同項の許可を受けた者(移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をする者を除く。)		
処理容積が100立方メートル以上200立方メートル未満の設備	1件につき	33,000円
処理容積が200立方メートル以上1,000立方メートル未満の設備	1件につき	60,000円
処理容積が1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満の設備	1件につき	75,000円
処理容積が5,000立方メートル以上25,000立方メートル未満の設備	1件につき	95,000円
処理容積が25,000立方メートル以上100,000立方メートル未満の設備	1件につき	120,000円
処理容積が100,000立方メートル以上500,000立方メートル未満の設備	1件につき	150,000円
処理容積が500,000立方メートル以上1,000,000立方メートル未満の設備	1件につき	250,000円
処理容積が1,000,000立方メートル以上10,000,000立方メートル未満の設備	1件につき	370,000円
処理容積が10,000,000立方メートル以上の設備	1件につき	610,000円
高圧ガス保安法第5条第1項第1号に該当する同項の許可を受けた者であって移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもの		
処理容積が100立方メートル以上200立方メートル未満の設備	1件につき	7,700円
処理容積が200立方メートル以上1,000立方メートル未満の設備	1件につき	12,000円

処理容積が1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満の設備	1件につき	15,000円
処理容積が5,000立方メートル以上25,000立方メートル未満の設備	1件につき	20,000円
処理容積が25,000立方メートル以上100,000立方メートル未満の設備	1件につき	22,000円
処理容積が100,000立方メートル以上500,000立方メートル未満の設備	1件につき	31,000円
処理容積が500,000立方メートル以上1,000,000立方メートル未満の設備	1件につき	47,000円
処理容積が1,000,000立方メートル以上5,000,000立方メートル未満の設備	1件につき	64,000円
処理容積が5,000,000立方メートル以上10,000,000立方メートル未満の設備	1件につき	80,000円
処理容積が10,000,000立方メートル以上の設備	1件につき	95,000円
高圧ガス保安法第5条第1項第2号に該当する同項の許可を受けた者		
冷凍能力が20トン以上100トン未満の設備	1件につき	42,000円
冷凍能力が100トン以上300トン未満の設備	1件につき	60,000円
冷凍能力が300トン以上1,000トン未満の設備	1件につき	76,000円
冷凍能力が1,000トン以上3,000トン未満の設備	1件につき	95,000円
冷凍能力が3,000トン以上の設備	1件につき	120,000円
29 高圧ガス保安法施行令第18条第2項第3号の規定に基づく高圧ガス保安法第44条第1項に規定する容器検査又は同令第18条第2項第4号の規定に基づく同法第49条第1項に規定する容器再検査		
温度零下50度以下の液化ガスを充填するための容器		
内容積500リットル未満のもの	1個につき	6,600円
内容積500リットル以上1,000リットル未満のもの	1個につき	16,000円

内容積1,000リットル以上のもの	1個につき 16,000円に1,000リットル又は1,000リットルに満たない端数を増すごとに1,600円を加えた金額
繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（温度零下50度以下の液化ガスを充填するための容器を除く。）	
内容積1リットル未満のもの	1個につき 150円
内容積1リットル以上5リットル未満のもの	1個につき 160円
内容積5リットル以上30リットル未満のもの	1個につき 260円
内容積30リットル以上150リットル未満のもの	1個につき 320円
内容積150リットル以上のもの	1個につき 320円に10リットル又は10リットルに満たない端数を増すごとに57円を加えた金額
高強度鋼容器（温度零下50度以下の液化ガスを充填するための容器、繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器を除く。）	
内容積1リットル未満のもの	1個につき 140円
内容積1リットル以上5リットル未満のもの	1個につき 160円
内容積5リットル以上30リットル未満のもの	1個につき 210円
内容積30リットル以上のもの	1個につき 210円に10リットル又は10リットルに満たない端数を増すごとに3円を加えた金額
その他の容器	
内容積1リットル未満のもの	1個につき 80円
内容積1リットル以上5リットル未満のもの	1個につき 110円

	内容積5リットル以上30リットル未満のもの	1個につき	170円															
	内容積30リットル以上150リットル未満のもの	1個につき	210円															
	内容積150リットル以上500リットル未満のもの	1個につき	800円															
	内容積500リットル以上1,000リットル未満のもの	1個につき	7,100円															
	内容積1,000リットル以上のもの	1個につき	7,100円に1,000リットル又は1,000リットルに満たない端数を増すごとに380円を加えた金額															
30	<p>高圧ガス保安法施行令第18条第2項第6号の規定に基づく高圧ガス保安法第49条の2第1項に規定する附属品検査又は同令第18条第2項第7号の規定に基づく同法第49条の4第1項に規定する附属品再検査</p> <p>圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器に装置される附属品</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>内容積150リットル未満の容器</td> <td>1個につき</td> <td>24円</td> </tr> <tr> <td>内容積150リットル以上の容器</td> <td>1個につき</td> <td>31円</td> </tr> </tbody> </table> <p>その他の容器に装置される附属品</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>内容積500リットル未満の容器</td> <td>1個につき</td> <td>21円</td> </tr> <tr> <td>内容積500リットル以上1,000リットル未満の容器</td> <td>1個につき</td> <td>540円</td> </tr> <tr> <td>内容積1,000リットル以上の容器</td> <td>1個につき</td> <td>1,100円</td> </tr> </tbody> </table>			内容積150リットル未満の容器	1個につき	24円	内容積150リットル以上の容器	1個につき	31円	内容積500リットル未満の容器	1個につき	21円	内容積500リットル以上1,000リットル未満の容器	1個につき	540円	内容積1,000リットル以上の容器	1個につき	1,100円
内容積150リットル未満の容器	1個につき	24円																
内容積150リットル以上の容器	1個につき	31円																
内容積500リットル未満の容器	1個につき	21円																
内容積500リットル以上1,000リットル未満の容器	1個につき	540円																
内容積1,000リットル以上の容器	1個につき	1,100円																
31	<p>高圧ガス保安法施行令第18条第2項第8号の規定に基づく高圧ガス保安法第50条第3項に規定する容器検査所の登録又は登録の更新の申請に対する審査</p> <p>1件につき 16,000円</p>																	
32	<p>高圧ガス保安法施行令第18条第2項第3号の規定に基づく高圧ガス保安法第54条第2項に規定する容器に充填する高圧ガスの種類又は圧力の変更に係る刻印等</p> <p>1件につき 1,400円</p>																	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料から適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月20日

川崎市長 福田紀彦

**川崎市条例第48号**

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和26年川崎市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第1条の2中「第8条第3項」を「第8条第1項第5号」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

---

**規 則**

---

川崎市旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月20日

川崎市長 福田紀彦

**川崎市規則第5号**

川崎市旅館業法施行細則の一部を改正する規則

川崎市旅館業法施行細則（昭和47年川崎市規則第38号）の一部を次のように改正する。

第2条中「経営しよう」を「営もう」に改める。

第3条第1項第2号中「和洋階層別」を「階層別及び寝台の有無」に、「、その他」を「その他」に、「及び」を「並びに」に改め、同項第5号中「玄関帳場又はフロント」を「宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他当該者の確認を適切に行うための設備として省令第4条の3に定める基準に適合するもの」に改める。

第9条第1項中「第4条の2第2号」を「第4条の2第3項第2号」に改め、同条第2項を削る。

第10条第2号中「経営している」を「営んでいる」に改める。

第1号様式（表）を次のように改める。

第1号様式

(表)

旅館業営業許可申請書

年 月 日

(宛先) 川崎市保健所長

住 所

氏 名

年 月 日生

電 話

{ 法人にあつては、主たる事務所の所在地  
名称及び代表者の氏名 }

次のとおり旅館業を営業したいので、旅館業法第3条第1項の規定により許可を申請します。

所 在 地	川崎市	区	電話				
名 称							
営 業 の 種 別							
旅館業法施行規則第5条第1項に該当するときは、その旨							
旅館業法第3条第2項各号に該当することの有無		有・無	該当する場合は、その内容				
営 業 施 設 の 構 造 設 備 の 概 要							
建 物	構 造	造り	階建て	延 べ 面 積	m <sup>2</sup>		
	営業施設の面積	階	m <sup>2</sup> 、階	m <sup>2</sup> 、階	m <sup>2</sup>		
玄 関 帳 場	面積	受付台		縦	m、横	m、高さ	m
		照明設備		W	個		
省令第4条の3に定める基準に適合する設備の有無		有・無	有の場合は、その内容				
客 室	区 分	階	階	階	階	階	階
	階 層 の 別	式	式	式	式	式	式
	寝 台 の 有 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	床 面 積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	客 室 数	室	室	室	室	室	室
	定 員	名	名	名	名	名	名
	洗面設備の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	専用浴室の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	専用便所の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	換 気 設 備						
合計客室数	室		合計定員数	名			

注 1 ※欄は、記入しないでください。

2 添付書類  
川崎市旅館業法施行細則第3条に規定する書類

※ 手数料徴収欄

第1号様式(裏) 中

「

入浴設備の機器関係	ボイラー	種別方式等	ろ過系統	系統
	温水器	種別方式等	ろ過器	種別方式等
	使用水		その他の入浴設備	
	滅菌装置	種別方式等		
燃料				

」

を

「

入浴設備の機器関係	循環系統		ろ過器	種別方式等
	使用水		その他の入浴設備	
	消毒装置	種別方式等		

」

に、「男子用」を「小便器」に、「女子用」を「大便器」に、

「

その他の施設 (室名、用途、広さ等を記入してください。例：宴会場、プール等)	
---	--

」

を

「

その他の施設	(室名、用途、広さ等を記入してください。例：ロビー、食堂、宴会場、プール等)
--------	--

」

に改める。

第12号様式(表)を次のように改める。

第12号様式

(表)

旅 館 業 台 帳

営業の種別		許可番号		川崎市指令 第 号		
所在地		電話( )				
名称						
営 業 者	住所					
	氏名					
	生年月日	年 月 日	電 話 番 号			
申請年月日	年 月 日	許 可 年 月 日	年 月 日			
営 業 施 設 の 構 造 設 備 の 概 要						
建 物	構造	造り 階建て		延 べ 面 積	m <sup>2</sup>	
	営業施設 の面積	階 階	m <sup>2</sup> 、 階 階	m <sup>2</sup> 、 階 階	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>	
玄 関 帳 場	面積	受付台 縦 m、横 m、高さ m				
		照明設備 W 個				
省令第4条の3に定める基準に適合する設備の内容						
客          室	区 分	階	階	階	階	階
	階 層 の 別	式	式	式	式	式
	寝 台 の 有 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	床 面 積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	客 室 数	室	室	室	室	室
	定 員	名	名	名	名	名
	洗面設備の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	専用浴室の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	専用便所の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	換 気 設 備					
	合 計 客 室 数	室		合 計 定 員 数	名	
共 同 用 入 浴 設 備	設 備 の 数	箇所				
	名 称					
	面 積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
	脱 衣 室 面 積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
	床 材 質					
	換 気 設 備					
	衣類等の保管設備	名分		名分		
	湯 栓	個	個	個	個	
水 栓	個	個	個	個		
シ ャ ワ ー	個	個	個	個		

第12号様式 (裏) 中

「

入浴設備の機器関係	ボイラー	種別方式等	ろ過系統	系統
	温水器	種別方式等	ろ過器	種別方式等
	使用水		その他の入浴設備	
	滅菌装置	種別方式等		
	燃料			

」

を

「

入浴設備の機器関係	循環系統	系統	ろ過器	種別方式等
	使用水		その他の入浴設備	
	消毒装置	種別方式等		

」

に、「男子用」を「小便器」に、「女子用」を「大便器」に、「管理者」を「管理人」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年6月15日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 旅館業法の一部を改正する法律（平成29年法律第84号）附則第5条第1項の規定により行うことができる許可の申請に係る手続は、この規則の施行の日においても、改正後の規則第2条及び第3条並びに第1号様式の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

3 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月26日

川崎市長 福田 紀 彦

川崎市規則第6号

川崎市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則  
川崎市営住宅条例施行規則（昭和37年川崎市規則第57

号）の一部を次のように改正する。

別表第1南平の項中「399」を「457」に、「1戸」を「3戸」に改める。

附 則

この規則は、平成30年3月28日から施行する。

川崎市事務分掌規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

川崎市長 福田 紀 彦

川崎市規則第7号

川崎市事務分掌規則等の一部を改正する規則  
(川崎市事務分掌規則の一部改正)

第1条 川崎市事務分掌規則（昭和47年川崎市規則第19号）の一部を次のように改正する。

第1条総務企画局の表中「本庁舎等建替準備室」を「本庁舎等整備推進室」に改め、同条経済労働局の表中「次世代産業推進室」を「イノベーション推進室」に改め、同条健康福祉局の表中

施設課	
地域福祉部	
地域福祉課	振興係 援護係
保険年金課	管理係 資格給付係 国民年金係
長寿医療課	管理係 業務係
収納管理課	収納管理係 賦課徴収係

を

施設課	
-----	--

に、

食品安全課	
-------	--

を

食品安全課	
医療保険部	
保険年金課	管理係 資格賦課係 給付係 国民年金係
長寿・福祉医療課	
収納管理課	収納管理係
収納管理課	収納管理係 賦課徴収係

に改め、同条建設緑政局の表中

管理課	企画係 助成係 認定係 台帳係 測量係
-----	---------------------

を

管理課	企画係 認定係 台帳係 測量係
-----	-----------------

に、「自転車対策室」を「自転車利活用推進室」に改める。

第2条の表中

「(2) 行政不服審査法に基づく審査庁が行う手続に関する  
こと。」

を

「(2) 行政不服審査法に基づく審査庁が行う手続に関する  
こと。

(3) 内部統制体制の整備に関する  
こと。」

に改め、同表本庁舎等建替準備室の部を次のように改める。

本庁舎等整備推進室

(1) 本庁舎及びこれに付随する施設の整備に関するこ  
と。

と。

第2条の表行政改革マネジメント推進室の部中第15号  
を第16号とし、第6号から第14号までを1号ずつ繰り下  
げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 民間活用の推進に係る総合調整に関する  
こと。

第4条の表市民生活部の部企画課の項中第5号を削  
り、第6号を第5号とし、同表市民スポーツ室の部第6  
号中「及び武道館」を「、武道館及びスポーツ・文化総  
合センター」に改める。

第5条の表産業政策部の部企画課の項中第3号を削  
り、第4号を第3号とし、同項に次の1号を加える。

(4) 公益財団法人川崎市産業振興財団に関する  
こと。

第5条の表産業振興部の部工業振興課の項中第10号  
を削り、第11号を第10号とし、第12号を第11号とし、同表  
次世代産業推進室の部を次のように改める。

イノベーション推進室

(1) 室の市税外収入に関する  
こと。

(2) 起業及び創業の促進に関する  
こと。

(3) 成長産業の創出及び育成に関する  
こと。

(4) 福祉関連産業の創出及び育成に関する  
こと。

(5) 知的財産戦略の推進に関する  
こと。

(6) 科学技術振興に係る調査及び計画に関する  
こと。

(7) かわさき新産業創造センターに関する  
こと。

(8) 新川崎・創造のもりに関する  
こと。

第6条の表生活環境部の部廃棄物指導課の項中第10号  
を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 有害使用済機器の保管及び処分の届出等に関する  
こと。

第7条の表中

「 総務部

(1) 臨時福祉給付金に関する  
こと。」

を

「 総務部 」

に改め、同表総務部の部庶務課の項中第7号を第8号と  
し、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 保健、医療及び福祉に係る災害対策（他の所管に  
属するものを除く。）に関する  
こと。

第7条の表地域福祉部の部を削り、同表地域包括ケア  
推進室の部第3号を削り、同部第4号中「こと」の次に  
「(多様な実施主体による要支援者等に対する支援等の  
推進に係るものに限る。)」を加え、同部第3号とし、同部中  
第5号を第4号とし、同部第6号中「こと」の次に「(指定  
事業者に係るものを除く。)」を加え、同部第5号とし、同  
部中第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、同部の次に  
次の1号を加える。

(8) 地域リハビリテーションの推進に関する  
こと。

第7条の表地域包括ケア推進室の部第9号を次のよう  
に改める。

(9) 難病等の対策に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

第7条の表地域包括ケア推進室の部に次の11号を加える。

- (13) 地域社会福祉に関すること。
- (14) 地域福祉計画の推進に関すること。
- (15) 民生委員法の施行に関すること。
- (16) 民生委員推薦会に関すること。
- (17) 災害救助その他援護事業に関すること。
- (18) 社会福祉法人川崎市社会福祉協議会との連絡調整に関すること。

- (19) 民間社会福祉事業の振興及び育成に関すること。
- (20) 戦没者遺族、旧軍人等の援護に関すること。
- (21) 日本赤十字社に関すること。
- (22) 社会福祉審議会に関すること。
- (23) 総合福祉センターに関すること。

第7条の表障害保健福祉部の部障害福祉課の項第1号中「、自立支援医療（更生医療に係るものに限る。）」を削り、同項中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号から第13号までを1号ずつ繰り上げ、同部精神保健課の項第2号中「精神通院医療に係るものに限る」を「長寿・福祉医療課の所管に属するものを除く」に改め、同表保健所の部中

「(1) 健康危機に係る企画及び調整に関すること。」を

「(1) 健康危機及び災害時の保健医療活動に係る企画及び調整に関すること。」に改め、同部健康増進課の項中第11号を第13号とし、第10号を第12号とし、第9号を第10号とし、同部の次に次の1号を加える。

- (11) 神奈川県公衆衛生協会に関すること。

第7条の表保健所の部健康増進課の項中第8号を第9号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 一般介護予防事業に関すること（地域包括ケア推進室の所管に属するものを除く。）。

第7条の表に次のように加える。

医療保険部  
保険年金課

- (1) 国民健康保険及び国民年金の企画、調査、統計及び運営に関すること  
（他の所管に属するものを除く。）。
- (2) 国民健康保険運営協議会に関すること。

長寿・福祉医療課

- (1) 後期高齢者医療に関すること。
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行  
（自立支援医療（更生医療及び精神通院医療に係るも

のに限る。）に係るものに限る。）に関すること。

- (3) 重度障害者医療費助成に関すること。
- (4) 指定難病医療費助成に関すること。
- (5) 指定難病審査会に関すること。

収納管理課

- (1) 国民健康保険料の収納対策の企画及び推進に関すること。

第8条の表こども支援部の部こども家庭課の項第1号中「及び子ども手当」を削り、同部こども保健福祉課の項中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律の施行（他の所管に属するものを除く。）に関すること。

第10条の表総務部の部企画課の項に次の1号を加える。

- (10) 公園への民間活力の導入に係る調整に関すること。

第10条の表自転車対策室の部中「自転車対策室」を「自転車利活用推進室」に改め、第6号を第8号とし、第1号から第5号までを2号ずつ繰り下げ、同部に第1号及び第2号として次の2号を加える。

- (1) 自転車活用の総合計画に関すること。
- (2) 自転車通行環境の整備に関すること。

第12条の表中

「臨海部事業推進部」を

「(1) 臨海部における新産業創出等に係る戦略拠点の形成の推進に関すること。」

- (2) 臨海部における交通機能強化の推進に関すること。
- (3) 都市再生特別措置法に基づく浜川崎駅周辺地域に係る計画に関すること。

臨海部事業推進部

に改め、同表拠点整備推進部の部第3号を次のように改める。

- (3) 都市再生特別措置法に基づく羽田空港南・川崎殿町・大師河原地域に係る計画及び総合調整並びに浜川崎駅周辺地域に係る総合調整に関すること。

第13条中第8項を削り、第7項を第8項とし、第2項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 総務企画局に危機管理監を置く。

第14条中第10項を削り、第9項を第10項とし、第2項から第8項までを1項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 危機管理監は、上司の命を受け、危機管理に係る事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(川崎市事業所事務分掌規則の一部改正)

第2条 川崎市事業所事務分掌規則(昭和51年川崎市規則第39号)の一部を次のように改正する。

第3条の表精神保健福祉センターの項第5号中「自立支援医療」の次に「(長寿・福祉医療課の所管に属するものを除く。)」を加える。

別表第1 こども未来局子育て推進部運営管理課の項中

「	川崎市大島乳児保育園	」
「	川崎市小田保育園	」

を

「	川崎市大島乳児保育園	」
---	------------	---

に、

「	川崎市津田山保育園	」
「	川崎市上作延保育園	」

を

「	川崎市津田山保育園	」
---	-----------	---

に、

「	川崎市中有馬保育園	」
「	川崎市馬絹保育園	」

を

「	川崎市中有馬保育園	」
---	-----------	---

に、

「	川崎市土淵保育園	」
「	川崎市南生田保育園	」

を

「	川崎市土淵保育園	」
---	----------	---

に改める。

別表第2中

「	キングスカイフロント マネジメントセンター	川崎市川崎区殿町 3丁目25番13号	」
---	--------------------------	-----------------------	---

を

「	キングスカイフロント マネジメントセンター	川崎市川崎区殿町 3丁目25番10号	」
---	--------------------------	-----------------------	---

に改める。

(川崎市保健所事務分掌規則の一部改正)

第3条 川崎市保健所事務分掌規則(昭和51年川崎市規則第41号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表中

「(1) 健康危機に係る企画及び調整に関すること。」を

「(1) 健康危機及び災害時の保健医療活動に係る企画及び調整に関すること。」

に改め、同表健康増進課の項中第11号を第13号とし、第10号を第12号とし、第9号を第10号とし、同号の次に次の1号を加える。

(11) 神奈川県公衆衛生協会に関すること。

第3条第1項の表健康増進課の項中第8号を第9号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 一般介護予防事業に関すること(地域包括ケア推進室の所管に属するものを除く。)

第3条第1項の表地域包括ケア推進室の項第2号中「こと」の次に「(多様な実施主体による要支援者等に対する支援等の推進に係るものに限る。)」を加え、同項第4号中「こと」の次に「(指定事業者に係るものを除く。)」を加え、同項第6号を次のように改める。

(6) 難病等の対策に関すること(他の所管に属するものを除く。)

(川崎市福祉事務所事務分掌規則の一部改正)

第4条 川崎市福祉事務所事務分掌規則(昭和51年川崎市規則第42号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「保護第4係  
保護第5係(川崎福祉事務所に限る。)」

を  
「保護第4係」

に改める。

第3条の表中

- 「(6) 女性保護相談に関すること。  
(7) 児童の相談及び通告に関すること。  
(8) 児童及び家庭についての調査、指導及び支援に関すること。  
(9) 児童の相談に係る関係機関との連携に関すること。  
(10) 家庭児童相談室の運営に関すること。」

- (11) 障害児支援に関すること（他の所管に属するものを除く。）。」
- を
- 「(6) 児童福祉の実施に関すること（助産及び母子保護の実施に関することに限る。）。
- (7) 女性保護相談に関すること。
- (8) 児童の相談及び通告に関すること。
- (9) 児童及び家庭についての調査、指導及び支援に関すること。
- (10) 児童の相談に係る関係機関との連携に関すること。
- (11) 家庭児童相談室の運営に関すること。
- (12) 障害児支援に関すること（他の所管に属するものを除く。）。」

- に、
- 「(2) 前号に掲げるもののほか、児童福祉の実施に関すること（高齢・障害課及び児童相談所の所管に属するものを除く。）。」
- を
- 「(2) 前号に掲げるもののほか、児童福祉の実施に関すること（他の所管に属するものを除く。）。」

に改める。

（川崎市区役所等事務分掌規則の一部改正）

第5条 川崎市区役所等事務分掌規則（昭和47年川崎市規則第20号）の一部を次のように改正する。

- 第1条第1項の表中
- 「保護第4係
- 保護第5係（川崎区役所に限る。）」

- を
- 「保護第4係」
- に改める。
- 第2条第1項の表まちづくり推進部の部地域振興課の項第13号中「東海道かわさき宿交流館」の次に「及びスポーツ・文化総合センター」を加える。

第2条第1項の表区民サービス部の部区民課の項第11別表第1総務企画局の部中

「

庁舎管理課	車両又は船舶の受入検査に従事する者	作業服上衣	1	24月	初年度は、夏作業帽2個及び冬作業帽2個を貸与する。
		作業服ズボン	1	12月	
		作業服シャツ	1	12月	
		夏作業帽	1	48月	
		冬作業帽	1	48月	

を

「

庁舎管理課	車両又は船舶の受入検査に従事する者	作業服上衣	1	24月	初年度は、夏作業帽2個及び冬作業帽2個を貸与する。
		作業服ズボン	1	12月	
		作業服シャツ	1	12月	
		夏作業帽	1	48月	
		冬作業帽	1	48月	

号中「及び子ども手当」を削り、同表保健福祉センターの部中第28号を第29号とし、第21号から第27号までを1号ずつ繰り下げ、第20号の次に次の1号を加える。

(21) 児童福祉の実施に関すること（助産及び母子保護の実施に関することに限る。）。

第2条第1項の表保健福祉センターの部児童家庭課の項第5号中「高齢・障害課及び児童相談所の」を「他の」に改め、同条第3項の表区民センターの部第24号中「及び子ども手当」を削る。

（川崎市立看護短期大学事務分掌規則の一部改正）

第6条 川崎市立看護短期大学事務分掌規則（平成7年川崎市規則第34号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「学長」の次に「、学長補佐」を加える。

第4条第2項中「学科長は」を「学長補佐は、校務（学科及び図書館の事務を除く。）」に関し、学科長は」に改める。

第5条第1項中「学科長」を「学長補佐、学科長」に改める。

（川崎市情報化施策の推進に関する規則の一部改正）

第7条 川崎市情報化施策の推進に関する規則（平成19年川崎市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第6項中「及び」を「、」に改め、「同じ。）」の次に「及び危機管理監」を加える。

（川崎市職員の標準的な職を定める規則の一部改正）

第8条 川崎市職員の標準的な職を定める規則（平成28年川崎市規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表川崎市職員の給与に関する条例（昭和32年川崎市条例第29号。以下「条例」という。）別表第1行政職給料表(1)の適用を受ける職員の職務の部局長級の項中「本部長」の次に「、危機管理監」を加え、同表条例別表第4の2大学教育職給料表の適用を受ける職員の職務の部教授の項中「学長」の次に「、学長補佐」を加える。

（川崎市職員被服貸与規則の一部改正）

第9条 川崎市職員被服貸与規則（昭和29年川崎市規則第15号）の一部を次のように改正する。

本庁舎等整備推進室	本庁舎等整備事業に係る現地調査又は立会いの業務に従事する者	作業服上衣	1	24月	課長職を含む。 初年度は、夏作業帽2個及び冬作業帽2個を貸与する。
		作業服ズボン	1	12月	
		作業服シャツ	1	12月	
		夏作業帽	1	48月	
		冬作業帽	1	48月	

に改め、同表経済労働局の部中

計量検査所	計量器の検定又は取締りに従事する者	男性	夏制服A型	1	24月	
			冬制服A型	1	24月	
			作業服上衣	1	36月	
			作業服ズボン	1	36月	
			作業服シャツ	1	24月	
		女性	夏制服D型	1	24月	
			冬制服D型	1	36月	
			作業服上衣	1	36月	
			作業服ズボン	1	36月	
			作業服シャツ	1	24月	

を

計量検査所	計量器の検定又は取締りに従事する者	男性	夏制服A型	1	24月	
			冬制服A型	1	24月	
			作業服上衣	1	36月	
			作業服ズボン	1	36月	
			作業服シャツ	1	24月	
		女性	夏制服D型	1	24月	
			冬制服D型	1	36月	
			作業服上衣	1	36月	
			作業服ズボン	1	36月	
			作業服シャツ	1	24月	
観光プロモーション推進課	住宅宿泊事業者の調査、指導又は監督業務に従事する者	男性	夏制服A型	1	24月	
			冬制服A型	1	24月	
			作業服上衣	1	36月	
			作業服ズボン	1	36月	
			作業服シャツ	1	24月	
		女性	夏制服D型	1	24月	
			冬制服D型	1	36月	
			作業服上衣	1	36月	
			作業服ズボン	1	36月	
			作業服シャツ	1	24月	

に改める。

(地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部改正)

第10条 地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則(昭和42年川崎市規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

財務課の水道財務担当の担当係長及び下水道財務担当の担当係長 サービス推進課の管理係長 水道管理課の庶務係長
---

を

経営企画課の組織・定数担当の担当係長 財務課の水道財務担当の担当係長及び下水道財務担当の担当係長 サービス推進課の管理係長 水道管理課の庶務係長 水道整備課の管理係長
---

に、

下水道管理課の調査担当の担当係長 担当係長(調整担当)
--------------------------------

を

下水道管理課の調査担当の担当係長

に改める。

(川崎市消防局の組織に関する規則の一部改正)

第11条 川崎市消防局の組織に関する規則(昭和38年川崎市規則第47号)の一部を次のように改正する。

第7条の表予防部の部危険物課の項中第16号を削り、第15号を第21号とし、第14号を第20号とし、第13号の次に次の6号を加える。

- (14) 高压ガスの規制に関すること。
- (15) 高压ガス製造等の許可、完成検査及び諸届出並びに容器検査所の登録、容器の刻印等に関すること。
- (16) 高压ガス製造施設等の保安検査及び自主検査に関すること。
- (17) 高压ガスの立入検査等に関すること。
- (18) 高压ガスに係る災害調査に関すること。
- (19) 高压ガスの保安に係る技術指導等に関すること。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

川崎市副市長事務分担規則及び川崎市長職務代理順序に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

川崎市長 福田 紀 彦

川崎市規則第8号

川崎市副市長事務分担規則及び川崎市長職務代理順序に関する規則の一部を改正する規則

(川崎市副市長事務分担規則の一部改正)

第1条 川崎市副市長事務分担規則(平成15年川崎市規則第16号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表を次のように改める。

副 市 長	分 担 事 務
伊藤副市長	健康福祉局、子ども未来局、会計室、病院局及び消防局に属する事務並びに議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び人事委員会に関する事務
加藤副市長	市民文化局、経済労働局、環境局、臨海部国際戦略本部、区役所及び市民オンブズマン事務局に属する事務並びに農業委員会及び固定資産評価審査委員会に関する事務
藤倉副市長	まちづくり局、建設緑政局、港湾局、上下水道局及び交通局に属する事務

第2条第2項及び第3条第1項中「2副市長」を「3副市長」に改める。

第4条中「他の」を「必要に応じ市長の指定する」に改める。

(川崎市長職務代理順序に関する規則の一部改正)

第2条 川崎市長職務代理順序に関する規則(平成15年川崎市規則第17号)の一部を次のように改正する。

本則中

「副市長 三浦淳

副市長 伊藤弘

を

「副市長 伊藤弘

副市長 加藤順一

副市長 藤倉茂起

に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

川崎市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

川崎市長 福田 紀 彦

川崎市規則第9号

川崎市公印規則の一部を改正する規則

川崎市公印規則(昭和39年川崎市規則第6号)の一部を次のように改正する。

別表第1一般公印の表中

8 の 2	本部長 印	〃	方21	本部長 名で発 する公 文書	臨海部国際 戦略本部臨 海部事業推 進部長	臨海部国際 戦略本部臨 海部事業推 進部
-------------	----------	---	-----	-------------------------	--------------------------------	-------------------------------

を

8 の 2	本部長 印	〃	方21	本部長 名で発 する公 文書	臨海部国際 戦略本部臨 海部事業推 進部長	臨海部国際 戦略本部臨 海部事業推 進部
8 の 3	危機管 理監印	〃	方21	危機管 理監名 で発す る公文 書	総務企画局 危機管理室 長	総務企画局 危機管理室

に、

28	福祉事 務所長 印	〃	方21	所長名 で発す る公文 書	区役所保健 福祉センタ ー高齢・障 害課長及び 川崎区役所 地区健康福 祉ステーシ ョン保護課 長	区役所保健 福祉センタ ー高齢・障 害課長及び 川崎区役所 地区健康福 祉ステーシ ョン保護課
----	-----------------	---	-----	------------------------	---	--

を

「	28	福祉事務所長印	〃	方21	所長名で発する公文書	区役所保健福祉センター高齢・障害課長及び川崎区役所地区健康福祉ステーション保護課長	区役所保健福祉センター高齢・障害課及び川崎区役所地区健康福祉ステーション保護課
---	----	---------	---	-----	------------	---	---

に改める。

別表第1 専用公印の表中

「	14	給与証明専用市長職務代理者印	〃	方21	〃	〃	〃
---	----	----------------	---	-----	---	---	---

を「	14	給与証明専用市長職務代理者印	〃	方21	〃	〃	〃
	14の2	確定拠出年金事務専用市長印	〃	方21	確定拠出年金事務専用	総務企画局人事部職員厚生課長	総務企画局人事部職員厚生課
	14の3	確定拠出年金事務専用市長職務代理者印	〃	方21	〃	〃	〃

に、

「	39	医療証専用市長印	てん書	方15	ひとり親家庭等医療費助成、小児医療費助成、重度障害者医療費助成及び成人ぜん息患者医療費助成に係る医療証、小児ぜん息患者医療費助成に係る医療費受給証並びにこれらに準ずる証書	健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課長、健康福祉局保健所環境保健課長及びこども未来局こども支援部こども家庭課長	健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課、健康福祉局保健所環境保健課及びこども未来局こども支援部こども家庭課
---	----	----------	-----	-----	---	--	---

を

「	39	医療証専用市長印	てん書	方15	ひとり親家庭等医療費助成、小児医療費助成、重度障害者医療費助成及び成人ぜん息患者医療費助成に係る医療証、小児ぜん息患者医療費助成に係る医療費受給証並びにこれらに準ずる証書	健康福祉局保健所環境保健課長、健康福祉局医療保険部長寿・福祉医療課長及びこども未来局こども支援部こども家庭課長	健康福祉局保健所環境保健課、健康福祉局医療保険部長寿・福祉医療課及びこども未来局こども支援部こども家庭課
---	----	----------	-----	-----	---	---	--

に、

「	53	消防事務専用市長印	てん書	方21	消防法第3章、火薬類取締法及び石油コンビナート等災害防止法に基づく市長の権限に属する事務専用	消防局予防部危険物課長	消防局予防部危険物課
---	----	-----------	-----	-----	--	-------------	------------

を

「	53	消防事務専用市長印	てん書	方21	消防法第3章、火薬類取締法、高圧ガス保安法及び石油コンビナート等災害防止法に基づく市長の権限に属する事務専用	消防局予防部危険物課長	消防局予防部危険物課
---	----	-----------	-----	-----	--	-------------	------------

に、

「	60	削除					
---	----	----	--	--	--	--	--

を 「	60	住民登録事務専用 区長印	れい書	方6	通知カード、個人番号カード、在留カード及び特別永住者証明書専用	区役所区民サービス部区民課長及び区役所支所区民センター室長	区役所区民サービス部区民課及び区役所支所区民センター
--------	----	-----------------	-----	----	---------------------------------	-------------------------------	----------------------------

に、 「	65	国民健康保険専用 区長印	てん書	方18	保険料に関する通知書、督促状及び保険給付に関する認証書	健康福祉局地域福祉部保険年金課長	健康福祉局地域福祉部保険年金課
---------	----	-----------------	-----	-----	-----------------------------	------------------	-----------------

を 「	65	国民健康保険専用 区長印	てん書	方18	保険料に関する通知書、督促状及び保険給付に関する認証書	健康福祉局医療保険部保険年金課長	健康福祉局医療保険部保険年金課
--------	----	-----------------	-----	-----	-----------------------------	------------------	-----------------

に改める。  
別表第2一般公印の表中

「	8-2	川 崎 市 何 何 本 部 長 印
---	-----	-------------------------

を 「	8-2	川 崎 市 何 何 本 部 長 印	8-3	川 崎 市 危 機 管 理 監 印
--------	-----	-------------------------	-----	-------------------------

に改める。  
別表第2専用公印の表中

「	14	川崎市長職務代理者印 給与証明 専 用
---	----	---------------------------

を 「	14	川崎市長職務代理者印 給与証明 専 用	14-2	川 崎 市 長 印 確 定 抛 出 年 金 事 務 専 用	14-3	川崎市長職務代理者印 確 定 抛 出 年 金 事 務 専 用
--------	----	---------------------------	------	---	------	---

に、

「 60  
削 除  
」

を 「	60	何 何 区 長
--------	----	------------

に改める。  
附 則  
この規則は、平成30年4月1日から施行する。

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

川崎市長 福田 紀彦

**川崎市規則第10号**

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則（平成27年川崎市規則第79号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「第32条第2項」を「第32条第3項」に改める。

第3条第1項第3号中「、同法」を「又は同法」に改め、「又は同法第21条の5の12第1項の高額障害児通所

給付費」を削り、同項第4号を次のように改める。

- (4) 児童福祉法第21条の5の12第1項の高額障害児通所給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報

第3条第1項第5号中「の扶養義務者」を「と同一の世帯に属する者」に改め、同項第6号中「事務」の次に「(同法第27条第1項第3号の障害児入所施設に係る部分を除く。)」を加え、「同法第27条第1項第3号」を「当該認定に係る同号」に改め、同項第10号中「第56条第3項」を「第56条第2項」に改め、「事務」の次に「(同法第51条第4号及び第5号に係る部分に限る。)」を加え、「同法」を「当該徴収に係る同法」に改め、同号を同項第12号とし、同項第9号中「及び第7号の2」を「(障害児入所施設に係る部分を除く。)」に、「同法第27条第1項第3号の措置に係る児童又は当該児童と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報」を「第6号に掲げる情報」に改め、同号を同項第10号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (11) 児童福祉法第56条第2項の費用の徴収に関する事務 (同法第50条第7号(障害児入所施設に係る部分に限る。))及び第7号の2に係る部分に限る。) 当該認定に係る児童福祉法第27条第1項第3号及び第2項の措置に係る児童又は当該児童と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報

第3条第1項第8号中「同法第22条第1項」を「当該徴収に係る同法第22条第1項」に改め、同号を同項第9号とし、同項第7号中「同法第20条第1項」を「当該徴収に係る同法第20条第1項」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 児童福祉法第56条第1項の負担能力の認定に関する事務 (同法第27条第1項第3号の障害児入所施設に係る部分に限る。) 当該認定に係る同号の措置に係る児童又は当該児童と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報

第3条第1項に次の1号を加える。

- (13) 児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第18条の6第7項の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報

第3条第2項第1号中「又は同法第24条の7第1項の特定入所障害児食費等給付費」を削り、同項に次の2号を加える。

- (3) 児童福祉法第24条の7第1項の特定入所障害児食費等給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請に係る障害児の保護者又は

当該保護者と同一の世帯に属する者に係る第1号アからウまでに掲げる情報

- (4) 児童福祉法施行規則第25条の7第7項の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報

第3条第5項第1号中「又は同条第2項の障害者支援施設等への入所等の措置」を削り、「若しくは当該措置に係る身体障害者又はこれらの」を「又は当該」に改め、同項第2号中「当該費用の徴収に係る身体障害者又は当該身体障害者の扶養義務者に係る」を削り、同号ア中「身体障害者福祉法」を「当該費用の徴収に係る身体障害者又は当該身体障害者の扶養義務者に係る身体障害者福祉法」に改め、「及び」の次に「その」を加え、同号イを次のように改め、同号を同項第3号とする。

イ 当該費用の徴収に係る身体障害者又は当該身体障害者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報

第3条第5項第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 身体障害者福祉法第18条第2項の障害者支援施設等への入所等の措置に関する事務 当該措置に係る身体障害者又は当該身体障害者の扶養義務者に係る同法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

第3条第6項中「入院させた精神障害者」の次に「、当該精神障害者の扶養義務者」を加え、同条第7項第1号ク中「第32条第2項」を「第32条第3項」に改め、同条第9項第1号中「及び」の次に「第5項並びに」を加え、「同法第2条第2号の公営住宅の入居者又は同居者(以下この項において「公営住宅入居者等」という。))」を「当該申請をした同法第2条第2号の公営住宅(以下この項において「公営住宅」という。)の入居者又はその同居者」に改め、同号ウ中「外国人生活保護実施関係情報」の次に「又は生活に困窮する外国人に対する生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給に準じて行われる措置に関する情報」を加え、同項第2号中「及び」の次に「第5項並びに」を加え、「公営住宅入居者等」を「当該申請をした公営住宅の入居者又はその同居者」に改め、「外国人生活保護実施関係情報」の次に「又は生活に困窮する外国人に対する生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給に準じて行われる措置に関する情報」を加え、同項第3号中「同項の入居の申込み」を「当該申込み」に改め、「外国人生活保護実施関係情報」の次に「又は生活に困窮する外国人に対する生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給に準じて行われる措置に関する情報」を加え、同項第4号中「第2号に掲げる情報」を「当該申請をした公営

住宅の入居者又はその同居者に係る外国人生活保護実施関係情報」に改め、「外国人生活保護実施関係情報」の次に「又は生活に困窮する外国人に対する生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給に準じて行われる措置に関する情報」を加え、同項第5号中「第2号に掲げる」を「当該申請に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る外国人生活保護実施関係情報又は生活に困窮する外国人に対する生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給に準じて行われる措置に関する」に改め、同項第6号中「第2号に掲げる」を「当該申請をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る外国人生活保護実施関係情報又は生活に困窮する外国人に対する生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給に準じて行われる措置に関する」に改め、同項第7号中「第2号に掲げる」を「当該請求に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る外国人生活保護実施関係情報又は生活に困窮する外国人に対する生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給に準じて行われる措置に関する」に改め、同条第12項第3号中「当該費用の徴収に係る知的障害者又は当該知的障害者の扶養義務者に係る」を削り、同号ア中「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」を「当該費用の徴収に係る知的障害者又は当該知的障害者の扶養義務者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に改め、「交付及び」の次に「その」を加え、同号イを次のように改める。

イ 当該費用の徴収に係る知的障害者又は当該知的障害者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報

第3条第13項第1号中「住宅地区改良法第2条第6項」を「当該申請をした住宅地区改良法第2条第6項」に、「同居者（以下この項において「改良住宅入居者等」という。）を「その同居者」に改め、同号ウ中「外国人生活保護実施関係情報」の次に「又は生活に困窮する外国人に対する生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給に準じて行われる措置に関する情報」を加え、同項第2号中「改良住宅入居者等」を「当該申請をした改良住宅の入居者又はその同居者」に改め、「外国人生活保護実施関係情報」の次に「又は生活に困窮する外国人に対する生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給に準じて行われる措置に関する情報」を加え、同項第3号中「入居の申込みを」を「当該申込みを」に改め、「外国人生活保護実施関係情報」の次に「又は生活に困窮する外国人に対する生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給に準じて行われる措置に関する情報」を加え、同項第4号中「第2号に掲げる」を「当該請求をした改良住宅の入居者又はその同居者に係る外国人生活保護実施関係情報又は生活に困窮する外国人に対する生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付

金の支給に準じて行われる措置に関する」に改め、同項第5号中「改良住宅入居者等」を「当該事項に係る改良住宅の入居者若しくはその同居者」に改め、「外国人生活保護実施関係情報」の次に「又は生活に困窮する外国人に対する生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給に準じて行われる措置に関する情報」を加え、同項第6号中「第1号」を「当該申請をした改良住宅の入居者又はその同居者に係る第1号アからウまで」に改め、同項第7号中「第2号に掲げる」を「当該徴収に係る改良住宅の入居者又はその同居者に係る外国人生活保護実施関係情報又は生活に困窮する外国人に対する生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給に準じて行われる措置に関する」に改め、同項第8号中「第2号に掲げる」を「当該徴収猶予の申請をした改良住宅の入居者又は同居者に係る外国人生活保護実施関係情報又は生活に困窮する外国人に対する生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給に準じて行われる措置に関する」に改め、同条第25項第14号中「をいう。」の次に「以下この項において同じ。」を加え、同項中第22号を第23号とし、第15号から第21号までを1号ずつ繰り下げ、第14号の次に次の1号を加える。

(15) 介護保険法第115条の45第1項の介護予防・日常生活支援総合事業に係る高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業の申請に係る事実についての審査に関する事務  
当該申請に係る居宅要支援被保険者等又は居宅要支援被保険者等と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報

第3条第27項第2号キを削り、同項に次の2号を加える。

(5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第15条の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務

当該届出を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該届出に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報

(6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第32条第1項の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務  
当該届出を行う障害者若しくは当該申請に係る障害児又は支給認定基準世帯員に係る外国人生活保護実施関係情報

第3条第28項を次のように改める。

28 条例別表第2の28の項の規則で定める事務は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第58条第3項の自立支援医療費の額の決定に関する事務とし、同表の28の項の規則で定める情報は、同

法第54条第1項の支給認定を受けた障害者又は障害児の保護者に係る次に掲げる情報とする。

(1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第1項の特別児童扶養手当の支給に関する情報

(2) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第17条の障害児福祉手当、同法第26条の2の特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報

第3条第29項第1号中「同法」を「当該支給認定に係る同法」に改め、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、同項第2号中「前号」を「第1号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 子ども・子育て支援法第22条の届出に係る事実についての審査に関する事務 前号に掲げる情報

第3条第35項中「条例別表第2の35の項」を「条例別表第2の36の項」に改め、同項第1号シ中「第31条第1号」を「第31条」に改め、同号ヌ中「第32条第2項」を「第32条第3項」に改め、同号中ヌをネとし、ニの次に次のように加える。

ヌ 難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項の特定医療費の支給に関する情報

第3条第35項を同条第36項とし、同条第34項中「条例別表第2の34の項」を「条例別表第2の35の項」に改め、同項を同条第35項とし、同条第33項中「条例別表第2の33の項」を「条例別表第2の34の項」に改め、同項を同条第34項とし、同条第32項中「条例別表第2の32の項」を「条例別表第2の33の項」に改め、同項を同条第33項とし、同条第31項中「条例別表第2の31の項」を「条例別表第2の32の項」に改め、同項第1号中「同条例第3条第3号の市営従前居住者用住宅の入居者又は同居者（以下この項において「市営従前居住者用住宅入居者等」という。）」を「当該申込みをした者又はその者と同居しようとする者」に改め、同号ウ中「生活保護実施関係情報」の次に「又は生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給に関する情報」を加え、同号オ中「外国人生活保護実施関係情報」の次に「又は生活に困窮する外国人に対する生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給に準じて行われる措置に関する情報」を加え、同項第2号中「前号及び市営従前居住者用住宅入居者等に係る」を「当該申請をした同条例第3条第3号の市営従前居住者用住宅（以下この項において「市営従前居住者用住宅」という。）の入居者又はその同居者に係る前号アからオまで及び」に改め、同項第3号中「第1号」を「当該申請をした市営従前居住者用住宅の入居者又はその同居者に係る第1号アからオまで」に改め、同項第4号中「第32条第2項」を「第32条3項」に、「市営従前居住者用住宅入居者等」を「当該決定に

係る市営従前居住者用住宅の入居者又はその同居者」に改め、同項第5号中「第1号」を「当該申請をした市営従前居住者用住宅の入居者又はその同居者に係る第1号アからオまで」に改め、同項第6号中「第1号に掲げる情報及び同条の規定により同居させようとする者」を「同条の規定により同居させようとする者に係る第1号アからオまで」に掲げる情報及び当該申請をした市営従前居住者用住宅の入居者又はその同居者」に改め、同項第7号中「第1号（エを除く。）」を「当該請求に係る市営従前居住者用住宅の入居者又はその同居者に係る第1号アからウまで及びオ」に改め、同項第8号中「第4号」を「当該請求に係る市営従前居住者用住宅の入居者又はその同居者に係る第4号アからウまで」に改め、同項第9号中「第1号（エを除く。）」を「当該申出をした市営従前居住者用住宅の入居者又はその同居者に係る第1号アからウまで及びオ」に改め、同項第10号中「第4号」を「当該あっせん等に係る市営従前居住者用住宅の入居者又はその同居者に係る第4号アからウまで」に改め、同項を同条第32項とし、同条第30項中「条例別表第2の30の項」を「条例別表第2の31の項」に、「同表の30の項」を「同表の31の項」に改め、同項を同条第31項とし、同条第29項の次に次の1項を加える。

30 条例別表第2の30の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第6条第1項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請に係る指定難病（難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項の指定難病をいう。以下この項において同じ。）の患者又は医療費算定対象世帯員（難病の患者に対する医療等に関する法律施行令（平成26年政令第358号）第1条第2項の医療費算定対象世帯員をいう。以下この項において同じ。）に係る児童福祉法第19条の2第1項の小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報

イ 当該申請に係る指定難病の患者又は支給認定基準世帯員（難病の患者に対する医療等に関する法律施行令第1条第1項第2号イの支給認定基準世帯員をいう。以下この項において同じ。）に係る国民健康保険又は後期高齢者医療の被保険者の資格に関する情報

ウ 当該申請に係る指定難病の患者又は支給認定基準世帯員に係る外国人生活保護実施関係情報

(2) 難病の患者に対する医療等に関する法律第10条第

2項の支給認定の変更の認定に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該変更の認定に係る指定難病の患者又は医療費算定対象世帯員に係る児童福祉法第19条の2第1項の小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報

イ 当該変更の認定に係る指定難病の患者又は支給認定基準世帯員に係る国民健康保険又は後期高齢者医療の被保険者の資格に関する情報

ウ 当該変更の認定に係る指定難病の患者又は支給認定基準世帯員に係る外国人生活保護実施関係情報

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

川崎市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

川崎市長 福田紀彦

**川崎市規則第11号**

川崎市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

川崎市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和38年川崎市規則第66号)の一部を次のように改正する。

第8条の3第1項第1号中「100分の108.5」を「100分の103.5」に、「100分の190」を「100分の180」に改め、同項第2号中「100分の101」を「100分の96」に、「100分の108.5」を「100分の103.5」に改め、同項第3号及び第4号中「100分の93.5」を「100分の88.5」に改める。第8条の4第1項各号中「100分の45」を「100分の42.5」に改める。

第11条第2項第3号中「看護短期大学看護学科長」を「看護短期大学の学長補佐及び学科長」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

川崎市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

川崎市長 福田紀彦

**川崎市規則第12号**

川崎市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市職員退職手当支給条例施行規則(昭和24年川崎市規則第11号)の一部を次のように改正する。

第22条の2中「第8条第3項」を「第8条第1項第5号」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

川崎市基金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

川崎市長 福田紀彦

**川崎市規則第13号**

川崎市基金条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市基金条例施行規則(昭和46年川崎市規則第12号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号の表に次のように加える。

子ども・若者応援基金	当該基金に編入する。
------------	------------

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

川崎市予算及び決算規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

川崎市長 福田紀彦

**川崎市規則第14号**

川崎市予算及び決算規則の一部を改正する規則

川崎市予算及び決算規則(平成7年川崎市規則第10号)の一部を次のように改正する。

第23条第1項第8号中「、児童手当法の一部を改正する法律(平成24年法律第24号)第1条の規定による改正前の児童手当法、平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成22年法律第19号)、平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成23年法律第107号)」を削り、「(昭和25年法律第123号)」の次に「、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)」を加える。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

川崎市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

川崎市長 福田紀彦

**川崎市規則第15号**

川崎市契約規則の一部を改正する規則

川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)の一部を次のように改正する。

第6号様式第47条の前の見出しを削り、同条に見出し

として「(発注者の解除権)」を付し、同条中第2項及び第3項を削り、同条の次に次の1条を加える。

(契約が解除された場合の違約金)

第47条の2 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、請負金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 前条の規定により契約が解除された場合

(注) 特定工事請負契約においては、「前条」の次に「又は第70条第1項」を加える。ただし、債務負担行為を設定しない特定工事請負契約においては、「前条」の次に「又は第67条第1項」を加える。

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由により受注者の債務について履行不能となり、契約が解除された場合

2 次に掲げる者が契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)に規定する再生債務者等

3 第1項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

第6号様式第48条に見出しとして「(不正行為に対する発注者の解除権)」を付し、同条第2項中「前条第2項」を「前条第1項」に改める。

第6号様式第49条に見出しとして「(発注者の任意解除権)」を付し、同条第1項中「第47条第1項」を「第47条」に改める。

第6号様式第51条中「第47条第1項」を「第47条、第47条の2第2項」に改める。

第6号様式第54条第1項及び第55条第1項中「第47条第2項」を「第47条の2第1項」に改める。

第7号様式第10条第2項を削り、同条の次に次の2条を加える。

(契約が解除された場合の損害賠償金)

第10条の2 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、保証金等の納付がある場合を除き、受注者に契約金額の10分の1に相当する額を損害賠償金として請求することができる。

(1) 前条及び第11条第6項の規定により契約が解除さ

れた場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由により受注者の債務について履行不能となり、契約が解除された場合

2 次に掲げる者が契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)に規定する再生債務者等

(発注者の任意解除権)

第10条の3 発注者は、受注者が第4条の規定により目的物の引渡しを終了するまでの間は、第10条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。

第7号様式第12条の見出しを「(保証金等の帰属)」に改め、同条第1項前段中「第10条第1項」を「第10条」に改め、「とき」の次に「(第10条の2第1項第2号に該当した場合を含む。)」を加え、同項後段を削る。

第7号様式第12条第3項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。(経過措置)

2 改正後の規則の規定は、この規則の施行の日前に公告その他の契約の申込みの誘引を行った契約で同日以後に締結されるものについては、適用しない。

川崎市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

川崎市長 福田 紀 彦

川崎市規則第16号

川崎市市税条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市市税条例施行規則(昭和25年川崎市規則第28号)の一部を次のように改正する。

別表第2号様式中

「

市区町村コード					口座番号					加入者名		
1	4	1	3	0	5						川崎市会計管理者	
ID	年度	税目	整理番号	調	年区	期別	C	税額		C		
<input type="text"/>												

」

を

「

市区町村コード					口座番号					加入者名		
1	4	1	3	0	5						川崎市会計管理者	
ID	年度	税目	整理番号	調	年区	期別	C	税額		C		
<input type="text"/>												
					クレジットカード 納付用番号		納付書番号					
							確認番号					

」

に改める。

別表第3号様式中

「

市区町村コード					口座番号					加入者名		
1	4	1	3	0	5						川崎市会計管理者	
ID	年度	税目	整理番号	調	年区	期別	C	税額		C		
<input type="text"/>												

」

を

「

市区町村コード					口座番号					加入者名		
1	4	1	3	0	5						川崎市会計管理者	
ID	年度	税目	整理番号	調	年区	期別	C	税額		C		
<input type="text"/>												
					クレジットカード 納付用番号		納付書番号					
							確認番号					

」

に改める。

別表第4号様式中

「

市区町村コード					口 座 番 号				加 入 者 名			
1	4	1	3	0	5					川崎市会計管理者		
ID	年度	税目	整理番号	調	年区	期別	C	税	額		C	
<input type="text"/>												

」

を

「

市区町村コード					口 座 番 号				加 入 者 名								
1	4	1	3	0	5					川崎市会計管理者							
ID	年度	税目	整理番号	調	年区	期別	C	税	額		C						
<input type="text"/>																	
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 30%;">クレジットカード</td> <td style="width: 40%;">納付書番号</td> </tr> <tr> <td></td> <td>納付用番号</td> <td>確認番号</td> </tr> </table>													クレジットカード	納付書番号		納付用番号	確認番号
	クレジットカード	納付書番号															
	納付用番号	確認番号															

」

に改める。

別表第5号様式 (1) 中

「

市区町村コード					口 座 番 号				加 入 者 名			
1	4	1	3	0	5					川崎市会計管理者		
ID	年度	税目	整理番号	調	年区	期別	C	税	額		C	
<input type="text"/>												

」

を

「

市区町村コード					口 座 番 号				加 入 者 名								
1	4	1	3	0	5					川崎市会計管理者							
ID	年度	税目	整理番号	調	年区	期別	C	税	額		C						
<input type="text"/>																	
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 30%;">クレジットカード</td> <td style="width: 40%;">納付書番号</td> </tr> <tr> <td></td> <td>納付用番号</td> <td>確認番号</td> </tr> </table>													クレジットカード	納付書番号		納付用番号	確認番号
	クレジットカード	納付書番号															
	納付用番号	確認番号															

」

に改める。

別表第7号様式 (9) 中

「

市区町村コード						口座番号				加入者名	
1	4	1	3	0	5					川崎市会計管理者	
ID	年度	税目	整理番号	調	年区	期別	C	延滞金	C		
<input type="text"/>											

」

を

「

市区町村コード						口座番号				加入者名	
1	4	1	3	0	5					川崎市会計管理者	
ID	年度	税目	整理番号	調	年区	期別	C	延滞金	C		
<input type="text"/>											
						クレジットカード		納付書番号			
						納付用番号		確認番号			

」

に改める。

別表第11号様式 (3) (表) 中

「

市区町村コード						口座番号				加入者名	
1	4	1	3	0	5					川崎市会計管理者	
ID	年度	税目	整理番号	調	年区	期別	C	税額	C		
<input type="text"/>											

」

を

「

市区町村コード						口座番号				加入者名	
1	4	1	3	0	5					川崎市会計管理者	
ID	年度	税目	整理番号	調	年区	期別	C	税額	C		
<input type="text"/>											
						クレジットカード		納付書番号			
						納付用番号		確認番号			

」

に改める。

## 別表第34号様式 (1) 中

「

還付金のお受取について

- お返しする金額については、口座への振込み又は窓口受領の方法によりお受け取りください。
- 右に記載したとおり振込みの手続を取りましたので、後日金融機関で確認してください。

」

を

「

- 注 1 「充当した金額C」に金額が記載されている場合は、納め過ぎた金額を未納の市税等に充当しています。
- 2 「お返しする金額D」に金額が記載されている場合は、還付金があります。受取方法については裏面に記載してあります。

」

に改める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正前の規則の規定により調製した帳票(第34号様式(1)に限る。)で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市平和館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

川崎市長 福田紀彦

## 川崎市規則第17号

川崎市平和館条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市平和館条例施行規則(平成4年川崎市規則第16号)の一部を次のように改正する。

別表音響設備の部レクチャーテーブルの項中「会議室用」を削る。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

川崎市自転車競走実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

川崎市長 福田紀彦

## 川崎市規則第18号

川崎市自転車競走実施規則の一部を改正する規則

川崎市自転車競走実施規則(昭和37年川崎市規則第75号)の一部を次のように改正する。

目次中「競輪場等内取締り」を「競輪場等内取締り等」に、「の取締り(第70条・第71条)」を「の取締り等(第70条～第71条)」に改める。

第7章の章名中「競輪場等内取締り」を「競輪場等内取締り等」に改める。

第7章第2節の節名中「取締り」を「取締り等」に改める。

第70条第1項に次の1号を加える。

(1) 他の競輪施行者において、本人又はその家族からの申請により入場禁止とした者

第70条の次に次の2条を加える。

(本人申請による入場禁止)

第70条の2 委員長は、競輪場等への入場禁止を希望する者から委員長が別に定める書面により入場禁止の申請があったときは、委員長が別に定める期間、当該申請を行った者の入場を禁止することができる。

2 委員長は、前項の規定により入場禁止となった者から委員長が別に定める書面により入場禁止の解除の申請があったときは、当該申請を行った者の入場禁止を解除することができる。

3 第1項の規定により入場禁止となった者は、委員長が別に定める日までの間は、前項の規定による入場禁止の解除を申請することができない。

(家族申請による入場禁止)

第70条の3 車券の購入により、本人及びその家族の日常生活若しくは社会生活に支障が生じている状態にある者又はそのおそれがある者の家族(その者と同居する親族(成年者に限る。))その他委員長が特に認めた者をいう。以下同じ。)は、委員長が別に定める書面及び書類により、その者の競輪場等への入場禁止を申請することができる。

2 委員長は、前項の規定による申請があった場合において、入場を禁止されようとする者(以下「入場禁止候補者」という。)が、委員長が別に定める事由に該当すると認めるときは、入場禁止候補者及び前項の規定による申請を行った家族(以下「申請家族」という。)に対し、入場禁止候補者の競輪場等への入場を禁止する旨及び入場禁止候補者の入場を禁止する期間として委員長が別に定める期間を通知しなければならない。

3 前項の規定による通知を受けた入場禁止候補者は、これを不服とするときは、入場禁止の開始予定日の前日までに委員長が別に定める書面をもって委員長に対して意見を申し出ることができる。

4 委員長は、前項の規定による申出があったときは、その内容を検討の上、入場禁止の可否について判断し、直ちにその結果を、意見を申し出た入場禁止候補者及び申請家族に通知する。

5 委員長は、第2項の規定により入場禁止となった者又は申請家族から、委員長が別に定める書面により入場禁止の解除の申請があった場合において、委員長が別に定める事由に該当するときは、入場禁止を解除することができる。

6 第2項の規定により入場禁止となった者は、委員長が別に定める日までの間は、前項の規定による入場禁止の解除を申請することができない。

7 委員長は、第1項又は第5項の規定による書面の提出を受けたときは、当該各項の規定による申請の内容を疎明するに足る資料の提出を求めることができる。

第71条第1項中「次の」を「既に競輪場等に入場している者が次の」に、「入場者に対し」を「場合においては」に改め、同項第1号中「入場した後、前条第1項各号」を「第70条第1項各号」に改め、「こととなった」を削り、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第70条の2第1項又は第70条の3第2項の規定により、入場禁止となった者

第71条第2項中「前条第2項」を「第70条第2項」に改める。

附 則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

川崎市自転車競走電話投票実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第19号

川崎市自転車競走電話投票実施規則の一部を改正する規則

川崎市自転車競走電話投票実施規則(平成7年川崎市規則第3号)の一部を次のように改正する。

目次中「第3条の3」を「第5条」に、「第4条～第14条」を「第6条～第17条」に、「第15条～第26条」を「第18条～第32条」に、「第27条～第30条」を「第33条～第37条」に改める。

第1条中「通信回線」を「電気通信回線」に、「その他の端末機器」を「及び高度情報通信ネットワークを利用できる電子計算機その他の端末機器(以下「インターネット端末機」という。)」に改める。

第3条を次のように改める。

(電話投票の事務)

第3条 市は、電話投票を実施するため、市が指定する競輪場で開催される競走について、電話機及びインターネット端末機による車券の発売並びに払戻金及び返還金の交付に関する事務(以下「電話投票業務」という。)を行う。

第3条の2及び第3条の3を削る。

第30条を第37条とする。

第29条の見出しを「(投票履歴の保存)」に改め、同条中「電話投票のための投票の内容は記録し、その記録は」を「市長は、第17条第2号及び第3号により作成した投票履歴を、当該競走が実施された日から」に、「係る記録」を「係る投票履歴」に改め、同条を第35条とし、同条の次に次の1条を加える。

(個人情報の保護)

第36条 市長は、加入者の情報であって個人に関するものについて、川崎市個人情報保護条例(昭和60年川崎市条例第26号)の規定によるほか、同条例における個人に関する情報の保護の措置に準じて、個人に関する情報の安全の確保その他の必要な措置を講じなければならない。

第28条中「当該車券を購入した」を「当該競走が実施された」に改め、同条を第34条とする。

第27条中「市長が」を「第27条の規定により市長が」に、「当該車券を購入した」を「当該競走が実施された」に改め、同条を第33条とする。

第3章中第26条を第32条とする。

第24条及び第25条を削る。

第23条を第29条とし、同条の次に次の2条を加える。

(発売金の収納)

第30条 担保加入者の車券の発売金の収納は、電話投票発売日(以下「当該日」という。)に指定口座から市の預金口座への振替により行う。ただし、指定口座の残高の不足により不能となった場合は、市長は、質権を実行し、不足となった金額を当該加入者の定期預金から差し引き、これを発売金として収納する。

2 無担保加入者(專業銀行加入者を除く。)の車券の発売金の収納は、当該日に投票用口座から市の預金口座への振替により行う。

3 前2項において、当該日が指定銀行休業日である場合その他やむを得ない事由により当該日に振り替えることができない場合は、当該日の翌指定銀行営業日に振り替えるものとする。

4 專業銀行加入者の車券の発売金の収納は、当該日に加入者が市の預金口座に振り替えた購入予定金額から収納することにより行う。

(払戻金若しくは返還金の振込み又は精算)

第31条 第27条の規定により市長が加入者に代わって受領した払戻金若しくは返還金の振込み又は精算は、次のとおりとする。

(1) 担保加入者又は無担保加入者(專業銀行加入者を除く。)が振替依頼を行った日(以下「振替依頼日」という。)に加入者の指定口座又は投票用口座に振り込むものとする。ただし、振替依頼日が指定銀行

休業日である場合その他やむを得ない事由により振替依頼日に振り込むことができない場合は、振替依頼日の翌指定銀行営業日に振り込むものとする。

(2) 専業銀行加入者が精算指示を行った日に購入予定金額から車券の購入金額を差し引き、払戻金又は返還金を加えた額を所定の方法により精算するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が別に定めた日において精算することができるものとする。

第22条を第28条とし、第21条を第27条とする。

第20条の2中「車券を発売した後」を「投票の成立後」に、「にあつては」を「並びに重勝式勝者投票法にあつては、」に改め、同条を第26条とする。

第20条を第24条とし、同条の次に次の1条を加える。

(投票の成立)

第25条 電話投票は、電話機の音声応答又はインターネット端末機での投票において表示される確認画面で、加入者の意思が確認され、かつ、所定の条件を満たした投票が電話投票サーバに記録されたときに成立するものとする。

第19条の2を第23条とする。

第19条第1項第1号中「当該車券に係る」を「第1回目の車券の購入直前までに確定した」に改め、同項第2号中「から」の次に「直前の回までに」を加え、「当該車券に係る」を「第2回目以降の車券の購入直前までに確定した」に改め、同条第2項第1号中「当該電話投票実施日の」を削り、「当該車券に係る」を「第1回目の車券の購入直前までに確定した」に改め、同項第2号中「から」の次に「直前の回までに」を加え、「当該車券に係る」を「第2回目以降の車券の購入直前までに確定した」に、「加えた」を「加え、加入者が所定の方法により精算した金額を減じた」に改め、同条第3項第1号中「当該加入者が普通口座に入金した額」を「第1回目の車券の購入直前までに加入者が市の預金口座に振り替えた購入予定金額」に改め、同項第2号中「普通口座に入金した額から直前の回までの」を「当該加入者が市の預金口座に振り替えた購入予定金額から直前の回までに購入した」に、「当該車券に係る」を「第2回目以降の車券の購入直前までに確定した」に、「並びに新たに普通口座に入金した額」を「を加え、加入者が所定の方法により精算した金額を減じ、加入者が新たに市の預金口座に振り替えた購入予定金額」に改め、同条を第22条とする。

第18条を第21条とし、第15条から第17条までを3条ずつ繰り下げる。

第14条第1項第2号中「指定口座又は」を削り、「の開設及び」を「若しくは振替用口座若しくは普通口座の開設又は」に改め、同項第3号中「第11条」を「第14条」

に改め、同項第4号中「第24条第2項」を「第30条第1項ただし書」に改め、同項中第7号を第8号とし、同項第6号中「第6条第1号から第4号」を「第8条第1号から第5号」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「購入」を「車券の購入」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加え、同条を第16条とする。

(5) 指定口座又は投票用口座若しくは振替用口座若しくは普通口座を解約したとき。

第2章中第16条の次に次の4条を加える。

(本人申請による利用停止)

第16条の2 市長は、加入者から市長が別に定める書面により電話投票の利用の停止の申請があったときは、市長が別に定める期間、当該加入者の電話投票の利用を停止することができる。

2 市長は、前項の規定により電話投票が利用停止となった者から市長が別に定める書面により電話投票の利用停止の解除の申請があったときは、その者の電話投票の利用停止を解除することができる。

3 第1項の規定により電話投票が利用停止となった者は、市長が別に定める日までの間は、前項の規定による電話投票の利用停止の解除を申請することができない。

(家族申請による利用停止)

第16条の3 車券の購入により、加入者本人及びその家族の日常生活若しくは社会生活に支障が生じている状態にある者又はそのおそれがある者の家族（加入者と同居する親族（成年者に限る。）その他市長が特に認めた者をいう。以下同じ。）は、市長が別に定める書面及び書類により、当該加入者の電話投票の利用の停止を申請することができる。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、電話投票の利用を停止されようとする加入者（以下「利用停止候補者」という。）が、市長が別に定める事由に該当すると認めるときは、利用停止候補者及び前項の規定による申請を行った家族（以下「申請家族」という。）に対し、利用停止候補者の電話投票の利用を停止する旨及び利用停止候補者の利用を停止する期間として市長が別に定める期間を通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた利用停止候補者は、これを不服とするときは、利用停止の開始予定日の前日までに市長が別に定める書面をもって市長に対して意見を申し出ることができる。

4 市長は、前項の規定による申出があったときは、その内容を検討の上、利用停止の可否について判断し、直ちにその結果を、意見を申し出た利用停止候補者及び申請家族に通知する。

5 市長は、第2項の規定により利用停止となった者又は申請家族から、市長が別に定める書面により利用停止の解除の申請があった場合において、市長が別に定める事由に該当するときは、利用停止を解除することができる。

6 第2項の規定により電話投票が利用停止となった者は、市長が別に定める日までの間は、前項の規定による解除を申請することができない。

7 市長は、第1項又は第5項の規定による書面の提出を受けたときは、当該各項の規定による申請の内容を疎明するに足りる資料の提出を求めることができる。  
(その他事由による利用停止)

第16条の4 市長は、他の競輪施行者が電話投票の利用停止の措置を行った加入者の電話投票の利用を停止することができる。

2 前項の規定により利用停止となった者が、利用停止の措置を行った他の競輪施行者において利用停止を解除されたときは、市長は、その者の利用停止を解除することができる。

(加入者投票履歴)

第17条 市長は、各加入者について、次に掲げる事項を含む投票履歴を作成するものとする。

- (1) 加入者番号
- (2) 電話投票の利用年月日
- (3) 購入内容

第13条中「第8条第2項」を「第10条第2項」に、「第10条第1項」を「第13条第1項又は第2項」に、「第8条第4項」を「第10条第4項」に、「第10条第2項」を「第13条第3項」に改め、同条を第15条とする。

第12条を削る。

第11条第2項中「第24条第2項」を「第30条第1項ただし書」に改め、同条を第14条とする。

第10条第1項中「加入者」を「担保加入者及び無担保加入者(專業銀行加入者を除く。)」に改め、「若しくは普通口座」を削り、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加え、同条を第13条とする。

2 專業銀行加入者は、車券の購入に充てる予定の金額(以下「購入予定金額」という。)を市の預金口座に振り替えるため、振込依頼書を市長が別に定める日までに專業銀行に提出しなければならない。

第9条中第12号を第13号とし、同条第11号中「担保の」を「担保金の」に改め、同条を第12号とし、同条中第10号を第11号とし、第3号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1項を加え、同条を第11条とする。

- (3) 電子メールアドレス(インターネット方式を利用する加入者に限る。)

第11条の次に次の1項を加える。

(届出事項の変更)

第12条 加入者は、第7条第2項の加入申込書に変更があった場合は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出は、インターネット端末機を利用して行うことができる。

3 市長は、第1項の規定による届出があった場合は、その内容を前条の加入者台帳に記入するものとする。

第8条第1項中「市長が指定する銀行(以下「指定銀行」という。)」を「指定銀行」に改め、同条第3項中「インターネット專業銀行」を「、インターネット專業銀行及びインターネットを介した銀行取引サービスを提供している銀行であって電話投票の実施において市長が認めた銀行」に改め、同条を第10条とする。

第7条中「の加入者にあつては加入者番号」を「を利用する加入者にあつては、加入者番号」に、「の加入者にあつては、」を「を利用する加入者にあつては、」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第9条とする。

2 市は、加入者が自己の暗証番号(インターネット方式を利用する加入者にあつては、自己の暗証番号及びパスワード)を他人に知られたことにより生じた損害については責任を負わないものとする。ただし、市に故意又は過失があった場合は、この限りでない。

第6条中第4号を第6号とし、第3号の次に次の2号を加える。

(4) 市長が、競輪場内の秩序を乱し、又は電話投票契約に違反すると認める者

(5) 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋その他の反社会的勢力に該当するもの

第6条に次の1号を加え、同条を第8条とする。

(7) 車券の購入により、本人及びその家族の日常生活若しくは社会生活に支障が生じている状態にある者又はそのおそれのある者

第5条第2項中「応募者は」を「募集に応募しようとする者(以下「応募者」という。)」に改め、同条に次の2項を加え、同条を第7条とする。

3 前項の規定による応募は、インターネット端末機を利用して行うことができる。

4 新たに加入者となる応募者に係る確認行為は、市長が別に定める銀行(以下「指定銀行」という。)において行うことができる。

第4条を第6条とする。

第1章中第3条の次に次の2条を加える。

(電話投票業務の委託)

第4条 市は、電話投票業務の全部又は一部を他の地方公共団体、法第38条第1項に規定する競技実施法人(以下「競技実施法人」という。)又は私人に委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた他の地方公共団体、競技実施法人又は私人は、次章以下の規定に準じて当該業務を実施しなければならない。

(電話投票の方式)

第5条 電話投票の方式は、次のとおりとする。

- (1) A R S方式 電話機を使用して、市の管理する電話投票に係る自動公衆送信装置（以下「電話投票サーバ」という。）に車券の購入内容を入力する方式
- (2) インターネット方式 インターネット端末機を使用して、電話投票サーバに車券の購入内容を入力する方式

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

川崎市長 福田 紀彦

#### 川崎市規則第20号

都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例施行規則（平成5年川崎市規則第26号）の一部を次のように改正する。

第17条第3号中「及び第二種中高層住居専用地域」を「、第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域」に改める。

(川崎市環境影響評価に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 川崎市環境影響評価に関する条例施行規則（平成12年川崎市規則第106号）の一部を次のように改正する。

別表第1の4の項中「又は第二種中高層住居専用地域」を「、第二種中高層住居専用地域又は田園住居地域」に、「(住居専用地域)」を「(住居専用地域等)」に、「住居専用地域と」を「住居専用地域等と」に改め、同表の14の項及び備考第4項中「住居専用地域」を「住居専用地域等」に改める。

(川崎市建築基準法施行細則の一部改正)

第3条 川崎市建築基準法施行細則（平成5年川崎市規則第65号）の一部を次のように改正する。

第24条の表中「又は第二種低層住居専用地域」を「、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

川崎市難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則をここに公布する。

平成30年3月30日

川崎市長 福田 紀彦

#### 川崎市規則第21号

川崎市難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下「法」という。）の施行については、法、難病の患者に対する医療等に関する法律施行令（平成26年政令第358号）、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成26年厚生労働省令第121号。以下「省令」という。）及び川崎市難病の患者に対する医療等に関する法律施行条例（平成30年川崎市条例第8号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(支給認定の申請)

第2条 省令第12条第1項の申請書は、特定医療費支給認定申請書（第1号様式）又は特定医療費支給認定申請書（更新用）（第2号様式）とする。

(申請内容の変更の届出)

第3条 省令第13条第2項の届出書は、特定医療費（指定難病）受給者証等記載事項変更届（第3号様式）とする。

(指定医の指定の申請)

第4条 省令第16条第1項の申請書は、指定医指定申請書兼経歴書（第4号様式）とする。

(指定医の指定更新の申請)

第5条 省令第17条第2項の更新を受けようとする者は、指定医指定申請書（更新用）（第5号様式）により市長に申請しなければならない。

(指定医の変更の届出)

第6条 省令第19条の規定による届出は、指定医変更届出書（第6号様式）により行うものとする。

(指定医の指定辞退の届出)

第7条 省令第20条第1項の規定による辞退をしようとする者は、指定医辞退届出書（第7号様式）により市長に申し出なければならない。

(医療受給者証)

第8条 法第7条第4項の医療受給者証（以下「医療受給者証」という。）は、特定医療費（指定難病）受給者証（第8号様式）とする。

(不認定の通知)

第9条 市長は、法第7条第1項の支給認定又は法第10条第2項の支給認定の変更の認定をしないときは、特定医療費支給不認定（変更不認定）通知書（第9号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

(医療受給者証の再交付の申請)

第10条 省令第27条第1項の申請書は、特定医療費（指定難病）受給者証再交付申請書（第10号様式）とする。

(特定医療費の請求)

第11条 法第5条第1項の規定による特定医療費の支給を受けようとする者（法第7条第7項の規定に該当する場合を除く。）は、特定医療費請求書（医療）（第11号様式）又は特定医療費請求書（介護）（第12号様式）を市長に提出しなければならない。

(支給認定の変更の申請)

第12条 省令第33条第1項の申請書は、特定医療費支給認定変更申請書（第13号様式）とする。

(指定医療機関の指定の申請)

第13条 省令第35条の申請書は、指定医療機関指定申請書（第14号様式）とする。

(指定医療機関の指定更新の申請)

第14条 法第15条第1項の更新を受けようとする者は、指定医療機関指定申請書（更新用）（第15号様式）により市長に申請しなければならない。

(指定医療機関の変更の届出)

第15条 省令第42条の規定による届出は、指定医療機関変更届出書（第16号様式）により行うものとする。

(指定医療機関の休止等の届出)

第16条 省令第43条の規定による届出は、指定医療機関休止等届出書（第17号様式）により行うものとする。

(指定医療機関の指定辞退の申出)

第17条 省令第44条の規定による申出は、指定医療機関辞退申出書（第18号様式）により行うものとする。

(過料)

第18条 市長は、条例第8条の規定により過料を科する場合においては、過料決定書（第19号様式）によりその旨通知し、納入通知書により徴収する。

(委任)

第19条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

## 様式目次

様式番号	名 称	関 係 条 文
1	特定医療費支給認定申請書	第2条
2	特定医療費支給認定申請書(更新用)	第2条
3	特定医療費(指定難病)受給者証等記載事項変更届	第3条
4	指定医指定申請書兼経歴書	第4条
5	指定医指定申請書(更新用)	第5条
6	指定医変更届出書	第6条
7	指定医辞退申出書	第7条
8	特定医療費(指定難病)受給者証	第8条
9	特定医療費支給不認定(変更不認定)通知書	第9条
10	特定医療費(指定難病)受給者証再交付申請書	第10条
11	特定医療費請求書(医療)	第11条
12	特定医療費請求書(介護)	第11条
13	特定医療費支給認定変更申請書	第12条
14	指定医療機関指定申請書	第13条
15	指定医療機関指定申請書(更新用)	第14条
16	指定医療機関変更届出書	第15条
17	指定医療機関休止等届出書	第16条
18	指定医療機関辞退申出書	第17条
19	過料決定書	第18条



(裏)

受診を希望する指定医療機関（薬局、訪問看護事業者等を含む。）	1	名 称	
		所在地	
	2	名 称	
		所在地	
	3	名 称	
		所在地	
	4	名 称	
		所在地	
	5	名 称	
		所在地	

保護者に関する事項（患者が18歳未満の場合に記入）	フリガナ名		個人番号																	
	患者との続柄		日中連絡がとれる電話番号 (携帯電話番号も可)	— —																
	住 所	〒 — ※ 患者と同じ場合は記入不要です。																		
		今年の1月1日現在の住所								前年の1月1日現在の住所										
	課税対象とならない収入（障害年金、遺族年金等）の受給の有無		有 ・ 無		有の場合、その種類															

送付先に関する事項（患者又は保護者の住所と別のところへ申請関係書類を送付する場合に記入）	フリガナ名		日中連絡がとれる電話番号 (携帯電話番号も可)	— —															
	住 所	〒 —																	

難病の患者に対する医療等に関する法律第6条第1項の規定により特定医療費の支給認定を申請します。  
 なお、特定医療費の支給を受けるに当たり必要があるときは、医療保険上の所得区分に関する情報につき、川崎市が患者の加入する医療保険の保険者に報告を求めることに同意します。  
 また、本申請書に添付した診断書（臨床調査個人票）の研究利用に同意します。

(宛先) 川崎市長 年 月 日

申請者氏名（患者又は保護者）

(印)

＜診断書の研究利用への同意について＞

厚生労働省では、難病の研究を推進するため、本申請書に添付された診断書（臨床調査個人票）をデータベースに登録し、厚生労働省の研究事業等の基礎資料として使用することとしています。  
 また、診断書（臨床調査個人票）の使用に当たっては、個人情報の保護に十分配慮し、研究以外の目的には一切使用されることはありません。  
 なお、この同意は、添付された診断書（臨床調査個人票）を疾患研究の基礎資料として活用することに対する同意であり、臨床調査研究分野の研究班で行われる臨床研究等の実施に関して協力を求める場合は、改めて、それぞれの研究者から主治医を介して説明が行われ、同意を得ることとされています。

第2号様式

(表)

# 特定医療費支給認定申請書 (更新用)

※ 既に印字されている部分に修正がある場合は、当該部分を赤字で修正し、それ以外は記入してください。

患者に関する事項	受給者番号			個人番号										
	フリガナ氏名			生年月日	年 月 日		性別							
	郵便番号	〒 -		日中連絡がとれる電話番号 (携帯電話番号も可)	-									
	住所													
	医療保険	保険者名			保険者番号									
		被保険者氏名			被保険者証の 記号及び番号									
					患者との続柄			生活保護 受給の有無						
	指定難病の名称													
	自己負担上限額の特例 (申請する場合は、該当する□内にレ印を記入してください。)	<input type="checkbox"/>	人工呼吸器等装着	<input type="checkbox"/>	軽症高額該当	<input type="checkbox"/>	高額かつ長期 (高額難病治療継続者)							
	医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等該当の有無 (申請中の場合を含む。)	有・無		有の場合、受給者番号										
課税対象とならない収入 (障害年金、遺族年金等)の有無	有・無		有の場合、その種類											

世帯に関する事項	支給認定基準世帯員	フリガナ氏名	患者との続柄	生年月日	個人番号
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
※ 住所が患者と異なる場合又は今年の1月1日現在の住所が市外の場合は、別紙「支給認定基準世帯員補足事項」を提出してください。					
患者と同じ医療保険に属する者のうち、指定難病の特定医療費の支給認定を受けた患者に該当する者 (申請中の場合を含む。)	フリガナ氏名		受給者番号		
	フリガナ氏名		受給者番号		
	フリガナ氏名		受給者番号		
	フリガナ氏名		受給者番号		

※ 裏面も必ず記入してください

保健福祉センター 使用欄	要確認	臨個票	保険証	該当者のみ	軽症高額該当	高額かつ長期	他特定医療費等証明	課税対象外収入	税証明
		有・無	有・無						

(裏)

受診を希望する指定医療機関(薬局、訪問看護事業者等を含む。)	1	名 称	
		所在地	
	2	名 称	
		所在地	
	3	名 称	
		所在地	
	4	名 称	
		所在地	
	5	名 称	
		所在地	

保護者に関する事項(患者が18歳未満の場合に記入)	フリガナ名		個人番号																	
	患者との続柄		日中連絡がとれる電話番号 (携帯電話番号も可)	— —																
	住 所	〒 — ※ 患者と同じ場合は記入不要です。																		
	課税対象とならない収入(障害年金、遺族年金等)の有無	有 ・ 無		有の場合、その種類																

送付先に関する事項(患者又は保護者の住所と別のところへ申請関係書類を送付する場合に記入)	フリガナ名		日中連絡がとれる電話番号 (携帯電話番号も可)	— —															
	住 所	〒 —																	

難病の患者に対する医療等に関する法律第6条第1項の規定により特定医療費の支給認定を申請します。  
 なお、特定医療費の支給を受けるに当たり必要があるときは、医療保険上の所得区分に関する情報につき、川崎市が患者の加入する医療保険の保険者に報告を求めることに同意します。  
 また、本申請書に添付した診断書(臨床調査個人票)の研究利用に同意します。

(宛先) 川崎市長 年 月 日  
 申請者氏名(患者又は保護者)

(印)

**<診断書の研究利用への同意について>**

厚生労働省では、難病の研究を推進するため、本申請書に添付された診断書(臨床調査個人票)をデータベースに登録し、厚生労働省の研究事業等の基礎資料として使用することとしています。  
 また、診断書(臨床調査個人票)の使用に当たっては、個人情報の保護に十分配慮し、研究以外の目的には一切使用されることはありません。  
 なお、この同意は、添付された診断書(臨床調査個人票)を疾患研究の基礎資料として活用することに対する同意であり、臨床調査研究分野の研究班で行われる臨床研究等の実施に関して協力を求める場合は、改めて、それぞれの研究者から主治医を介して説明が行われ、同意を得ることとされています。

第3号様式

(表)

特定医療費（指定難病）受給者証等記載事項変更届

年 月 日

(宛先) 川崎市長

届出者  
住 所  
氏 名 印

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第13条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

受 給 者 番 号										
患 者	氏 名									
	住 所	〒								
	日中連絡がとれる電話番号 (携帯電話番号も可)	—				—				
保 護 者 (患者が 18歳未 満の場合 に記入)	氏 名						患者との続柄			
	住 所	〒 ※ 患者と同じ場合は記入不要です。								
	日中連絡がとれる電話番号 (携帯電話番号も可)	—				—				

変更事項（変更があった事項のみ記入してください。）

患 者 に 関 する 事 項	フリガナ									
	氏 名									
	住 所	〒								
	日中連絡がとれる電話番号 (携帯電話番号も可)	—				—				
医 療 保 険	保 険 者 名						保 険 者 番 号			
	被 保 険 者 氏 名						被 保 険 者 証 の 記 号 ・ 番 号			
							患者との続柄		医療保険の 適用区分	
保 護 者 に 関 する 事 項	フリガナ									
	氏 名									
	住 所	〒								
	日中連絡がとれる電話番号 (携帯電話番号も可)	—				—				
	個 人 番 号									
支 給 認 定 基 準 世 帯 員 に 関 する 事 項	フリガナ						生 年 月 日	年 月 日	患者との続柄	
	氏 名						生 年 月 日	年 月 日	患者との続柄	
	個 人 番 号									
	個 人 番 号									
※ 住所が患者と異なる場合又は今年（申請日の属する月が1月から6月までの場合は、前年）の1月1日現在の住所が市外の場合は、別紙「支給認定基準世帯員補足事項」を提出してください。										

(裏)

同じ医療 保険に加入する者 に関する 事項		フリガナ 氏 名	受給者番号	
	指定難病の特定医療費の支給 認定を受けた患者に該当する 者			
	医療費支給認定に係る小児慢 性疾患児童等に該当する者			

第4号様式

指定医指定申請書兼経歴書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

申請者  
住 所  
氏 名

印

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第16条第1項の規定により、次のとおり申請します。

フリガナ			
氏 名			
電 話 番 号		勤 務 先： 携 帯 電 話 等：	
生 年 月 日		年 月 日	
性 別		男 ・ 女	
医 籍 登 録 番 号	第 号	医籍の登録年月日	年 月 日
担 当 す る 診 療 科 名			
申 請 区 分 (該当するものに○印を付けてください。)		1 難病指定医      2 協力難病指定医	
専門医の認定機関及び専門医の資格の名称  (専門医資格による難病指定医の申請の場合)	専門医の認定機関 (学 会 名)		専門医の資格の名称
			(有効期限 年 月 日)
			(有効期限 年 月 日)
修了した指定医研修の名称及び修了年月日  (指定の養成に係る研修受講による難病指定医又は協力難病指定医の申請の場合)	名 称		
	修 了 年 月 日	年 月 日	
主として指定難病の診断を行う医療機関	名 称		
	所 在 地		
経 歴 書			
※ 5年以上の実務経験があることが分かれば、全てを記入する必要はありません。			
診断又は治療に従事した経歴	従事した期間		従事した診療科
	年 月 日～ 年 月 日		
	年 月 日～ 年 月 日		
	年 月 日～ 年 月 日		
	年 月 日～ 年 月 日		
	年 月 日～ 年 月 日		
従事した医療機関の名称			

備考 「経歴書」の欄は、指定記入欄で書ききれない場合は、別紙記入の上添付してください。

第5号様式

指定医指定申請書 (更新用)

年 月 日

(宛先) 川崎市長

申請者

指定医番号

指定医住所

指定医氏名

印

川崎市難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則第5条の規定により、次のとおり申請します。

フリガナ			
氏 名			
電 話 番 号		勤 務 先： 携 帯 電 話 等：	
生 年 月 日		年 月 日	
医 籍 登 録 番 号	第 号	医籍の登録年月日	年 月 日
担 当 す る 診 療 科 名			
申 請 区 分 (該当するものに○印を付けてください。)		1 難病指定医      2 協力難病指定医	
専門医の認定機関及び専門医の資格の名称  (専門医資格による難病指定医の申請の場合)	専門医の認定機関 (学 会 名)		専門医の資格の名称
			(有効期限      年 月 日)
			(有効期限      年 月 日)
修了した指定医研修の名称及び修了年月日  (指定の養成に係る研修受講による難病指定医又は協力難病指定医の申請の場合)	名 称		
	修 了 年 月 日		年 月 日
主として指定難病の診断を行う医療機関	名 称		
	所 在 地		

第6号様式

指定医変更届出書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

届出者

指定医番号

指定医住所

指定医氏名

印

難病の患者の医療等に関する法律施行規則第19条の規定により、次のとおり届け出ます。

変更事項 (変更があった事項のみ記入してください。)		変更年月日
フリガナ名		年 月 日
電話番号	勤務先 :	年 月 日
	携帯電話等 :	年 月 日
医籍登録番号		年 月 日
医籍の登録年月日		年 月 日
担当する診療科名		年 月 日
主として指定難病の診断を行う医療機関	フリガナ名	年 月 日
	所在地	

第7号様式

## 指定医辞退申出書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

申出者

住 所

氏 名

印

川崎市難病の患者の医療等に関する法律施行細則第7条の規定により、次のとおり申し出ます。

指 定 医 番 号	
指 定 医 氏 名	
電 話 番 号	
指 定 医 の 区 分 (該当するものに○印を付けてください。)	1 難病指定医                      2 協力難病指定医
辞 退 年 月 日	年 月 日
辞 退 の 理 由	

第8号様式

(表)

<table border="1"> <tr> <td colspan="11">特記事項</td> <td>問合せ先</td> </tr> <tr> <td colspan="11"></td> <td>電話</td> </tr> </table>												特記事項											問合せ先												電話																																																																																																					
特記事項											問合せ先																																																																																																																													
											電話																																																																																																																													
<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">指定難病の名称</td> <td colspan="11"></td> </tr> <tr> <td>名称</td><td>所在地</td><td>名称</td><td>所在地</td><td>名称</td><td>所在地</td><td>名称</td><td>所在地</td><td>名称</td><td>所在地</td><td>名称</td><td>所在地</td> </tr> <tr> <td colspan="12" style="text-align: center;">指定医療機関</td> </tr> <tr> <td colspan="12" style="text-align: center;">           上記のとおり認定します。            年 月 日            川崎市長         </td> </tr> </table>												指定難病の名称												名称	所在地	名称	所在地	名称	所在地	名称	所在地	名称	所在地	名称	所在地	指定医療機関												上記のとおり認定します。 年 月 日 川崎市長																																																																																								
指定難病の名称																																																																																																																																								
	名称	所在地	名称	所在地	名称	所在地	名称	所在地	名称	所在地	名称	所在地																																																																																																																												
指定医療機関																																																																																																																																								
上記のとおり認定します。 年 月 日 川崎市長																																																																																																																																								
<table border="1"> <tr> <th colspan="12">特定医療費(指定難病)受給者証</th> </tr> <tr> <td colspan="2">公費負担者番号</td> <td colspan="10"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">受給者番号</td> <td colspan="10"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">患者</td> <td rowspan="2">フリガナ氏名</td> <td>生年月日</td> <td>性別</td> <td colspan="8"></td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td colspan="9"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">者</td> <td>保険者名</td> <td colspan="10"></td> </tr> <tr> <td>被保険者証の 記号及び番号</td> <td>適用区分</td> <td colspan="9"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">有効期間</td> <td colspan="10"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">自己負担 上限額</td> <td colspan="10">円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">保護者</td> <td rowspan="2">氏名</td> <td rowspan="2">住所</td> <td rowspan="2">続柄</td> <td>人工呼吸器等装着</td> <td>高額かつ長期</td> <td>世帯内他指定 難病・小児慢性</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>喀痰高額の 該当</td> <td>長期</td> <td>難病・小児慢性</td> <td colspan="5"></td> </tr> </table>												特定医療費(指定難病)受給者証												公費負担者番号												受給者番号												患者	フリガナ氏名	生年月日	性別									住所										者	保険者名											被保険者証の 記号及び番号	適用区分										有効期間												自己負担 上限額		円										保護者	氏名	住所	続柄	人工呼吸器等装着	高額かつ長期	世帯内他指定 難病・小児慢性						喀痰高額の 該当	長期	難病・小児慢性					
特定医療費(指定難病)受給者証																																																																																																																																								
公費負担者番号																																																																																																																																								
受給者番号																																																																																																																																								
患者	フリガナ氏名	生年月日	性別																																																																																																																																					
		住所																																																																																																																																						
者	保険者名																																																																																																																																							
	被保険者証の 記号及び番号	適用区分																																																																																																																																						
有効期間																																																																																																																																								
自己負担 上限額		円																																																																																																																																						
保護者	氏名	住所	続柄	人工呼吸器等装着	高額かつ長期	世帯内他指定 難病・小児慢性																																																																																																																																		
				喀痰高額の 該当	長期	難病・小児慢性																																																																																																																																		

(裏)

【区の担当窓口】

注意事項

- 1 この証の各面をよく読んで、別冊「特定医療費自己負担上限額管理票」(交付されている場合)とともに大切に所持してください。
- 2 診療等を受けるときは、毎回、医療保険の被保険者証に添えて、この証と別冊「特定医療費自己負担上限額管理票」(交付されている場合)を指定医療機関の窓口へ提出してください。また、高齢受給者証をお持ちの方は、高齢受給者証も提出してください。
- 3 この証を交付された方は、指定難病について、この証に記載された自己負担上限額を限度として自己負担額を指定医療機関に対して支払うことで保険診療を受けることができます。
- 4 特定医療費の支給対象となる医療は、この証に記載された指定難病及び当該指定難病に付随して発生する傷病に関する医療に限られます。
- 5 介護保険のうち、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、介護療養施設サービス、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防居宅療養管理指導については、特定医療費の支給対象となります。
- 6 この証で受診できる医療機関等は、証に記載された指定医療機関です。ただし、緊急その他やむを得ない場合は、それ以外の指定医療機関での診療等も特定医療費の支給対象となります。
- 7 受診している指定医療機関を変更する必要があるときは、この証を添えて、区の担当窓口又は証に記載の問合せ先(以下「窓口等」という。)に変更の申請をしてください。また、氏名、住所、加入している医療保険等に変更があったときは、速やかに、この証を添えて、窓口等にその旨を届け出てください。
- 8 治療、市外への転出等で受給者の資格がなくなったりしたときは、この証を速やかに窓口等に返還してください。
- 9 この証を紛失し、破損し、又は汚損したときは、窓口等に再交付の申請をしてください。また、再交付を受けた後、紛失したこの証を発見したときは、速やかに窓口等に返還してください。

第9号様式

年 月 日

様

川崎市長 印

特定医療費支給不認定（変更不認定）通知書

先に申請のありました特定医療費支給認定（変更認定）申請について審査しましたが、次の理由で認定（変更認定）しませんので通知します。

患 者 氏 名	
指定難病の名称	
理 由	

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。



第11号様式

特定医療費請求書 (医療)

(太枠内のみ記入してください。)

公費負担者番号									
受給者番号									
患者	フリガナ氏名								
	生年月日	年	月	日	性別	男・女			
振込先	金融機関	銀行 信用金庫 信用組合 協同組合		支店	本店・支店・出張所				
		ほか( )		支店コード					
	口座番号	1 普通 2 当座							
	フリガナ								
	口座名義人								

指定難病に係る特定医療費(医療)を請求します。  
当該特定医療費は、左記の口座に振り込んでください。

(宛先) 川崎市長 年 月 日

氏名 印

住所 〒

電話番号

患者との続柄

特定医療費証明書 (指定医療機関証明欄)						事務処理欄 (この欄は記入しないでください。)					
診療年月	保険負担割合	限度額適用認定証提示の有無 (該当するものに○印を付けてください。)	診療区分 (該当するものに○印を付けてください。)	診療日数	月の総点数 指定難病治療と認められる点数 (A)	指定難病に係る患者からの領収額 (B)	有効期間開始日 年 月 日				
							患者一部負担金相当額 (C)	B-C (D)	2割負担相当額 (A×2) (E)	B-E (F)	支給決定額
年 月	— 割	有・無	入院 外来 調剤 訪看	日	点	円	円	円	円	円	円
年 月	— 割	有・無	入院 外来 調剤 訪看	日	点	円	円	円	円	円	円
年 月	— 割	有・無	入院 外来 調剤 訪看	日	点	円	円	円	円	円	円
年 月	— 割	有・無	入院 外来 調剤 訪看	日	点	円	円	円	円	円	円
年 月	— 割	有・無	入院 外来 調剤 訪看	日	点	円	円	円	円	円	円
年 月	— 割	有・無	入院 外来 調剤 訪看	日	点	円	円	円	円	円	円
備考											

証明書発行手数料	円
----------	---

上記のとおり領収していることを証明します。 年 月 日

指定医療機関 住 所  
氏 名  
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

印

指定医療機関名	
担当部署名	
電話番号	
コ ー ド	

第12号様式

特定医療費請求書 (介護)

(太枠内のみ記入してください。)

公費負担者番号								
受給者番号								
患者	フリガナ							
	氏名							
	生年月日	年	月	日	性別	男・女		
振込先	金融機関	銀行		支店	本店・支店・出張所			
		信用金庫		支店				
		信用組合						
	協同組合		支店					
	ほか( )		支店					
	口座番号	1 普通						
		2 当座						
	フリガナ							
	口座名義人							

指定難病に係る特定医療費(介護)を請求します。  
当該特定医療費は、左記の口座に振り込んでください。

(宛先) 川崎市長 年 月 日

氏名 印

住所 〒

電話番号

患者との続柄

特定医療費(介護給付等)証明書(指定医療機関証明欄)						事務処理欄 (この欄は記入しないでください。)	
介護年月	サービス内容 (該当するものに○印を付けてください。)	基 加 算 単 位 算 価	実 日 数	指定難病に 係る患者か らの領収額	有効期間開始日		
					年 月 日	患者一部負担 相当額 支給決定額	
年 月	訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 介護療養施設サービス 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導		日	円	円	円	
年 月	訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 介護療養施設サービス 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導		日	円	円	円	
年 月	訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 介護療養施設サービス 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導		日	円	円	円	
年 月	訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 介護療養施設サービス 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導		日	円	円	円	
年 月	訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 介護療養施設サービス 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導		日	円	円	円	
年 月	訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 介護療養施設サービス 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導		日	円	円	円	
備 考							

証明書発行手数料	円
----------	---

上記のとおり領収していることを証明します。 年 月 日

指定医療機関 住所  
氏名 印  
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

指定医療機関名	
担当部署名	
電話番号	
コード	

第13号様式

### 特定医療費支給認定変更申請書

(宛先) 川崎市長

年 月 日

申請者  
住 所  
氏 名

印

難病の患者に対する医療等に関する法律第10条第1項の規定により、次のとおり申請します。

受 給 者 番 号							
患 者	氏 名						
	住 所	〒					
	日中連絡がとれる電話番号 (携帯電話番号も可)	—			—		
保 護 者 (患者が 18歳未 満の場 合に記入)	氏 名					患者と の続柄	
	住 所	〒				※ 患者と同じ場合は記入不要です。	
	日中連絡がとれる電話番号 (携帯電話番号も可)	—			—		

#### 変更事項 (変更を申請する事項のみ記入してください。)

指定医療機関に関する事項	医療受給者証に記載の追加を希望する指定医療機関		医療受給者証から記載の抹消を希望する指定医療機関	
	名 称		名 称	
	所 在 地		所 在 地	
	名 称		名 称	
	所 在 地		所 在 地	
自己負担上限月額に関する事項 (該当するものに○印を付けて ください。)	高額難病治療継続者としての認定の申請	有 ・ 無		
	人工呼吸器装着者としての認定の申請	有 ・ 無		
	患者が医療費支給認定に係る小児慢性疾患児童 等に該当 (申請中の場合を含む。)	有 ・ 無		
	患者と同じ医療保険に加入している者が、指定 難病の特定医療費の支給認定を受けた患者又は 医療費支給認定に係る小児慢性疾患児童等に該 当 (申請中の場合を含む。)	受 給 者 番 号	有 ・ 無	
	生 活 保 護 の 受 給	氏 名	有 ・ 無	
	そ の 他 (変更内容を記入してください。)	受 給 者 番 号	有 ・ 無	
指 定 難 病 の 名 称			<input type="checkbox"/> 追加 <input type="checkbox"/> 抹消	
			<input type="checkbox"/> 追加 <input type="checkbox"/> 抹消	

第14号様式

指定医療機関指定申請書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

申請者

住 所

氏 名

印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

難病の患者に対する医療等に関する法律第14条第1項の規定により、次のとおり申請します。  
 なお、同条第2項各号の規定に該当しないことを誓約します。

医療機関の種類 (該当するものに○印を付けてください。)		1 病院又は診療所	2 薬局	3 指定訪問看護事業者等	
病院、診療所又は薬局	フリガナ				
	所在地				
	電話番号				
	コード				
	開設者	フリガナ 氏名又は名称			
		住所又は所在地			
		電話番号			
標ぼうしている診療科名 (病院又は診療所の場合のみ記入)					
指定訪問看護事業者等	フリガナ				
	主たる事務所の所在地				
	電話番号				
	代表者	フリガナ 氏名			
		住所			
	訪問看護ステーション等	フリガナ			
		所在地			
電話番号					
コード					
役員の職名及び氏名 (申請者が法人の場合のみ記入)	職 名		氏 名		

備考1 「コード」の欄は、病院又は診療所である場合は医療機関コード、薬局である場合は薬局コード、指定訪問看護事業者等である場合は訪問看護ステーションコード又は介護保険事業所番号を記入してください。

2 「役員の職名及び氏名」の欄は、指定記入欄で書ききれない場合は役員名簿の写しを添付してください。

第15号様式

指定医療機関指定申請書 (更新用)

年 月 日

(宛先) 川崎市長

申請者

住 所

氏 名

印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

川崎市難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則第14条の規定により、次のとおり申請します。  
なお、難病の患者に対する医療等に関する法律第14条第2項各号の規定に該当しないことを誓約します。

医療機関の種類 (該当するものに○印を付けてください。)		1 病院又は診療所	2 薬局	3 指定訪問看護事業者等	
病院、診療所又は薬局	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	
	所在地	所在地	所在地	所在地	
	電話番号	電話番号	電話番号	電話番号	
	コード	コード	コード	コード	
	開設者	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
		住所又は所在地	住所又は所在地	住所又は所在地	住所又は所在地
		電話番号	電話番号	電話番号	電話番号
標ぼうしている診療科名 (病院又は診療所の場合のみ記入)					
指定訪問看護事業者等	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	
	主たる事務所の所在地				
	電話番号				
	代表者	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
		住所			
	訪問看護ステーション等	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
		所在地			
電話番号					
コード					
役員の職名及び氏名 (申請者が法人の場合のみ記入)	職 名		氏 名		

備考1 「コード」の欄は、病院又は診療所である場合は医療機関コード、薬局である場合は薬局コード、指定訪問看護事業者等である場合は訪問看護ステーションコード又は介護保険事業所番号を記入してください。

2 「役員の職名及び氏名」の欄は、指定記入欄で書ききれない場合は役員名簿の写しを添付してください。

第16号様式

指定医療機関変更届出書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

届出者

住 所

氏 名

印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

指定医療機関

名 称

所在地

コード

電話番号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第42条の規定により、次のとおり届け出ます。

変更事項 (変更があった事項のみ記入してください。)		変更年月日	
病院、診療所又は薬局	フリガナ	年 月 日	
	所在地	年 月 日	
	電話番号	年 月 日	
	コード	年 月 日	
	開設者	フリガナ 氏名又は名称	年 月 日
		住所又は所在地	年 月 日
		電話番号	年 月 日
標ぼうしている診療科名 (病院又は診療所の場合のみ記入)		年 月 日	
指定訪問看護事業者等	フリガナ	年 月 日	
	主たる事務所の所在地	年 月 日	
	電話番号	年 月 日	
	代表者	フリガナ 氏名	年 月 日
		住所	年 月 日
	訪問看護ステーション等	フリガナ	年 月 日
		所在地	年 月 日
		電話番号	年 月 日
コード		年 月 日	
役員の職名及び氏名 (届出者が法人の場合のみ記入)		年 月 日	

備考1 「コード」の欄は、病院又は診療所である場合は医療機関コード、薬局である場合は薬局コード、指定訪問看護事業者等である場合は訪問看護ステーションコード又は介護保険事業所番号を記入してください。

2 「役員の職名及び氏名」の欄は、指定記入欄で書ききれない場合は役員名簿の写しを添付してください。

第17号様式

指定医療機関休止等届出書

(宛先) 川崎市長

年 月 日

届出者

住 所

氏 名

印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第43条の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 事 由 (該当するものに○印を付けてください。)		1 業務の休止	2 業務の廃止	3 業務の再開	
		4 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第43条第2号に該当			
病院、診療所又は薬局	名 称				
	所 在 地				
	電 話 番 号				
	コ ー ド				
	開 設 者	氏 名 又 は 名 称			
住 所 又 は 所 在 地					
指定訪問看護事業者等	名 称				
	主たる事務所の所在地				
	電 話 番 号				
	代 表 者	氏 名			
		住 所			
訪問看護ステーション等	名 称				
	所 在 地				
	電 話 番 号				
	コ ー ド				
届出事由が生じた日		年	月	日	
備 考					

備考 「コード」の欄は、病院又は診療所である場合は医療機関コード、薬局である場合は薬局コード、指定訪問看護事業者等である場合は訪問看護ステーションコード又は介護保険事業所番号を記入してください。

第18号様式

指定医療機関辞退申出書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

申出者

住 所

氏 名

印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第44条の規定により、次のとおり申し出ます。

病院、診療所又は薬局	名 称			
	所 在 地			
	電 話 番 号			
	コ ー ド			
	開 設 者	氏 名 又 は 名 称		
		住 所 又 は 所 在 地		
指定訪問看護事業者等	名 称			
	主たる事務所の所在地			
	電 話 番 号			
	代 表 者	氏 名		
		住 所		
		電 話 番 号		
	訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン 等	名 称		
		所 在 地		
		電 話 番 号		
		コ ー ド		
辞 退 年 月 日			年 月 日	
辞 退 の 理 由				

備考1 指定の辞退には、1月以上の予告期間を設ける必要があります。

2 「コード」の欄は、病院又は診療所である場合は医療機関コード、薬局である場合は薬局コード、指定訪問看護事業者等である場合は訪問看護ステーションコード又は介護保険事業所番号を記入してください。

第19号様式

過料決定書

年 月 日

住所

氏名

様

過 料

円

適用条項

川崎市難病の患者に対する医療等に関する法律施行条例第8条第 号

処分事由

上記のとおり、過料に処します。

川崎市長 印

この処分に不服があるときは、この決定書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この決定書を受け取った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

川崎市立看護短期大学学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3月30日

川崎市長 福 田 紀 彦

#### 川崎市規則第22号

川崎市立看護短期大学学則の一部を改正する規則

川崎市立看護短期大学学則（平成7年川崎市規則第30号）の一部を次のように改正する。

目次中「教授会（第45条～第47条）」を「評議会及び教授会（第45条～第50条）」に、「第48条」を「第51条」に、「第49条」を「第52条」に、「第50条」を「第53条」に、「第51条」を「第54条」に改める。

第43条第2項中「学科長を置き、」を「学長補佐及び学科長を置き、それぞれ」に改める。

第14章中第51条を第54条とする。

第13章中第50条を第53条とする。

第12章中第49条を第52条とする。

第11章中第48条を第51条とする。

「第10章 教授会」を「第10章 評議会及び教授会」に改める。

第10章中第47条を第50条とする。

第46条第1項中「学長」の次に「、学長補佐」を加え、同条を第49条とする。

第45条第2項中「（昭和22年法律第26号）」を削り、同条第3項中「（昭和24年法律第1号）」を削り、同条を第48条とし、第10章中同条の前に次の3条を加える。

（評議会）

第45条 短期大学に評議会を置く。

2 評議会は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）の規定により、その権限に属させられた事項を行うほか、短期大学の運営に関する重要事項について審議するものとする。

（評議会の構成）

第46条 評議会は、学長、学長補佐、学科長、事務局長及び市長が選考し学長が指名する職員3人をもって組織する。

（評議会の運営等）

第47条 前2条に定めるもののほか、評議会の運営その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

川崎市高齢者外出支援乗車事業に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3月30日

川崎市長 福 田 紀 彦

#### 川崎市規則第23号

川崎市高齢者外出支援乗車事業に関する条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市高齢者外出支援乗車事業に関する条例施行規則（平成16年川崎市規則第32号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号を次のように改める。

(4) 京浜急行バス株式会社

別記様式中「羽田京急」を「京浜急行」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。（経過措置）

2 この規則の施行の日前に交付された改正前の規則別記様式の規定による川崎市高齢者特別乗車証明書は、その川崎市高齢者特別乗車証明書に記載された通用期限が満了するまでの間、改正後の規則別記様式の規定による川崎市高齢者特別乗車証明書とみなす。

3 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市障害者外出支援乗車事業に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3月30日

川崎市長 福 田 紀 彦

#### 川崎市規則第24号

川崎市障害者外出支援乗車事業に関する規則の一部を改正する規則

川崎市障害者外出支援乗車事業に関する規則（平成24年川崎市規則第75号）の一部を次のように改正する。

第2条中第6号を削り、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 京浜急行バス株式会社

第3条第1項第4号イ及び別記様式中「第5条第25項」を「第5条第27項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。（経過措置）

2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3月30日

川崎市長 福 田 紀 彦

#### 川崎市規則第25号

川崎市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

川崎市児童福祉法施行細則（昭和47年川崎市規則第62号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「第21条の5の28第1項」を「第21条の5の29第1項」に改める。

第7条の6中「第6条の2の2第8項」を「第6条の2の2第9項」に改める。

第7条の10を次のように改める。

（指定の変更の申請等）

第7条の10 法第21条の5の20第1項の規定による指定の変更の申請は、指定変更申請書（第15号の15様式）に市長が別に定める書類を添えて行うものとする。

2 市長は、前項の申請があった場合において、法第21条の5の20第1項の規定により法第21条の5の15第1項の指定障害児通所支援事業者の指定の変更を行ったときは変更指定書（第15号の16様式）により、指定をしないときは審査結果通知書により、当該指定の変更の申請をした者に通知するものとする。

3 法第21条の5の20第3項の規定による変更の届出は、変更届出書（第15号の17様式）により行うものとする。

4 法第21条の5の20第3項の規定による再開の届出又は同条第4項の規定による廃止若しくは休止の届出は、廃止・休止・再開届出書（第15号の18様式）により行うものとする。

第9条の12を次のように改める。

（指定の変更の申請等）

第9条の12 法第24条の13第1項の規定による指定の変更の申請は、指定変更申請書に市長が別に定める書類を添えて行うものとする。

2 市長は、前項の申請があった場合において、法第24条の13第1項の規定により法第24条の9第1項の指定障害児入所施設の指定の変更を行ったときは変更指定書により、指定をしないときは審査結果通知書により、当該指定の変更の申請をした者に通知するものとする。

3 法第24条の13第3項の規定による届出は、変更届出書により行うものとする。

様式目次

15の14	審査結果通知書	第7条の9第2項、第9条の11第2項、第9条の18第2項、第7条の10第1項、第9条の12、第9条の19第1項
15の15	変更届出書	第7条の10第2項、第9条の19第2項
15の16	廃止・休止・再開届出書	

を

15の14	審査結果通知書	第7条の9第2項、第7条の10第2項、第9条の11第2項、第9条の12第2項、第9条の18第2項、第7条の10第1項、第9条の12第1項、第7条の10第2項、第9条の12第2項、第7条の10第3項、第9条の12第3項、第9条の19第1項
15の15	指定変更申請書	第7条の10第4項、第9条の19第2項
15の16	変更指定書	
15の17	変更届出書	
15の18	廃止・休止・再開届出書	

に改める。

第10号様式中

	支援の種類	申請に係る具体的内容
申請する支援	<input type="checkbox"/> 児童発達支援 (地域療育センター)	
	<input type="checkbox"/> 児童発達支援 (地域療育センターの短時間)	
	<input type="checkbox"/> 児童発達支援 (地域療育センター以外)	
	<input type="checkbox"/> 医療型児童発達支援	
	<input type="checkbox"/> 放課後等デイサービス	
	<input type="checkbox"/> 保育所等訪問支援	
	<input type="checkbox"/> 障害児相談支援	

を

「

	支援の種類	申請に係る具体的内容
申請する支援	<input type="checkbox"/> 児童発達支援 (地域療育センター)	
	<input type="checkbox"/> 児童発達支援 (地域療育センターの短時間)	
	<input type="checkbox"/> 児童発達支援 (地域療育センター以外)	
	<input type="checkbox"/> 医療型児童発達支援	
	<input type="checkbox"/> 放課後等デイサービス	
	<input type="checkbox"/> 居宅訪問型児童発達支援	
	<input type="checkbox"/> 保育所等訪問支援	
	<input type="checkbox"/> 障害児相談支援	

」

に改める。

第15号の3様式中

「

	支援の種類	申請に係る具体的内容
変更を申請する支援	<input type="checkbox"/> 児童発達支援 (地域療育センター)	
	<input type="checkbox"/> 児童発達支援 (地域療育センターの短時間)	
	<input type="checkbox"/> 児童発達支援 (地域療育センター以外)	
	<input type="checkbox"/> 医療型児童発達支援	
	<input type="checkbox"/> 放課後等デイサービス	
	<input type="checkbox"/> 保育所等訪問支援	

」

を

「

	支援の種類	申請に係る具体的内容
変更を申請する支援	<input type="checkbox"/> 児童発達支援 (地域療育センター)	
	<input type="checkbox"/> 児童発達支援 (地域療育センターの短時間)	
	<input type="checkbox"/> 児童発達支援 (地域療育センター以外)	
	<input type="checkbox"/> 医療型児童発達支援	
	<input type="checkbox"/> 放課後等デイサービス	
	<input type="checkbox"/> 居宅訪問型児童発達支援	
	<input type="checkbox"/> 保育所等訪問支援	

」

に改める。

第15号の16様式中

「

廃止（休止・再開）する事業	名 称	
	事業所の所在地	
	事業の種類	

」

を

「

	事業所番号														サービス種類コード		
廃止（休止・再開）する事業	名 称																
	事業所の所在地																
	事業の種類																

」

に改め、同様式を第15号の18様式とする。

第15号の15様式中

「

指定内容を変更した事業所（施設）	名 称	
	所 在 地	
	事業の種類	

」

を

「

	事業所番号														サービス種類コード		
指定内容を変更した事業所（施設）	名 称																
	所 在 地																
	事業の種類																

」

に改め、同様式を第15号の17様式とする。

第15号の14様式の次に次の2様式を加える。

第15号の15様式

(表)

受付番号 ※

指 定 変 更 申 請 書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

申請者 所在地  
(設置者) 名 称  
代表者

印

児童福祉法に規定する（障害児通所支援事業者・障害児入所施設）の指定の変更を、関係書類を添えて申請します。

申請者 (設置者)	フリガナ							
	名 称							
	主たる事務所の所在地		〒					
	連絡先		電話番号			FAX番号		
	法人の種類				法人所轄庁			
	代表者	役職						
氏名								
住所		〒						
変更指定を受けようとする事業所(施設)の種類	フリガナ							
	名 称							
	事業所(施設)の所在地		〒					
	同一所在地において行う事業の概要		実施事業	事業開始予定年月日	実施事業	既に指定を受けている場合 指定年月日 事業所番号		備考
	指定障害児通所支援事業							
	指定障害児入所施設							

(裏)

- (注) 1 1事業につき1葉としてください。
- 2 ※印欄は、記載しないでください。
- 3 「法人の種類」欄は、「社会福祉法人」、「医療法人」、「一般社団法人」、「一般財団法人」、「株式会社」、「特定非営利活動法人」等の別を記載してください。
- 4 「法人所轄庁」欄は、当該法人に法人格を付与した行政庁（大臣、都道府県知事等）がある場合には、その名称を記載してください。
- 5 「実施事業」欄は、今回申請する事業にあっては「◎」を、既に指定を受けている事業にあっては「○」を記載してください。
- 6 「既に指定を受けている場合」欄には、今回申請する事業所と同一所在地において、既に指定を受けている事業がある場合に、その指定年月日及び事業者番号を記載してください。
- 7 その他、別に定める様式を添付してください。

第15号の16様式

川崎市指令 第 号

(指令先住所)  
(法人名)  
(法人代表者名)

変 更 指 定 書

児童福祉法 の規定により、次のとおり として変更指定  
します。

年 月 日

川崎市長 印

- 1 事業所（施設）の名称
- 2 事業所（施設）の所在地
- 3 事業所番号
- 4 事業の種類
- 5 変更の内容  
変更前 利用定員  
変更後 利用定員
- 6 変更年月日

第29号様式(2)中「経過するごとに、川崎市長は、川崎市児童福祉審議会の意見を聴かなければ」を「超えて引き続き一時保護を行おうとするときごとに、児童相談所長は、家庭裁判所の承認を得なければ」に改め、「審判請求」の次に「若しくは同法第33条の9の規定による未成年後見人の解任の請求」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第29号様式(2)の改正規定は、同月2日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の規則の規定により調製した帳票(第29号様式(2)を除く。)で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

第58号様式の2中

「

Table with 6 columns and 18 rows listing various welfare facilities and services such as '介護老人福祉施設', '介護老人保健施設', '介護療養型医療施設', etc.

」

を

「

Table with 6 columns and 18 rows listing various welfare facilities and services, similar to the one above but with different facility types.

」

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第26号

川崎市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

川崎市身体障害者福祉法施行細則(昭和47年川崎市規則第57号)の一部を次のように改正する。

第16条中「第5条第23項」を「第5条第25項」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

川崎市生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第27号

川崎市生活保護法施行細則の一部を改正する規則

川崎市生活保護法施行細則(昭和47年川崎市規則第66号)の一部を次のように改正する。

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

川崎市長 福田 紀彦

**川崎市規則第28号**

川崎市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

川崎市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年川崎市規則第61号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項及び第8条中「第5条第21項」を「第5条第23項」に改める。

第1号様式及び第5号様式中

「

<input type="checkbox"/> 療養介護 <input type="checkbox"/> 生活介護 以下は、訓練等給付 <input type="checkbox"/> 自立訓練 <input type="checkbox"/> 機能訓練 <input type="checkbox"/> 生活訓練 <input type="checkbox"/> 宿泊型自立訓練 <input type="checkbox"/> 就労移行支援 <input type="checkbox"/> 就労継続支援 <input type="checkbox"/> 雇用型(A型) <input type="checkbox"/> 非雇用型(B型)	<input type="checkbox"/> 施設入所支援 <input type="checkbox"/> 入所施設 施設名： <input type="checkbox"/> 通所施設 施設名： <input type="checkbox"/> 共同生活援助 (グループホーム)	<input type="checkbox"/> 地域移行支援 <input type="checkbox"/> 地域定着支援 <input type="checkbox"/> 計画相談支援
---	---	---

」

を

「

<input type="checkbox"/> 療養介護 <input type="checkbox"/> 生活介護 以下は、訓練等給付 <input type="checkbox"/> 自立訓練 <input type="checkbox"/> 機能訓練 <input type="checkbox"/> 生活訓練 <input type="checkbox"/> 宿泊型自立訓練 <input type="checkbox"/> 就労移行支援 <input type="checkbox"/> 就労継続支援 <input type="checkbox"/> 雇用型(A型) <input type="checkbox"/> 非雇用型(B型)	<input type="checkbox"/> 施設入所支援 <input type="checkbox"/> 入所施設 施設名： <input type="checkbox"/> 通所施設 施設名： <input type="checkbox"/> 共同生活援助 (グループホーム)	<input type="checkbox"/> 地域移行支援 <input type="checkbox"/> 地域定着支援 <input type="checkbox"/> 計画相談支援  <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 就労定着支援 <input type="checkbox"/> 自立生活援助
---	---	---

」

に改める。

第36号様式(表)を次のように改める。

第36号様式

(表)

受付番号 ※

指定障害福祉サービス事業者等指定(更新)申請書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

所在地

申請者 法人名

代表者氏名

印

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する指定障害福祉サービス事業者(指定障害支援施設、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者)の指定(更新)を、関係書類を添えて申請します。

事業所所在市区町村コード ※

申 請 者	フリガナ 名 称					
	主たる事務所の 所 在 地	(〒 ー )			市区町村コード	※
	法人の種類				法人の所轄庁	
	連絡先	電話番号			FAX番号	
	代表者の役職名・氏名	役職名		フリガナ 氏 名		
代表者の住所	(〒 ー )			市区町村コード	※	
指 定 を 受 け よ う と す る 事 業 等 ・ 施 設 の 種 類	フリガナ 名 称					
	所 在 地	(〒 ー )				
	連絡先	電話番号			FAX番号	
	同一所在地 において 行う 事業等	事業名	実 施 業	事業開始予定年月日	既に指定を受けている場合	
					指定年月日	事業所番号
		居宅介護		年 月 日	年 月 日	
		重度訪問介護		年 月 日	年 月 日	
		同行援護		年 月 日	年 月 日	
		行動援護		年 月 日	年 月 日	
		療養介護		年 月 日	年 月 日	
		生活介護		年 月 日	年 月 日	
		短期入所		年 月 日	年 月 日	
		重度障害者等包括支援		年 月 日	年 月 日	
		共同生活援助		年 月 日	年 月 日	
		施設入所支援		年 月 日	年 月 日	
		自立訓練(機能訓練)		年 月 日	年 月 日	
		自立訓練(生活訓練)		年 月 日	年 月 日	
就労移行支援			年 月 日	年 月 日		
就労継続支援A型			年 月 日	年 月 日		
就労継続支援B型		年 月 日	年 月 日			
多機能型		年 月 日	年 月 日			
一般相談支援		年 月 日	年 月 日			
特定相談支援		年 月 日	年 月 日			
自立生活援助		年 月 日	年 月 日			
就労定着支援		年 月 日	年 月 日			
その他の法律による 指定状況	既に指定を受けているその他の事業等					
	根拠となる法律の名称	サービス・施設等種別	指定年月日	事業所番号		
			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			

第41号様式から第43号様式までを次のように改める。

第41号様式

指定障害福祉サービス事業者等変更届出書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

所在地

事業者 法人名

代表者氏名

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

	事業所番号														サービス種類コード				
指定内容を変更した事業所(施設)	名称																		
	所在地																		
	サービスの種類																		
変更事項	変更の内容																		
変更年月日																			

- 備考
- 1 変更内容がわかる書類を添付してください。
  - 2 利用者の定員の増加に伴う届出については、従業員の勤務体制及び勤務体系一覧表を添付してください。
  - 3 この届出書は、変更の日から10日以内に提出してください。

第42号様式

指定障害福祉サービス事業者等再開届出書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

所在地

事業者 法人名

代表者氏名

次のとおり事業を再開したので届け出ます。

		事業所番号										サービス種類コード	
再開した事業所	名 称												
	所 在 地												
	サービスの種類												
再開した年月日	年 月 日												

- 備考 1 当該事業に係る従業員の勤務体制及び勤務形態が休止前と異なる場合には、従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表を添付してください。
- 2 この届出書は、再開の日から10日以内に提出してください。

第43号様式

指定障害福祉サービス事業者等廃止（休止）届出書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

所在地

事業者 法人名

代表者氏名

次のとおり事業を廃止（休止）しますので届け出ます。

		事業所番号										サービス種類コード	
廃止（休止）する事業所	名 称												
	所 在 地												
	サービスの種類												
廃止（休止）する年月日	年 月 日												
廃止（休止）する理由													
現に指定障害福祉サービスを受けていた者に対する措置													
休止予定期間	年 月 日～ 年 月 日												

備考 この届出書は、廃止（休止）の日の1月前に提出してください。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第29号

川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例施行規則（昭和46年川崎市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第7条の表中「第10条第8号及び第11号」を「第10条第9号及び第12号」に、「第10条第9号」を「第10条第10号」に、「第10条第10号」を「第10条第11号」に、「第10条第12号」を「第10条第13号」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

川崎市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第30号

川崎市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市国民健康保険条例施行規則（昭和33年川崎市規則第31号）の一部を次のように改正する。

別表中「国民健康保険被保険者証再交付申請書」を「神奈川県国民健康保険被保険者証再交付申請書」に、「国民健康保険被保険者受療証」を「神奈川県国民健康保険被保険者受療証」に改める。

第1号様式中「国民健康保険被保険者証再交付申請書」を「神奈川県国民健康保険被保険者証再交付申請書」に、

住所 川崎市.....区.....町.....丁目.....番.....号  
.....番地  
.....方

を  
「

住所 川崎市.....区.....

.....」  
に、「資格取得年月日」を「適用開始年月日」に、「該当年月日」を「退職適用年月日」に改める。

第2号様式を次のように改める。

第2号様式

神 奈 川 県 国 民 健 康 保 険 被 保 険 者 受 療 証

有効期間 \_\_\_\_\_ から \_\_\_\_\_ まで

交付年月日 \_\_\_\_\_

保 険 者 番 号			1	4	5	0		
交 付 者 名	川崎市							
世 帯 主	記 号	50	番号					
	氏 名							
	住 所	川崎市						
被 保 険 者	氏 名							
	生年月日				性 別			
	適用開始 年 月 日				退職適用 年 月 日			
	資 格 区 分				一 部 負 担 金 の 割 合			
証 明 書 発 行 理 由								

上記の者は、国民健康保険の被保険者で、現にその資格を有することを証明する。

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

川崎市 \_\_\_\_\_ 区長 印

第7号様式を次のように改める。

第7号様式

国民健康保険第三者行為による傷病届						年 月 日	
(宛先) 川崎市 区長							
住 所 川崎市 区							
申請人氏名 (世帯主) 印							
電話番号 ( )							
次のとおり必要書類を添えて届け出ます。							
被保険者証記号・番号	50-	資格区分	<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 退職	被保険者(被害者)氏名			
事故発生日時	年 月 日	午前 午後	時 頃	世帯主との続柄	年 月 日		
事故発生場所							
事故の原因	交通事故・その他						
第三者(事故の相手)	氏名				職 業		
	住 所				電話番号	( )	
	勤務先(業務中の事故の場合のみ記入)	名 称				代表者氏名	
		所在地				電話番号	( )
損害賠償の状況	示談成立の有無	有 無	年 月 日成立 年 月 日受領	現在までに受領した損害賠償金	<input type="checkbox"/> 加害者から受領 <input type="checkbox"/> 加害者の自賠償保険会社から受領 <input type="checkbox"/> 加害者の任意保険会社から受領 <input type="checkbox"/> 受領していない 内訳 円		
	交渉中の状況						
傷病名及び傷病の程度				初 診 日	年 月 日		
				国民健康保険による診療	<input type="checkbox"/> 年 月 日から受けている <input type="checkbox"/> 受けていない		
診療を受けた医療機関	所在地名称	電話番号 ( )			診 療 見 込 期 間	<input type="checkbox"/> 入院 日 <input type="checkbox"/> 通院 日	
	所在地名称	電話番号 ( )			診 療 見 込 期 間	<input type="checkbox"/> 入院 日 <input type="checkbox"/> 通院 日	
第三者の自動車保険	自 賠 責 保 険	保 險 会 社				任 意 保 険	保 險 会 社
		保 險 契 約 者 名					取 扱 店 名
		自 動 車 ナ ン バ ー					保 險 会 社 担 当 者
		証 明 書 番 号					電 話 番 号 ( )
						証 券 番 号	

注意1 □のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。

2 この届出書には、次に掲げる書類を添付してください。

- (1) 交通事故証明書(交通事故の場合のみ) (2) 事故発生状況報告書 (3) 念書(兼同意書)
- (4) 示談が成立しているときは示談書の写し

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、別表、第1号様式及び第2号様式の改正規定は、同年7月1日から施行する。

(経過措置)

- この規則の施行の日前に交付された改正前の規則第2号様式の規定による被保険者受療証は、その被保険者受療証に記載された有効期間が満了するまでの間、改正後の規則第2号様式の規定による被保険者受療証とみなす。
- 改正前の規則の規定により調製した帳票(第1号様式に限る。)で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市基準該当居宅サービス事業者等及び基準該当居宅介護支援事業者の登録等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第31号

川崎市基準該当居宅サービス事業者等及び基準該当居宅介護支援事業者の登録等に関する規則の一部を改正する規則

川崎市基準該当居宅サービス事業者等及び基準該当居宅介護支援事業者の登録等に関する規則(平成12年川崎

市規則第1号)の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(目的)

第1条 この規則は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)に基づく特例居宅介護サービス費、特例介護予防サービス費等の支給を円滑に行うため、基準該当居宅サービス又は基準該当介護予防サービスの事業を行うもの(以下「基準該当居宅サービス事業者等」という。)及び基準該当居宅介護支援の事業を行うもの(以下「基準該当居宅介護支援事業者」という。)の登録等について必要な事項を定めるものとする。

第3条第2項中「若しくは」を「又は」に改め、「又は旧法第53条第2項1号の厚生労働大臣が定める基準(介護予防訪問介護及び介護予防通所介護に係るものに限る。)」を削る。

第4条第1号中「又は介護予防通所介護」を削り、同条第2号中「、介護予防通所介護」を削り、同条第5号中「又は介護予防訪問介護」を削る。

第9条第1項第2号中「、通所介護、介護予防訪問介護又は介護予防通所介護」を「又は通所介護」に改める。

第10条第6項中「若しくは」を「又は」に改め、「又は旧法第53条第2項1号の厚生労働大臣が定める基準(介護予防訪問介護及び介護予防通所介護に係るものに限る。)」を削る。

第1号様式(表)中「あて先」を「宛先」に、

「

登 録 を 受 け よ う と す る 事 業 所	フリガナ			
	事業所等の名称			
	事業所等の所在地	(郵便番号 — )		
	同一所在地において行う事業の種類	実施事業	登録申請をする事業の開始予定年月日	既に基準該当居宅サービス事業者等又は基準該当居宅介護支援事業者の登録を受けている事業の登録年月日
	訪問介護			
	訪問入浴介護			
	通所介護			
	短期入所生活介護			
	福祉用具貸与			
	介護予防訪問介護			
	介護予防訪問入浴介護			
	介護予防通所介護			
	介護予防短期入所生活介護			
	介護予防福祉用具貸与			
	居宅介護支援			

を

」

「

登録を受けようとする事業者	フリガナ			
	事業所等の名称			
	事業所等の所在地	(郵便番号 — )		
	同一所在地において行う事業の種類	実施事業	登録申請をする事業の開始予定年月日	既に基準該当居宅サービス事業者等又は基準該当居宅介護支援事業者の登録を受けている事業の登録年月日
	訪問介護			
	訪問入浴介護			
	通所介護			
	短期入所生活介護			
	福祉用具貸与			
	介護予防訪問入浴介護			
介護予防短期入所生活介護				
介護予防福祉用具貸与				
居宅介護支援				

に改め、同様式(裏)注第4項中「、通所介護、介護予防訪問介護又は介護予防通所介護」を「又は通所介護」に改める。

第3号様式中「あて先」を「宛先」に改め、「、介護予防通所介護」及び「及び介護予防訪問介護」を削る。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成30年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正し第1号様式中

「

指定介護予防サービス	介護予防訪問介護			
	介護予防訪問入浴介護			
	介護予防訪問看護			
	介護予防訪問リハビリテーション			
	介護予防居宅療養管理指導			
	介護予防通所介護			
	介護予防通所リハビリテーション			
	介護予防短期入所生活介護			
	介護予防短期入所療養介護			
	介護予防特定施設入居者生活介護			
	介護予防福祉用具貸与			
	特定介護予防福祉用具販売			

を

「

指定介護予防サービス	介護予防訪問入浴介護			
	介護予防訪問看護			
	介護予防訪問リハビリテーション			
	介護予防居宅療養管理指導			
	介護予防通所リハビリテーション			
	介護予防短期入所生活介護			
	介護予防短期入所療養介護			
	介護予防特定施設入居者生活介護			
	介護予防福祉用具貸与			
	特定介護予防福祉用具販売			

」

た上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市介護サービス事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第32号

川崎市介護サービス事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則

川崎市介護サービス事業者の指定等に関する規則(平成24年川崎市規則第32号)の一部を次のように改正する。

に改める。

第2号様式中

「

指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス	介護予防訪問介護			
	介護予防訪問入浴介護			
	介護予防訪問看護			
	介護予防訪問リハビリテーション			
	介護予防居宅療養管理指導			
	介護予防通所介護			
	介護予防通所リハビリテーション			
	介護予防短期入所生活介護			
	介護予防短期入所療養介護			
	介護予防特定施設入居者生活介護			
	介護予防福祉用具貸与			
特定介護予防福祉用具販売				

を

「

指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス	介護予防訪問入浴介護			
	介護予防訪問看護			
	介護予防訪問リハビリテーション			
	介護予防居宅療養管理指導			
	介護予防通所リハビリテーション			
	介護予防短期入所生活介護			
	介護予防短期入所療養介護			
	介護予防特定施設入居者生活介護			
	介護予防福祉用具貸与			
	特定介護予防福祉用具販売			

に改める。

第4号様式中

「

指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス	介護予防訪問介護			
	介護予防訪問入浴介護			
	介護予防訪問看護			
	介護予防訪問リハビリテーション			
	介護予防居宅療養管理指導			
	介護予防通所介護			
	介護予防通所リハビリテーション			
	介護予防短期入所生活介護			
	介護予防短期入所療養介護			
	介護予防特定施設入居者生活介護			
	介護予防福祉用具貸与			
特定介護予防福祉用具販売				

を

「

指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス	介護予防訪問入浴介護			
	介護予防訪問看護			
	介護予防訪問リハビリテーション			
	介護予防居宅療養管理指導			
	介護予防通所リハビリテーション			
	介護予防短期入所生活介護			
	介護予防短期入所療養介護			
	介護予防特定施設入居者生活介護			
	介護予防福祉用具貸与			
	特定介護予防福祉用具販売			

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市青少年問題協議会条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第33号

川崎市青少年問題協議会条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市青少年問題協議会条例施行規則(昭和33年川崎市規則第35号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「神奈川県民局くらし県民部情報公開公聴課川崎駐在事務所」を「神奈川県政策局政策部」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

川崎市児童相談所長委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第34号

川崎市児童相談所長委任規則の一部を改正する規則

川崎市児童相談所長委任規則(昭和47年川崎市規則第25号)の一部を次のように改正する。

本則第21号中「第7項及び第9項」を「第9項及び第11項」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月2日から施行する。

川崎市保育園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第35号

川崎市保育園条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市保育園条例施行規則(昭和62年川崎市規則第43号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中

川崎市大島乳児保育園	35名
川崎市小田保育園	120名

を

川崎市大島乳児保育園	35名
------------	-----

に、

川崎市津田山保育園	120名
川崎市上作延保育園	120名

を

川崎市津田山保育園	120名
-----------	------

に、

川崎市中馬保育園	120名
川崎市馬絹保育園	120名

を

川崎市中馬保育園	120名
----------	------

に、

川崎市土淵保育園	120名
川崎市南生田保育園	90名

を

川崎市土淵保育園	120名
----------	------

に改める。  
附 則  
この規則は、平成30年4月1日から施行する。

川崎市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第36号

川崎市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則  
川崎市営住宅条例施行規則(昭和37年川崎市規則第57号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「第32条第4項」を「第32条第5項」に改める。

第14条の2中「第8条第1項」の次に「、第14条第2項」を加え、「並びに第25条第1項及び第2項」を「、第25条第1項及び第2項並びに第32条第2項」に改める。第18条第5項中「第3項の申立てにより、」を「市長は、第2項の規定により決定した」に改める。

第24条第1項中「第32条第2項」を「第32条第3項」に、「第14条第1号」を「第14条第1項第1号」に改め、同条第2項中「第14条第1号」を「第14条第1項第1号又は同条第2項」に改め、同条第3項中「第32条第3項」を「第32条第4項」に、「同条第1項」を「同条第1項又は第2項」に改める。

別表第3中「第32条第4項」を「第32条第5項」に、「(第4項)」を「(第5項)」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

川崎市港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第37号

川崎市港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市港湾施設条例施行規則（昭和32年川崎市規則第31号）の一部を次のように改正する。

第4条の3第1項に次の1号を加える。

- (5) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳、戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条第1項又は第2項の規定による戦傷病者手帳、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第2条第3項の規定による被爆者健康手帳、療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている者又はこれらの者の付添者が運転する自動車が港湾環境整備施設の駐車場を利用するとき。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。  
(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に駐車場の利用許可を受け、

この規則の施行の日前から同日にわたって駐車場を利用する場合については、改正後の規則第4条の3第1項第5号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

川崎市金銭会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第38号

川崎市金銭会計規則の一部を改正する規則

川崎市金銭会計規則（昭和39年川崎市規則第31号）の一部を次のように改正する。

第92条第17号を次のように改める。

- (17) 児童手当法（昭和46年法律第73号）に基づく児童手当

別表第2 市民文化局の項中

市民スポーツ室	庶務を担当する担当課長	室の事務事業に附帯する諸収入の収納
---------	-------------	-------------------

を

市民スポーツ室	庶務を担当する担当課長	室の事務事業に附帯する諸収入の収納
オリンピック・パラリンピック推進室	庶務を担当する担当課長	室の事務事業に附帯する諸収入の収納

に改め、同表経済労働局の項中

産業振興部	金融課	課長	中小商業店舗改造資金貸付金収入、中小工業機械類購入資金貸付金収入その他課の事務事業に附帯する諸収入の収納
次世代産業推進室	庶務を担当する担当課長		室の事務事業に附帯する諸収入の収納

を

産業振興部	金融課	課長	中小商業店舗改造資金貸付金収入、中小工業機械類購入資金貸付金収入その他課の事務事業に附帯する諸収入の収納
-------	-----	----	--

に改め、同表健康福祉局の項中

地域福祉部	地域福祉課	課長	課の事務事業に 附帯する諸収入 の収納
	収納管理課	課長	国民健康保険料 その他課の事務 事業に附帯する 諸収入の収納
生活保護・自立支援室		庶務を担当 する担当課 長	室の事務事業に 附帯する諸収入 の収納

を

生活保護・自立支援室	庶務を担当 する担当課 長	室の事務事業に 附帯する諸収入 の収納
地域包括ケア推進室	庶務を担当 する担当課 長	室の事務事業に 附帯する諸収入 の収納

に、

保健所	動物愛護 センター	所長	動物愛護センタ ー使用料その他 所の事務事業に 附帯する諸収入 の収納
-----	--------------	----	---

を

保健所	動物愛護 センター	所長	動物愛護センタ ー使用料その他 所の事務事業に 附帯する諸収入 の収納
医療保険部	長寿・ 福祉医療課	課長	課の事務事業に 附帯する諸収入 の収納
	収納管理課	課長	国民健康保険料 その他課の事務 事業に附帯する 諸収入の収納

に改め、同表建設緑政局の項中「自転車対策室」を「自転車利活用推進室」に改め、同表教育委員会事務局の項中

教育環境整備推進室	庶務を担当 する担当課 長	室の事務事業に 附帯する諸収入 の収納
-----------	---------------------	---------------------------

を

教育環境整備推進室		庶務を担当 する担当課 長	室の事務事業に 附帯する諸収入 の収納
職員部	給与厚生課	課長	課の事務事業に 附帯する諸収入 の収納

に改める。

別表第3 指定代理金融機関の欄及び別表第4 指定代理金融機関の欄中「株式会社三菱東京UFJ銀行」を「株式会社三菱UFJ銀行」に改める。

川崎市消防手数料条例施行規則の一部を改正する規則  
をここに公布する。

平成30年3月30日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第39号

川崎市消防手数料条例施行規則の一部を  
改正する規則

川崎市消防手数料条例施行規則（平成12年川崎市規則  
第77号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号を削り、同条第4号中「6年政令」を「危  
険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令（平成  
6年政令第214号。以下「6年政令」という。）」に、「6  
年新基準」を「6年政令附則第2項第1号に規定する新  
基準（以下「6年新基準」という。）」に改め、同号を同  
条第3号とし、同条第5号を同条第4号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

川崎市消防団の消防団員の定員を定める規則の一部を  
改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第40号

川崎市消防団の消防団員の定員を定める  
規則の一部を改正する規則

川崎市消防団の消防団員の定員を定める規則（平成25  
年川崎市規則第17号）の一部を次のように改正する。

本則第1号中「130人」を「138人」に改め、本則第2  
号中「166人」を「160人」に改め、本則第4号中「265人」  
を「249人」に改め、本則第5号中「141人」を「135人」  
に改め、本則第6号中「147人」を「137人」に改め、本  
則第7号中「160人」を「175人」に改め、本則第8号中  
「153人」を「168人」に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

川崎市消防立入検査証規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

川崎市長 福田 紀彦

## 川崎市規則第41号

川崎市消防立入検査証規則の一部を改正する規則

川崎市消防立入検査証規則（平成14年川崎市規則第83号）の一部を次のように改正する。

本則中「）及び」を「）、」に改め、「第43条第4項」の次に「及び高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第62条第6項」を加える。

別記様式裏面中「第43条」の次に「、高圧ガス保安法第62条」を加える。

## 附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の規則の規定により交付されている立入検査証は、改正後の規則（以下「新規則」という。）の規定による立入検査証の交付を受けるまでの間、新規則の規定により交付された立入検査証とみなす。

## 告 示

## 川崎市告示第149号

川崎市緑の基本計画の公表について

川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例（平成11年川崎市条例第49号）第8条第5項において準用する同条第4項の規定により、川崎市緑の基本計画を変更したため、川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例施行規則（平成12年川崎市規則第123号）第5条において準用する同規則第4条の規定により、次のとおり告示し、この図書を公衆の縦覧に供します。

平成30年3月16日

川崎市長 福田 紀彦

1 図書の名称

川崎市緑の基本計画

2 縦覧場所

川崎市建設緑政局緑政部みどりの企画管理課

## 川崎市告示第150号

指定障害児通所支援事業者の指定について

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者の指定を行いましたので、同法第21条の5の24第1項の規定に基づき別表のとおり告示します。

平成30年3月16日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定の年月日	事業所番号
株式会社キッズコーポレーション	放課後等デイサービス らぷあ榎ヶ谷	川崎市高津区榎ヶ谷 6丁目1番9号 トライアングル榎ヶ谷103	・放課後等デイサービス	平成29年12月1日	1455300267
株式会社A T	通所運動療育 障がい 児リハビリセンター大島	川崎市川崎区大島5丁目 15-5	・放課後等デイサービス	平成29年12月1日	1455000446

## 川崎市告示第151号

指定障害福祉サービスの事業の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出がありましたので、同法第51条の規定に基づき別表のとおり告示します。

平成30年3月16日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	廃止の年月日	事業所番号
特定非営利活動法人 ほっとハンド	ほっとハンド訪問介護支援 センター	川崎市多摩区登戸2341番地1	居宅介護	平成29年12月31日	1415400280
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター 川崎多摩	川崎市多摩区菅馬場2-5-3	居宅介護 重度訪問介護	平成29年12月31日	1415400504
株式会社アイエスエフ ネットケア川崎	アイエスエフネットケア 川崎	川崎市幸区幸町2-593 モリファーストビル5階	就労移行支援	平成29年12月31日	1415100559
有限会社ニーズケア サポート	有限会社 ニーズケアサポート	川崎市高津区明津100番地 リバーサイドK&T202	重度訪問介護	平成29年12月31日	1415300290

**川崎市告示第152号**

指定障害福祉サービスの事業の廃止について  
 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた  
 めの法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定  
 により、指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があ

りましたので、同法第51条の規定に基づき別表のとおり  
 告示します。

平成30年3月16日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	廃止の年月日	事業所番号
セントケア神奈川株式会社	セントケア幸	川崎市幸区南幸町3-12-6 リンコー南幸町ビルC店舗	居宅介護 重度訪問介護	平成30年1月31日	1415100245
特定非営利活動法人かながわ チャレンジド・ステーション	こくーん2	川崎市宮前区神木本町二丁目 10番2号	共同生活援助	平成30年1月31日	1425500558

**川崎市告示第153号**

指定障害児通所支援の事業の廃止について  
 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の19  
 第2項の規定により、指定障害児通所支援の事業の廃止

の届出がありましたので、同法第21条の5の24第2項の  
 規定に基づき別表のとおり告示します。

平成30年3月16日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	廃止の年月日	事業所番号
株式会社スマイルアルファ	スマイルアルファ さいわい	川崎市幸区南幸町2丁目26-12 サウスピアコート201号	放課後等デイ サービス	平成30年1月31日	1455100089

**川崎市告示第154号**

道路の区域の変更に関する告示  
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定  
 に基づき、道路の区域を次のように変更します。  
 その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課におい  
 て、平成30年3月16日から平成30年4月2日まで一般の  
 縦覧に供します。

平成30年3月16日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

旧・新 別	路線名	区 間	敷地の 幅員 (m)	延 長 幅員 (m)	備 考

旧	片 平 第11号線	川崎市麻生区片平1435 番7先	1.82	33.82	
		川崎市麻生区片平3110 番1先			
新	片 平 第11号線	川崎市麻生区片平1435 番10先	6.00	33.82	
		川崎市麻生区片平3110 番2先			

**川崎市告示第155号**

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定  
 に基づき、次の道路の供用を平成30年3月16日から開始  
 します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成30年3月16日から平成30年4月2日まで一般の縦覧に供します。

平成30年3月16日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
片平 第11号線	川崎市麻生区片平1435番10先	
	川崎市麻生区片平3110番2先	

**川崎市告示第156号**

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき、電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成30年3月20日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類	路線名	区間
市道	南幸町渡田線	川崎市川崎区渡田4丁目6番地先から（起点） 川崎市川崎区渡田東町20番地先まで（終点）

**川崎市告示第157号**

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成30年3月20日から平成30年4月4日まで一般の縦覧に供します。

平成30年3月20日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 一般国道

旧・新別	路線名	区間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	409号	川崎市中原区小杉御殿町2丁目67番4先	20.00	51.04	
		川崎市中原区小杉御殿町2丁目66番11先			
新	409号	川崎市中原区小杉御殿町2丁目61番4先	20.00 ～ 25.38	51.04	
		川崎市中原区小杉御殿町2丁目47番1先			

**川崎市告示第158号**

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定

に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成30年3月20日から平成30年4月4日まで一般の縦覧に供します。

平成30年3月20日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	川崎府中	川崎市中原区小杉御殿町2丁目66番11先	20.00	51.04	
		川崎市中原区小杉御殿町2丁目67番4先			
新	川崎府中	川崎市中原区小杉御殿町2丁目47番1先	20.00 ～ 25.38	51.04	
		川崎市中原区小杉御殿町2丁目61番4先			

**川崎市告示第159号**

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成30年3月20日から平成30年4月4日まで一般の縦覧に供します。

平成30年3月20日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	有馬 第198号線	川崎市宮前区東有馬1丁目2469番13先	3.64	32.62	
		川崎市宮前区東有馬1丁目2469番13先			
新	有馬 第198号線	川崎市宮前区東有馬1丁目2469番73先	3.87 ～ 4.00	32.62	
		川崎市宮前区東有馬1丁目2469番63先			

**川崎市告示第160号**

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年3月20日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成30年3月20日から平成30年4月4日まで一般の縦覧に供します。

平成30年3月20日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
有馬 第198号線	川崎市宮前区東有馬1丁目2469番73先	
	川崎市宮前区東有馬1丁目2469番63先	

川崎市告示第161号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。）第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項（第27条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示します。

平成30年3月20日

川崎市長 福田紀彦

1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置

別紙のとおり

2 保管期間

当該告示をした日から起算して1箇月間

3 引取りの方法

(1) 引取りの場所

別紙表記載の保管場所

(2) 引取りのできる日時

火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

(3) 引取りに要する費用

自転車	2,500円
原動機付自転車	5,000円
自動二輪車	10,000円

(4) 持参するもの

- 自転車等の鍵
- 印鑑
- 住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(別紙省略)

川崎市告示第162号

議決された予算の公表について

別紙の予算は、平成30年2月13日召集の平成30年第1回川崎市議会定例会において、平成30年3月16日に原案

のとおり可決されましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により公表します。

平成30年3月22日

川崎市長 福田紀彦

平成30年度川崎市一般会計予算

平成30年度川崎市競輪事業特別会計予算

平成30年度川崎市卸売市場事業特別会計予算

平成30年度川崎市国民健康保険事業特別会計予算

平成30年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

平成30年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計予算

平成30年度川崎市公害健康被害補償事業特別会計予算

平成30年度川崎市介護保険事業特別会計予算

平成30年度川崎市港湾整備事業特別会計予算

平成30年度川崎市勤労者福祉共済事業特別会計予算

平成30年度川崎市墓地整備事業特別会計予算

平成30年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業特別会計予算

平成30年度川崎市公共用地先行取得等事業特別会計予算

平成30年度川崎市公債管理特別会計予算

平成30年度川崎市病院事業会計予算

平成30年度川崎市下水道事業会計予算

平成30年度川崎市水道事業会計予算

平成30年度川崎市工業用水道事業会計予算

平成30年度川崎市自動車運送事業会計予算

平成29年度川崎市一般会計補正予算

平成29年度川崎市競輪事業特別会計補正予算

平成29年度川崎市国民健康保険事業特別会計補正予算

平成29年度川崎市介護保険事業特別会計補正予算

平成29年度川崎市港湾整備事業特別会計補正予算

平成30年度川崎市一般会計補正予算

平成29年度川崎市一般会計補正予算（追加提出分）

平成30年度川崎市一般会計予算

平成30年度川崎市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ736,628,178千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入支出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方

法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による  
(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成30年2月13日提出

川崎市長 福田和彦

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 市 税		千円 347,935,968
	1 市 民 税	181,015,288
	2 固 定 資 産 税	123,117,372
	3 軽 自 動 車 税	797,103
	4 市 た ば こ 税	8,247,488
	5 特 別 土 地 保 有 税	2
	6 入 湯 税	3,323
	7 事 業 所 税	8,989,345
	8 都 市 計 画 税	25,766,047
2 地方譲与税		3,252,100
	1 地方揮発油譲与税	1,176,058
	2 自動車重量譲与税	1,558,187
	3 地方道路譲与税	1
	4 特別とん譲与税	502,773
	5 航空機燃料譲与税	1
	6 石油ガス譲与税	15,080
3 利子割交付金		301,524
	1 利子割交付金	301,524
4 配当割交付金		1,786,438
	1 配当割交付金	1,786,438
5 株式等譲渡所得割交付金		1,260,489
	1 株式等譲渡所得割交付金	1,260,489
6 分離課税所得割交付金		308,087

	1 分離課税所得割交付金	308,087
7 県民税所得割臨時交付金		5,381,005
	1 県民税所得割臨時交付金	5,381,005
8 地方消費税交付金		25,048,494
	1 地方消費税交付金	25,048,494
9 ゴルフ場利用税交付金		38,037
	1 ゴルフ場利用税交付金	38,037
10 自動車取得税交付金		1,593,262
	1 自動車取得税交付金	1,593,262
11 軽油引取税交付金		3,907,422
	1 軽油引取税交付金	3,907,422
12 地方特例交付金		1,792,779
	1 地方特例交付金	1,792,779
13 地方交付税		430,138
	1 地方交付税	430,138
14 交通安全対策特別交付金		386,366
	1 交通安全対策特別交付金	386,366
15 分担金及び負担金		14,040,774
	1 負担金	14,040,774
16 使用料及び手数料		17,152,737
	1 使用料	13,066,617
	2 手数料	4,086,120
17 国庫支出金		126,142,500
	1 国庫負担金	104,194,521
	2 国庫補助金	21,377,593
	3 委託金	570,386
18 県支出金		26,632,490
	1 県負担金	18,568,113
	2 県補助金	5,210,448
19 財産収入		2,540,872
	1 財産運用収入	1,758,699
	2 財産売払収入	782,173

20 寄 附 金		278,096
	1 寄 附 金	278,096
21 繰 入 金		63,429,496
	1 基 金 繰 入 金	59,918,330
	2 特 別 会 計 繰 入 金	3,511,166
22 繰 越 金		100,000
	1 繰 越 金	100,000
23 諸 収 入		35,632,104
	1 延滞金及び加算金	349,248
	2 市 預 金 利 子	638
	3 貸付金元利収入	22,181,327
	4 収 益 事 業 収 入	4,070,504
	5 受 託 事 業 収 入	464,318
	6 雑 入	8,566,069
24 市 債		57,257,000
	1 市 債	57,257,000
歳 入 合 計		736,628,178

## 歳出

款	項	金 額
1 議 会 費		千円 1,664,261
	1 議 会 費	1,664,261
2 総 務 費		48,565,706
	1 職 員 管 理 費	31,380,382
	2 総 務 管 理 費	7,885,721
	3 危 機 管 理 費	2,008,391
	4 臨海部国際戦略費	869,873
	5 徴 税 費	5,624,432
	6 選 挙 費	267,254
	7 統 計 調 査 費	242,277
	8 人 事 委 員 会 費	124,576
9 監 査 費		162,800
	1 監 査 費	162,800
3 市 民 文 化 費		7,235,643
	1 市 民 文 化 費	7,235,643
4 こども未来費		111,421,691
	1 こども青少年費	44,551,083
	2 こども支援費	66,870,608
5 健康福祉費		145,735,418
	1 健康福祉費	9,214,618
	2 社会福祉費	702,336
	3 生活保護費	60,587,487
	4 老人福祉費	17,674,040
	5 障害者福祉費	42,065,991

6 環 境 費	6 国民年金費	325,472	
	7 公衆衛生費	9,517,719	
	8 公害保健費	2,077,263	
	9 保健衛生施設費	915,574	
	10 保健所費	47,984	
	11 看護短期大学費	488,900	
	12 施設整備費	2,118,034	
	6 環 境 費		19,150,395
	1 環境管理費	1,654,532	
	2 公害対策費	930,727	
	3 ごみ処理費	13,621,301	
	4 し尿処理費	541,512	
5 施設費	2,402,323		
7 経 済 労 働 費		27,688,134	
	1 産業経済費	1,033,165	
	2 商工業費	880,202	
	3 中小企業支援費	25,147,770	
	4 農業費	215,542	
5 労政費	411,455		
8 建設緑政費		35,152,847	
	1 建設緑政管理費	2,838,561	
	2 道路橋りょう費	9,853,687	
	3 街路事業費	13,469,541	
	4 広域道路費	80,673	
	5 河川費	2,717,964	
	6 緑化費	276,308	
	7 自然保護対策費	944,819	
8 公園費	4,971,294		
9 港 湾 費		6,384,376	
	1 港湾管理費	2,750,049	
2 港湾建設費	3,634,327		
10 まちづくり費		25,823,426	
	1 まちづくり管理費	524,744	
	2 計画費	487,609	
	3 整備事業費	13,867,864	
	4 建築管理費	4,188,227	
5 住宅費	6,754,982		
11 区 役 所 費		14,007,424	
	1 区政振興費	11,718,878	
	2 戸籍住民基本台帳費	2,288,546	
12 消 防 費		16,391,111	
1 消 防 費	16,391,111		

13 教 育 費		110,895,334
	1 教 育 総 務 費	35,996,778
	2 小 学 校 費	25,481,356
	3 中 学 校 費	13,232,890
	4 高 等 学 校 費	3,737,327
	5 特 別 支 援 教 育 費	2,596,035
	6 社 会 教 育 費	2,796,804
	7 体 育 保 健 費	5,420,273
	8 教 育 施 設 整 備 費	21,633,871
14 公 債 費		75,849,764
	1 公 債 費	75,849,764
15 諸 支 出 金		90,162,648
	1 繰 出 金	90,162,648
16 予 備 費		500,000
	1 予 備 費	500,000
歳 出 合 計		736,628,178

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
平成30年度市議会本会議速記業務等委託経費	平成30年度から平成34年度まで	千円 31,493
庁内電話網整備有効活用事業費	平成30年度から平成36年度まで	131,670
新本庁舎整備事業費	平成30年度から平成34年度まで	40,000,000
電子計算組織運営経費	平成31年度	22
市税システム及び区役所事務サービスシステム等運用委託経費	平成31年度から平成34年度まで	1,018,488
市道殿町39号線他電線共同溝整備事業費	平成31年度	273,758
課税事務及び証明窓口事務等委託経費	平成31年度	7,573
課税資料電子化システム等保守委託経費	平成31年度から平成35年度まで	10,621
市県民税税額決定通知書等印字・封入封緘委託経費	平成30年度から平成31年度まで	30,951
市税システム調査・分析業務委託経費	平成31年度	46,683
路線価算定及び図面等作成委託経費	平成31年度から平成32年度まで	20,736
固定資産税評価替準備調査委託経費	平成31年度	4,104

市税収納代行業務委託経費	平成30年度から平成33年度まで	189,114
川崎シンフォニーホール改修事業費	平成31年度	475,540
麻生スポーツセンターESC0事業費	平成31年度から平成33年度まで	1,428
こども文化センター施設保全・改築計画作成委託経費	平成31年度	17,108
平成30年度民間児童福祉施設整備に係る金融機関からの借入金への返済補助金	平成31年度から平成39年度まで	335,463
平成30年度民間保育所整備事業費	平成30年度から平成31年度まで	695,027
認定こども園整備事業費	平成31年度	381,627
平成30年度公立保育所整備事業費	平成31年度	871,278
福祉総合情報システム再構築事業費	平成31年度	717,365
保健情報システム再構築事業費	平成31年度	100,000
平成30年度民間特別養護老人ホーム整備事業費	平成30年度から平成32年度まで	814,500
特定医療費支給事務委託経費	平成31年度から平成32年度まで	70,000
がん検診コールセンター運営事業費	平成31年度から平成32年度まで	20,000
看護短期大学保守等委託経費	平成31年度から平成32年度まで	68,682
葬祭場施設整備事業費	平成30年度から平成31年度まで	200,000
粗大ごみ申込受付業務委託経費	平成30年度から平成35年度まで	460,000
小物金属収集運搬業務経費	平成30年度から平成35年度まで	1,302,170
ミックスペーパー分別収集運搬業務経費	平成30年度から平成35年度まで	1,661,940
空き缶・ペットボトル分別収集運搬業務経費(中部)	平成30年度から平成35年度まで	1,384,775
プラスチック製容器包装収集運搬経費	平成30年度から平成35年度まで	2,536,645
ごみ収集車両整備事業費	平成30年度から平成31年度まで	147,461
ミックスペーパー・プラスチック製容器包装資源化処理業務経費	平成30年度から平成34年度まで	712,284

王禅寺処理センター 資源化処理施設運 営管理等業務経費	平成30年度から 平成33年度まで	1,570,644	平成30年度学 校 施設長期保全計 画推進事業費	平成31年度から 平成32年度まで	1,519,124
海面埋立事業運 営業務委託経費	平成30年度から 平成33年度まで	940,681	平成30年度公共施 設管理運営事業費	平成31年度から 平成34年度まで	1,693,096
堤根処理センター 環境配慮計画作成 支援業務委託経費	平成31年度	1,313	平成30年度家屋 等リース経費	平成30年度から 平成35年度まで	520,277
入江崎クリーンセ ンター整備事業費	平成31年度	609,064	平成30年度 土地借上料	平成31年度から 平成78年度まで	95,653
平成30年度がんばる ものづくり企業操業 環境整備助成事業費	平成30年度から 平成32年度まで	60,000	公共施設維持補 修工事等経費	平成30年度から 平成31年度まで	210,000
川崎駅東口周辺 地区総合自転 車対策事業費	平成31年度	451,660	公共用地の取得(川 崎市土地開発公社分)	平成30年度から 平成39年度まで	1,850,000
自転車通行環境整 備事業費(県道 扇町川崎停車場)	平成31年度	81,000	川崎市土地開発公社 の事業資金借入れ に伴う金融機関等 に対する債務保証	平成30年度から 債務消滅時まで	元金 6,435,000 及びこれに対す る利子相当額
都市計画道路世田谷 町田線整備事業費	平成31年度から 平成32年度まで	380,000	地方債証券の共 同発行によって 生ずる連帯債務	平成30年度から 債務消滅時まで	元金 1,187,000,000 及びこれに対す る利子相当額
J R 南武線連続 立体交差事業費	平成30年度から 平成32年度まで	996,100			
五反田川放水路整 備等整備事業費	平成31年度	45,000			
特別緑地保全地区斜 面安定整備事業費	平成31年度	109,578			
臨港道路東扇島水江 町線整備受託事業費	平成31年度	190,200			
臨港道路東扇島水江 町線直轄工事負担金	平成31年度から 平成33年度まで	891,600			
南武線駅アクセ ス向上等整備事 業費(稲田堤駅)	平成31年度から 平成35年度まで	3,189,787			
平成30年度公共 建築物長寿命 化対策事業費	平成31年度	389,141			
平成30年度公営 住宅整備事業費	平成31年度	243,148			
生田出張所庁 舎整備事業費	平成31年度	159,193			
住民票の写し等郵 送請求事務経費	平成31年度から 平成32年度まで	95,138			
消防艇整備事業費	平成31年度	821,779			
学習状況調査事業費	平成31年度	25,389			
図書館システム開 発・管理事業費	平成31年度から 平成35年度まで	60,701			
日本民家園施 設整備事業費	平成31年度	135,194			
黒川地区小中学 校新築事業費	平成31年度から 平成34年度まで	1,142,756			
校舎建築事業費	平成31年度	467,015			

第3表 地方債

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
本庁舎等の建替事業	千円 314,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進ちよくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年5.0%以内	借入れの日から30年以内（据置期間を含む。）に償還する。ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。
災害情報機器整備事業	1,117,000		ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。	
災害援護資金貸付事業	1,000		政府資金から普通貸借による。	
臨海部国際戦略事業	224,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。  ただし、事業進ちよくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年5.0%以内	借入れの日から30年以内（据置期間を含む。）に償還する。ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。
小 計	1,656,000			
文化 振 興 事 業	440,000	同 上	同 上	同 上
ス ポ ー ツ 推 進 事 業	174,000			
小 計	614,000			
青 少 年 事 業	229,000	同 上	同 上	同 上
保 育 事 業	2,082,000			
小 計	2,311,000			
老人福祉総務事業施設整備事業	1,118,000	同 上	同 上	同 上
施設建設事業	663,000			
小 計	1,005,000			
小 計	2,786,000			
ごみ運搬車両等整備事業	410,000	同 上	同 上	同 上
廃棄物処理施設等整備事業	1,784,000			
小 計	2,194,000			
中小企業支援事業	2,907,000	同 上	同 上	同 上
農業技術支援事業	3,000			
小 計	2,910,000			

安全施設整備事業	767,000	同 上	同 上	同 上
道路整備事業	2,041,000			
橋りょう架設改良事業	921,000			
自転車対策事業	287,000			
街路事業	3,130,000			
連続立体交差事業	2,376,000			
河川整備事業	1,274,000			
緑化推進事業	13,000			
自然保護対策事業	516,000			
公園緑地施設整備事業	3,297,000			
霊園整備事業	21,000			
多摩川施策推進整備事業	55,000			
小 計	14,698,000			
浮島埋立事業	159,000	同 上	同 上	同 上
港湾改修事業	368,000			
港湾改良事業	172,000			
港湾工事負担金	1,864,000			
小 計	2,563,000			
土地区画整備事業	4,199,000	同 上	同 上	同 上
住宅市街地総合整備事業	193,000			
小杉駅周辺地区再開発事業	271,000			
駅施設関連事業	529,000			
市営四方嶺住宅跡地周辺整備事業	342,000			
開発行為指導対策事業	49,000			
施設整備事業	2,282,000			
公営住宅整備事業	1,100,000			
小 計	8,965,000			
区役所施設整備事業	143,000	同 上	同 上	同 上
消防施設整備事業	1,170,000	同 上	同 上	同 上
義務教育施設整備事業	15,160,000	同 上	同 上	同 上
高等学校施設整備事業	836,000			
社会教育施設整備事業	251,000			
小 計	16,247,000			

退職手当債	1,000,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)による。起債の時期は当該年度とする。	同上	同上
合計	57,257,000			

平成30年度川崎市競輪事業特別会計予算

平成30年度川崎市の競輪事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ20,302,875千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成30年2月13日提出

川崎市長 福田紀彦

競輪事業特別会計

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 競輪事業収入		千円 19,931,199
	1 事業収入	19,931,199
2 繰入金		171,676
	1 基金繰入金	171,676
3 繰越金		200,000
	1 繰越金	200,000
歳入合計		20,302,875

歳出

款	項	金額
1 競輪事業費		千円 19,866,276
	1 競輪事務費	196,964
	2 競輪開催費	19,442,413
	3 競輪場整備費	226,899
2 諸支出金		280,001
	1 繰出金	280,000
	2 納付金	1
3 予備費		156,598
	1 予備費	156,598
歳入合計		20,302,875

平成30年度川崎市卸売市場事業特別会計予算

平成30年度川崎市の卸売市場事業特別会計の予算は、

次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,011,431千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

平成30年2月13日提出

川崎市長 福田紀彦

卸売市場事業特別会計

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		千円 820,606
	1 使用料	820,605
	2 手数料	1
2 財産収入		31,775
	1 財産売却収入	2
	2 財産貸付収入	31,773
3 繰入金		363,841
	1 繰入金	363,841
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		244,208
	1 延滞金及び加算金	1
	2 雑収入	244,207
6 市債		551,000
	1 市債	551,000
歳入合計		2,011,431

歳出

款	項	金 額
1 卸売市場事業費		千円 1,476,621
	1 運 営 費	828,633
2 公 債 費		529,810
	1 公 債 費	529,810
3 予 備 費		5,000
	1 予 備 費	5,000
歳 出 合 計		2,011,431

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
北部市場水産棟屋上防水改修事業費	平成31年度	千円 112,317

第3表 地方債

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
北部市場施設整備事業	千円 515,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進ちょくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年5.0%以内  ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。	借入れの日から30カ月以内（据置期間を含む。）に償還する。ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。
南部市場施設整備事業	36,000			
合 計	551,000			

平成30年度川崎市国民健康保険事業特別会計予算

平成30年度川崎市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ124,987,214千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

平成30年2月13日提出

川崎市長 福田 紀 彦

国民健康保険事業特別会計

第1表歳入歳出予算

歳入

款	項	金 額
1 国民健康保険料		千円 31,198,705
	1 保 険 料	31,198,705
2 負 担 金		2
	1 一 部 負 担 金	2
3 国庫支出金		1,330
	1 国庫負担金	3
	2 国庫補助金	1,327
4 療養給付費等交付金		1
	1 療養給付費等交付金	1
5 県支出金		82,401,165
	1 県補助金	82,401,164
	2 財政安定化基金支出金	1
6 繰入金		10,879,922
	1 繰入金	10,879,922

7 繰越金		100,000
	1 繰越金	100,000
8 諸収入		406,089
	1 延滞金・加算金及び過料	161,265
	2 雑入	244,824
歳入合計		124,987,214

歳出

款	項	金額
1 総務費		千円 2,695,475
	1 総務管理費	2,252,983
	2 保険料徴収費	421,726
	3 運営協議会費	725
	4 広報普及費	20,041
2 保険給付費		81,425,225
	1 保険給付費	81,425,225
3 国民健康保険事業費納付金		39,682,684
	1 医療給付費分納付金	27,430,836
	2 後期高齢者支援金等分納付金	8,975,046
	3 介護納付金分納付金	3,276,802
4 保健事業費		762,237
	1 保健事業費	762,237
5 諸支出金		321,593
	1 負担金及び分担金	22,763
	2 償還金利子及び還付加算金	198,829
	3 延滞金	1
	4 国庫負担金等返還金	100,000
6 予備費		100,000
	1 予備費	100,000
歳出合計		124,987,214

第2表 債務負担行為

事項	期間	限度額
制度案内業務等コールセンター運営及び保険料収納業務委託経費	平成31年度から平成33年度まで	千円 726,065
がん検診・特定健診等コールセンター委託経費	平成31年度から平成32年度まで	20,000

平成30年度川崎市母子父子寡婦福祉資金

貸付事業特別会計予算

平成30年度川崎市お母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ298,766千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成30年2月13日提出

川崎市長 福田紀彦

母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 繰入金		千円 21,553
	1 繰入金	21,553
2 繰越金		49,149
	1 繰越金	49,149
3 諸収入		228,064
	1 貸付金元利収入	226,672
	2 雑入	1,392
歳入合計		298,766

歳出

款	項	金額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		千円 249,647
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	249,647
2 公債費		32,746
	1 公債費	32,746
3 諸支出金		16,373
	1 繰出金	16,373
歳入合計		298,766

平成30年度川崎市後期高齢者医療事業特別

会計予算

平成30年度川崎市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15,380,392千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額

は、「第1表歳入歳出予算」による。  
(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の  
規定により債務を負担する行為をすることができる事  
項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

平成30年2月13日提出

川崎市長 福田紀彦

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 後期高齢者 医療保険料		千円 13,188,218
	1 後期高齢者 医療保険料	13,188,218
2 国庫支出金		39,597
	1 国庫補助金	39,597
3 繰入金		2,111,600
	1 一般会計繰入金	2,111,600
4 繰越金		2
	1 繰越金	2
5 諸収入		40,975
	1 延滞金・加算 金及び過料	1,543
	2 償還金及び 還付加算金	38,472
	3 雑入	960
歳入合計		15,380,392

歳出

款	項	金額
1 総務費		千円 264,348
	1 総務管理費	199,121
	2 徴収費	65,227
2 後期高齢者 医療広域連 合納付金		15,067,571
	1 後期高齢者医療 広域連合納付金	15,067,571
3 諸支出金		38,473
	1 償還金及び 還付加算金	38,473
4 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳出合計		15,380,392

第2表債務負担行為

事項	期間	限度額
制度案内業務等コール センター運営及び保険 料収納業務委託経費	平成31年度から 平成33年度まで	千円 26,319
がん検診・特定健診等 コールセンター委託経費	平成31年度から 平成32年度まで	5,000

平成30年度川崎市公害健康被害補償事業  
特別会計予算

平成30年度川崎市の公害健康被害補償事業特別会計の  
予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ  
83,625千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額  
は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成30年2月13日提出

川崎市長 福田紀彦

公害健康被害補償事業特別会計

第1表歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 分担金及び 負担金		千円 31,940
	1 負担金	31,940
2 財産収入		2,543
	1 財産運用収入	2,543
3 繰入金		34,762
	1 基金繰入金	22,051
	2 一般会計繰入金	12,711
4 繰越金		14,380
	1 繰越金	14,380
歳入合計		83,625

歳出

款	項	金額
1 公害健康被害 補償事業費		千円 83,625
	1 公害健康被害 補償事業費	83,625
歳出合計		83,625

平成30年度川崎市介護保険事業特別会計  
予算

平成30年度川崎市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ90,591,154千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

平成30年2月13日提出

川崎市長 福田紀彦

介護保険事業特別会計

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 介護保険料		千円 21,337,283
	1 保険料	21,337,283
2 使用料及び手数料		35,031
	1 手数料	35,031
3 国庫支出金		19,063,072
	1 国庫負担金	15,344,723
	2 国庫補助金	3,718,349
4 県支出金		12,638,958
	1 県負担金	12,001,657
	2 県補助金	637,299
	3 財政安定化基金支出金	2
5 財産収入		57,002
	1 財産運用収入	57,002
6 支払基金交付金		23,376,135
	1 支払基金交付金	23,376,135
7 寄附金		1
	1 寄附金	1
8 繰入金		14,036,289
	1 一般会計繰入金	13,429,589
	2 基金繰入金	606,700
9 繰越金		2
	1 繰越金	2
10 諸収入		47,381

	1 延滞金・加算金及び過料	2
	2 雑入	47,379
歳入合計		90,591,154

歳出

款	項	金額
1 総務費		千円 2,138,210
	1 総務管理費	2,138,210
2 保険給付費		84,153,773
	1 保険給付費	84,153,773
3 財政安定化基金拠出金		1
	1 財政安定化基金拠出金	1
4 地域支援事業費		4,167,964
	1 地域支援事業費	4,167,964
5 諸支出金		54,203
	1 還付金	54,202
	2 延滞金	1
6 基金積立金		57,003
	1 基金積立金	57,003
7 予備費		20,000
	1 予備費	20,000
歳出合計		90,591,154

第2表 債務負担行為

事項	期間	限度額
制度案内業務等コールセンター運営及び保険料収納業務委託経費	平成31年度から平成33年度まで	千円 43,408

平成30年度川崎市港湾整備事業特別会計  
予算

平成30年度川崎市の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15,710,921千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

平成30年2月13日提出

川崎市長 福田紀彦

港湾整備事業特別会計

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		千円 441,581
	1 使用料	441,579
	2 手数料	2
2 国庫支出金		63,384
	1 国庫補助金	63,384
3 県支出金		546
	1 委託金	546
4 財産収入		1,112,575
	1 財産運用収入	1,112,574
	2 財産売却収入	1
5 繰入金		664,041
	1 基金繰入金	664,041
6 繰越金		1
	1 繰越金	1
7 諸収入		12,938,793
	1 延滞金及び加算金	1
	2 貸付金元利収入	29,600
	3 雑収入	12,909,192
8 市債		490,000
	1 市債	490,000
歳入合計		15,710,921

歳出

款	項	金額
1 港湾整備事業費		千円 9,056,168
	1 運営費	402,944
	2 整備費	8,653,224
2 諸支出金		6,629,901
	1 積立金	6,097,851
	2 繰出金	532,050
3 公債費		23,852
	1 公債費	23,852
4 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出合計		15,710,921

第2表 債務負担行為

事項	期間	限度額
東扇島コンテナターミナル整備事業費	平成31年度	千円 1,019,066
東扇島土地造成事業費	平成31年度	3,433,110

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
東扇島コンテナ機能施設整備事業	千円 490,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進捗よくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年5.0%以内  ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。	借入れの日から40ヵ年以内（据置期間を含む。）に償還する。ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。

平成30年度川崎市勤労者福祉共済事業特別  
会計予算

平成30年度川崎市の勤労者福祉共済事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ133,874千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成30年2月13日提出

川崎市長 福田 紀彦

勤労者福祉共済事業特別会計

第1表 歳入歳出予算

款	項	金 額
1 共済掛金収入		千円 73,063
	1 共済掛金収入	73,063
2 財産収入		1,118
	1 財産運用収入	1,118
3 繰入金		52,466
	1 基金繰入金	32,214
	2 一般会計繰入金	20,252
4 繰越金		100
	1 繰越金	100
5 諸収入		7,127
	1 貸付金元利収入	5,000
	2 雑収入	2,127
歳入合計		133,874

歳出

款	項	金 額
1 勤労者福祉共済事業費		千円 132,874
	1 勤労者福祉共済事業費	132,874
2 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出合計		133,874

平成30年度川崎市墓地整備事業特別会計予算

平成30年度川崎市の墓地整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ620,456千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額

は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成30年2月13日提出

川崎市長 福田 紀彦

墓地整備事業特別会計

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 186,882
	1 使用料	186,882
2 繰越金		130,573
	1 繰越金	130,573
3 諸収入		1
	1 雑収入	1
4 市債		303,000
	1 市債	303,000
歳入合計		620,456

歳出

款	項	金 額
1 墓地整備事業費		千円 590,467
	1 墓地整備事業費	590,467
2 公債費		16,323
	1 公債費	16,323
3 予備費		13,666
	1 予備費	13,666
歳出合計		620,456

第2表 地方債

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
墓 地 整 備 事 業	千円 303,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進ちょくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年5.0%以内  ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。	借り入れの日から30ヵ年以内（据置期間を含む。）に償還する。ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えをすることができる。

平成30年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業  
特別会計予算

平成30年度川崎市の生田緑地ゴルフ場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ472,751千円を定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成30年2月13日提出

川崎市長 福田紀彦

生田緑地ゴルフ場事業特別会計

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金 額
1 繰 越 金		千円 89,750
	1 繰 越 金	89,750
2 諸 収 入		383,001
	1 雑 入	383,001
歳 入 合 計		472,751

歳出

款	項	金 額
1 ゴ ル フ 場 事 業 費		千円 72,552
	1 ゴ ル フ 場 事 業 費	72,552
2 公 債 費		31,638
	1 公 債 費	31,638
3 諸 支 出 金		354,797
	1 繰 出 金	354,797
4 予 備 費		13,764
	1 予 備 費	13,764
歳 出 合 計		472,751

平成30年度川崎市公共用地先行取得等事業  
特別会計予算

平成30年度川崎市の公共用地先行取得等事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,826,991千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定のより起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成30年2月13日提出

川崎市長 福田紀彦

公共用地先行取得等事業特別会計

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 1
	1 手数料	1
2 財産収入		1,247,119
	1 財産運用収入	13,899
	2 財産売却収入	1,233,220
3 繰入金		479,211
	1 基金繰入金	174,726
	2 他会計繰入金	304,485
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		659
	1 雑入	659
6 市債		2,100,000
	1 市債	2,100,000
歳入合計		3,826,991

歳出

款	項	金 額
1 公共用地先行取得等事業費		千円 3,380,283
	1 公共用地先行取得等事業費	3,380,283
2 公債費		28,762
	1 公債費	28,762
3 諸支出金		407,946
	1 繰出金	407,946
4 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳出合計		3,826,991

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
用地先行取得事業	千円 2,100,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進ちょくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年5.0%以内  ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。	借入れの日から10ヵ年以内（据置期間を含む。）に償還する。ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。

平成30年度川崎市公債管理特別会計予算

平成30年度川崎市の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ219,464,795千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2

表地方債」による。

平成30年2月13日提出

川崎市長 福田 紀彦

公債管理特別会計

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金 額
1 財産収入		千円 2,242,458
	1 財産運用収入	2,242,458
2 繰入金		172,701,336
	1 基金繰入金	38,848,917

	2 他会計繰入金	133,852,419
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 市債		44,521,000
	1 借換債	44,521,000
歳入合計		219,464,795

歳出

款	項	金額
		千円
1 公債費		216,047,260
	1 公債費	216,047,260
2 諸支出金		3,415,535
	1 繰出金	3,415,535
3 予備費		2,000
	1 予備費	2,000
歳出合計		219,464,795

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	千円 44,521,000	銀行その他から普通貸借または証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。	年5.0%以内  ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。	借り入れの日から25ヵ年以内（据置期間を含む。）に償還する。ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えることができる。

平成30年度川崎市病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度川崎市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数、年間患者数及び1日平均患者数

ア 病床数(許可)	川崎病院	井田病院	多摩病院
一般病床	1,382床	663床	343床
精神病床	38床	38床	—
感染症病床	12床	12床	—
結核病床	40床	—	40床
合計	1,472床	713床	383床
イ 年間患者数			
入院	427,517人	195,377人	120,815人
外来	723,896人	341,600人	164,944人
ウ 1日平均患者数			
入院	1,171人	535人	331人
外来	2,881人	1,400人	676人

(2) 主要な建設改良事業

ア 病院施設整備事業	294,153千円
イ 施設改良工事	451,699千円
ウ 医療機器整備事業	604,613千円
エ 資産購入費	88,995千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 病院事業収益	34,823,698千円
第1項 医業収益	27,856,395千円
第2項 医業外収益	6,262,850千円
第3項 特別利益	704,453千円

支出

第1款 病院事業費用	34,646,920千円
第1項 医業費用	33,434,411千円
第2項 医業外費用	1,031,279千円
第3項 特別損失	171,230千円
第4項 予備費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,877,504千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額6,909千円並びに過年度分及び当年度分損益勘定留保資金1,870,595千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 病院事業資本的収入	3,194,704千円
第1項 企業債	1,293,000千円
第2項 固定資産売却代金	2千円
第3項 補助金	4,322千円
第4項 負担金	1,897,380千円

支 出	
第1款 病院事業資本的支出	5,072,208千円

第1項 建設改良費	1,439,460千円
第2項 企業債償還金	3,632,748千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
平成30年度 医療器械等保守業務経費	平成31年度から 平成34年度まで	千円 158,664

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
1 井田病院 再編整備事業	千円 244,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進ちょくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年5.0%以内  ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。	借入れの日から30か年以内(据置期間を含む。)に償還する。ただし、企業財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えることができる。
2 病院施設改良事業	450,000			
3 医療器械整備事業	599,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、11,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における医業費用及び医業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 15,698,764千円
- (2) 交際費 2,108千円

(たな卸し資産購入限度額)

第10条 たな卸し資産の購入限度額は、6,453,164千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第11条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
1 取得する資産	機械備品 磁気共鳴画像診断装置 (MR装置) 一式	

平成30年2月13日提出

川崎市長 福田紀彦

平成30年度 川崎市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度川崎市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 処理面積(累計) 10,710ヘクタール
- (2) 水城化助成戸数 112戸
- (3) 主要な建設改良事業  
下水幹枝線、ポンプ場及び水処理センター等  
整備事業 19,088,419千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 下水道事業収益	44,591,211千円
第1項 営業収益	36,008,803千円
第2項 営業外収益	8,581,398千円
第3項 特別利益	1,010千円

支 出	
第1款 下水道事業費用	41,789,370千円
第1項 営業費用	36,060,724千円

第2項 営業外費用	5,115,708千円
第3項 特別損失	592,938千円
第4項 予備費	20,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりを定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額18,303,058千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額960,271千円、減債積立金2,582,299千円並びに過年度分及び当年度分損益勘定留保資金14,760,488千円で補てんするものとする。)

## 収 入

第1款 下水道事業資本的収入	43,519,156千円
第1項 企業債	32,021,000千円
第2項 一般会計出資金	5,282,653千円
第3項 国庫補助金	5,000,000千円

第4項 負担金	28,917千円
第5項 寄附金	10千円
第6項 水洗便所等貸付事業収入	30千円
第7項 基金繰入金	1,186,516千円
第8項 固定資産売却代金	10千円
第9項 投資収入	10千円
第10項 その他資本的収入	10千円

## 支 出

第1款 下水道事業資本的支出	61,822,214千円
第1項 建設改良費	19,088,419千円
第2項 企業債償還金	40,219,123千円
第3項 水洗便所等貸付事業費	30千円
第4項 投資	2,504,642千円
第5項 予備費	10,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
財務会計システム再構築関連経費	平成31年度	14,852千円
平成30年度公共下水道建築事業費	平成31年度から平成33年度まで	15,710,972千円
入江崎余熱利用プール入退場ゲート、発券機等貸借及び保守	平成31年度から平成35年度まで	24,261千円
平成30年度土地借上料	平成31年度から平成32年度まで	31,600千円
「水洗便所等貸付事業資金融資」に伴う金融機関に対する損失補償	平成30年度から債務消滅時まで	146千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
1 公共下水道整備事業	千円 13,277,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進捗よくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年5.0%以内  ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。	借入れの日から40か年以内(据置期間を含む。)に償還する。ただし、企業財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。
2 借換債	14,044,000	銀行その他から普通貸借または証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)による。起債の時期は当該年度とする。	同 上	借入れの日から25か年以内(据置期間を含む。)に償還する。ただし、企業財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。
3 資本費平準化債	4,700,000	同 上	同 上	借入れの日から20か年以内(据置期間を含む。)に償還する。ただし、企業財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、24,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 4,324,406千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業助成及び雨水処理費等に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、12,459,525千円である。

平成30年2月13日提出

川崎市長 福田 紀彦

平成30年度 川崎市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度川崎市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水戸数 727,833戸
- (2) 年間総配水量 181,040,000m<sup>3</sup>
- (3) 1日平均配水量 496,000m<sup>3</sup>
- (4) 主要な建設改良事業
  - ア 排水施設費 5,734,830千円
  - イ 耐震管路等整備事業 6,473,460千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

- 第1款 水道事業収益 35,170,688千円
  - 第1項 営業収益 31,176,975千円
  - 第2項 営業外収益 3,989,136千円
  - 第3項 特別利益 4,577千円

支 出

- 第1款 水道事業費用 34,567,598千円
  - 第1項 営業費用 33,382,479千円
  - 第2項 営業外費用 1,162,704千円

- 第3項 特別損失 12,415千円
- 第4項 予備費 10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,675,447千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額846,060千円並びに過年度分及び当年度分損益勘定留保資金5,829,387千円で補てんするものとする。)

収 入

- 第1款 水道事業資本的収入 9,748,940千円
  - 第1項 企業債 8,902,000千円
  - 第2項 出資金 8,000千円
  - 第3項 補助金 619,660千円
  - 第4項 負担金 219,250千円
  - 第5項 融資補償金返還金 10千円
  - 第6項 固定資産売却代金 10千円
  - 第7項 その他の資本的収入 10千円

支 出

- 第1款 水道事業資本的支出 16,424,387千円
  - 第1項 建設改良費 13,163,696千円
  - 第2項 投資 8,000千円
  - 第3項 企業債償還金 3,247,661千円
  - 第4項 補助金返還金 10千円
  - 第5項 融資補償金 10千円
  - 第6項 その他の資本的支出 10千円
  - 第7項 予備費 5,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりを定める。

事 項	期 間	限 度 額
平成30年度原・浄・配水施設関連経費	平成31年度	2,955,186千円
平成30年度耐震管路等整備事業関連経費	平成31年度	4,071,043千円
平成30年度川崎縦貫道路関連施設整備事業関連経費	平成31年度	75,643千円
平成30年度土地借上料	平成31年度から平成34年度まで	24,416千円
給水装置工事台帳電子化関連経費	平成31年度から平成34年度まで	420,376千円
水道検針等業務用携帯型端末機器システム利用関連経費	平成31年度から平成34年度まで	258,160千円
財務会計システム再構築関連経費	平成31年度	13,652千円

長期水需要予測調査業務委託	平成30年度から平成31年度まで	28,600千円
「給水装置改良資金融資」に伴う金融機関に対する損失補償	平成30年度から債務消滅時まで	10,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
1 水道配水施設等整備事業	千円 3,747,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進ちよくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年5.0%以内	借入れの日から40年以内(据置期間を含む。)に償還する。ただし、企業財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。
2 耐震管路等整備事業	5,115,000		ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。	
3 川崎縦貫道路関連施設整備事業	40,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用  
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 5,357,513千円

(他会計からの補助金)

第10条 水道事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、262,792千円である。

(たな卸し資産購入限度額)

第11条 たな卸し資産の購入限度額は、424,000千円と定める。

平成30年 2月13日提出

川崎市長 福田 紀彦

平成30年度 川崎市工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度川崎市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水事業所数 60社80工場
- (2) 年間総契約水量 188,095,450m<sup>3</sup>
- (3) 一日当たり契約水量 515,330m<sup>3</sup>
- (4) 主要な建設改良事業

- ア 浄水施設費 330,359千円
- イ 配水施設費 796,308千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

- 第1款 工業用水道事業収益 7,757,516千円
  - 第1項 営業収益 7,580,264千円
  - 第2項 営業外収益 177,222千円
  - 第3項 特別利益 30千円

支 出

- 第1款 工業用水道事業費用 7,191,676千円
  - 第1項 営業費用 6,953,619千円
  - 第2項 営業外費用 228,037千円
  - 第3項 特別損失 20千円
  - 第4項 予備費 10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,593,302千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額107,940千円並びに過年度分損益勘定留保資金1,485,362千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 工業用水道事業資本的収入	628,393千円
第1項 企業債	488,000千円
第2項 補助金	140,363千円
第3項 負担金	10千円
第4項 固定資産売却代金	10千円
第5項 その他の資本的収入	10千円

支 出

第1款 工業用水道事業資本的支出	2,221,695千円
第1項 建設改良費	1,531,725千円
第2項 企業債償還金	684,950千円
第3項 補助金返還金	10千円
第4項 その他の資本的支出	10千円
第5項 予備費	5,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
平成30年度原・浄・配水施設関連経費	平成31年度	1,920,485千円
平成30年度土地借上料	平成31年度から平成34年度まで	3,394千円
財務会計システム再構築関連経費	平成31年度	3,098千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
1 工業用水道配水施設等整備事業	千円 488,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進ちよくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年5.0%以内  ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。	借入れの日から40年以内（据置期間を含む。）に償還する。ただし、企業財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 811,277千円

(他会計からの補助金)

第10条 工業用水道事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、176,636千円である。

(たな卸し資産購入限度額)

第11条 たな卸し資産の購入限度額は、12,000千円と定める。

平成30年2月13日提出

川崎市長 福田 紀彦

平成30年度川崎市自動車運送事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度川崎市自動車運送事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 車両数	341両	5両
(2) 年間走行キロ	13,087千km	52千km
(3) 年間輸送人員	50,824千人	310千人
(4) 一日平均輸送人員	139,244人	849人
(5) 主要な建設改良事業		
ア バス停留所施設整備事業		47,592千円
イ 乗合自動車購入費		564,595千円
ウ バス運行情報提供事業		115,015千円
エ 営業所建替整備事業		61,919千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 自動車運送事業収益	10,005,210千円
第1項 営業収益	8,692,900千円
第2項 営業外収益	1,311,310千円
第3項 特別利益	1,000千円
支 出	
第1款 自動車運送事業費用	10,083,841千円
第1項 営業費用	9,779,188千円
第2項 営業外費用	293,153千円
第3項 特別損失	1,500千円
第4項 予備費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額226,240千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額76,092千円で補てんし、なお不足する額150,148千円並びに過年度分損益勘定留保資金で不足する額285,240千円は一時借入金で措置するものとする。)

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
自動車運送事業	千円 894,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進ちょくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年5.0%以内  ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。	借入れの日から30か年以内(据置期間を含む。)に償還する。ただし、企業財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。  
(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用  
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議

収 入

第1款 自動車運送事業資本的収入	1,040,633千円
第1項 企業債	894,000千円
第2項 国庫補助金	23,024千円
第3項 県交付金	4,834千円
第4項 一般会計補助金	118,775千円

支 出

第1款 自動車運送事業資本的支出	1,266,873千円
第1項 建設改良費	1,089,123千円
第2項 企業債償還金	167,750千円
第3項 予備費	10,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
上平間営業所 建替整備事業費	平成31年度	601,229千円
I Cカード導入事業費	平成31年度	629,827千円

決を経なければならない。

(1) 職員給与費 5,648,564千円  
(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、807,983千円である。

平成30年2月13日提出

川崎市長 福田 紀彦

議案第82号

平成29年度川崎市一般会計補正予算

平成29年度川崎市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出のそれぞれ4,597,085千円を追加し、の歳入歳出予算の総額をの歳入歳出それぞれ726,258,701千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後のの歳入歳出予算の金額は、「第

1表の歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 既定の繰越明許日の変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成30年2月22日提出

川崎市長 福田 紀彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
17 国庫支出金		126,335,547	1,086,947	127,422,494
	2 国庫補助金	25,178,879	1,086,947	26,265,826
21 繰入金		50,006,499	19,138	50,025,637
	1 基金繰入金	46,449,500	19,138	46,468,638
24 市債		59,412,000	3,491,000	62,903,000
	1 市債	59,412,000	3,491,000	62,903,000
歳入合計		721,661,616	4,597,085	726,258,701

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
13 教育費		98,040,159	4,597,085	102,637,244
	8 教育施設整備費	8,961,736	4,597,085	13,558,821
歳出合計		721,661,616	4,597,085	726,258,701

第2表 繰越明許費補正

変更

款	項	事業名	補正前の額	補正額	補正後の額
			千円	千円	千円
13 教育費	8 教育施設整備費	義務教育施設整備事業	1,559,253	4,597,085	6,156,338
繰越明許費総合計					29,695,008

第3表 地方債補正

変更

起債の目的	限度額		
	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
義務教育施設整備事業	4,452,000	3,491,000	7,943,000
地方債総合計	59,412,000	3,491,000	62,903,000

## 平成29年度川崎市一般会計補正予算

平成29年度川崎市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出のそれぞれ8,078,444千円を追加し、歳入歳出予算の総額をの歳入歳出それぞれ721,661,616千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後のの歳入歳出予算の金額は、「第1表の歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 既定の繰越明許日の追加及び変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

(繰越明許費の補正)

第3条 既定の債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 既定の地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

平成30年2月13日提出

川崎市長 福田 紀彦

第1表 歳入歳出予算補正

## 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 市	税	308,254,769	1,015,594	309,270,363
	1 市 民 税	142,694,160	1,015,594	143,709,754
7 県民税所得割臨時交付金		38,992,796	193,282	39,186,078
	1 県民税所得割臨時交付金	38,992,796	193,282	39,186,078
8 地方消費税交付金		23,178,293	921,964	24,100,257
	1 地方消費税交付金	23,178,293	921,964	24,100,257
15 分担金及び負担金		13,506,726	1,610,000	15,116,726
	1 負 担 金	13,506,726	1,610,000	15,116,726
17 国庫支出金		125,558,392	777,155	126,335,547
	1 国庫負担金	99,506,593	1,075,320	100,581,913
	2 国庫補助金	25,477,044	△298,165	25,178,879
18 県支出金		25,461,869	703,077	26,164,946
	1 県負担金	17,117,705	474,565	17,592,270
	2 県補助金	5,374,076	228,512	5,602,588
21 繰入金		48,427,127	1,579,372	50,006,499
	1 基金繰入金	44,870,128	1,579,372	46,449,500
24 市債		58,134,000	1,278,000	59,412,000
	1 市 債	58,134,000	1,278,000	59,412,000
歳 入 合 計		713,583,172	8,078,444	721,661,616

## 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
4 こども未来費		105,813,438	641,206	106,454,644
	1 こども青少年費	44,109,573	251,158	44,360,731
	2 こども支援費	61,703,865	390,048	62,093,913
5 健康福祉費		140,846,523	3,422,707	144,269,230
	1 健康福祉費	8,711,612	1,046,005	9,757,617
	5 障害者福祉費	38,831,824	2,273,557	41,105,381

	7 公 衆 衛 生 費	8,404,302	103,145	8,507,447
8 建 設 緑 政 費		34,945,518	3,220,000	38,165,518
	3 街 路 事 業 費	15,729,231	3,220,000	18,949,231
9 港 湾 費		8,119,658	4,000	8,123,658
	2 港 湾 建 設 費	5,058,111	4,000	5,062,111
10 ま ち づ くり 費		26,778,590	△1,009,265	25,769,325
	3 整 備 事 業 費	15,149,897	△1,009,265	14,140,632
13 教 育 費		96,493,725	1,546,434	98,040,159
	8 教 育 施 設 整 備 費	7,415,302	1,546,434	8,961,736
15 諸 支 出 金		75,384,007	253,362	75,637,369
	1 繰 出 金	75,384,007	253,362	75,637,369
歳 出 合 計		713,583,172	8,078,444	721,661,616

第2表 繰越明許費補正

## 1 追加

款	項	事 業 名	補正後の額
2 総 務 費	2 総 務 管 理 費	地 域 情 報 化 整 備 事 業	千円 900
4 こども未来費	2 こども支援費	民 間 保 育 所 整 備 事 業	100,773
5 健康福祉費	4 老人福祉費	地 域 密 着 型 サ ー ビ ス 推 進 事 業	32,000
		民 間 特 別 養 老 老 人 ホ ー ム 等 整 備 事 業	67,450
	12 施設整備費	社 会 福 祉 施 設 整 備 事 業	36,865
		衛 生 施 設 整 備 事 業	309,123
		障 害 者 通 所 施 設 等 整 備 事 業	7,100
小 計			452,543
6 環 境 費	5 施 設 費	廃 棄 物 処 理 施 設 等 建 設 事 業	428,068
8 建設緑政費	2 道路橋りょう費	安 全 施 設 整 備 事 業	252,192
		道 路 整 備 事 業	782,368
		橋 り ょ う 架 設 改 良 事 業	225,160
		自 転 車 対 策 事 業	275,550
	3 街路事業費	街 路 事 業	6,712,598
		連 続 立 体 交 差 事 業	2,832,243
	5 河 川 費	河 川 整 備 事 業	1,502,684
	7 自然保護対策費	自 然 保 護 対 策 事 業	457,616
	8 公 園 費	公 園 緑 地 施 設 事 業	123,998
		多 摩 川 施 策 推 進 事 業	57,000
小 計			13,221,409
9 港 湾 費	1 港湾管理費	浮 島 埋 立 事 業	22,000
		港 湾 改 修 事 業	555,610
	2 港湾建設費	港 湾 改 良 事 業	249,997
		千 鳥 町 再 整 備 事 業	20,000
		港 湾 工 事 負 担 金	600,000
小 計			1,447,607
10 まちづくり費	3 整備事業費	小 杉 駅 周 辺 地 区 再 開 発 等 事 業	967,182
		登 戸 地 区 土 地 区 画 整 理 事 業	2,352,722

		J R川崎駅北口自由通路等整備事業	2,072,857
	4 建設管理費	宅地開発指導及び規制事業	20,400
	5 住宅費	公営住宅整備事業	450,615
	小計		5,863,776
11 区役所費	1 区政振興費	区政総務道路維持補修事業	217,943
		区政総務公園緑地維持管理事業	147,109
		幸区道路維持補修事業	21,083
		高津区道路維持補修事業	38,000
		多摩区道路維持補修事業	24,000
	小計		448,135
12 消防費	1 消防費	耐震性貯水槽建設事業	43,817
13 教育費	6 社会教育費	設整備事業	13,500
	8 教育施設整備費	義務教育施設整備事業	1,559,253
	小計		1,572,753
合 計			23,579,781

## 2 変更

款	項	事業名	補正前の額	補正額	補正後の額
10 まちづくり費	3 整備事業費	南武線駅アクセス向上等整備事業	千円 703,988	千円 144,302	千円 848,290
繰越明許費総合計					25,097,923

第3表 債務負担行為補正

## 1 追加

事項	期間	限度額
新川崎・創造のもり産学交流・研究開発施設整備等事業費(その2)	平成29年度から 平成30年度まで	千円 26,522
東扇島地区一14m岸壁復旧直轄工事負担金	平成30年度	5,000

## 2 変更

事項	補正前		補正後	
	期間	限度額	期間	限度額
平成29年度がんばるものづくり企業創業環境整備助成事業費	平成29年度から 平成31年度まで	千円 69,360	平成29年度から 平成31年度まで	千円 81,000

第4表 地方債補正

## 変更

起債の目的	限度額		
	補正前の額	補正額	計
市民文化総務事業	千円 13,334,000	千円 149,000	千円 13,483,000
街路事業	3,217,000	590,000	3,807,000
港湾工事負担金	3,028,000	4,000	3,032,000
駅施設関連事業	1,979,000	△5,000	1,974,000
市営四方嶺住宅跡地周辺整備事業	471,000	△461,000	10,000

義 務 教 育 施 設 整 備 事 業	3,451,000	1,001,000	4,452,000
合 計	25,480,000	1,278,000	26,758,000
地 方 債 総 合 計	58,134,000	1,278,000	59,412,000

平成29年度川崎市競輪事業特別会計補正  
予算  
平成29年度川崎市の競輪事業特別会計の補正予算は、  
次に定めるところによる。  
(繰越明許費)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)は第213条  
第1項の規定により翌年度に繰越して使用することが  
できる経費は、「第1表繰越明許費」による。  
平成30年2月13日提出  
川崎市長 福田紀彦

第1表 繰越明許費

款	項	事 業 名	金 額
1 競 輪 事 業 費	3 競 輪 場 整 備 費	競 輪 場 整 備 事 業	千円 435,524

議案第55号  
平成29年度川崎市国民健康保険事業特別  
会計補正予算  
平成29年度川崎市の国民健康保険事業特別会計の補正  
予算は、次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算の補正)

れ1,285,752千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳  
入歳出それぞれ147,689,205千円とする。  
2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ご  
との金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1  
表歳入歳出予算補正」による  
平成30年2月13日提出

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞ

川崎市長 福田紀彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 国 庫 支 出 金		千円 29,186,093	千円 △3,675,992	千円 25,510,101
	2 国 庫 補 助 金	4,897,126	△3,675,992	1,221,134
8 繰 入 金		10,406,158	1,188,496	11,594,654
	1 繰 入 金	10,406,158	1,188,496	11,594,654
9 繰 越 金		100,000	1,201,744	1,301,744
	1 繰 越 金	100,000	1,201,744	1,301,744
歳 入 合 計		148,974,957	△1,285,752	147,689,205

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 共 同 事 業 拠 出 金		千円 36,542,229	千円 △2,075,281	千円 34,466,948
	1 共 同 事 業 拠 出 金	36,542,229	△2,075,281	34,466,948
9 諸 支 出 金		311,675	789,529	1,101,204
	4 国庫負担金等返還金	100,000	789,529	889,529
歳 出 合 計		148,974,957	△1,285,752	147,689,205

議案第56号

平成29年度川崎市介護保険事業特別会計  
補正予算

平成29年度川崎市介護保険事業特別会計の補正予算  
は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,366,861千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ88,428,140千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明細費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

平成30年2月13日提出

川崎市長 福田紀彦

介護保険事業特別会計

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 介護保険料		千円 20,709,734	千円 △660,062	千円 20,049,672
	1 保険料	20,709,734	△660,062	20,049,672
3 国庫支出金		19,611,594	△1,574,996	18,036,598
	1 国庫負担金	15,836,393	△1,179,224	14,657,169
	2 国庫補助金	3,775,201	△395,772	3,379,429
4 県支出金		13,102,412	△1,018,139	12,084,273
	1 県負担金	12,348,225	△895,098	11,453,127
	2 健補助金	754,185	△123,041	631,144
6 支払基金交付金		25,158,469	△2,062,722	23,095,747
	1 支払基金交付金	25,158,469	△2,062,722	23,095,747
8 繰入金		15,356,343	△2,077,470	13,278,873
	1 一般会計繰入金	13,886,213	△935,134	12,951,079
	2 基金繰入金	1,470,130	△1,142,336	327,794
10 諸収入		48,097	26,528	74,625
	2 雑収入	48,095	26,528	74,623
歳入合計		95,795,001	△7,366,861	88,428,140

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		千円 86,815,983	千円 △6,382,524	千円 80,433,459
	1 保険給付費	86,815,983	△6,382,524	80,433,459
4 地域支援事業費		5,132,000	△984,337	4,147,663
	4 地域支援事業費	5,132,000	△984,337	4,147,663
歳出合計		95,795,001	△7,366,861	88,428,140

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 総務費	1 総務管理費	介護保険システム改革事業	千円 26,450

平成29年度川崎市港湾整備事業特別会計  
補正予算  
平成29年度川崎市の港湾整備事業特別会計の補正予算  
は、次に定めるところによる。  
(繰越明許費)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第  
1項の規定により翌年度に繰越して使用することがで  
きる経費は、「第1表繰越明許費」による。

平成30年2月13日提出

川崎市長 福田 紀彦

港湾整備事業特別会計

第1表 繰越明許費

款	項	事 業 名	金 額
			千円
1 港湾整備事業費	2 整備費	東扇島コンテナ事業	361,000
		東扇島施設事業	3,500
合 計			364,500

平成30年度川崎市一般会計補正予算  
平成30年度川崎市の一般会計の補正予算は、次に定め  
るところによる。  
(歳入歳出予算の補正)  
第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞ  
れ4,567,896千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳  
入歳出それぞれ732,060,282千円とする。  
2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごと

の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1  
表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表地方債補正」  
による。

平成30年2月22日提出

川崎市長 福田 紀彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
17 国庫支出金		126,142,500	△351,896	125,790,604
	2 国庫補助金	21,377,593	△351,896	21,025,697
24 市 債		57,257,000	△4,216,000	53,041,000
	1 市 債	57,257,000	△4,216,000	53,041,000
歳 入 合 計		736,628,178	△4,567,896	732,060,282

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 総務費		48,565,706	29,189	48,594,895
	2 総務管理費	7,885,721	29,189	7,914,910
13 教育費		110,895,334	△4,597,085	106,298,249
	8 教育施設整備費	21,633,871	△4,597,085	17,036,786
歳 出 合 計		736,628,178	△4,567,896	732,060,282

第2表 地方債補正

変更

起 債 の 目 的	限 度 額		
	補正前の額	補 正 額	計
義 務 教 育 施 設 整 備 事 業	千円 15,160,000	千円 △4,216,000	千円 10,944,000
地 方 債 総 合 計	57,257,000	△4,216,000	53,041,000

平成29年度川崎市一般会計補正予算  
平成29年度川崎市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,597,085千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ726,258,701千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1

表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 既定の繰越明許日の追加及び変更は、「第2表繰越明許費補正」にとる。

(地方債の補正)

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

平成30年2月22日提出

川崎市長 福田紀彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
17 国 庫 支 出 金		千円 126,335,547	千円 1,086,947	千円 127,422,494
	2 国 庫 補 助 金	25,178,879	1,086,947	26,265,826
21 繰 入 金		50,006,499	19,138	50,025,637
	1 基 金 繰 入 金	46,449,500	19,138	46,468,638
24 市 債		59,412,000	3,491,000	62,903,000
	1 市 債	59,412,000	3,491,000	62,903,000
歳 入 合 計		721,661,616	4,597,085	726,258,701

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
13 教 育 費		千円 98,040,159	千円 4,597,085	千円 102,637,244
	8 教 育 施 設 整 備 費	8,961,736	4,597,085	13,558,821
歳 出 合 計		721,661,616	4,597,085	726,258,701

第2表 繰越明許費補正

変更

款	項	事 業 名	補正前の額	補 正 額	補正後の額
13 教 育 費	8 教 育 施 設 整 備 費	義務教育施設整備事業	千円 1,559,253	千円 4,597,085	千円 6,156,338
繰 越 明 許 費 総 合 計					29,695,008

第3表 地方債補正

変更

起 債 の 目 的	限 度 額		
	補正前の額	補 正 額	計
義 務 教 育 施 設 整 備 事 業	千円 4,452,000	千円 3,491,000	千円 7,943,000
地 方 債 総 合 計	59,412,000	3,491,000	62,903,000

川崎市告示第163号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により告示された事項の変更届がありましたので、平成24年川崎市告示第4号に告示された事項を変更し、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成30年3月22日

川崎市長 福田紀彦

1 届け出た地縁による団体

- (1) 名称  
柿生駅前町内会
- (2) 事務所の所在地  
川崎市麻生区上麻生5丁目46番16号
- (3) 代表者の氏名  
鈴木 康夫
- (4) 代表者の住所  
川崎市麻生区上麻生5丁目46番16号

2 変更事項及びその内容

- (1) 代表者の氏名及び住所  
「鈴木 浩一」を「鈴木 康夫」に改める。  
「川崎市麻生区上麻生5丁目5番12号」を「川崎市麻生区上麻生5丁目46番16号」に改める。
- (2) 主たる事務所の所在地  
「川崎市麻生区上麻生5丁目5番12号」を「川崎市麻生区上麻生5丁目46番16号」に改める。

川崎市告示第164号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、地縁による団体として認可しましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成30年3月22日

川崎市長 福田紀彦

- 1 名称  
日生百合ヶ丘自治会
- 2 規約に定める目的  
快適で充実した生活が送れるよう、良好な地域社会の維持向上及び形成を図ることを目的とする。

3 区域

川崎市麻生区王禅寺東2丁目、4丁目の一部並びに王禅寺西3丁目の大部分、及び4丁目の一部とする。

4 主たる事務所の所在地

川崎市麻生区王禅寺西3丁目3番19号

5 代表者の氏名及び住所

山本 多一

川崎市麻生区王禅寺西3丁目38番11号

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に解散の事由を定めたときはその理由

なし

9 認可年月日

平成30年3月22日

川崎市告示第165号

指定障害福祉サービス事業者の指定について  
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者の指定を行いましたので、同法第51条の規定に基づき別表のとおり告示します。

平成30年3月22日

川崎市長 福田紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定の年月日	事業所番号
株式会社ひまわり	株式会社ひまわり	川崎市中原区新城三丁目10番5号	居宅介護	平成30年2月1日	1415200995
株式会社ケア21	ケア21 宮前町	川崎市川崎区宮前町7-5 戸隠ビル1F	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	平成30年2月1日	1415001161

**川崎市告示第166号**

指定障害児通所支援事業者の指定について  
児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15  
第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者の指定

を行いましたので、同法第21条の5の24第1項の規定に  
基づき別表のとおり告示します。

平成30年3月22日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定の年月日	事業所番号
アース・キッズ株式会社	スタジオそら鷺沼	川崎市宮前区土橋3-2-10 鷺沼駅前スカイマンション H.N B102号室	児童発達支援	平成30年2月1日	1455500270

**川崎市告示第167号**

指定障害福祉サービス事業者の指定について  
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた  
めの法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定  
により、指定障害福祉サービス事業者の指定を行いまし

たので、同法第51条の規定に基づき別表のとおり告示し  
ます。

平成30年3月22日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定の年月日	事業所番号
株式会社LITALICO	LITALICOワークス 川崎駅前南	川崎市川崎区小川町2-7 昼間ビルIVYTOWER 8F	就労移行支援	平成29年11月1日	1415001153
株式会社アイム	アイムホーム稲田堤	川崎市多摩区菅北浦4-11-1 2FA号室 2FB号室	共同生活援助	平成29年11月1日	1425400874

**川崎市告示第168号**

指定障害児通所支援事業者の指定について  
児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15  
第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者の指定

を行いましたので、同法第21条の5の24第1項の規定に  
基づき別表のとおり告示します。

平成30年3月22日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定の年月日	事業所番号
株式会社ラ・ヴィータ	こぼんはうすさくら 川崎港町教室	川崎市川崎区中島二丁目10番地3 ライオンズマンション川崎第16 1階101号	・児童発達支援 ・放課後等デイサービス	平成29年11月1日	1455000412
株式会社アイダックデザイン	あいだっくネットα	川崎市川崎区鋼管通2-10-19 ハイツサンシャイン1階	・放課後等デイサービス	平成29年11月1日	1455000420
株式会社アイダックデザイン	あいだっくネット+	川崎市川崎区鋼管通1-18-2 ハイツ田島1階101号室	・放課後等デイサービス	平成29年11月1日	1455000438
有限会社エスエヌ企画	ライズ児童デイサービス平間	川崎市中原区中丸子584番地3	・児童発達支援	平成29年11月1日	1455200251

社会福祉法人同愛会	川崎市北部地域療育センター	川崎市麻生区片平5-26-1	・保育所等訪問支援	平成29年11月1日	1455600161
-----------	---------------	----------------	-----------	------------	------------

**川崎市告示第169号**

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者の指定を行いました

たので、同法第51条の規定に基づき別表のとおり告示します。

平成30年3月22日

川崎市長 福田紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定の年月日	事業所番号
ティアラ合同会社	ティアラ訪問介護	川崎市幸区下平間255番6号	行動援護	平成29年12月1日	1415100575

**川崎市告示第170号**

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者の指定を行いました

たので、同法第51条の規定に基づき別表のとおり告示します。

平成30年3月22日

川崎市長 福田紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定の年月日	事業所番号
株式会社JOYCORT SUPPORT	株式会社JOYCORT SUPPORT	川崎市高津区下作延1-9-9 コークヒルズ301	就労継続支援B型	平成30年1月1日	1415300712
特定非営利活動法人マイWay	マイWayたかつ	川崎市高津区北見方一丁目30番17号 ル・スリール102	就労継続支援B型	平成30年1月1日	1415300928
株式会社Que	外出支援 椰	川崎市幸区古市場二丁目108 リバーサイドビル101	同行援護	平成30年1月1日	1415100633
株式会社あたたかハウス宝塚	ケア・パートナー 小さき花	川崎市高津区下作延2-12-11	居宅介護 重度訪問介護	平成30年1月1日	1415300936

**川崎市告示第171号**

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成30年3月22日から平成30年4月5日まで一般の縦覧に供します。

平成30年3月22日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	久本第14号線	川崎市高津区久本1丁目502番13先 川崎市高津区久本1丁目499番8先	10.07 ～ 14.78	11.14	
新	久本第14号線	川崎市高津区久本1丁目500番3先 川崎市高津区久本1丁目499番1先	6.11 ～ 10.28	11.14	

川崎市告示第172号

市道路線認定に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、一般の縦覧に供します。

平成30年 3月22日

川崎市長 福田 紀 彦

整理番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
1	南 加 瀬 第216号線	幸区南加瀬2丁目126番4先	
		幸区南加瀬2丁目128番4先	
2	宮 内 新 横 浜 線 ( V )	中原区宮内1丁目 (東京都界)	
		中原区宮内1丁目1268番2先	
3	久 地 第146号線	高津区久地869番5先	
		高津区久地869番4先	
4	北 見 方 第217号線	高津区北見方2丁目316番7先	
		高津区北見方2丁目316番26先	
5	子 母 口 第105号線	高津区子母口771番3先	
		高津区子母口771番9先	
6	向ヶ丘高 第37号線	高津区向ヶ丘156番6先	
		高津区向ヶ丘156番9先	
7	菅 生 第828号線	宮前区菅生5丁目1366番39先	
		宮前区菅生5丁目1366番42先	
8	水 沢 第 9 号 線	宮前区水沢2丁目2738番4先	
		宮前区水沢2丁目2738番7先	
9	登 戸 第353号線	多摩区登戸950番9先	
		多摩区登戸946番9先	
10	登 戸 第354号線	多摩区登戸2236番先	
		多摩区登戸2186番2先	
11	登 戸 第355号線	多摩区登戸2238番先	
		多摩区登戸2206番先	
12	長 尾 第174号線	多摩区長尾5丁目242番先	
		多摩区長尾4丁目212番14先	
13	生 田 第 2 6 7 号 線	多摩区生田3丁目788番3先	
		多摩区生田3丁目788番10先	
14	生 田 第268号線	多摩区生田3丁目788番15先	
		多摩区生田3丁目788番21先	
15	生 田 第269号線	多摩区生田3丁目788番26先	
		多摩区生田3丁目788番34先	
16	高 石 第319号線	麻生区高石3丁目10番14先	
		麻生区高石3丁目10番13先	

以下余白

川崎市告示第173号

道路区域決定に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり決定します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成30年3月22日から平成30年4月5日まで一般の縦覧に供します。

平成30年 3月22日

川崎市長 福田 紀 彦

道路の種類 市道

整理番号	路線名	起 点	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	備考
		終 点			
1	南 加 瀬 第216号線	幸区南加瀬2丁目126番4先	5.50	44.61	
		幸区南加瀬2丁目128番4先			
2	宮 内 新 横 浜 線 ( V )	中原区宮内1丁目 (東京都界)	32.20 ~ 32.23	253.70	
		中原区宮内1丁目1268番2先			
3	久 地 第146号線	高津区久地869番5先	6.00	24.98	
		高津区久地869番4先			
4	北 見 方 第217号線	高津区北見方2丁目316番7先	4.50 ~ 7.27	74.46	
		高津区北見方2丁目316番26先			
5	子 母 口 第105号線	高津区子母口771番3先	4.50	34.98	
		高津区子母口771番9先			
6	向ヶ丘高 第37号線	高津区向ヶ丘156番6先	4.50	22.67	
		高津区向ヶ丘156番9先			
7	菅 生 第828号線	宮前区菅生5丁目1366番39先	4.01 ~ 4.03	66.13	
		宮前区菅生5丁目1366番42先			
8	水 沢 第 9 号 線	宮前区水沢2丁目2738番4先	4.50	28.28	
		宮前区水沢2丁目2738番7先			
9	登 戸 第353号線	多摩区登戸950番9先	4.50	27.57	
		多摩区登戸946番9先			
10	登 戸 第354号線	多摩区登戸2236番先	6.00	135.09	
		多摩区登戸2186番2先			
11	登 戸 第355号線	多摩区登戸2238番先	6.00	62.44	
		多摩区登戸2206番先			

12	長尾 第174号線	多摩区長尾5丁目242番先 多摩区長尾4丁目212番14先	5.50	42.15	
13	生田 第267号線	多摩区生田3丁目788番3先 多摩区生田3丁目788番10先	4.50	20.23	
14	生田 第268号線	多摩区生田3丁目788番15先 多摩区生田3丁目788番21先	4.50	21.07	
15	生田 第269号線	多摩区生田3丁目788番26先 多摩区生田3丁目788番34先	4.50	25.81	
16	高石 第319号線	麻生区高石3丁目10番14先 麻生区高石3丁目10番13先	4.50	47.11	

以下余白

川崎市告示第174号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を平成30年3月22日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成30年3月22日から平成30年4月5日まで一般の縦覧に供します。

平成30年3月22日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

整理番号	路線名	起 点		重要な経過地
		終 点		
1	南加瀬 第216号線	幸区南加瀬2丁目126番4先	幸区南加瀬2丁目128番4先	
3	久地 第146号線	高津区久地869番5先	高津区久地869番4先	
4	北見方 第217号線	高津区北見方2丁目316番7先	高津区北見方2丁目316番26先	
5	子母口 第105号線	高津区子母口771番3先	高津区子母口771番9先	
6	向ヶ丘高 第37号線	高津区向ヶ丘156番6先	高津区向ヶ丘156番9先	

7	菅生 第828号線	宮前区菅生5丁目1366番39先 宮前区菅生5丁目1366番42先			
8	水沢 第9号線	宮前区水沢2丁目2738番4先 宮前区水沢2丁目2738番7先			
9	登戸 第353号線	多摩区登戸950番9先 多摩区登戸946番9先			
10	登戸 第354号線	多摩区登戸2236番先 多摩区登戸2186番2先			
11	登戸 第355号線	多摩区登戸2238番先 多摩区登戸2206番先			
12	長尾 第174号線	多摩区長尾5丁目242番先 多摩区長尾4丁目212番14先			
13	生田 第267号線	多摩区生田3丁目788番3先 多摩区生田3丁目788番10先			
14	生田 第268号線	多摩区生田3丁目788番15先 多摩区生田3丁目788番21先			
15	生田 第269号線	多摩区生田3丁目788番26先 多摩区生田3丁目788番34先			
16	高石 第319号線	麻生区高石3丁目10番14先 麻生区高石3丁目10番13先			

以下余白

川崎市告示第175号

市道路線廃止に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、一般の縦覧に供します。

平成30年3月22日

川崎市長 福田 紀彦

整理番号	路線名	起 点		重要な経過地
		終 点		
17	菅生第 166号線	宮前区初山1丁目360番先	宮前区初山1丁目356番1先	
18	菅生第 167号線	宮前区初山1丁目360番先	宮前区初山1丁目366番3先	
19	生田第 34号線	多摩区生田2丁目955番1先	多摩区生田2丁目954番1先	

以下余白

川崎市告示第176号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づいて、川崎港コンテナターミナルの指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市港湾施設条例第2条の2第3項の規定により告示します。

平成30年3月23日

川崎市長 福田 紀彦

Table with 2 columns: Management details (Name, Location, Representative) and Designation Period (April 1, 2018 to March 31, 2033).

川崎市告示第177号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成30年3月23日から平成30年4月6日まで一般の縦覧に供します。

平成30年3月23日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 県道

Table showing road route changes with columns for Old/New, Route Name, Area, Number of Lanes, Extension (m), and Remarks.

川崎市告示第178号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の4第1項の規定により指定緊急避難場所の指定を行いましたので、同条第3項の規定に基づき別添のとおり告示します。

平成30年3月26日

川崎市長 福田 紀彦

指定緊急避難場所の指定

Large table listing designated emergency evacuation sites with columns for No., Facility/Location Name, Address, and Type of Abnormal Phenomenon (Flood, etc.).

36	末長小学校	高津区末長3-8-1	②
37	高津中学校	高津区久本3-11-2	②
38	久本小学校	高津区久本3-11-3	③
39	市立高津高校	高津区久本3-11-1	③
40	東高津中学校	高津区末長4-1-1	②
41	東高津小学校	高津区北見方2-5-1	③
42	坂戸小学校	高津区坂戸1-18-1	②
43	東橋中学校	高津区子母口321	②
44	子母口小学校	高津区子母口730	②
45	久末小学校	高津区久末647	○
46	梶ヶ谷小学校	高津区梶ヶ谷4-12	○
47	西梶ヶ谷小学校	高津区梶ヶ谷2-14-1	○
48	上作延小学校	高津区上作延559	②
49	南原小学校	高津区上作延796	○
50	宮前平中学校	宮前区宮前平2-7	○
51	富士見台小学校	宮前区宮前平2-18-3	○
52	宮前平小学校	宮前区宮前平3-14-1	○
53	宮崎台小学校	宮前区宮崎3-18	○
54	有馬中学校	宮前区有馬7-7-1	○
55	西有馬小学校	宮前区有馬7-6-1	○
56	有馬小学校	宮前区東有馬5-12-1	○
57	鷺沼小学校	宮前区鷺沼2-1	○
58	土橋小学校	宮前区土橋3-1-11	○
59	宮崎中学校	宮前区宮崎107	○
60	宮崎小学校	宮前区馬絹1795	○
61	野川中学校	宮前区野川3142-1	○
62	西野川小学校	宮前区野川3142-2	○
63	野川小学校	宮前区野川1269	○
64	南野川小学校	宮前区野川2604	○
65	菅生中学校	宮前区菅生2-10-1	○
66	菅生小学校	宮前区菅生1-5-1	○
67	稗原小学校	宮前区水沢3-7-1	○
68	犬蔵中学校	宮前区犬蔵1-10-1	○
69	白幡台小学校	宮前区南平台13-1	○
70	犬蔵小学校	宮前区犬蔵1-3-1	○
71	向丘中学校	宮前区神木本町5-11-1	○
72	平小学校	宮前区平6-5-1	○
73	平中学校	宮前区平3-15-1	○
74	向丘小学校	宮前区平1-6-1	○
75	稲田中学校	多摩区宿河原4-1-1	③
76	稲田小学校	多摩区宿河原3-18-1	③
77	長尾小学校	多摩区長尾7-28-1	○
78	宿河原小学校	多摩区宿河原2-1-1	③
79	枅形中学校	多摩区枅形1-22-1	○
80	登戸小学校	多摩区登戸1329	③
81	中野島中学校	多摩区中野島1-16-1	③
82	中野島小学校	多摩区中野島3-12-1	③
83	下布田小学校	多摩区布田23-1	③
84	東菅小学校	多摩区菅馬場2-19-1	②
85	生田中学校	多摩区三田2-5420-2	○
86	生田小学校	多摩区生田7-22-1	○
87	三田小学校	多摩区三田3-6-4	○
88	東生田小学校	多摩区枅形4-9-1	②
89	南生田中学校	多摩区南生田3-4-1	○
90	南生田小学校	多摩区南生田3-1-1	○
91	菅中学校	多摩区菅城下28-1	③
92	菅小学校	多摩区菅2-6-1	③
93	南菅中学校	多摩区菅馬場4-1-1	○
94	南菅小学校	多摩区菅馬場3-25-1	○
95	西菅小学校	多摩区菅北浦4-2-1	○
96	西生田中学校	麻生区高石3-25-1	②
97	西生田小学校	麻生区細山2-2-1	②
98	百合丘小学校	麻生区百合丘2-1-2	○
99	長沢中学校	麻生区東百合丘4-12-1	○
100	長沢小学校	麻生区東百合丘2-24-7	○
101	柿生中学校	麻生区上麻生6-40-1	○
102	東柿生小学校	麻生区王禅寺東6-3-1	○
103	岡上小学校	麻生区岡上675-1	○
104	白鳥中学校	麻生区白鳥1-5-1	○
105	柿生小学校	麻生区片平3-3-1	②
106	片平小学校	麻生区片平5-28-1	○
107	栗木台小学校	麻生区栗木台5-15-1	○
108	金程中学校	麻生区金程3-16-1	○
109	金程小学校	麻生区金程2-10-1	○
110	千代ヶ丘小学校	麻生区千代ヶ丘8-9-1	○
111	麻生中学校	麻生区上麻生4-39-1	○
112	麻生小学校	麻生区上麻生3-24-1	○
113	南百合丘小学校	麻生区王禅寺西1-26-1	○
114	白山中学校跡地施設(旧白山中学校)	麻生区白山1-1-1	○
115	日本映画大学白山キャンパス	麻生区白山2-1-1	○
116	真福寺小学校	麻生区白山5-3-1	○
117	王禅寺中央中学校	麻生区王禅寺東4-14-2	○
118	王禅寺中央小学校	麻生区王禅寺東4-14-1	○
119	虹ヶ丘小学校	麻生区虹ヶ丘1-21-2	○

120	はるひ野小学校・ はるひ野中学校	麻生区はるひ野4-8-1	○
-----	---------------------	--------------	---

注) 対象施設は、次の通りとする。

- 洪水：②校舎、施設建物の2階以上
- ③校舎、施設建物の3階以上
- ④校舎、施設建物の4階以上

川崎市告示第179号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成30年3月26日から平成30年4月9日まで一般の縦覧に供します。

平成30年3月26日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 県道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	備考
旧	高速湾岸	川崎市川崎区浮島町512番3先	68.26	174.26	
		川崎市川崎区浮島町512番3先	72.27		
新	高速湾岸	川崎市川崎区浮島町512番3先	71.91	174.26	
		川崎市川崎区浮島町512番3先	87.50		

川崎市告示第180号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成30年3月26日から平成30年4月9日まで一般の縦覧に供します。

平成30年3月26日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	備考
旧	平第18号線	川崎市宮前区平1丁目13番13先	2.73	29.16	
		川崎市宮前区平1丁目13番13先			
新	平第18号線	川崎市宮前区平1丁目13番7先	3.98	29.16	
		川崎市宮前区平1丁目13番7先	4.00		

川崎市告示第181号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年3月26日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成30年3月26日から平成30年4月9日まで一般の縦覧に供します。

平成30年3月26日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
平第18号線	川崎市宮前区平1丁目13番7先	
	川崎市宮前区平1丁目13番7先	

川崎市告示第182号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成30年3月26日から平成30年4月9日まで一般の縦覧に供します。

平成30年3月26日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	備考
旧	向ヶ丘第146号線	川崎市宮前区犬蔵1丁目1178番3先	5.00	3.00	
		川崎市宮前区犬蔵1丁目1178番3先	6.00		
新	向ヶ丘第146号線	川崎市宮前区犬蔵1丁目1178番20先	5.00	3.00	隅きり部
		川崎市宮前区犬蔵1丁目1178番19先	6.00		

川崎市告示第183号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年3月26日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成30年3月26日から平成30年4月9日まで一般の縦覧に供します。

平成30年3月26日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
向ヶ丘 第146号線	川崎市宮前区犬蔵1丁目1178番20先	隅きり部
	川崎市宮前区犬蔵1丁目1178番19先	

**川崎市告示第184号**

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成30年3月26日から平成30年4月9日まで一般の縦覧に供します。

平成30年3月26日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	鷺沼 第69号線	川崎市宮前区鷺沼4丁目16番30先 川崎市宮前区鷺沼4丁目16番30先	4.00	50.08	
新	鷺沼 第69号線	川崎市宮前区鷺沼4丁目16番13先 川崎市宮前区鷺沼4丁目16番13先	6.00	50.08	

**川崎市告示第185号**

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年3月26日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成30年3月26日から平成30年4月9日まで一般の縦覧に供します。

平成30年3月26日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
鷺沼 第69号線	川崎市宮前区鷺沼4丁目16番13先	
	川崎市宮前区鷺沼4丁目16番13先	

**川崎市告示第186号**

指定障害児通所支援の事業の廃止について

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の19第2項の規定により、指定障害児通所支援の事業の廃止の届出がありましたので、同法第21条の5の24第2項の規定に基づき別表のとおり告示します。

平成30年3月27日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	廃止の年月日	事業所番号
株式会社エターナル	フューマイル川崎	川崎市多摩区登戸583-2 フジユキビル1階	放課後等デイサービス	平成30年2月28日	1455400216
株式会社ビッグエナジー	あさつぶクラス千代ヶ丘	川崎市麻生区千代ヶ丘 4-5-12	放課後等デイサービス	平成30年2月28日	1455600096

**川崎市告示第187号**

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者の指定を行いました。

たので、同法第51条の規定に基づき別表のとおり告示します。

平成30年3月27日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定の年月日	事業所番号
株式会社 ヒューマンアルバ	アルバ	川崎市多摩区生田 6-4-7	自立訓練 (生活訓練)	平成30年3月1日	1415400884
株式会社A T	通所機能訓練 障がい者 リハビリセンター鹿島田	川崎市幸区小倉1-1 パークシティ新川崎E-118	生活介護	平成30年3月1日	1415100641
株式会社フリーダムEX	ことは介護ステーション	川崎市宮前区神木本町4丁目16番28号ダイヤモンド ハイツ203	居宅介護 重度訪問介護	平成30年3月1日	1415500758

**川崎市告示第188号**

指定障害児通所支援事業者の指定について  
児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15  
第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者の指定

を行いましたので、同法第21条の5の24第1項の規定に  
基づき別表のとおり告示します。

平成30年3月27日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定の年月日	事業所番号
株式会社いい食	こぼんはうすさくら 久末教室	川崎市高津区久末1805-3	・児童発達支援 ・放課後等デイ サービス	平成30年3月1日	1455300275
株式会社Origin	フレンズ登戸	川崎市多摩区登戸583-2 フジユキビル1階	・児童発達支援 ・放課後等デイ サービス	平成30年3月1日	1455400265
株式会社ハッピーライフ	こぼんはうすさくら 麻生教室	川崎市麻生区下麻生3-19 -22 エトワール柿生2階	・児童発達支援 ・放課後等デイ サービス	平成30年3月1日	1455600286
一般社団法人 日本教育福祉支援機構	あさつぶクラス千代ヶ丘	川崎市麻生区千代ヶ丘 四丁目5番12号	・放課後等デイ サービス	平成30年3月1日	1455600278

**川崎市告示第189号**

定期予防接種の実施について、予防接種法施行令（昭  
和23年政令第197号）第5条の規定に基づき、次のとお  
り告示します。

平成30年3月27日

川崎市長 福田 紀彦

1 予防接種の種類

ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風

2 実施期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

3 実施場所

市内の予防接種個別協力医療機関及び専門相談協力  
医療機関等

4 対象者

(1) 第1期初回

生後3月から生後90月に至るまでの間にある者

(2) 第1期追加

生後3月から生後90月に至るまでの間にある者  
(第1期初回接種(3回)終了後、6月以上の間  
隔をおく)

(3) 第2期

11歳以上13歳未満の者

5 次のいずれかに該当する者に対しては、予防接種法  
(昭和23年法律第68号)第7条の規定に基づき予防接  
種を行わない。

(1) 明らかな発熱を呈している者

(2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

(3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によって  
アナフィラキシーを呈したことがあることが明ら  
かな者

(4) 上記(1)から(3)までに掲げる者のほか、予防接種を  
行うことが不適当な状態にある者

**川崎市告示第190号**

定期予防接種の実施について、予防接種法施行令（昭  
和23年政令第197号）第5条の規定に基づき、次のとお  
り告示します。

平成30年3月27日

川崎市長 福田 紀彦

1 予防接種の種類

麻しん、風しん

2 実施期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

3 実施場所

市内の予防接種個別協力医療機関及び専門相談協力  
医療機関等

4 対象者

(1) 第1期

生後12月から生後24月に至るまでの間にある者

(2) 第2期

5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始  
期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日  
の前日までの間にあるもの

5 次のいずれかに該当する者に対しては、予防接種法  
(昭和23年法律第68号)第7条の規定に基づき予防接  
種を行わない。

(1) 明らかな発熱を呈している者

(2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

(3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によって  
アナフィラキシーを呈したことがあることが明ら  
かな者

な者

- (4) 妊娠していることが明らかな者
- (5) 上記(1)から(4)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適當な状態にある者

#### 川崎市告示第191号

定期予防接種の実施について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定に基づき、次のとおり告示します。

平成30年3月27日

川崎市長 福田紀彦

- 1 予防接種の種類  
日本脳炎
- 2 実施期間  
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 3 実施場所  
市内の予防接種個別協力医療機関及び専門相談協力医療機関等
- 4 対象者
  - (1) 第1期初回  
生後6月から生後90月に至るまでの間にある者
  - (2) 第1期追加  
生後6月から生後90月に至るまでの間にある者  
(第1期初回終了後6月以上の間隔をおく)
  - (3) 第2期  
9歳以上13歳未満の者
  - (4) 特例対象者  
平成7年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた者であって日本脳炎の予防接種のうち4回の接種を受けていない20歳未満の者
- 5 次のいずれかに該当する者に対しては、予防接種法（昭和23年法律第68号）第7条の規定に基づき予防接種を行わない。
  - (1) 明らかな発熱を呈している者
  - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
  - (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
  - (4) 上記(1)から(3)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適當な状態にある者

#### 川崎市告示第192号

定期予防接種の実施について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定に基づき、次のとおり告示します。

平成30年3月27日

川崎市長 福田紀彦

- 1 予防接種の種類

結核（BCG）

- 2 実施期間  
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 3 実施場所  
市内の予防接種個別協力医療機関及び専門相談協力医療機関等
- 4 対象者  
生後1歳に至るまでの間にある者
- 5 次のいずれかに該当する者に対しては、予防接種法（昭和23年法律第68号）第7条の規定に基づき予防接種を行わない。
  - (1) 明らかな発熱を呈している者
  - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
  - (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
  - (4) 結核その他の疾病の予防接種、外傷等によるケロイドの認められる者
  - (5) 上記(1)から(4)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適當な状態にある者

#### 川崎市告示第193号

定期予防接種の実施について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定に基づき、次のとおり告示します。

平成30年3月27日

川崎市長 福田紀彦

- 1 予防接種の種類  
H i b感染症
- 2 実施期間  
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 3 実施場所  
市内の予防接種個別協力医療機関及び専門相談協力医療機関等
- 4 対象者  
生後2月から生後60月に至るまでの間にある者
- 5 次のいずれかに該当する者に対しては、予防接種法（昭和23年法律第68号）第7条の規定に基づき予防接種を行わない。
  - (1) 明らかな発熱を呈している者
  - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
  - (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
  - (4) 上記(1)から(3)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適當な状態にある者

**川崎市告示第194号**

定期予防接種の実施について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定に基づき、次のとおり告示します。

平成30年3月27日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 予防接種の種類  
肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る。）
- 2 実施期間  
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 3 実施場所  
市内の予防接種個別協力医療機関及び専門相談協力医療機関等
- 4 対象者  
生後2月から生後60月に至るまでの間にある者
- 5 次のいずれかに該当する者に対しては、予防接種法（昭和23年法律第68号）第7条の規定に基づき予防接種を行わない。
  - (1) 明らかな発熱を呈している者
  - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
  - (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
  - (4) 上記(1)から(3)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

**川崎市告示第195号**

定期予防接種の実施について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定に基づき、次のとおり告示します。

平成30年3月27日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 予防接種の種類  
ヒトパピローマウイルス感染症
- 2 実施期間  
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 3 実施場所  
市内の予防接種個別協力医療機関及び専門相談協力医療機関等
- 4 対象者  
12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子
- 5 次のいずれかに該当する者に対しては、予防接種法（昭和23年法律第68号）第7条の規定に基づき予防接種を行わない。
  - (1) 明らかな発熱を呈している者
  - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
  - (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によって

アナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者

- (4) 上記(1)から(3)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

**川崎市告示第196号**

定期予防接種の実施について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定に基づき、次のとおり告示します。

平成30年3月27日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 予防接種の種類  
水痘
- 2 実施期間  
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 3 実施場所  
市内の予防接種個別協力医療機関及び専門相談協力医療機関等
- 4 対象者  
生後12月から生後36月に至るまでの間にある者
- 5 次のいずれかに該当する者に対しては、予防接種法（昭和23年法律第68号）第7条の規定に基づき予防接種を行わない。
  - (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
  - (2) 明らかな発熱を呈している者
  - (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
  - (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
  - (5) 上記(1)から(4)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

**川崎市告示第197号**

定期予防接種の実施について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定に基づき、次のとおり告示します。

平成30年3月27日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 予防接種の種類  
肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）
- 2 実施期間  
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 3 実施機関  
市内の予防接種個別協力医療機関及び専門相談協力医療機関等
- 4 実施対象者

- (1) 65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者
- (2) 接種日に60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有するもの
- 5 次のいずれかに該当する者に対しては、予防接種法(昭和23年法律第68号)第7条の規定に基づき予防接種を行わない。
- (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
- (2) 明らかな発熱を呈している者
- (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (5) 当該疾病に係る予防接種法第5条第1項の規定による予防接種を受けたことのある者
- (6) 上記(1)から(5)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

#### 川崎市告示第198号

定期予防接種の実施について、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第5条の規定に基づき、次のとおり告示します。

平成30年3月27日

川崎市長 福田紀彦

- 1 予防接種の種類  
B型肝炎
- 2 実施期間  
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 3 実施場所  
市内の予防接種個別協力医療機関及び専門相談協力医療機関等
- 4 対象者  
生後1歳に至るまでの間にある者
- 5 次のいずれかに該当する者に対しては、予防接種法(昭和23年法律第68号)第7条の規定に基づき予防接種を行わない。
- (1) 明らかな発熱を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (4) 上記(1)から(3)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

#### 川崎市告示第199号

川崎市長が予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条、第6条の規定により行う平成30年度定期予防接種(インフルエンザを除く。)については、別表に掲げる場所と同表に掲げる医師等が当該業務を行うので、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項の規定に基づき告示します。

平成30年3月27日

川崎市長 福田紀彦

医療機関	医師名	住 所
総合新川橋病院	内海 通	川崎市川崎区新川通1-15
太田総合病院	太田 史一	川崎市川崎区日進町1-50
日本鋼管病院	小川 健二	川崎市川崎区鋼管通1-2-1
川崎協同病院	田中 久善	川崎市川崎区桜本2-1-5
川崎市立川崎病院	成松 芳明	川崎市川崎区新川通12-1
A O I 国際病院	古川 良幸	川崎市川崎区田町2-9-1
馬嶋病院	馬嶋 正和	川崎市川崎区日進町24-15
宮川病院	宮川 政久	川崎市川崎区大師駅前2-13-13
総合川崎臨港病院	渡邊 嘉行	川崎市川崎区中島3-13-1
青山クリニック	青山 眞一	川崎市川崎区伊勢町25-3
あべクリニック	阿部 秀樹	川崎市川崎区駅前本町4-7 3F
阿部医院	阿部 能明	川崎市川崎区貝塚1-9-10
門前外科医院	阿保 雅也	川崎市川崎区東門前1-14-4
東扇島診療所	新井 理之	川崎市川崎区東扇島78 福利厚生センター2F
飯塚医院	飯塚 和弘	川崎市川崎区京町2-14-2
いしいクリニック 乳腺外科	石井誠一郎	川崎市川崎区砂子2-6-2 三恵ビル10FB
いしい医院	石井 貴士	川崎市川崎区桜本2-4-9
いしぐる耳鼻科	石黒隆一郎	川崎市川崎区池田1-6-3-3F
川崎大師いしまる内科クリニック	石丸 尚	川崎市川崎区観音2-10-6 第3忠ぶねビル1F
稲葉医院	稲葉 周作	川崎市川崎区砂子1-5-22
入江医院	入江 宏	川崎市川崎区砂子2-6-2 三恵ビル
うすい整形外科医院	薄井 利郎	川崎市川崎区砂子2-2-10 第2園ビル

おおしま内科	大島 康男	川崎市川崎区駅前本町14-6 マーヴェル川崎3階・4階	野末整形外科歯科内科	野末 洋	川崎市川崎区小田5-1-3
港町こどもクリニック	荻原 大	川崎市川崎区港町5-2-103	野田眼科内科小児科医院	野田 俊子	川崎市川崎区藤崎1-1-3
元木町眼科・内科	方波見隆史	川崎市川崎区渡田新町2-1-1	はた内科胃腸科クリニック	畑 英司	川崎市川崎区渡田向町15-2
かめだこどもクリニック	亀田 佳哉	川崎市川崎区池田2-4-5	畑医院	畑 章一	川崎市川崎区宮前町5-1
菊地外科内科クリニック	菊地 弘毅	川崎市川崎区小田6-5-1	花田内科胃腸科医院	花田 徹野	川崎市川崎区大島4-16-1
なかじまクリニック	木村美根雄	川崎市川崎区中島3-9-9	平安医院	平安 良博	川崎市川崎区藤崎4-19-15
熊谷医院	倉田 典子	川崎市川崎区小田5-28-15	川崎駅前クリニック	古川 智洋	川崎市川崎区駅前本町12-1 川崎駅前タワーパーク6F
京町診療所	倉田 眞行	川崎市川崎区京町2-15-6 神和ビル	真木クリニック	真木 健	川崎市川崎区砂子2-11-20 大幸ビル4F
京町クリニック	栗須 修	川崎市川崎区京町1-9-11	松田内科医院	松田 文男	川崎市川崎区堀之内10-24
黒坂医院	黒坂きょう子	川崎市川崎区京町2-8-17	三島クリニック	三島 雅辰	川崎市川崎区駅前本町5-2 大星川崎ビル6F
ナビタスクリニック川崎	河野 一樹	川崎市川崎区駅前本町26-1 アトレ川崎8F	内科小児科宮島医院	宮島 真之	川崎市川崎区池田2-7-4
後藤医院	後藤 雅彦	川崎市川崎区昭和2-16-16	悠翔会在宅クリニック川崎	宮原 光興	川崎市川崎区浜町4-6-19
さくら中央クリニック	櫻井与志彦	川崎市川崎区大師本町9-11	村上外科医院	村上 俊一	川崎市川崎区大島1-5-14
ささきクリニック	佐々木博一	川崎市川崎区池田1-6-3 2階	村山整形外科	村山 均	川崎市川崎区大師駅前1-6-17 パークホームズ川崎大師表参道2F
川崎クリニック	宍戸 寛治	川崎市川崎区日進町7-1 川崎日進町ビルディング6.7.8階	森田クリニック	森田 裕人	川崎市川崎区大島5-10-5
柴田医院	清水 泉	川崎市川崎区浅田3-10-12	安士医院	安士 達夫	川崎市川崎区浜町1-22-6
大師診療所	杉山 靖	川崎市川崎区大師町6-8	由井クリニック	由井 史樹	川崎市川崎区貝塚2-4-19
鈴木医院	鈴木 真	川崎市川崎区田町1-6-15	第一クリニック	横峯 憲吾	川崎市川崎区渡田新町2-3-5
川崎すずき内科クリニック	鈴木 竜司	川崎市川崎区貝塚1-15-4 ESTABUILDING3階	ヨシムラ耳鼻咽喉科医院	吉邨 博孝	川崎市川崎区浜町1-7-6
川崎七福診療所	大黒 学	川崎市川崎区小田1-1-2 ソルスティス京町ビル4F	和田内科医院	和田 齊	川崎市川崎区東門前3-1-6
高良医院	高良 憲光	川崎市川崎区大島3-15-17	渡辺外科内科医院	渡辺 健児	川崎市川崎区大島2-17-16
竹内クリニック	竹内 明男	川崎市川崎区京町2-24-4 セソール川崎京町ハイライズ111	鹿島田病院	川田 忠典	川崎市幸区鹿島田1-21-20
協同ふじさきクリニック	竹内 啓哉	川崎市川崎区藤崎4-21-2	田村外科病院	田村 哲郎	川崎市幸区戸手1-9-13
昭和医院	田添 克衛	川崎市川崎区出来野7-20	栗田病院	寺崎 太洋	川崎市幸区小倉2-30-13
田辺医院	田邊 裕明	川崎市川崎区大島上町1-10	さいわい鹿島田クリニック	朝倉 裕士	川崎市幸区新塚越201 ルリエ新川崎
こうかんクリニック	豊間 博	川崎市川崎区鋼管通1-2-3	生駒クリニック	生駒 光博	川崎市幸区南加瀬4-27-6
			石永医院	石永 隆成	川崎市幸区下平間130
			川崎南部在宅診療所	岩田 道圭	川崎市幸区南加瀬2-8-15-1F-B

植村内科医院	植村 信之	川崎市幸区戸手本町1-44-5-1F	たつのこどもクリニック	田角喜美雄	川崎市幸区下平間359レオナV
大野クリニック	大野 直規	川崎市幸区堀川町580ソリッドスクエア西館2F	ナカオカクリニック	中岡 康	川崎市幸区下平間38
パークシティクリニック	大森 尚文	川崎市幸区小倉1-1パークシティ新川崎クリニック棟217	中村クリニック泌尿器科	中村 薫	川崎市幸区大宮町1310ミューザ川崎227
おさないクリニック	長内佳代子	川崎市幸区南幸町2-80KS紅屋ビル4F	中村整形外科	中村 信之	川崎市幸区古市場1-21
柁原医院	柁原 啓一	川崎市幸区小倉3-23-4	南武医院	西脇 博一	川崎市幸区下平間205
小倉かとう内科	加藤 義郎	川崎市幸区小倉5-19-23クロスガーデン川崎209号	あいホームケアクリニック	塗木 裕也	川崎市幸区都町37-10さいわい都町ビル1階
鎌田医院	鎌田 健司	川崎市幸区南加瀬4-30-2	橋爪医院	橋爪 誠	川崎市幸区戸手2-3-12
木村整形外科	木村 記行	川崎市幸区小倉1-3-14	はとりクリニック	羽鳥 裕	川崎市幸区鹿島田1-8-33はとりビル3F
黒瀬クリニック	黒瀬 恒幸	川崎市幸区神明町2-1-1	介護老人保健施設千の風・川崎	廣瀬 好文	川崎市幸区小向町15-25
川崎リウマチ・内科クリニック	小井戸則彦	川崎市幸区大宮町1310ミューザ川崎222区画	けいクリニック	正村 謙二	川崎市幸区南幸町3-104中川ビル3F
小林クリニック	小林 英之	川崎市幸区南幸町2-80	ましも内科循環器内科	真下 好勝	川崎市幸区南幸町2-26-12
小林内科医院	小林 敏則	川崎市幸区紺屋町39	田中小児科医院	榊井 志保	川崎市幸区塚越2-217
鈴木医院	小柳 順子	川崎市幸区神明町2-14-7	川崎中央クリニック	松井 康信	川崎市幸区神明町2-68-7
佐々木内科クリニック	佐々木明德	川崎市幸区小向町3-21	まつくら整形外科	松倉 陽一	川崎市幸区南幸町2-21-7-1F
三條医院	三條 明良	川崎市幸区幸町2-697	まつの内科クリニック	松野 久子	川崎市幸区新川崎5-2シンカモール3F
川崎幸クリニック	杉山 孝博	川崎市幸区南幸町1-27-1	松葉医院	松葉 育郎	川崎市幸区塚越2-159
千梨内科クリニック	関 江里子	川崎市幸区下平間359レオナV201	まつやまクリニック	松山 恭輔	川崎市幸区下平間341レオナIII2F
関クリニック	関 文雄	川崎市幸区幸町3-7	ゆりこどもクリニック	御宿百合子	川崎市幸区新塚越201ルリエ新川崎5F
第二川崎幸クリニック	関川 浩司	川崎市幸区都町39-1	みつや内科診療所	三廻 信之	川崎市幸区古川町120
関口医院	関口 博仁	川崎市幸区古市場1-21	森田医院	森田 由里	川崎市幸区南幸町3-14
川崎セツルメント診療所	高木 博	川崎市幸区古市場2-67	矢野内科医院	矢野 春雄	川崎市幸区塚越4-314-2
高取内科医院	高取 正雄	川崎市幸区矢上13-6	山田小児科医院	山田 尚士	川崎市幸区塚越1-121
高橋クリニック	高橋 薫	川崎市幸区北加瀬2-7-20	さいわい整形外科	山本 憲一	川崎市幸区戸手1-2-1みゆきコーポラス1F
スキップこどもアレルギークリニック	田中 裕	川崎市幸区北加瀬2-11-3コトニアガーデン新川崎	ゆいクリニック	由井 郁子	川崎市幸区下平間39-2F
新川崎むらせ内科循環器内科	村瀬 達彦	川崎市幸区北加瀬2-11-3	ミューザ川崎こどもクリニック	游 理恵	川崎市幸区大宮町1310ミューザ川崎2F
メディ在宅クリニック	高橋 保正	川崎市幸区矢上2-7	横山クリニック	横山 勲	川崎市幸区大宮町14-4尊昌ビル4F
たくま幸クリニック	詫摩 哲郎	川崎市幸区小倉3-28-12シャリオ佐野1F	米田医院	米田 直人	川崎市幸区中幸町3-13
いきいきクリニック	武知由佳子	川崎市幸区南幸町2-34-2川崎クリスチャンセンター1F	関東労災病院	佐藤 譲	川崎市中原区木月住吉町1-1
田代医院	田代 尚美	川崎市幸区小向西町1-47	日本医科大学武蔵小杉病院	田島 廣之	川崎市中原区小杉町1-396
			京浜総合病院	永井 孝三	川崎市中原区新城1-2-5
			川崎市立井田病院	増田 純一	川崎市中原区井田2-27-1
			聖マリアンナ医科大学東横病院	宮島 伸宜	川崎市中原区小杉町3-435

回生医院	秋丸 大理	川崎市中原区新城町2-10	かわいクリニック 武蔵小杉	河井 誠	川崎市中原区新丸子町767-2 氏橋ビル3階B区画
あむろ内科クリニック	安室 尚樹	川崎市中原区上丸子八幡町796	神田クリニック	神田 東人	川崎市中原区今井上町4-4 ハルセン武蔵小杉1F
綾部内科クリニック	綾部 晃久	川崎市中原区木月1-23-7	菊岡内科医院	菊岡 正和	川崎市中原区田尻町35
荒田内科クリニック	荒田 浩久	川崎市中原区新丸子町747 グランイーサ新丸子II 1F	なかはら内科クリニック	岸 智	川崎市中原区下小田中3-30-3
有田こどもクリニック	有田 二郎	川崎市中原区井田中ノ町33-5	川崎中原クリニック	岸田 麻子	川崎市中原区西加瀬17-8 エクセレントビュー元住吉1F
あさひ小児科・内科クリニック武蔵小杉	安藤 昌守	川崎市中原区小杉町3-432 尾村ビル2F	北村医院	北村 修一	川崎市中原区木月2-14-6
新丸子皮膚科・アレルギー科クリニック	生富 公明	川崎市中原区新丸子町748 1F	久保田クリニック	久保田勇人	川崎市中原区木月祇園町15-1
上杉クリニック	上杉 毅彦	川崎市中原区下小田中1-15-33	武蔵小杉くれ耳鼻咽喉科	呉 晃一	川崎市中原区新丸子東3-1100-14 2F
うちだこどもクリニック	内田 啓司	川崎市中原区上新城2-14-23 アドヴァンススクエア武蔵新城1F	はぐくみ母子クリニック	輿石 太郎	川崎市中原区下小田中3-33-5
内田クリニック	内田 竜生	川崎市中原区市ノ坪223 スカイ来夢101	こだま診療所	児玉 文雄	川崎市中原区丸子通1-403-10 ケアハウスこだまビル2F
宇藤内科医院	宇藤 浩	川崎市中原区荏宿24-37	武蔵小杉整形外科	小谷野康彦	川崎市中原区小杉町1-403 武蔵小杉タワープレイス2F
武蔵小杉レディースクリニック	浦野 晃義	川崎市中原区新丸子東3-1302 4階452	さかい医院	堺 浩之	川崎市中原区今井南町9-34
江島整形外科クリニック	江島 正春	川崎市中原区木月祇園町14-16-115	さかね内科クリニック	坂根 健志	川崎市中原区宮内2-12-1
えじり子供クリニック	江尻 和夫	川崎市中原区新丸子町734-1 アベニオ新丸子1F	さかもと内科クリニック	坂本 和彦	川崎市中原区井田1-36-3
大迫内科クリニック	大迫 宏次	川崎市中原区新城2-15-2	さとうクリニック	佐藤 牧	川崎市中原区小杉町3-8-6 レジデンス小杉1F
元住吉こころみクリニック	大澤 亮太	川崎市中原区木月1-28-5 メディカルプラザD元住吉3F	住吉診療所	佐藤 温	川崎市中原区木月3-7-3
岡島クリニック	岡島 一雄	川崎市中原区今井南町21-35-102 ルミエール南II 1階A	澤口内科クリニック	澤口健太郎	川崎市中原区木月祇園町14-16 グランリビオ元住吉116
おくせ医院	奥瀬 紀晃	川崎市中原区上小田中1-26-1 ハイムチェリーB101	武蔵中原しくらクリニック	四蔵 朋之	川崎市中原区下新城2-1-38 キュイブルIII101
前田医院	小関 克彦	川崎市中原区新丸子町765	柴崎整形外科	柴崎 徹	川崎市中原区小杉町1-529-15
小田切医院	小田切研一	川崎市中原区小杉町3-253	島脳神経外科整形外科医院	島 浩史	川崎市中原区井田杉山町29-10
おばな内科クリニック	小花 光夫	川崎市中原区上新城2-4-8	しまだ小児クリニック	島田 温次	川崎市中原区上小田中2-42-22 スターネスト1F
新城女性のクリニック	後藤妙恵子	川崎市中原区上新城2-11-29 武蔵新城メディカルビル4F	清水医院	清水 歩	川崎市中原区今井仲町12-12
加藤順クリニック	加藤 順一	川崎市中原区小杉町3-441-1 エントピア安藤2F	白沢医院	白沢光太郎	川崎市中原区小杉陣屋町1-17-12
平間クリニック	金谷 通	川崎市中原区中丸子589-11	神保内科クリニック	神保 芳宏	川崎市中原区下小田中2-1-31 中原クリニックビル1F
亀谷内科クリニック	亀谷麒興隆	川崎市中原区中丸子361			

むさし小杉内科クリニック	鈴木 健修	川崎市中原区新丸子東3-1302 ららテラス武蔵小杉4階	中橋メディカルクリニック	中橋 栄太	川崎市中原区北谷町51-9
すずき耳鼻咽喉科クリニック	鈴木 敏幸	川崎市中原区井田1-36-3	二宮内科小児科クリニック	二宮 嵩寛	川崎市中原区北谷町693
鈴木医院	鈴木 紘之	川崎市中原区小杉御殿町2-53-3 小杉スカイビル	野口クリニック	野口 肇	川崎市中原区西加瀬16-10 メディカルプレイス元住吉
すずむらクリニック	鈴木 健太	川崎市中原区下小田中3-31-1 フェニックスコート1F	のなみクリニック	沼波 良太	川崎市中原区小杉町1-547-83
春原内科クリニック	春原 経彦	川崎市中原区新城3-2-13	ひまわり小児科	深澤ちえみ	川崎市中原区小杉町3-1501-1 セントア武蔵小杉A棟3F
中原子どもクリニック	関 隆志	川崎市中原区下小田中1-1-6 ミル・プランタン3e 1F	どうどう小児科・アレルギー科	藤巻 孝一郎	川崎市中原区新丸子東3-1302 ららテラス武蔵小杉4F
さくらクリニック武蔵小杉内科・小児科	高田 茂	川崎市中原区新丸子東3-1100-14 フーディアム武蔵小杉2F	ふじむら耳鼻咽喉科	藤村 昭子	川崎市中原区上新城2-11-29 武蔵新城メディカルビル2F
たかはし内科	高橋 正光	川崎市中原区下小田中1-3-6 JOJビル1F	小杉中央クリニック	布施 純郎	川崎市中原区小杉町1-403-35 武蔵小杉タワープレイス2F
元住吉クリニック	高村 和夫	川崎市中原区木月2-12-18	やまと診療所武蔵小杉	程塚 明	川崎市中原区下沼部1760 カインド玉川1F101
田口小児科医院	田口 宏和	川崎市中原区今井仲町10-18	むさし整形外科	本庄 雄司	川崎市中原区下小田中2-1-31 中原クリニックビル2F
竹本小児科医院	竹本 桂一	川崎市中原区井田杉山町13-48	武蔵中原まちいクリニック	町井 克行	川崎市中原区上小田中6-23-10 小川ビル1F
小杉内科ファミリークリニック	田中 栄	川崎市中原区中丸子13-21 LROCKSビル2F	松本クリニック	松本 正智	川崎市中原区丸子通2-441
田中内科クリニック	田中 洋一	川崎市中原区新丸子東1-774	宮尾クリニック	宮尾 直彦	川崎市中原区木月1-6-14
たむらクリニック	田村 義民	川崎市中原区今井西町12-14 柳田ビル1F	みやぎ内科クリニック	宮城 憲一	川崎市中原区木月3-25-10
塚原クリニック	塚原 浩章	川崎市中原区小杉町1-529 STEPS-3 1F	宮崎医院	宮崎 彰	川崎市中原区新城3-13-8
つちや内科・循環器内科	土屋 勝彦	川崎市中原区上小田中5-2-7 クレシア武蔵中原1F	わかば子供クリニック	宮沢 啓貴	川崎市中原区西加瀬17-8 エクセレントビュー元住吉1F
ポプラメディカルクリニック	寺田 江里	川崎市中原区上小田中3-29-2 ザ・クレストシティパークコート1F	こすぎ駅前クリニック	宮脇 誠	川崎市中原区新丸子東2-925 白誠ビル1F
小杉外科内科医院	寺戸 孝之	川崎市中原区小杉御殿町2-88	新丸子ペインクリニック内科	宗像 和彦	川崎市中原区丸子通2-682 エデフィスAN101号室
土井小児科医院	土井 啓司	川崎市中原区上平間1149-1	むらた内科クリニック	村田 亜紀子	川崎市中原区小杉町3-1501 セントア武蔵小杉A棟1階
徳植医院	徳植 純也	川崎市中原区木月1-2-24	こすぎ小児科	村田 篤彦	川崎市中原区小杉町3-249-2 クレアホームズ武蔵小杉101
豊崎医院	豊崎 信雄	川崎市中原区木月1-31-10	毛利医院	毛利 誠	川崎市中原区木月3-5-33
わたたに医院	豊田 隆世	川崎市中原区下沼部1747	もくほ内科クリニック	壺保 敦子	川崎市中原区木月住吉町2-25 エバビル2 4階
中島クリニック	中島 一巳	川崎市中原区井田中ノ町8-36	山出内科	柳澤 尚紀	川崎市中原区新丸子町727-1
中島医院	中島 夏樹	川崎市中原区新城3-5-1	山口外科	山口 裕史	川崎市中原区新丸子町745-3

中村医院	山下 晃徳	川崎市中原区下沼部1930-2	かわかみ小児科クリニック	川上 章弘	川崎市高津区子母口497-2 子母口クリニックモ-ール2F
やまだ内科クリニック	山田 修司	川崎市中原区上新城1-2-28-201	久地診療所	喜瀬 守人	川崎市高津区久地4-19-8
山高クリニック	山高 浩一	川崎市中原区下小田中2-33-39	北浜こどもクリニック	北浜 直	川崎市高津区下作延3-3-10-2F
こすぎ皮ふ科	山本亜偉策	川崎市中原区小杉町3-441-1 ベル・クレール武蔵小杉2階	桐村医院	桐村 拓明	川崎市高津区千年200-5
はなまる在宅クリニック	山本 英世	川崎市中原区小杉御殿町1-974-2	国島医院	國島 友之	川崎市高津区下作延3-22-7
ハウズクリニック 渡辺内科	渡邊 富博	川崎市中原区宮内1-8-3	宮川クリニック	久保田 亘	川崎市高津区諏訪1-3-15 FMフラット1F
渡辺こども診療所	渡邊 慎	川崎市中原区新丸子東1-788	レディースクリニック 溝の口	熊澤 哲哉	川崎市高津区久本3-3-3 ザ・344ビル203
帝京大学医学部附属 溝口病院	沖永恵津子	川崎市高津区二子5-1-1	木暮クリニック	木暮 悦子	川崎市高津区下作延2-4-3
虎の門病院分院	熊田 博光	川崎市高津区梶ヶ谷1-3-1	久地さとう医院	佐藤 浩則	川崎市高津区宇奈根637-5
総合高津中央病院	小林 進	川崎市高津区溝口1-16-7	猿谷耳鼻咽喉科医院	猿谷 昌司	川崎市高津区溝口3-10-38 猿谷ビル1F
片倉病院	光野 貫一	川崎市高津区新作4-11-16	柴崎医院	柴崎 慎一	川崎市高津区溝口3-9-4
溝の口胃腸科・内科 クリニック	石川 泰郎	川崎市高津区坂戸1-6-20 ハイランド・ベイ溝の口	野川整形外科	嶋崎 宣孝	川崎市高津区野川3625-1 メディカルクリア野川1F
いずみ泌尿器科皮フ科	泉 博一	川崎市高津区千年301-1 グランドコスモ千歳203	しまむらクリニック	畠村 健	川崎市高津区子母口497-2 子母口クリニックモ-ール1F
溝のロクリニック	井出 真弓	川崎市高津区溝口1-12-20 ウェストキャニオンビルII2F	鈴木医院	鈴木 宗紀	川崎市高津区溝口2-18-46
優ウィメンズクリニック	井上美由起	川崎市高津区溝口3-7-1 フロントビル4F	洲之内内科	洲之内建二	川崎市高津区溝口1-13-16-102
坂戸診療所	内野 和顕	川崎市高津区坂戸1-6-18	住永クリニック	住永 雅司	川崎市高津区溝口2-6-26 アズマヤ栄橋ビル2F
にし医院	伊藤 園子	川崎市高津区上作延151-4	そめや内科クリニック	染谷 貴志	川崎市高津区末長1-45-1 秋本ビル1階
伊藤医院	伊藤 達也	川崎市高津区久末1894	たかぎ内科クリニック	高木 淳彦	川崎市高津区久本3-14-1-1F
溝の口慶友クリニック	岩田 憲治	川崎市高津区久本3-1-31 U-LAND溝ノロビル4F	高橋内科医院	高橋 重人	川崎市高津区諏訪1-9-1 諏訪平老番館101
高津内科クリニック	上田 裕司	川崎市高津区二子3-33-20	高山クリニック	高山 鉄郎	川崎市高津区久本3-2-3 ヴェルビュー溝の口
内田内科	内田 和仁	川崎市高津区久地4-24-30 グリーンスクエア1F	武井クリニック	武井 裕	川崎市高津区下作延2-7-26 シティーフォーラム溝ノロ101号
大久保クリニック	大久保賢治	川崎市高津区野川3949-1	田園都市溝の口つつじ内科クリニック	竹野 景海	川崎市高津区新作3-1-4
千年診療所	大関 一郎	川崎市高津区千年新町29-5	窪田医院	田中美砂子	川崎市高津区二子5-10-1
おかの小児科・アレルギー科	岡野 裕二	川崎市高津区久本3-2-1 ウェルタワー1F	田中クリニック	田中 柳水	川崎市高津区野川3949 久末メディカルビレッジA棟1F
かたおか小児科クリニック	片岡 正	川崎市高津区梶ヶ谷3-7-28-101	KSPクリニック	俵 美河	川崎市高津区坂戸3-2-1 KSPビル西503
高津駅前みみ・はな・のどクリニック	加藤 功	川崎市高津区溝口4-1-17 SKD高津駅前ビルI-3F			

つるや内科クリニック	鶴谷 孝	川崎市高津区久本1-6-5	有馬病院	大沼 秀樹	川崎市宮前区有馬3-10-7
Sunny子どもクリニック	中村 英明	川崎市高津区末長1-9-1 スタイリオ梶が谷モール7F	聖マリアンナ医科大学病院	北川 博昭	川崎市宮前区菅生2-16-1
長瀬クリニック	長瀬 良彦	川崎市高津区下作延3-3-10 スルパリエ梶ヶ谷2F	あおやぎ内科循環器クリニック	青柳 昭彦	川崎市宮前区菅生2-1-9
成宮医院	成宮 達善	川崎市高津区野川3777-4	宮前平医院	青山 弘毅	川崎市宮前区土橋2-1-30
あおば内科クリニック	難波 康夫	川崎市高津区梶ヶ谷6-2-8	鷺沼人工腎臓石川クリニック	石川 丈之	川崎市宮前区鷺沼1-10-3
はじめの医院	初鹿野誠彦	川崎市高津区北見方3-6-35-A	さぎぬま公園クリニック	石川 雅也	川崎市宮前区鷺沼1-18-1 プレール鷺沼ヴェルエスタ203
ハタカズコ婦人クリニック	秦 和子	川崎市高津区千年新町28-9	いしだ内科外科クリニック	石田 孝雄	川崎市宮前区平4-4-1
はっとりファミリークリニック	服部 隆志	川崎市高津区北見方2-16-1 高津ゆうあいメディカルモール1F	宮崎台クリニック	泉 正紀	川崎市宮前区宮崎3-14-23
梶ヶ谷クリニック	羽生 健	川崎市高津区末長1-23-17 梶ヶ谷Jビル1F	宮前平内科クリニック	伊東 克彦	川崎市宮前区宮前平2-15-2
千年ファミリークリニック	林 ゆき子	川崎市高津区千年637-4 グランドウールチトセ1階	潮見台植木クリニック	植木 茂年	川崎市宮前区潮見台6-7 グリーンヒルズ潮見台103
ゆめ子どもクリニック	林 毅陸	川崎市高津区野川3950 久末メディカルビレッジB棟2F	鷺沼透光診療所	氏家 茂樹	川崎市宮前区小台1-20-1 アン・ビジネスパーク601・602号室
廣津医院	廣津 伸夫	川崎市高津区久本3-6-1-212	薄井胃腸科外科	薄井 武人	川崎市宮前区有馬1-1-18
福住医院	福住 亮雄	川崎市高津区末長3-12-3	宮前平グリーンハイツ診療所	大熊由美子	川崎市宮前区けやき平1-16-209
福西内科クリニック	福西 康夫	川崎市高津区野川3625-1 メディカルクリア野川2F	おおたけファミリークリニック	大竹 普	川崎市宮前区平1-1-4 平橋クリニックガーデン2F
ふじクリニック	藤下 昌彦	川崎市高津区溝口1-8-6	大野医院	大野 祐子	川崎市宮前区馬絹1745
くじ子どもクリニック	丸山 啓子	川崎市高津区久地4-24-30 グリーンスクエア2F	おおば内科クリニック	大庭 治雄	川崎市宮前区土橋3-3-1 ドゥーエ・アコルデ204
宮川内科医院	宮川 浩	川崎市高津区溝口1-6-1	神奈川ひまわりクリニック	小野 龍太	川崎市宮前区宮前平3-3-26
もぎたて耳鼻咽喉科	茂木立 学	川崎市高津区久本1-2-5 関口第一ビル4階401	小野田医院	小野田恵一郎	川崎市宮前区馬絹526-7 第一ケーエービル
森クリニック	森 久美子	川崎市高津区久末9-1	川崎ヒューマンクリニック	小野寺直樹	川崎市宮前区鷺沼1-11-6 鷺沼第1ビル2F
田園二子クリニック	山岡 桂太	川崎市高津区溝口2-16-5 アイビー溝の口ビル2F	かねこクリニック	金子 光延	川崎市宮前区馬絹4-4-13
二子クリニック	山田 恭司	川崎市高津区二子1-11-15	鎌田クリニック	鎌田 正広	川崎市宮前区平2-11-3 YOUビル1F
山本医院	山本 均	川崎市高津区子母口728-4	野川クリニック	亀谷雄一郎	川崎市宮前区野川3021
津田山クリニック	横山 護	川崎市高津区下作延6-4-1	Kクリニック	河上 哲	川崎市宮前区宮前平2-1-6
渡辺クリニック	渡辺 茂	川崎市高津区下作延2-9-10	河野医院	河野 勝驥	川崎市宮前区土橋3-3-4
渡部産婦人科医院	渡部 秀哉	川崎市高津区久末1933	川原小児科	川原千鶴子	川崎市宮前区馬絹1-1-41
			川本整形外科	川本 守	川崎市宮前区宮前平2-1-3
			菊岡医院	菊岡 理	川崎市宮前区小台2-22-7

きたじま内科・脳神経クリニック	北島 和人	川崎市宮前区東有馬5-1-2	宮崎台耳鼻咽喉科	細井 広道	川崎市宮前区宮崎2-10-8 トラペズ宮崎台2F
木山医院	木山 博夫	川崎市宮前区けやき平8-1	本田医院	本田 智嗣	川崎市宮前区鷺沼1-10-11
くりう内科クリニック	栗生 和幸	川崎市宮前区神木2-2-1 宮崎台メディカルプラザA-2	馬目整形外科・内科クリニック	馬目 晃匡	川崎市宮前区野川122
宮前つばさクリニック	幸田 恭子	川崎市宮前区宮崎6-9-5 東急宮前平ショッピングパーク2F	丸田クリニック	丸田 和夫	川崎市宮前区鷺沼3-4-5
こにしクリニック	小西 一男	川崎市宮前区鷺沼1-3-13	三倉医院	三倉 亮平	川崎市宮前区宮前平2-15-15
さがらクリニック	相良 憲彦	川崎市宮前区有馬5-19-7-201	ニコット子どもクリニック	三森 謙一	川崎市宮前区宮崎2-9-3 メゾン・ド・パッハ1階
東方医院	佐々木健一	川崎市宮前区小台2-6-2 ラポール宮前平3F	みよし子どもクリニック	三吉 智子	川崎市宮前区土橋6-15-1 宮前平パームハウスB-115
佐治医院	佐治 正勝	川崎市宮前区野川2238-7	むとう小児科クリニック	武藤 真二	川崎市宮前区土橋3-2-17
宮前平すがのクリニック	菅野 雅彦	川崎市宮前区小台2-6-6 宮前平メディカルモール3F	村上循環器科内科皮膚科	村上 康文	川崎市宮前区野川3000 野川メディカルセンター2F
すずか小児科・皮膚科クリニック	鈴鹿 隆久	川崎市宮前区土橋1-21-11 ビル・ベルディア2F	もぎ循環器科内科医院	茂木 純一	川崎市宮前区宮崎5-14-19
風の道クリニック	須藤 みか	川崎市宮前区野川3134-5	本村医院	本村 智子	川崎市宮前区東有馬5-24-1
たかはしクリニック	高橋 俊光	川崎市宮前区宮崎2-13-1 ドンジョン宮崎台1F	森島小児科内科クリニック	森島 昭	川崎市宮前区東有馬3-15-10
クリニック医庵たまプラザ	高橋 正彦	川崎市宮前区犬蔵2-7-1	宮前平第2クリニック	山田 耕永	川崎市宮前区宮前平2-5-16 ネバーランド3F
好生堂医院	田村 俊	川崎市宮前区野川963	山本内科クリニック	山本 一哉	川崎市宮前区白幡台1-9-10
宮前平健康クリニック	出川 寿一	川崎市宮前区小台2-5-2 宮前平ハイツ2F	クリニックのびのびキッズピア	山本 弘子	川崎市宮前区宮前平2-15-3 ダイチビル201
こども元気!内科クリニック	手塚 勝也	川崎市宮前区野川3000	鷺沼診療所	行形 毅	川崎市宮前区有馬1-22-16
鎌田クリニック南平台	富樫 秀生	川崎市宮前区南平台3-30	田園都市クリニック	横田 雅史	川崎市宮前区鷺沼1-22-7 カーサエステレーヤ1F
みやびクリニック	中田 雅弘	川崎市宮前区南平台3-17	生田病院	岡田 昇	川崎市多摩区西生田5-24-1
根岸耳鼻咽喉科医院	根岸 達郎	川崎市宮前区宮前平2-1-5	川崎市立多摩病院	鈴木 通博	川崎市多摩区宿河原1-30-37
五所塚診療所	浜島 秀典	川崎市宮前区五所塚1-21-4	あさい内科医院	浅井 洋貴	川崎市多摩区登戸538
原医院	原 亨	川崎市宮前区宮崎2-10-9 オーミヤ宮崎台ビル1F	稲田堤メディカルクリニック	安彦 篤	川崎市多摩区菅2-15-5
原クリニック	原 俊雄	川崎市宮前区鷺沼4-10-5	池田小児科医院	生駒 雅昭	川崎市多摩区中野島3-15-15
福島内科医院	福島 淑隆	川崎市宮前区宮前平2-19-9	中野島小児科クリニック	池上 香	川崎市多摩区中野島6-22-9
小林外科胃腸科	藤田美弥子	川崎市宮前区神木本町2-2-17	多摩脳神経外科	諫山 和男	川崎市多摩区登戸1654
北部市場クリニック	藤野喜理子	川崎市宮前区水沢1-1-1 川崎市中央卸売市場北部市場管理棟内	大森医院	石川 信子	川崎市多摩区南生田7-20-21
			南生田レディースクリニック	石川 雅一	川崎市多摩区南生田7-20-21

石田整形外科	石田 保夫	川崎市多摩区栗谷3-1-6 セ・ウイステリア1F	コハル内科	鈴木 春彦	川崎市多摩区菅4-1-1 コントライ101号
伊藤耳鼻咽喉科クリニック	伊藤 博喜	川崎市多摩区西生田3-9-3 クレール読売ランド前202~203	鈴木内科医院	鈴木 雅之	川崎市多摩区登戸新町188
生田クリニック	内田 敬之	川崎市多摩区三田1-14-1	ベルズレディースクリニック	鈴木 由美	川崎市多摩区登戸3351-203
えがわ療育クリニック	江川 文誠	川崎市多摩区登戸2256 Jeune feuille 1F	須田メディカルクリニック	須田 直史	川崎市多摩区南生田4-20-2
大倉消化器科外科クリニック	大倉 聡	川崎市多摩区菅仙谷4-1-5	読売ランド前すわクリニック	諏訪 敏之	川崎市多摩区西生田1-8-1-102
中野島糖尿病クリニック	大津 成之	川崎市多摩区中野島1-9-2 チャコBLDG-II101号	関口内科医院	関口 信哉	川崎市多摩区菅2-8-27 第一平山ビル1階
稲田小児科医院	大出 集	川崎市多摩区菅北浦2-2-24	高橋クリニック	高橋 章	川崎市多摩区堰3-5-14
多摩ファミリークリニック	大橋 博樹	川崎市多摩区登戸新町337 エニービル1F	多摩ハートケアクリニック	高橋 延和	川崎市多摩区登戸2130-2 アトラスタワー向ヶ丘遊園208
桜クリニック	岡野 公一	川崎市多摩区登戸3292 グランシャリオ1F	中野島診療所	高橋 伸之	川崎市多摩区中野島4-9-1
岡野内科医院	岡野 敏明	川崎市多摩区登戸1737	つじ内科クリニック	辻 正人	川崎市多摩区菅仙谷4-1-5
登戸内科・脳神経クリニック	加茂 力	川崎市多摩区登戸新町434	土屋医院	土屋 広明	川崎市多摩区南生田1-12-2
岸内科胃腸科医院	岸 忠宏	川崎市多摩区西生田2-2-5	てづか内科・循環器クリニック	手塚 尚紀	川崎市多摩区菅1-5-12 エピドール稲田堤1A
かえでファミリークリニック	櫛笥 永晴	川崎市多摩区長尾5-2-2-101	土井医院	土井 義之	川崎市多摩区菅北浦4-11-25
向ヶ丘久保田内科	久保田 章	川崎市多摩区登戸2708-1 YMビル3F・4F	登戸クリニック	友廣 忠寿	川崎市多摩区登戸3388-3
久保田診療所	久保田風生	川崎市多摩区宿河原4-21-23	豊田クリニック	豊田 博史	川崎市多摩区登戸3200
公文内科クリニック	公文 大輔	川崎市多摩区登戸1792-2 アムクレスト向ヶ丘1階	中込内科クリニック	中込 健郎	川崎市多摩区生田7-2-13 SKビル2F
黒須内科クリニック	黒須 知二	川崎市多摩区長沢4-2-9 グリーンヴァレー松沢207	中村クリニック	中村 健	川崎市多摩区生田6-6-5 カーサビノ1F
こう内科クリニック	洪 基哲	川崎市多摩区登戸2766-5 SKビル101	中村医院	中村 全	川崎市多摩区登戸新町358-1
中野島北口コガワクリニック	古河 哲哉	川崎市多摩区中野島6-26-2 F&Fハイム2F	西根医院	西根 晃	川崎市多摩区柘形1-8-38
コクボ診療所	國保 久光	川崎市多摩区宿河原6-33-9-1F	西村クリニック	西村 真	川崎市多摩区菅2-4-2 サニーサイド202
多摩クリニック	桜井 淳	川崎市多摩区布田2-24	たまこどもクリニック	野矢 淳子	川崎市多摩区登戸2948-6
向ヶ丘胃腸・肛門クリニック	櫻井 丈	川崎市多摩区登戸2662-1 プラザ向ヶ丘遊園3F	原田内科クリニック	原田 契一	川崎市多摩区西生田4-16-24
清水小児科クリニック	清水 晃	川崎市多摩区菅6-13-20	藤田クリニック	藤田 毅	川崎市多摩区中野島3-14-37
稲田堤駅前脳神経外科内科クリニック	荘司 光彦	川崎市多摩区菅稲田堤1-17-28-201	牛山クリニック	淵之上弘道	川崎市多摩区菅馬場3-7-5
たまふれあいクリニック	鈴木 忠	川崎市多摩区柘形2-24-6 エスペランザ柘形101号室	ことぶきクリニック	前田 壽哉	川崎市多摩区菅仙谷4-1-5
			あいクリニック産婦人科・小児科	上野 紀子	川崎市多摩区菅仙谷4-1-5
			前田医院	前田 暢彦	川崎市多摩区布田10-8
			前原医院	前原 真司	川崎市多摩区菅馬場1-1-27

牧野クリニック	牧野 秀樹	川崎市多摩区中野島3-27-34 パードタウン7番館1F	内田医院	内田 健夫	川崎市麻生区百合丘1-2-1
稲田登戸クリニック	松本 秀平	川崎市多摩区菅北浦4-3-1 オークヒルズ101号	おおたクリニック	太田 篤	川崎市麻生区上麻生6-31-1 ドウエルイナリヤマ1F
まつもと小児クリニック	松本 廣伸	川崎市多摩区菅1-2-31 プラザクリエイト2F	岡崎医院	岡崎 貴美子	川崎市麻生区王禅寺東2-13-1
水上内科医院	水上 純一	川崎市多摩区西生田3-9-26 ミノルビル2F	さくらクリニック	岡村 弘次郎	川崎市麻生区万福寺3-2-1
本橋内科クリニック	本橋 信博	川崎市多摩区宿河原3-1-6	上麻生内科	小関 新	川崎市麻生区上麻生2-11-21
山崎クリニック	山崎 晴義	川崎市多摩区西生田3-26-7	すこやかこどもクリニック	小野木恵子	川崎市麻生区白鳥3-5-2 ガーデンヒルズ白鳥1-B
やまもとクリニック	山本 勝	川崎市多摩区登戸新町404古谷ビル3F	新ゆりクリニック	小野田 肇	川崎市麻生区万福寺1-8-7 パストラル新百合丘101
吉田内科	吉田 博美	川崎市多摩区登戸2710-6 第2ネスト向ヶ丘202	光中央診療所	小幡 純一	川崎市麻生区万福寺1-8-7 パストラル新百合丘1-103
渡辺小児科医院	渡邊 明子	川崎市多摩区栗谷3-1-1 井田ビル207	おばた小児クリニック	小幡 俊彦	川崎市麻生区千代ヶ丘4-18-12 スカイプラザ1-A
麻生リハビリ総合病院	菅 直樹	川崎市麻生区上麻生6-23-50	栗木台かわぐちクリニック	川口 文夫	川崎市麻生区栗木台1-2-3
川崎みどりの病院	桑野 稔啓	川崎市麻生区王禅寺1142	北村クリニック	北村 隆信	川崎市麻生区王禅寺東3-26-6 王禅寺メディカル1F
新百合ヶ丘総合病院	笹沼 仁一	川崎市麻生区古沢都古255	きむら内科クリニック	木村 謙介	川崎市麻生区片平5-24-15
麻生総合病院	菅 泰博	川崎市麻生区上麻生6-25-1	ゆうクリニック	木村 孝	川崎市麻生区王禅寺東5-2-9
たま日吉台病院	鈴木 敏夫	川崎市麻生区王禅寺1105	あさお診療所	清田 実徳	川崎市麻生区上麻生2-1-10
柿生記念病院	関田 則昭	川崎市麻生区上麻生6-28-20	喜里山小児クリニック	喜里山慶子	川崎市麻生区上麻生5-38-7 サープラス柿生2F
川崎田園都市病院	邊見 仁	川崎市麻生区片平1782	小林内科医院	小林 明文	川崎市麻生区上麻生1-9-10
あさひファミリークリニック	朝日 洋一	川崎市麻生区百合丘2-16-6	ごみぶちクリニック	五味 誠	川崎市麻生区王禅寺西5-1-30 1階B
はるひ野内科クリニック	荒木 康史	川崎市麻生区はるひ野4-4-1 はるひ野メディカルヴィレッジA棟1F	かきお駅前さいとうクリニック	齋藤 光代	川崎市麻生区上麻生6-39-35 1階
池内クリニック	池内 孝夫	川崎市麻生区栗平2-1-6 小田急マルシェ栗平1F	あさお・百合クリニック	佐野 順子	川崎市麻生区虹ヶ丘1-10-1
ユミカ内科小児科ファミリークリニック	石川結美香	川崎市麻生区上麻生5-40-1	新百合ヶ丘こどもクリニック	重永博登志	川崎市麻生区万福寺1-2-3
新百合ヶ丘石田クリニック	石田 一雄	川崎市麻生区上麻生1-5-2 小田急新百合ヶ丘ビル4階	しもやまこどもクリニック	下山 丈紀	川崎市麻生区百合丘1-5-4 米山ビル1F
いしだクリニック	石田 和彦	川崎市麻生区百合丘2-7-1	柿生内科クリニック	菅田 文彦	川崎市麻生区上麻生5-38-10
井上医院	井上 安子	川崎市麻生区白鳥3-6-12	ともクリニック	鈴木 知子	川崎市麻生区上麻生5-6-8
いばらきレディースクリニック	茨木 保	川崎市麻生区はるひ野4-4-1 はるひ野メディカルヴィレッジC棟2F	柿生すずき内科循環器内科	鈴木 宏行	川崎市麻生区上麻生5-23-6
リスホームケアクリニック	岩崎 拓也	川崎市麻生区千代ヶ丘5-7-1-204	新ゆり内科	高橋 央	川崎市麻生区王禅寺西4-3-8

新百合ヶ丘ステーションクリニック	高橋 啓泰	川崎市麻生区上麻生1-20-1 小田急アコルデ新百合ヶ丘5F
嶋崎内科医院	滝田 孝之	川崎市麻生区千代ヶ丘8-1-1-202
新ゆり武内クリニック	武内 宏之	川崎市麻生区上麻生1-3-5
百合ヶ丘診療所	竹岡 知子	川崎市麻生区百合丘1-16-12 サンラフレ百合ヶ丘8-101
玉川内科クリニック	玉川 恭士	川崎市麻生区白山4-1-1-119
塚本医院	塚本 房江	川崎市麻生区栗木台2-15-5
王禅寺公園クリニック	中原 広明	川崎市麻生区王禅寺西3-27-7
百合丘外科産婦人科	中原 大	川崎市麻生区百合丘1-14-6
たくこどもクリニック	橋本 卓史	川崎市麻生区上麻生5-6-18 泰平ビル柿生201
新ゆり山手通りこどもクリニック	東芝 直樹	川崎市麻生区万福寺6-7-2 メディカルモリノビル2階
平井内科クリニック	平井 洋一	川崎市麻生区五力田2-2-1-103
ひらやま耳鼻咽喉科クリニック	平山 裕	川崎市麻生区万福寺6-7-2 メディカルモリノビル2階
新百合山手福本内科	福本 学	川崎市麻生区万福寺6-7-2 メディカルモリノビル206
藤木内科医院	藤木 博昭	川崎市麻生区王禅寺東1-9-3
ふるたクリニック	古田 一徳	川崎市麻生区百合丘1-19-2 司生堂ビル1階
あさおクリニック	前波 輝彦	川崎市麻生区万福寺1-8-10
百合が丘すみれクリニック	松浦健太郎	川崎市麻生区細山2-8-7-1F
ミオ医院	三尾 英之	川崎市麻生区王禅寺東5-1-5
百合丘水野クリニック	水野 泰彦	川崎市麻生区百合丘1-16-22
みぞぶちクリニック	溝渕 昇	川崎市麻生区上麻生6-9-2 ピアシティ晃和1F
光永医院	光永 忍	川崎市麻生区百合丘1-2-2
みねき内科クリニック	峯木 仁志	川崎市麻生区東百合丘2-29-10
ニコニコこどもクリニック	宮下 好洋	川崎市麻生区はるひ野4-4-1 はるひ野メディカルヴィレッジC棟1F
村松小児科医院	村松 芳子	川崎市麻生区王禅寺東3-29-3
耳鼻咽喉科よしだクリニック	吉田 高史	川崎市麻生区百合丘1-2-1-201

吉松クリニック	吉松 信彦	川崎市麻生区百合丘1-16-2-301
米田胃腸科外科医院	米田 禮之	川崎市麻生区王禅寺西1-24-1
新百合ヶ丘龍クリニック	龍 祥之助	川崎市麻生区古沢7
渡辺クリニック	渡邊 寛之	川崎市麻生区上麻生7-22-11
渡辺内科消化器科医院	渡辺 義郎	川崎市麻生区上麻生4-34-5

**川崎市告示第200号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関の指定並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の医療機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき告示します。

(別表省略)

平成30年3月27日

川崎市長 福田 紀彦

**川崎市告示第201号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により施術機関の指定並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の施術機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき告示します。(別表省略)

平成30年3月27日

川崎市長 福田 紀彦

**川崎市告示第202号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関の廃止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき告示します。(別表省略)

平成30年3月27日

川崎市長 福田 紀彦

**川崎市告示第203号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項に

において準用する同法第50条の2の規定により指定施術機関の廃止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定施術機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき告示します。(別表省略)

平成30年3月27日

川崎市長 福田紀彦

#### 川崎市告示第204号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項の規定により指定医療機関の辞退による廃止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の辞退による廃止を行いましたので、同法第55条の3第3号の規定に基づき告示します。(別表省略)

平成30年3月27日

川崎市長 福田紀彦

#### 川崎市告示第205号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により介護機関の指定及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の介護機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき別表のとおり告示します。(別表省略)

平成30年 3月 27日

川崎市長 福田紀彦

#### 川崎市告示第206号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の変更及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の変更を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。(別表省略)

平成30年3月27日

川崎市長 福田紀彦

#### 川崎市告示第207号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の廃止及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。(別表省略)

平成30年3月27日

川崎市長 福田紀彦

#### 川崎市告示第208号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。）第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項（第27条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示します。

平成30年3月27日

川崎市長 福田紀彦

- 1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置  
別紙のとおり
- 2 保管期間  
当該告示をした日から起算して1箇月間
- 3 引取りの方法
  - (1) 引取りの場所  
別紙表記載の保管場所
  - (2) 引取りのできる日時  
火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。
  - (3) 引取りに要する費用

自転車	2,500円
原動機付自転車	5,000円
自動二輪車	10,000円
  - (4) 持参するもの  
自転車等の鍵  
印鑑  
住所等身分を証明するもの
- 4 その他  
この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(別紙省略)

**川崎市告示第209号**

指定障害福祉サービスの事業の指定の全部の効力停止処分について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第50条第1項の規定により、指定の全部の効力を停止しましたので、同法第51条の規定に基づき次のとおり告示します。

平成30年3月28日

川崎市長 福田 紀彦

- (1) 事業者名 社会福祉法人同愛会
- (2) 事業所名 ウィズバル
- (3) 事業所所在地 川崎市高津区野川1243—5
- (4) 処分内容 指定の全部の効力停止
- (5) 処分期間 平成30年4月1日から平成30年6月30日まで
- (6) サービス種類 指定共同生活援助

**川崎市告示第210号**

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成30年3月28日から平成30年4月11日まで一般の縦覧に供します。

平成30年3月28日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (m)	延 長 (m)	備考
旧	菅 第124号線	川崎市多摩区菅3丁目152番2先 ----- 川崎市多摩区菅3丁目152番2先	2.12	15.06	
新	菅 第124号線	川崎市多摩区菅3丁目152番2先 ----- 川崎市多摩区菅3丁目152番2先	3.06	15.06	

**川崎市告示第211号**

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年3月28日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成30年3月28日から平成30年4月11日まで一般の縦覧に供します。

平成30年3月28日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
菅 第124号線	川崎市多摩区菅3丁目152番2先 -----	
	川崎市多摩区菅3丁目152番2先	

**川崎市告示第212号**

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成30年3月28日から平成30年4月11日まで一般の縦覧に供します。

平成30年3月28日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (m)	延 長 (m)	備考
旧	市ノ坪 第10号線	川崎市中原区市ノ坪449番3先 ----- 川崎市中原区市ノ坪129番2先	1.52	36.57	
新	市ノ坪 第10号線	川崎市中原区市ノ坪449番3先 ----- 川崎市中原区中丸子129番1先	3.64 ~ 3.86	77.88	

**川崎市告示第213号**

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成30年3月28日から平成30年4月11日まで一般の縦覧に供します。

平成30年3月28日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 県道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (m)	延 長 (m)	備考
旧	東 京 丸子横浜	川崎市中原区中丸子2番8先 ----- 川崎市中原区中丸子2番8先	25.00	50.12	
新	東 京 丸子横浜	川崎市中原区中丸子2番1先 ----- 川崎市中原区中丸子2番1先	25.00 ~ 26.50	50.12	

川崎市告示第214号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年3月28日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成30年3月28日から平成30年4月11日まで一般の縦覧に供します。

平成30年3月28日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
市ノ坪第10号線	川崎市中原区市ノ坪449番3先 ----- 川崎市中原区中丸子129番1先	関係図面のとおり

川崎市告示第215号

川崎市港湾施設条例（昭和22年川崎市条例第33号）第2条第2項の規定により、港湾施設の名称、位置、規模等（昭和40年川崎市告示第35号）の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から適用する。

平成30年 3月29日

川崎市長 福田紀彦

別表13荷さばき地

名称		利用区分	位置	面積
川崎コ ンテナ	1級荷 さばき 地	一般利用	平方メートル 63,546	平方メートル 63,546
		専用利用	40,190	40,190
	2級荷 さばき 地	専用利用	21,180	21,180
2級荷さばき地	一般利用		川崎区千鳥町	22,966
			川崎区東扇島 (92番地を除く。)	166,039
	専用利用		川崎区千鳥町	236,278
			川崎区東扇島	92,565
			川崎区夜光1丁目1番地の5ほか	1,149
	川崎区夜光3丁目2番地の5地先	1,483		

を

名称	利用区分	位置	面積
----	------	----	----

川崎コ ンテナ	1級荷 さばき 地	一般利用	川崎区東扇島 92番地	平方メートル 63,546
		専用利用	〃	40,190
	2級荷 さばき 地	専用利用	〃	21,180
2級荷さばき地	一般利用		川崎区千鳥町	22,966
			川崎区東扇島 (92番地を除く。)	166,039
	専用利用		川崎区千鳥町	255,548
			川崎区東扇島	92,565
			川崎区夜光1丁目1番地の5ほか	1,149
	川崎区夜光3丁目2番地の5地先	1,483		

に、

別表14ふ頭用地の表中

名称	位置	面積
ふ頭用地	川崎区千鳥町、水江町、夜光1丁目、夜光2丁目、夜光3丁目、小島町、浮島町、浅野町、塩浜3丁目、塩浜4丁目、田町3丁目、池上町、白石町、大川町、扇島及び東扇島（東扇島92番地を除く。)	平方メートル 2,569,614
川崎コ ンテナ ふ頭用地	川崎区東扇島92番地	230,964

を

名称	位置	面積
ふ頭用地	川崎区千鳥町、水江町、夜光1丁目、夜光2丁目、夜光3丁目、小島町、浮島町、浅野町、塩浜3丁目、塩浜4丁目、田町3丁目、池上町、白石町、大川町、扇島及び東扇島（川崎コ ンテナふ頭用地を除く。)	平方メートル 2,513,514
川崎コ ンテナ ふ頭用地	川崎区東扇島92番地ほか	287,064

に、

別表18事務所附帯施設の表中

名称	位置	面積
----	----	----

名称	位置	構造	面積
作業員詰所 B棟	川崎区千鳥町 8番3号	木造 亜鉛メ ッキ鋼板葺 平家建	平方メートル 348
作業員詰所 C棟	〃	〃	252
作業員詰所 D棟	〃	〃	126
荷役機械置 場	川崎区千鳥町 14番地	アスコン舗 装	3,719
川崎コンテ ナ荷役機械 置場	川崎区東扇島 92番地	グラベルベ ッド舗装、 アスコン舗 装、コンク リート版	3,164
川崎コンテ ナ入口ゲー トハウス	〃	鉄骨造 2 階 建	532
川崎コンテ ナ出口ゲー トハウス	〃	〃	244
川崎コンテ ナゲートハ ウス事務室	〃	鉄骨造 平家 建	120
川崎コンテ ナメンテナ ンスショッ プ	〃	鉄骨造 3 階 建	1,321
シャーシー 置場	川崎区東扇島 84番地	アスコン舗 装	7,909
川崎コンテ ナシャーシ ー置場	川崎区東扇島 92番地	インターロ ッキングブ ロック、ア スコン舗装	3,969

を

「

名称	位置	構造	面積
作業員詰所 B棟	川崎区千鳥町 8番3号	木造 亜鉛メ ッキ鋼板葺 平家建	平方メートル 348
作業員詰所 C棟	〃	〃	252
作業員詰所 D棟	〃	〃	126
荷役機械置 場	川崎区千鳥町 14番地	アスコン舗 装	3,719
川崎コンテ ナ荷役機械 置場	川崎区東扇島 92番地	グラベルベ ッド舗装、 アスコン舗 装、コンク リート版	3,164

川崎コンテ ナ入口ゲー トハウス	〃	鉄骨造 2 階 建	532
川崎コンテ ナ出口ゲー トハウス	〃	〃	244
川崎コンテ ナゲートハ ウス事務室	〃	鉄骨造 平家 建	120
川崎コンテ ナメンテナ ンスショッ プ	〃	鉄骨造 3 階 建	1,321
川崎コンテ ナシャーシ ー置場	川崎区東扇島 84番地及び92 番地	インターロ ッキングブ ロック、ア スコン舗装	10,838

に改める。

川崎市告示第216号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第4号）第7条第1項の規定に基づき、次のとおり自転車等放置禁止区域を指定したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

平成30年3月29日

川崎市長 福田紀彦

指定の効力発生日	指定場所	
	指定区域	区域図
平成30年4月1日	宿河原駅周辺	別図のとおり

# 宿河原駅周辺放置禁止区域



区分	駐 車 場 名
(A)	宿河原駅周辺自転車等駐車場第1施設
(B)	宿河原駅周辺自転車等駐車場第2施設

	放置禁止区域
	自転車等駐車場

川崎市告示第217号

川崎市公印規則（昭和39年川崎市規則第6号）第8条第1項の規定により、次の名称の公印を新調しましたので、同規則第9条の規定に基づき告示します。

平成30年3月30日

川崎市長 福田 紀彦

1 危機管理監印

- (1) 使用開始日 平成30年4月1日
- (2) 一般公印 ひな形番号 8の3
- (3) 書 体 てん書
- (4) 寸 法 方21mm
- (5) 保管場所及び個数 総務企画局危機管理室 1個
- (6) 印 影



2 確定拠出年金事務専用市長印

- (1) 使用開始日 平成30年4月1日
- (2) 専用公印 ひな形番号 14の2
- (3) 書 体 てん書
- (4) 寸 法 方21mm
- (5) 保管場所及び個数 総務企画局人事部職員厚生課 1個
- (6) 印 影



3 確定拠出年金事務専用市長職務代理者印

- (1) 使用開始日 平成30年4月1日
- (2) 専用公印 ひな形番号 14の3
- (3) 書 体 てん書
- (4) 寸 法 方21mm
- (5) 保管場所及び個数 総務企画局人事部職員厚生課 1個
- (6) 印 影



4 住民登録事務専用区長印

- (1) 使用開始日 平成30年4月1日
- (2) 専用公印 ひな形番号 60
- (3) 書 体 れい書
- (4) 寸 法 方6mm
- (5) 保管場所、個数及び印影

ア



- (ア) 川崎区役所区民サービス部区民課 1個
- (イ) 川崎区役所大師支所区民センター 1個
- (ウ) 川崎区役所田島支所区民センター 1個
- (エ) 幸区役所区民サービス部区民課 1個
- (オ) 中原区役所区民サービス部区民課 1個
- (カ) 高津区役所区民サービス部区民課 1個
- (キ) 宮前区役所区民サービス部区民課 1個
- (ク) 多摩区役所区民サービス部区民課 1個
- (ケ) 麻生区役所区民サービス部区民課 1個

イ



- (ア) 川崎区役所区民サービス部区民課 1個
- (イ) 川崎区役所大師支所区民センター 1個
- (ウ) 川崎区役所田島支所区民センター 1個
- (エ) 幸区役所区民サービス部区民課 1個
- (オ) 中原区役所区民サービス部区民課 1個
- (カ) 高津区役所区民サービス部区民課 1個
- (キ) 宮前区役所区民サービス部区民課 1個
- (ク) 多摩区役所区民サービス部区民課 1個
- (ケ) 麻生区役所区民サービス部区民課 1個

ウ



- (ア) 川崎区役所区民サービス部区民課 1個
- (イ) 川崎区役所大師支所区民センター 1個
- (ウ) 川崎区役所田島支所区民センター 1個
- (エ) 幸区役所区民サービス部区民課 1個
- (オ) 中原区役所区民サービス部区民課 1個
- (カ) 高津区役所区民サービス部区民課 1個
- (キ) 宮前区役所区民サービス部区民課 1個
- (ク) 多摩区役所区民サービス部区民課 1個
- (ケ) 麻生区役所区民サービス部区民課 1個

エ



- (ア) 川崎区役所区民サービス部区民課 1個
- (イ) 川崎区役所大師支所区民センター 1個
- (ウ) 川崎区役所田島支所区民センター 1個
- (エ) 幸区役所区民サービス部区民課 1個
- (オ) 中原区役所区民サービス部区民課 1個
- (カ) 高津区役所区民サービス部区民課 1個
- (キ) 宮前区役所区民サービス部区民課 1個
- (ク) 多摩区役所区民サービス部区民課 1個
- (ケ) 麻生区役所区民サービス部区民課 1個

オ



- (ア) 川崎区役所区民サービス部区民課 1個
- (イ) 川崎区役所大師支所区民センター 1個

- (ウ) 川崎区役所田島支所区民センター 1 個
- (エ) 幸区役所区民サービス部区民課 1 個
- (オ) 中原区役所区民サービス部区民課 1 個
- (カ) 高津区役所区民サービス部区民課 1 個
- (キ) 宮前区役所区民サービス部区民課 1 個
- (ク) 多摩区役所区民サービス部区民課 1 個
- (ケ) 麻生区役所区民サービス部区民課 1 個

カ



- (ア) 川崎区役所区民サービス部区民課 1 個
- (イ) 川崎区役所大師支所区民センター 1 個
- (ウ) 川崎区役所田島支所区民センター 1 個
- (エ) 幸区役所区民サービス部区民課 1 個
- (オ) 中原区役所区民サービス部区民課 1 個
- (カ) 高津区役所区民サービス部区民課 1 個
- (キ) 宮前区役所区民サービス部区民課 1 個
- (ク) 多摩区役所区民サービス部区民課 1 個
- (ケ) 麻生区役所区民サービス部区民課 1 個

キ



- (ア) 川崎区役所区民サービス部区民課 1 個
- (イ) 川崎区役所大師支所区民センター 1 個
- (ウ) 川崎区役所田島支所区民センター 1 個
- (エ) 幸区役所区民サービス部区民課 1 個
- (オ) 中原区役所区民サービス部区民課 1 個
- (カ) 高津区役所区民サービス部区民課 1 個
- (キ) 宮前区役所区民サービス部区民課 1 個
- (ク) 多摩区役所区民サービス部区民課 1 個
- (ケ) 麻生区役所区民サービス部区民課 1 個

川崎市告示第218号

川崎市公印規則（昭和39年川崎市規則第6号）第8条第1項の規定により、次の名称の公印を改刻しましたので、同規則第9条の規定に基づき告示します。

平成30年3月30日

川崎市長 福田 紀彦

1 福祉事務所長印

- (1) 使用開始日 平成30年4月1日
- (2) 一般公印 ひな形番号 28
- (3) 書 体 てん書
- (4) 寸 法 方21mm
- (5) 保管場所及び個数 幸区役所保健福祉センター高齢・障害課 1 個
- (6) 印 影



川崎市告示第219号

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例（平成4年川崎市条例第51号）第6条第1項の規定に基づき、平成30年度川崎市一般廃棄物処理実施計画を次のとおり告示します。

平成30年3月30日

川崎市長 福田 紀彦

平成30年度川崎市一般廃棄物処理実施計画

- 1 区域 川崎市全域
- 2 処理計画量
  - (1) ごみ

	収集対象人口(人)	処理計画量(トン)
計画収集	1,512,280	303,117
施設搬入		110,315
合 計		413,432

(2) し尿・浄化槽汚泥等

	収集対象人口(人)	処理計画量(キロリットル)
し尿収集	10,366	7,619
浄化槽清掃	6,907	18,414
汚泥処理		14,584
事業所汚水		2,057
処理計画総量		42,674

3 一般廃棄物の排出抑制及び再生利用等の方策

(1) 再使用、再生利用可能な廃棄物の収集等

ア 再生利用可能な廃棄物を分別収集する。

- ・収集日 週1回または2回の定曜日収集とし、月曜日から土曜日のうち地域ごとに収集曜日を定めて実施する。
- ・収集対象物 空き缶・空きびん・ペットボトル・使用済み乾電池・ミックスペーパー・プラスチック製容器包装・蛍光管

- イ 地域ごとに月2回の粗大ごみ収集日に、30cm未満の金属製品を「小物金属」として分別収集する。
- ウ 古紙の収集については、資源集団回収の補完的な事業として実施する。
- エ 市民が排出する粗大ごみのうち、再利用可能な家具等については、リサイクルビレッジ及びリサイクルコミュニティセンターに展示して市民に提供するなど、可能な限り資源の有効利用を図る。

(2) 食品廃棄物の減量化・資源化の取組

ア 家庭から発生する生ごみ減量のための普及啓発

の実施(3きり運動の推進、エコ・クッキング講習会の開催など)

イ 生ごみリサイクルリーダーの派遣や生ごみリサイクル講習会の開催

ウ 家庭用生ごみ処理機等購入費の助成

エ 家庭から発生する生ごみを堆肥化し、有効活用する市民団体の活動に対する助成

オ 小学校から排出される生ごみの一部を民間事業者への委託等により飼料化及び堆肥化

カ 食べきり協力店の設定など、外食産業と連携した食品ロス対策の実施

キ 食品廃棄物を多く排出する事業者等の排出実態把握とリサイクル推進に向けた普及啓発の実施

(3) 資源回収の実施

ア 粗大ごみ処理施設における資源の回収  
処理の過程において粗大ごみの中から金属及び羽毛布団の回収を行うとともに、小物金属の中から金属類及び使用済み小型電子機器等の再資源化促進に関する法律への対応として小型家電の回収を実施する。

イ 資源化処理施設における資源の回収  
資源化処理施設において空き缶、空きびん、ペットボトル、ミックスペーパー及びプラスチック製容器包装の資源化を図る。

(4) 資源集団回収実施への支援

ア 根拠 川崎市資源集団回収事業登録団体奨励金交付要綱等

イ 支援方法 ・実施団体に対し、奨励金を交付する。  
・回収業者に対し、報償金を交付する。  
・川崎市資源集団回収事業連絡協議会に対し助成金を交付する。

ウ 対象品目 ・紙類・布類・びん類(リターナブルびんに限る)

エ 布類については、資源集団回収の補完的な事業として、拠点回収を行う。

(5) 資源化計画量

再生利用可能な廃棄物の収集量	51,344トン
市の処理施設からの資源回収量	1,295トン
資源集団回収量	42,773トン
資源化量合計	95,412トン

(6) 拠点回収及び店頭回収の実施

小型家電、牛乳パック、蛍光管、古着類、インクカートリッジ等については、生活環境事業所・区役所等に回収場所を設け、資源化等を行う。

(7) 川崎市廃棄物減量指導員の委嘱

定数 1,991人

組織 川崎市廃棄物減量指導員連絡協議会及び

各区廃棄物減量指導員連絡協議会

(8) 廃棄物に係る環境学習

3R推進講演会の開催、社会科副読本(「くらしとごみ」)の配布、出前ごみスクール、ふれあい出張講座の実施

(9) 再生利用等の普及啓発施設の運営

施設名	住所
橘リサイクルコミュニティセンター	高津区新作1-20-3
リサイクルビレッジ堤根	川崎区堤根52

(10) 市民に対する普及啓発活動等

ア 市政だより、ホームページ、ごみ分別アプリ、リーフレット及びポスター等各種広報媒体による啓発

イ 3Rの推進に関する行事開催

ウ 廃棄物の排出抑制及び分別排出への協力要請

エ エコマーク製品、グリーンマーク製品等、再生品等の積極的使用の協力要請

オ 減量、再生利用等の実績が顕著な市民等の表彰  
カ ごみの減量、資源化、美化推進に係る恒常的な普及啓発活動

キ 市民まつり・区民祭への出席

(11) 事業者に対する指導等

ア 事業系一般廃棄物多量・準多量排出事業者等に対する減量化、資源化等の指導

イ 排出事業者向けごみ減量化、資源化冊子等の作成

ウ 事業系ごみの減量化及び資源化の推進

エ 事業系ごみの適正排出の指導

オ 適正包装及びレジ袋削減の推進

カ リユース・リサイクルショップ制度及びエコショップ制度の普及

キ 一般廃棄物処理業者の立入検査及び実績報告書の徴収事務等

ク 一般廃棄物処理業の許可事務等(更新対象業者数:87業者)

4 一般廃棄物処理実施計画

(1) ごみ処理計画

ア ごみ収集計画等

(ア) ごみ収集計画

区分	収集計画量 (トン)	収集方法及び 収集運搬主体	搬入先	処理処分方法及び 処理処分主体	市民及び事業者等の 協力義務等	
家庭系 廃棄物	普通ごみ	241,665	ステーション方式 (所定の集積所) による週2回の定 曜日収集とし、地 域毎に収集曜日を 定めて実施する。 (市)	処理センター及び 加瀬クリーンセンター	焼却後埋立(市)	可能な限り再生利用等の減 量を行って排出すること。 排出方法は、所定の集積所 に原則としてふた付きポリ 容器又は透明・半透明袋に より行うこと。 竹串等鋭利なものについて は折るなどし、また、ガラ ス・陶磁器については厚紙 に包み、危険であることを 表示した上排出すること。 収集後は集積所の清掃等 を行い、清潔の保持に努め ること。分別対象の廃棄物 は混入しないこと。
	普通ごみ (火災ごみ)	—	り災者自らが指定 処理施設に運搬す る。	指定処理施設	焼却後埋立(市)	可能な限り再生利用等の減 量を行って排出すること。
	粗大ごみ 〔 〕は再利用 可能な家具 等に限る。	9,801	収集申込みによる 地域ごとの月2回 の戸別収集を実施 する。(委託)〔市 あるいは橘リサイ クルコミュニティ センター指定管理 者が引き取りを行 う〕	浮島処理センター粗大 ごみ処理施設及び王 禅寺処理センター資 源化処理施設〔リ サイクルビレッジ 及びリサイクルコ ミュニティセンタ ー等〕	金属類等は資源化 (委託) 可燃物は 焼却(市)〔市民へ の提供など、資源 の有効利用を図る〕	再利用可能なものは、排出 抑制に努めること。
	粗大ごみ (火災ごみ)	64	り災者自らが指定 処理施設に運搬す る。	指定処理施設	金属類等は資源化 (委託) 可燃物は 焼却(市)	再利用可能なものは、排出 抑制に努めること。
	空き缶	6,863	ステーション方式 (所定の集積所) による週1回の定 曜日収集とし、地 域毎に収集曜日を 定めて実施する。 (委託)	南部リサイクルセンタ ー及び王禅寺処理 センター資源化処 理施設	資源化(委託)	缶内の残留物を除去し、ペ ットボトルと一緒に透明又 は半透明袋に入れて排出 すること。
	空きびん	11,171	ステーション方式 (空きびん入れ) による週1回の定 曜日収集とし、地 域毎に収集曜日を 定めて実施する。 (委託)	南部リサイクルセンタ ー及び王禅寺処理 センター資源化処 理施設	資源化(委託)	雑びんを対象とし、びん 内の残留物を除去し、空 きびん入れに排出する こと。リターナルびん は販売店又は資源集 団回収等に出すこと。
	ペットボトル	4,856	ステーション方式 (所定の集積所) による週1回の定 曜日収集とし、地 域毎に収集曜日を 定めて実施する。 (委託)	南部リサイクルセンタ ー及び王禅寺処理 センター資源化処 理施設	資源化(委託)	ペットボトル内の残留 物を除去し、キャップ ・ラベルを取り、つぶ してから空き缶と一緒 に透明又は半透明袋 に入れて排出すること。
	小物金属	2,563	ステーション方式 (所定の集積所) による月2回の隔 週定曜日収集とし、 地域毎に収集曜 日を定めて実施す る。(委託)	浮島処理センター粗 大ごみ処理施設及 び王禅寺処理セン ター資源化処理施 設	資源化(委託)	散乱しやすいものは、 紐かテープにより結 束して排出すること。 なお、鋏、剃刀、包 丁等は厚紙に包む など安全に配慮す ること。

使用済み乾電池	273	ステーション方式(所定の集積所)による週1回の定曜日収集とし、地域毎に収集曜日を定めて実施する。(委託)	南部リサイクルセンター及び王禅寺処理センター資源化処理施設	資源物抽出型無害化処理(委託)	乾電池が確認できる透明又は半透明袋に入れ、資源物集積所に排出すること。ボタン型・充電式電池は、販売店等の回収に協力すること。
古紙	105	資源集団回収の補完的な事業として実施する。(市)	生活環境事業所、処理センター及び加瀬クリーンセンターのストックヤード	資源化(委託)	可能な限り資源集団回収等に出すこと。
ミックスペーパー	12,703	ステーション方式(所定の集積所)による週1回の定曜日収集とし、地域毎に収集曜日を定めて実施する。(委託)	浮島処理センター資源化処理施設及び梶ヶ谷貨物ターミナル駅資源物積替施設	資源化(委託)	ミックスペーパー対象物※1は紙袋に入れる、包装紙で包む、または、紐で縛るなど中身が出ないようにして排出すること。
プラスチック製容器包装	12,740	ステーション方式(所定の集積所)による週1回の定曜日収集とし、地域毎に収集曜日を定めて実施する。(委託)	浮島処理センター資源化処理施設及び梶ヶ谷貨物ターミナル駅資源物積替施設	資源化(委託)	軽く洗うか、汚れをふき取り透明又は半透明の中身の確認できる袋に入れて排出すること。
蛍光管	70	ステーション方式(所定の集積所)による週2回の定曜日(普通ごみと同じ)収集とし、地域毎に収集曜日を定めて実施する。(市)	処理センター及び加瀬クリーンセンター	資源化(委託)	購入時に入れられていた箱等に入れるか、厚紙等に包んで排出すること。
道路清掃ごみ	307	公衆用くず入れのごみ収集及び駅前喫煙所の清掃等を実施する。(市)	処理センター及び加瀬クリーンセンター	焼却後埋立(市)	公共の場所に吸い殻、空き缶等の投げ捨てはしないこと。
犬猫等の死体	4,701個	市民からの申込み等により、戸別収集を実施する。(市)	処理センター及び加瀬クリーンセンター	専用焼却炉により焼却(市)	申込みの際には、段ボール箱等に収納して排出すること。
特定家庭用機器再商品化法対象品目※2	家電小売業者に回収してもらうか、自らで指定引取場所に持ち込む。回収した廃棄物を製造事業者等は、再商品化等を行う。市民は、収集運搬及び再商品化等に必要な料金を支払うこと。				
パソコン※3	製造事業者等が回収し、再資源化する。市民は、再商品化等に必要な料金を支払うこと。				
原動機付き自転車	製造事業者等が回収し、資源化する。				
使用済み小型電子機器等	認定事業者または、再資源化を適正に実施し得る者は、再資源化等を行う。市民は、拠点回収等に出すこと。				

事業系一般廃棄物	事業活動に伴って生じる廃棄物のうち、産業廃棄物以外のもの	110,315	事業者自ら又は許可業者が指定処理施設に運搬する。ただし、特別の事情がある場合は、市が収集運搬を行う。※4	指定処理施設	焼却後埋立(市)	可能な限り資源化を行うなど減量化を図ること。焼却不適物や産業廃棄物は混入しないこと。許可業者に運搬を委託する場合は、保管場所、収集時間、排出方法等について十分協議し、適正排出に努めること。保管場所の清掃等を行い、清潔の保持に努めること。
	犬猫等の死体(実験動物の死体を除く。)	168個	事業者自ら指定処理施設に運搬する。	指定処理施設	専用焼却炉により焼却(市)	段ボール箱等に収納して排出すること。
	実験動物の死体	事業者が自らの責任において適正処理する。				
	資源物	原則として、事業者が自らの責任において資源化する。				
	食品廃棄物及び木くず ※5	事業者自ら又は一般廃棄物収集運搬業者が、一般廃棄物処分業者の処理施設に搬入・処理する。				

※1 ミックスペーパーの対象物は次のもの以外の紙類とする。

- (1) 資源集団回収対象品目の紙類(実施団体により異なる)
- (2) 臭いの強い紙類
- (3) 汚れた紙類

※2 テレビ、エアコン、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気洗濯機、衣類乾燥機など、特定家庭用機器再商品化法第2条第4項に定める特定家庭用機器が廃棄物となったものに限る。

※3 資源の有効な利用の促進に関する法律第2条第12項に定める指定再資源化製品であって「パーソナルコンピュータの製造等の事業を行う者の使用済パーソナルコンピュータの自主回収及び再資源化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」に基づき、製造事業者等による自主回収及び再資源化が可能なものに限る。

※4 市が事業系一般廃棄物を収集運搬する場合は次のとおりとする。

- (1) 事業者が無償の社会奉仕活動として行う公共の場所の清掃・美化活動
- (2) 天災のために特に必要と認める者
- (3) 社会福祉関係の施設であって、市が処理を行うと認定した施設等
- (4) その他市長が特に必要と認める施設等

※5 食品廃棄物にあつては資源化するものに限り、また木くずにあつては資源化等するもの又は指定処理施設の受入基準に適合させるために処理するものに限る。

(イ) 市が収集しないごみ

区 分	廃棄物の例	適 用
有害性物質を含む物	人体に影響を及ぼすおそれのある化学物質を含む物 (硫酸、塩酸、苛性ソーダ、農薬、毒劇物性薬品等)	販売店等に相談し、適正な処理を行うこと。
引火性のある物	可燃性のもので着火点が低く、火炎によって瞬間的に燃え出す物質 (ガソリン、シンナー、灯油、多量のマッチ、花火、火薬等)	
危険性のある物	収集運搬等の安全作業に支障を及ぼす物(爆発物、銃砲刀剣類、注射針等)	

著しく悪臭を発する物	著しく悪臭を発する物 (汚物及び汚物の付着した紙おむつ等)	排出の方法又は排出の量によっては、収集が可能となるものもあるため、その処理については、事前に環境局又は生活環境事業所の指示に従うこと。
市の処理施設で処理できない物	一辺の長さが概ね2メートルを超える粗大ごみ、堅牢な物等、収集車両及び処理施設の能力を超えるもの	

(ウ) 特別管理廃棄物の取扱

一般家庭から排出されるPCB使用部品を含む電子レンジ等のうち、PCB使用部品を除去したものについては、粗大ごみの収集対象とする。

(エ) 川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例第26条に規定する指定処理施設

指定処理施設名	搬入しようとする事業系一般廃棄物が排出された区
浮島処理センター	川崎市内全域
堤根処理センター	中原区・高津区・宮前区・多摩区・麻生区
王禅寺処理センター	中原区・高津区・宮前区・多摩区・麻生区

※一日平均30キログラムを超えないごみを排出する事業者で、一回の搬入量が200キログラム以下の事業者については、全ての指定処理施設に搬入することができる。

※犬猫等の死体(実験動物の死体を除く。)については、全ての指定処理施設に搬入することができる。

イ ごみ中継輸送計画及び中継施設

(ア) 中継輸送計画

ごみ種別	中 継 区 域	輸送計画量 (トン)
普通ごみ 及び 粗大ごみ 可燃物	加瀬クリーンセンター (車両) → 浮島処理センター 及び 堤根処理センター	75,365
	王禅寺処理センター (車両) → 梶ヶ谷貨物ターミナル駅 (鉄道) → 神奈川臨海鉄道 末広町駅 (車両) → 浮島処理センター	40,330
ミックス ペーパー	梶ヶ谷貨物ターミナル駅 (鉄道) → 神奈川臨海鉄道 末広町駅 (車両) → 浮島処理センター 資源化处理施設	7,665
プラスチ ック製容 器包装	梶ヶ谷貨物ターミナル駅 (鉄道) → 神奈川臨海鉄道 末広町駅 (車両) → 浮島処理センター 資源化处理施設	7,848
焼却灰	王禅寺処理センター (車両) → 梶ヶ谷貨物ターミナル駅 (鉄道) → 神奈川臨海鉄道 末広町駅 (車両) → 浮島廃棄物埋立処分場 (2期地区)	12,358

(イ) 中継施設

施設名	所在地	形式	公称能力	受入計画量
加瀬クリーンセンター	幸区南加瀬 4-40-23	ごみ圧縮・専用コンテナ詰め込み	300トン/5h	75,365トン

## ウ 中間処理計画

## (ア) 焼却処理

施設名	所在地	形式	公称能力 (トン/24h)	処理計画量(トン)	焼却灰量(トン)
浮島処理センター	川崎区浮島町509-1	全連続燃焼式	900	189,175 (内施設搬入分64,140)	23,836
堤根処理センター	川崎区堤根52	全連続燃焼式	600	63,390 (内施設搬入分15,340)	8,114
王禅寺処理センター	麻生区王禅寺1285	全連続燃焼式	450	102,130 (内施設搬入分30,835)	12,358
計			1,950	354,695 (内施設搬入分110,315)	44,308

## (イ) 破碎処理(小物金属含む)

施設名	所在地	形式	公称能力 (トン/5h)	処理計画量(トン)	焼却灰量(トン)
浮島処理センター 粗大ごみ処理施設	川崎区浮島町509-1	回転式、剪断式破碎機	50	5675	23,836
王禅寺処理センター 資源化処理施設	麻生区王禅寺1285	回転式、剪断式破碎機	40	6,753	8,114
計			0	90	12,428

## (ウ) 資源化処理

## a 空き缶、ペットボトル及び空きびん

施設名	所在地	品目	形式	公称能力	受入計画量(トン)
南部リサイクルセンター	川崎区夜光3-1-3	空き缶	選別、圧縮・成型等	28トン/4h	2,336
		ペットボトル	選別、圧縮・結束等	7トン/1h	1,863
		空きびん	手選別	20トン/5h	4,819
王禅寺処理センター 資源化処理施設	麻生区王禅寺1285	空き缶	選別、圧縮・成型等	20トン/5h	4,527
		ペットボトル	選別、圧縮・結束等	12.5トン/5h	2,993
		空きびん	手選別	25トン/5h	6,352
計		空き缶		—	6,863
		ペットボトル		—	4,856
		空きびん		—	11,171

## b 使用済み乾電池

施設名	処理内容	受入計画量(トン)
民間資源化施設(委託)	運搬・処理委託し、無害化処理を行う。	273

## c ミックスペーパー

施設名	所在地	処理内容・形式	公称能力(トン/10h)	受入計画量(トン)
浮島処理センター 資源化処理施設	川崎区浮島町509-1	選別、圧縮	70	12,703

## d プラスチック製容器包装

施設名	所在地	処理内容・形式	公称能力(トン/10h)	受入計画量(トン)
浮島処理センター資源化 処理施設	川崎区浮島町509-1	選別、圧縮・梱包	55	12,740

e 蛍光管

施設名	処理内容	受入計画量 (トン)
民間資源化施設 (委託)	運搬・処理委託し、無害化処理を行う。	70

(エ) 動物死体処理

施設名	所在地	処理対象物	公称能力	受入計画量
浮島処理センター 動物死体処理施設	川崎区浮島町509-1	犬猫等の死体	150キログラム/5h ×2炉	4,869個

エ 最終処分計画

施設名		浮島廃棄物埋立処分場 (2期地区)	
所在地		川崎区浮島町523番地1先	
埋立計画量	都市施設廃棄物	一般廃棄物	44,448トン
		産業廃棄物	1,721トン
	産業廃棄物		200トン
	一般廃棄物		109トン
	合計		46,478トン
埋立対象物		燃え殻、ガラスくず及び陶磁器くず、がれき類、汚泥	

※市が行う処理に支障をきたさない範囲において、一般家庭から排出される埋立対象物について、搬入を受け入れる。

オ 特定家庭用機器再商品化法に定める特定家庭用機器の引取場所

(ア) 特定家庭用機器再商品化法第17条に規定する指定引取場所

指定引取場所	場 所
東芝環境ソリューション株式会社	横浜市鶴見区寛政町20-1
日本通運神奈川東支店緑物流センター	横浜市都筑区佐江戸町433
スガヤメタル株式会社	横浜市都筑区早渕1-25-33
日本通運東京引越支店大田区取扱所	東京都大田区本羽田3-20-20

(イ) 川崎家電リサイクル協議会加盟家電小売業者が利用できる市ストックヤード

	場 所
川崎生活環境事業所	川崎区堤根52
多摩生活環境事業所	多摩区枳形1-14-1

カ 市が処理する産業廃棄物

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例第29条第2項の規定に基づき、市が処理する産業廃棄物を次のとおり定める。

(ア) 発生場所 川崎市内

(イ) 排出者 川崎市内の小規模事業者

(ウ) 処理の方法 埋立

(エ) 対象物 市が行う一般廃棄物の処理に支障をきたさない産業廃棄物の一部について、市の処理施設への搬入を受け入れる。なお、焼却処理施設での受入は行わない。

## (オ) 種類等

処理方法	産業廃棄物の種類	受入基準
埋 立	ガラス及び陶磁器くず	再生利用が困難なもの 最大径15cm以下のもの 中空でないもの 有害でないもの
	がれき類	再生利用が困難なもの 最大径概ね30cm以下のもの 中空でないもの 有害でないもの

※収集計画量と処理計画量は、焼却炉の運転状況等により必ずしも一致しない。

## (2) し尿等処理実施計画

し尿収集、浄化槽清掃及び汚泥収集は市が行う。また、これに伴うし尿及び浄化槽汚泥処理は市が行う。

## ア し尿収集及び浄化槽清掃計画

	対象件 (基) 数	計 画 量 (キロリットル)	収集及び清掃方法	市民等の協力義務等
し尿収集 (仮設トイレ収集分含む)	58,715件 (収集延件数)	7,619	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、月2回収集とする。</li> <li>仮設トイレは事業者等からの申込みにより収集を実施する。</li> </ul>	公共下水道処理区域内においてくみ取りトイレを設けている建築物等の所有者は、下水道直結の水洗化に努めること。 便槽内に布切れ等異物を投入しないこと。 くみ取り口等から雨水等が流入しないようにすること。
浄化槽清掃	4,000基 (対象基数)	18,414	設置管理者の申込みによる各戸清掃とする。	公共下水道処理区域において浄化槽を設けている建築物等の所有者は、下水道直結の水洗化に努めること。
汚泥収集	1,271件 (収集延件数)	14,584		

## イ し尿及び浄化槽汚泥処理計画

施設名	所在地	処理方法	公称能力 (キロリットル/h)	受入計画量 (キロリットル/年)
入江崎クリーンセンター	川崎区塩浜3-14-1	夾雑物を除去し、希釈して下水処理施設へ圧送する。	20.0	31,921
宮前生活環境事業所	宮前区宮崎172	汚泥を沈殿分離し上澄水を希釈して下水管に投入する。	8.0	10,753※

※事業所汚水排出量2,057k1を含む

## ウ 公衆トイレ清掃計画

公衆トイレ数	清掃方法	市民等の協力義務等
13	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則、1日2回清掃を行う。</li> <li>清掃間隔を2日以上空けない。</li> </ul>	利用者が快適に使用できるように清潔に使用すること。

**川崎市告示第220号**

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成30年3月30日から平成30年4月13日まで一般の縦覧に供します。

平成30年3月30日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	栗平第25号線	川崎市麻生区栗平1丁目9番6先 川崎市麻生区栗平1丁目10番2先	2.73	23.74	
新	栗平第25号線	川崎市麻生区栗平1丁目9番23先 川崎市麻生区栗平1丁目10番10先	4.00	23.74	

**川崎市告示第221号**

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年3月30日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成30年3月30日から平成30年4月13日まで一般の縦覧に供します。

平成30年3月30日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
栗平第25号線	川崎市麻生区栗平1丁目9番23先 川崎市麻生区栗平1丁目10番10先	

**川崎市告示第222号**

川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号）第11条第3項の規定による保有個人情報の目的外利用等の届出について、同条第5項の規定に基づき公表します。

平成30年3月30日

川崎市長 福田 紀彦

1 届出の状況

(1) 目的外利用

- ア 市長 1件
- イ 教育委員会 1件

- ウ 選挙管理委員会 1件

(2) 外部提供

- ア 市長 10件
- イ 上下水道事業管理者 2件
- ウ 消防長 1件
- エ 教育委員会 2件

2 届出書

別紙のとおり（省略）

**川崎市告示第223号**

平成20年川崎市告示第181号をもって告示した、河川の区間、河川工事及び河川の維持の期間を次のとおり変更したので、河川法（昭和39年法律第167号）第16条の3第2項の規定により告示をする。

平成30年3月30日

川崎市長 福田 紀彦

1 河川の区間

別表のとおり

2 河川工事の内容

都市基盤河川改修事業

3 河川工事及び河川の維持の期間

河川の名称	期 間
一級河川平瀬川	昭和63年5月6日から 平成40年3月31日まで
一級河川ニヶ領本川	
一級河川五反田川	
一級河川平瀬川支川	平成10年3月25日から 平成40年3月31日まで

河川の名称	河川の区間(工事及び維持)	
	起 点	終 点
一級平瀬川	左岸：川崎市宮前区水沢3丁目2, 913番地先 右岸：川崎市宮前区水沢3丁目2, 902番地先 無名橋上流端	左岸：川崎市高津区久地1, 120番地先 右岸：川崎市高津区久地1, 121番地先 多摩川合流点
一級ヶ瀬川	左岸：川崎市多摩区中野島2丁目282番地先 右岸：川崎市多摩区生田2丁目576番地先 橋本橋下流端	左岸：川崎市高津区久地330番地先 右岸：川崎市高津区久地506番地先 平瀬川合流点
一級反田川	左岸：川崎市多摩区生田8丁目3, 395番地先 右岸：川崎市多摩区生田8丁目3, 207番地先 田中橋上流端	左岸：川崎市多摩区東生田1丁目4, 405番地先 右岸：川崎市多摩区東生田1丁目4, 420番地先 二ヶ瀬本川合流点
一級平瀬川支川	左岸：川崎市多摩区长沢4丁目8, 238番地先 右岸：川崎市多摩区长沢4丁目8, 156番地先 長沢4号橋上流端	左岸：川崎市宮前区初山1丁目274番6地先 右岸：川崎市宮前区初山1丁目1, 199番3地先 平瀬川合流点

川崎市告示第224号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第51条第5項において準用する同法第44条第1項の規定により特定非営利活動法人キーパーソン21の認定有効期間の更新をしたので、同法第51条第5項において準用する同法第49条第2項の規定により次のとおり告示します。

平成30年3月30日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 名称  
特定非営利活動法人キーパーソン21
- 2 代表者の氏名  
朝山 敦子
- 3 主たる事務所の所在地  
川崎市中原区新丸子東3丁目1100番地12  
かわさき市民活動センターブース番号1
- 4 当該認定の有効期間  
平成30年5月31日～平成35年5月30日

川崎市告示第225号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により告示された事項の変更届がありましたので、平成25年川崎市告示第40号に告示された事項を変更し、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成30年3月30日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 届け出た地縁による団体
  - (1) 名称  
大師駅前町内会
  - (2) 主たる事務所の所在地  
川崎市川崎区大師駅前2丁目13番2号
  - (3) 代表者の氏名  
安田 惇
  - (4) 代表者の住所  
川崎市川崎区大師駅前1丁目17番3号
- 2 変更事項及びその内容
  - (1) 代表者の氏名  
「渡辺良二」を「安田 惇」に改める。
  - (2) 代表者の住所  
「川崎市川崎区大師駅前1丁目1番5号  
川崎大師パークホームズ705」を  
「川崎市川崎区大師駅前1丁目17番3号」に改める。

公 告

川崎市公告第195号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年3月16日

川崎市長 福田 紀彦

競争入札に付する事項	件 名	小型ごみ車（プレスロード仕様）（合併）
	履 行 場 所	仕様書のとおり
	履 行 期 限	平成30年12月28日
参 加 資 格	(1)	川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
	(2)	川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
	(3)	平成29・30年度川崎市製造の請負・物件の買入れ等有資格業者名簿の業種「自動車」に登載されており、A又はBの等級に格付けされていること。
	(4)	平成19年4月1日以降に、この購入（製造）物品についての類似の契約実績があること。 なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。 また、川崎市以外の他官公庁、民間企業等との契約実績でも構いません。
	(5)	この購入（製造）物品の納入後、保守、点検、修理、その他アフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。
	(6)	検査を行う設備を日本国内に有しており、本市の求めにより職員の立会いの下に、検査に応じられること。
	(7)	この購入（製造）物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し、確実に納入できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 （〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階） 電話番号 044-200-2092	
入札日時等	平成30年4月20日11時00分（川崎市役所入札室 砂子平沼ビル7階）	
入札保証金	要	
契約書作成	要	

入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」をご覧ください。 当該落札決定の効果は、平成30年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

## 川崎市公告第196号

平成30年3月19日

一般競争入札について次のとおり公告します。

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	市道川崎駅東扇島線舗装道補修(切削)工事
	履行場所	川崎市川崎区東扇島18番地先
	履行期限	契約の日から90日間
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 川崎市川崎区、幸区又は中原区内に本社を有すること。 (6) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されている者。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	平成30年4月3日13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	市道向ヶ丘2号線道路補修(打換)工事
	履行場所	川崎市宮前区けやき平1番地先
	履行期限	契約の日から100日間
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 川崎市高津区、宮前区、多摩区又は麻生区内に本社を有すること。 (6) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されている者。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。	

参加資格	(9) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成30年4月3日13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名	市道古沢11号線道路防護(ブロック積)工事
	履行場所	川崎市麻生区古沢296番地先
	履行期限	契約の日から220日間
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「B」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「土木」)を専任で配置できること。 ただし、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	平成30年4月3日13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市公告第197号

都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条の2の規定に基づき、次の公園の供用を開始します。

平成30年3月20日

川崎市長 福田紀彦

公園の名称	位置	区域	面積 (㎡)	供用開始 の期日
白鳥3丁目つつじ ポケットパーク	麻生区白鳥 3丁目6-11	別図の とおり	169	公告日

(別図省略)

川崎市公告第198号

川崎市都市公園条例(昭和32年川崎市条例第6号)第2条第1項の規定に基づき、次の公園の名称を変更します。

平成30年3月20日

川崎市長 福田紀彦

公園の名称		位 置	変更年月日
新	旧		
鹿島田1丁目公園	鹿島田公園	幸区鹿島田 1丁目6-50	公告日

(別図省略)

川崎市公告第199号

都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条の2の規定に基づき、次の公園の供用を開始します。

平成30年3月20日

川崎市長 福田 紀彦

公園の名称	位 置	区 域	面 積 (㎡)	供用開始 の期日
野川中耕地 さくら公園	宮前区野川字 中耕地1259番 56	別図の とおり	601	公告日
宮崎6丁目 ポケットパーク	宮前区宮崎6 丁目3-1	別図の とおり	93	公告日

(別図省略)

川崎市公告第200号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名 高津高等学校外壁塗装改修その他その2工事
	履行場所 川崎市高津区久本3丁目11番1号
参 加 資 格	履行期限 契約の日から平成30年11月30日まで
	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」種目「塗装」で登録されている者。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 塗装工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証(業種「塗装」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>(10) ピンネット工法の施工に必要な技術を有することを証明するピンネットメーカー発行の認定証を有すること。</p>

告します。

平成30年3月20日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積  
川崎市宮前区菅生ヶ丘2143番157

ほか12筆の一部

1,544平方メートル

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

川崎市宮前区土橋二丁目6番地17

株式会社 成建

代表取締役 浅川 聡

- 3 予定建築物の用途

一戸建ての住宅

計画戸数：9戸

- 4 開発許可年月日及び許可番号

平成29年7月19日

川崎市指令 ま建管宅地(イ)第51号

平成29年11月27日

川崎市指令 ま建管宅地(イ)第115号(変更)

川崎市公告第201号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年3月22日

川崎市長 福田 紀彦

契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成30年5月7日14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## (案件2)

競争入札に付する事項	件 名 久本小学校体育館外壁塗装改修その他工事
	履 行 場 所 川崎市高津区久本3丁目11番3号
	履 行 期 限 契約の日から平成30年10月15日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」種目「塗装」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イの「災害時における本市との協力体制」に登録があること。</p> <p>ただし、現在未登録でこの入札に参加を希望する者は、主観評価項目変更登録申請を入札参加申込締切日の前日までに行ってください。</p> <p>なお、開札日の前日までに主観評価項目変更登録が完了していない場合は、事後審査で入札参加資格が無いものとして入札が無効となります。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 塗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(10) 主任技術者（業種「塗装」）を配置できること。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成30年4月18日14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## (案件3)

競争入札に付する事項	件 名 平間小学校受変電その他設備改修工事
	履 行 場 所 川崎市中原区上平間1480番地
	履 行 期 限 契約の日から平成30年9月28日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p>

参 加 資 格	<p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「B」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イの「災害時における本市との協力体制」に登録があること。</p> <p>ただし、現在未登録でこの入札に参加を希望する者は、主観評価項目変更登録申請を入札参加申込締切日の前日までに行ってください。</p> <p>なお、開札日の前日までに主観評価項目変更登録が完了していない場合は、事後審査で入札参加資格が無いものとして入札が無効となります。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「電気」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成30年4月18日14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## (案件4)

競争入札に付する事項	件 名	高津中学校ほか1校体育館改修電気その他設備工事
	履 行 場 所	川崎市高津区久本3丁目11番2号ほか1校
	履 行 期 限	契約の日から平成30年10月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「B」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(10) 主任技術者（業種「電気」）を配置できること。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	平成30年4月18日14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	

入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## (案件5)

競争入札に付する事項	件 名	南菅中学校ほか1校体育館改修電気その他設備工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区菅馬場4丁目1番1号ほか1校
	履 行 期 限	契約の日から平成30年10月31日まで
参 加 資 格	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</li> <li>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</li> <li>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</li> <li>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</li> <li>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「B」で登録されている者。</li> <li>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</li> <li>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</li> <li>(8) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。</li> <li>(9) 主任技術者(業種「電気」)を配置できること。</li> </ul>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	平成30年4月18日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

## (案件6)

競争入札に付する事項	件 名	かわさき新産業創造センター冷暖房その他設備改修(2期)工事
	履 行 場 所	川崎市幸区新川崎7番7号
	履 行 期 限	契約の日から平成30年12月14日まで
参 加 資 格	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</li> <li>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</li> <li>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</li> <li>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</li> <li>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「冷暖房設備」ランク「A」で登録されている者。</li> <li>(6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</li> <li>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</li> <li>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</li> <li>(9) 管工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</li> </ul>	

参加資格	(10) 監理技術者資格者証(業種「管」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成30年5月7日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## (案件7)

競争入札に付する事項	件名 (仮称)大島・大島乳児保育園及び地域子育て支援センターむかい新築衛生その他設備工事
	履行場所 川崎市川崎区大島4丁目17番1
	履行期限 契約の日から平成31年7月17日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「給排水衛生設備(川崎市上下水道指定)」ランク「A」で登録されている者。 (6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 管工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 (10) 監理技術者資格者証(業種「管」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。 (11) 「川崎市上下水道局指定給水装置工事業業者」かつ「川崎市排水設備指定工事店」であること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成30年5月7日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件8)

競争入札に 付する事項	件 名 (仮称) 大島・大島乳児保育園及び地域子育て支援センターむかい新築電気その他設備 工事
	履 行 場 所 川崎市川崎区大島4丁目17番1
	履 行 期 限 契約の日から平成31年7月17日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負資格業者名簿に業種「電気」ランク「A」で登録されている者。 (6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 (10) 監理技術者資格者証(業種「電気」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成30年5月7日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

**川崎市公告第202号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成30年3月23日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積  
川崎市宮前区土橋六丁目3番14  
1,118平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目24番13号  
株式会社 大京  
代表執行役 山口 陽
- 3 予定建築物の用途

一戸建ての住宅

計画戸数：8戸

- 4 開発許可年月日及び許可番号

平成29年10月19日

川崎市指令 ま建管宅地(イ)第93号

**川崎市公告第203号**

川崎都市計画地区計画の原案を作成したので、川崎市地区計画等の案の作成手続に関する条例(昭和60年川崎市条例第1号)第2条の規定に基づき、次のとおり公告し、その案を縦覧に供します。

なお、都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第2項に規定する区域内の土地の所有者等は、公告のあった日の翌日から起算して3週間を経過する日までに、川

崎市長に意見書を提出することができます。  
 平成30年 3月23日  
 川崎市長 福 田 紀 彦

1 種 類  
川崎都市計画地区計画

2 名 称  
登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区地区計画

3 位置及び区域  
川崎市 多摩区 登戸地内

4 縦覧場所  
川崎市まちづくり局計画部都市計画課  
 (川崎市役所隣り明治安田生命川崎ビル5階)  
 多摩区役所10階市政資料コーナー  
 (多摩区登戸1775-1)

川崎市立多摩図書館 (多摩区登戸1775-1)  
 登戸区画整理事務所 (多摩区登戸2202-1)

5 縦覧期間  
平成30年 3月23日 (金) から平成30年 4月 5日 (木) まで

6 意見書提出期間  
平成30年 3月23日 (金) から平成30年 4月12日 (木) まで

川崎市公告第204号

一般競争入札について次のとおり公告します。  
 平成30年 3月26日

川崎市長 福 田 紀 彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	市道皐橋水江町線舗装道補修 (切削) 工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区大島 1 丁目10番地先
	履 行 期 限	契約の日から120日間
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「C」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者 (業種「舗装」) を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	平成30年 4月 9日13時30分 (砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	市道貝塚京町線舗装道補修 (切削) 工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区渡田 4 丁目7番地先
	履 行 期 限	契約の日から90日間
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「C」で登録されている者。	

参 加 資 格	(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成30年4月9日13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	※本工事は予定価格の事後公表試行案件です。 契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス <a href="http://keiyaku.city.kawasaki.jp">http://keiyaku.city.kawasaki.jp</a>

## (案件3)

競争入札に付する事項	件 名	多摩川サイクリングコース(布田地先)橋梁ほか整備工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区布田地先
	履 行 期 限	契約の日から平成31年3月29日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」で登録されている者。</p> <p>(5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(6) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(7) 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>(8) 国及び地方公共団体等(法人税法別表第一及び建設業法施行規則第十八条に定める法人)が発注した工事で、「橋梁(鋼橋)の架設(新設または架け替え)を伴う工事」の完工実績(元請に限る)を平成14年4月1日以降に有すること。 ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	平成30年4月19日13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市公告第205号

公募型プロポーザルの実施について次のとおり公告します。

平成30年3月26日

川崎市長 福田紀彦

1 プロポーザルに付する事項

(1) 件名

平成30年度若者の参加促進事業実施委託

(2) 履行場所

市民文化局コミュニティ推進部協働・連携推進課ほか

(3) 履行期間

契約締結日から平成31年3月29日(金)まで

(4) 業務概要

ア 業務目的

市民自治のまちづくりを進める上で、より多様な世代・立場の市民による参加が求められている中で、若者(当事業では市内の高校生や大学生などを中心とした概ね30歳台までの市民を対象とする。以下「若者」という。)を対象とした参加層の掘り起こしを模索してきた。これを背景とし、若者の社会参加・地域参加のすそ野を広げるとともに、若者の声を市政に反映していくための取組みのひとつとして、若者目線での課題検討と課題解決へ向けた活動を通じて、行政参加に対する若者の関心を惹き、主体的な市政参加へのきっかけを提供することを目的として本事業を実施する。

具体的には、事業目的達成を目指すため、本市の抱える地域課題の解決に向けたワークショップイベントを開催する。受注者は、ワークショップイベントを効果的、効率的に実施するため、本事業の企画提案及びイベントの開催に向けた運営等の支援を行う。

イ 業務概要

「平成30年度若者の参加促進事業実施委託仕様書」のとおり。

2 プロポーザル参加資格

このプロポーザルに参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと
- (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格名簿の当該契約に対応するとして定めた業種・種目について登録済の団体であること(業種コード:99その他業務種目コード:01催物会場設営及びイベント、運営・企画又は99その他業務)ただし、参加意向申出

書提出時において業者登録申請中の場合、企画提案会(4月下旬予定)までに業者登録されていれば、資格を認める。

※業者登録については下記ホームページをご参照ください。

<https://keiyaku.city.kawasaki.jp/epv/jsp/V0.jsp>

(4) 事業目的・趣旨等を理解し、事業を推進できる者

3 提案者を特定するための評価基準

(1) 事業目的の理解度

仕様書の趣旨に沿った内容であるか。

(2) 企画提案の内容

事業に対する意欲が高いか。事業者の特性・特徴を生かした創意・工夫のある提案であるか。対象とする若者に対する広報の情報発信能力を有するとともに、若者の関心を惹く広報の提案があり、参加が十分に見込まれるか。イベントの内容が具体的に示されており、若者の興味を惹くとともに本事業の目的に資する内容であるか。

(3) 知識、能力、実績

若者に関する業務実績や本事業に類似する業務実績並びに知識・ノウハウを有するか。

(4) 事業実施体制

実現可能な計画の提案、事業実施に必要なスタッフの確保ができるか。

(5) 企画内容と見積書の整合性

仕様書の内容が反映されているか。提案内容の見積もりのバランスが取れているか。

※基準点として、受託予定者に特定する下限の得点ラインは、全評価委員の評価点の平均の6割とする。評価が同点となった場合は、企画提案評価項目のうち「企画提案の内容」の点数が高い提案者を選定業者とします。

4 参加意向申出書等の配布、提出及び問合わせ先

このプロポーザルに参加を希望するものは、次により参加意向申出書(様式1)を提出しなければなりません。また、参加意向申出書の提出は持参又は郵送とします。なお、郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る場合に限りです。

(1) 参加意向申出書等の配布・提出場所及び問合わせ先

〒210-0007

川崎市川崎区駅前本町11番地2

川崎フロンティアビル7階

川崎市市民文化局コミュニティ推進部協働・

連携推進課

担当 山口、山田

電話 044-200-2094(直通)、

FAX 044-200-3800、

電子メール 25kyodo@city.kawasaki.jp

参加申出意向書等につきましては、川崎市ホームページからダウンロード可能です。

(<http://www.city.kawasaki.jp/250/page/0000095843.html>)

(2) 配布・提出期間

配布・提出期間：平成30年3月26日（月）から平成30年4月4日（水）

※郵送の場合、平成30年4月4日（水）必着  
受付時間：午前9時から午後5時  
（閉庁日及び正午～午後1時を除く）

(3) その他

参加意向申出書を配布する際、企画提案書作成要領等も併せて配布します。

5 質問書の受付・回答

(1) 質問受付期間

受付期間：平成30年3月26日（月）から平成30年3月29日（木）

受付時間：午前9時から午後5時

(2) 質問書の様式

参加申出意向書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(3) 質問受付方法

電子メールのみとします。

電子メール 25kyodo@city.kawasaki.jp

(4) 回答方法

平成30年4月2日（月）全社宛てに電子メールにて送付します。

6 参加資格確認結果通知書の交付

4により、参加資格確認申請書を提出した者には、次により当該業務委託の提案資格の有無について、参加資格確認結果通知書を交付します。

川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。電子メールのアドレスを登録していない場合は、直接受取りに来るようお願いします。

※「参加資格なし」との通知を受け取った者は、通知を受け取った日から7日以内に書面によりその理由の説明を求めることができます。

(1) 交付日

平成30年4月6日（金）

(2) 場所

4(1)に同じ

7 プロポーザル参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、プロポーザル参加資格を喪失します。

(1) 開札前に2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) プロポーザル参加資格確認申請書及び提出書類等

に虚偽の記載をしたとき。

(3) 提出期限、提出先、提出方法に適合しないとき。

(4) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出期間

受付期間：平成30年4月9日（月）から平成30年4月20日（金）

受付時間：午前9時から午後5時（閉庁日及び正午～午後1時を除く）

(2) 提案書の提出方法

持参又は郵送とします。持参の場合の提出場所は、4(1)に同じ。

※郵送の場合、平成30年4月20日（金）必着

(3) 提出書類

ア 企画提案書（様式自由） 10部

（ア）A4縦横どちらでも構いません。

（イ）表紙を除いて30ページ以内で作成してください。

（ウ）散逸しないような形で綴ってください。

イ 見積書（様式自由） 1部

※見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税額を抜いた金額です。

ウ 団体概要（パンフレット等）10部

エ 業務実績表（様式2） 10部

オ 担当予定技術者の経歴等（様式3） 10部

9 企画提案会（プレゼンテーション）

(1) 日時・場所

ア 日時：平成30年4月25日（水）※予定

※開催日時・場所については、各提案事業者へ別途通知します。

(2) プレゼンテーションについて

統括責任者又は担当者を含む原則3名以内により各団体30分程度（説明20分、質疑応答10分）

10 審査結果の通知

審査結果は、「審査結果通知書」（様式6）により、平成30年5月下旬に提案各社全てに郵送で通知します。また、市ホームページで公表します。

※「非特定」の通知を受け取った者は、通知を受け取った日から7日以内に書面によりその理由の説明を求めることができます。

11 その他

(1) 事業概算額（参考）

2,200,000円（消費税額及び地方消費税額込み）

※提案額が事業概算額を超過している場合は失格となります。

(2) 書類作成及び提出に係る一切の費用は、参加者の負担とします。

- (3) 提出された企画提案書等は、返却いたしません。
- (4) 契約保証金  
免除とします。
- (5) 契約書作成の要否  
必要とします。
- (6) 契約条項等の閲覧  
川崎市契約規則等は川崎市ホームページで閲覧できます。  
(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)
- (7) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

- (8) 当該落札決定の効果は、平成30年第1回川崎市議会定例会における、本調達にかかる予算の議決を要します。
- (9) 詳細は、企画提案書作成要領によります。
- (10) 関連情報を入手するための窓口は4(1)と同じです。

川崎市公告第206号

一般競争入札について次のとおり公告します。  
平成30年3月28日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	ごうじ保育園解体撤去工事
	履行場所	川崎市中原区上小田中6丁目34番36号
	履行期限	契約の日から平成30年9月28日まで
参加資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</li> <li>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</li> <li>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</li> <li>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</li> <li>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「解体」種目「解体」で登録されている者。</li> <li>(6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</li> <li>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</li> <li>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</li> <li>(9) 解体工事業に係る建設業の許可を受けていること。ただし、平成28年5月31日までに受けたとび・土工工事業に係る建設業の許可でも可とします。</li> <li>(10) 主任技術者(業種「解体」)を配置できること。ただし、平成28年5月31日までに主任技術者(業種「とび・土工」)の資格を有する者でも可とします。</li> <li>(11) 特別管理産業廃棄物管理責任者を配置できること。</li> <li>(12) 同一敷地内で鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物で延床面積が500㎡以上の解体工事の完工実績(元請に限る。)を平成14年4月1日以降に有すること。 ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。</li> </ul>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	平成30年4月16日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	下沼部小学校囲障改修その他工事
	履行場所	川崎市中原区下沼部1955番地
	履行期限	契約の日から平成30年9月28日まで

参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「とび・土工」で登録されている者。 (6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) とび・土工工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「とび・土工」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成30年4月23日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

**川崎市公告第207号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成30年3月28日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積  
川崎市宮前区南平台689番4  
(第2工区)  
2,484平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
川崎市川崎区宮本町1番地  
川崎市長 福田 紀彦
- 3 予定建築物の用途  
共同住宅  
計画戸数:115戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号  
平成26年5月15日  
26 川 ま建管 第471号  
平成27年1月29日  
26 川 ま建管 第3052号(変更)  
平成27年7月22日  
27 川 ま建管 第1092号(変更)  
平成28年2月8日  
27 川 ま建管 第2892号(変更)  
平成29年1月18日

28 川 ま建管 第2726号(変更)

平成30年3月5日

29 川 ま建管 第3050号(変更)

**川崎市公告第208号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成30年3月28日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積  
川崎市中原区井田2丁目1272番1  
ほか6筆の一部(第5工区)  
581平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
川崎市川崎区宮本町1番地  
川崎市病院事業管理者  
堀内 行雄
- 3 予定建築物の用途  
病院  
計画戸数:1戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号  
平成21年4月10日  
21 川ま情 第55号  
平成22年1月28日  
21 川ま情 第2161号(変更)

平成26年12月19日  
 26 川ま建管 第2674号 (変更)  
 平成27年12月25日  
 27 川ま建管 第2502号 (変更)  
 平成28年 7月 4日  
 28 川ま建管 第927号 (変更)  
 平成28年10月28日  
 28 川ま建管 第1945号 (変更)  
 平成29年 2月 7日  
 28 川ま建管 第3041号 (変更)  
 平成29年 5月10日  
 29 川ま建管 第351号 (変更)  
 平成29年 6月29日  
 29 川ま建管 第926号 (変更)  
 平成29年11月10日  
 29 川ま建管 第1892号 (変更)  
 平成29年11月17日  
 29 川ま建管 第2092号 (変更)  
 平成29年 2月22日  
 29 川ま建管 第2927号 (変更)

**川崎市公告第209号**

川崎農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「法」という。）第13条第4項において準用する法第12条第1項の規定に基づき公告し、当該変更後の農業振興地域整備計画書を同条第2項の規定に基づき次により縦覧に供します。

平成30年 3月29日

川崎市長 福 田 紀 彦

- 1 川崎農業振興地域整備計画の変更に係る項目  
第1 農用地利用計画  
第9 附図
- 2 変更後の農業振興地域整備計画書の縦覧場所  
川崎市都市農業振興センター  
(川崎市高津区梶ヶ谷2丁目1番地7  
J Aセレサ梶ヶ谷ビル2階)

**川崎市公告第210号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証申請がありましたので、同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成30年 3月29日

川崎市長 福 田 紀 彦

申請のあった年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成30年 3月26日	特定非営利活動法人 みどりなぐらし	堀 由夏	川崎市中原区上新城2丁目 11番25号 セシーズイシイ5-3階	この法人は、主に子育て世代に対して食と農、環境をテーマに、無理はせず身の丈で半歩先へ進めることを目指して事業を行い、企業、行政、他団体、地域と協力して、持続可能なあたたかい社会の形成に寄与することを目的とする。

**川崎市公告第211号**

特定非営利活動法人の定款の変更認証申請について、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次

のとおり公告します。

平成30年 3月29日

川崎市長 福 田 紀 彦

申請のあった年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成30年 3月26日	特定非営利活動法人 あかね	山崎 一男	川崎市高津区千年818	この法人は、障害者に対して、福祉的労働参加の事業、地域活動支援事業、障害者福祉に関する調査研究・啓発事業等を行い、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。